



特殊詐欺に係る再犯防止のための
ワークブック表紙（少年院）
【画像提供：法務省矯正局】



「新しい生活における詐欺・トラブル防止」
広報・啓発ポスター
【画像提供：消費者庁消費者政策課】



特殊詐欺防止に向けた
街頭活動の様子
【写真提供：警察庁生活安全局】

▶ 第 8 編 詐欺事犯者の実態と処遇

- 第 1 章 はじめに
- 第 2 章 詐欺に関連する法令
- 第 3 章 詐欺事犯の動向等
- 第 4 章 再犯防止に向けた各種施策
- 第 5 章 特別調査
- 第 6 章 おわりに

刑法犯の認知件数は、平成15年以降、減少の一途をたどっている。しかしながら、罪名別に見ると、詐欺の認知件数は、増減を繰り返しており、同じ財産犯でありながら認知件数が減少し続けている窃盗とは異なる動きを示している。そのようなこともあり、令和2年の刑法犯検挙人員総数に占める詐欺の検挙人員の比率及び入所受刑者総数に占める詐欺の入所受刑者人員の比率は、いずれも平成15年よりも高くなっている。このような詐欺の動向の背景には、特殊詐欺の動向が関係しているものと思われる。同年頃に急増し、それ以降長く社会問題となっている特殊詐欺については、政府としても、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）の下、その対策に当たっているところであるが、近年も、認知件数は毎年1万件を超える水準で推移し、年間数百億円規模の金が犯罪者の手に渡っており、引き続き撲滅に向けた対策が必要である。他方、再犯について見ると、詐欺の出所受刑者の2年以内及び5年以内再入率は、近年、いずれも低下傾向にあり、令和元年出所受刑者の2年以内再入率及び平成28年出所受刑者の5年以内再入率について、詐欺の出所受刑者と出所受刑者総数を比較すると、いずれも詐欺の出所受刑者が、出所受刑者総数を下回っている。しかしながら、令和2年の成人検挙人員に占める前に同一罪名の前科を5犯以上有する者の比率を見ると、詐欺は、窃盗に続いて高くなっている。詐欺事犯者の再犯防止に向けた対策の必要性はいまだ減じていない。詐欺、とりわけ特殊詐欺の防止や、詐欺事犯者の再犯防止に向けた有効な対策を検討するには、その前提として、詐欺事犯の実態や詐欺事犯者の特性を十分に把握する必要がある。しかしながら、手口、動機、背景事情等が多種多様である詐欺事犯や詐欺事犯者について、その実態や特性を明らかにする統計資料等は、十分にあるとは言えない。法務総合研究所では、広く詐欺事犯の実態や詐欺事犯者の特性等を明らかにするとともに、特殊詐欺を行った者の実態、特性、処分後の成り行き等を明らかにし、特殊詐欺の撲滅に向けた対策や、効果的な再犯防止対策の在り方の検討に資する資料を提供することが必要かつ有益であると考えた。

そこで、本白書では、本編において、「詐欺事犯者の実態と処遇」と題し、詐欺事犯の動向、詐欺事犯者、特に、特殊詐欺事犯者の処遇やその再犯防止に向けた取組の現状を紹介するとともに、詐欺事犯についての再犯防止対策の前提となる実態把握に資する基礎資料を提供することとした。

本編の構成は、次のとおりである。

第2章では、我が国における詐欺に関連する法令を概観する。

第3章では、各種統計資料に基づき、詐欺事犯の動向、処遇の各段階における詐欺事犯者の人員の推移、詐欺事犯者による再犯の状況等を概観する。詐欺被害者についてもここで取り上げる。

第4章では、矯正及び更生保護の各段階において、詐欺事犯者に対して行われている再犯防止に向けた各種施策の現状を紹介する。

第5章では、詐欺事犯者に関する特別調査の内容や同調査によって明らかとなった事項について紹介する。

第6章では、詐欺事犯と詐欺事犯者をめぐる現状と課題を総括し、特殊詐欺対策や詐欺事犯者の再犯を防止するための方策について検討する。

なお、本編では、特に断らない限り、「詐欺」には、刑法246条に規定される罪のほか、同法246条の2に規定される電子計算機使用詐欺罪（本編第2章第1節1項（1）参照）及び同法248条に規定される準詐欺罪（同項（1）参照）が含まれる。また、本編では、「特殊詐欺」について、「詐欺」とは別に取り扱うことがあるが、特殊詐欺については、その定義上（同編第3章第1節1項（3）参照）、各種統計では、「詐欺」ではなく、「恐喝」又は「窃盗」として計上されるものが含まれ得る。したがって、「特殊詐欺」で検挙された者の中には、検察庁新規受理・終局処理人員、入所・出所受

刑者又は保護観察開始人員等の動向を紹介するに当たり、「詐欺」には計上されていない者が含まれ得ることに留意する必要がある。例えば、特殊詐欺の種類のうち、近年相当数の認知・検挙件数があるキャッシュカード詐欺盗については、各種統計では「窃盗」として計上され得るため、この類型の特殊詐欺で検挙された者については、各種統計に基づき、詐欺事犯者の処遇段階の動向（同節2項ないし5項）や再犯・再非行の概況（同章第2節）を紹介する際、その対象に含まれていない可能性がある。

第1節 詐欺に関連する処罰法規

① 刑法・組織的犯罪処罰法

(1) 刑法

詐欺については、まず、**刑法**（明治40年法律第45号）は、246条1項で「人を欺いて財物を交付させ」る行為（**狭義の詐欺罪**）を、同条2項で「前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させ」る行為（**詐欺利得罪**）をそれぞれ処罰の対象としている。また、248条では、「未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させ」る行為を**準詐欺罪**として処罰の対象としている。加えて、昭和62年法律第52号による改正では、コンピュータの普及に伴い、電子情報処理組織をめぐる種々の不正行為が次第に増加しつつあったことから、この種の不正行為に対処するための規定が刑法に新設され、その一環として、「人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させ」る行為（246条の2）が**電子計算機使用詐欺罪**として新たに処罰の対象とされた（昭和62年6月施行）。これらの罪については、250条により、それぞれ未遂行為も処罰の対象とされている。このほか、刑法は、詐欺の手段として用いられることがある文書や有価証券等の偽造・行使、虚偽公文書作成・行使等の行為も処罰の対象としている。

(2) 組織的犯罪処罰法

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下この章において「**組織的犯罪処罰法**」という。）は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化するなどの目的で平成11年8月に制定された（12年2月施行）。同法により、刑法に定められた一定の犯罪が、①団体の活動として、その罪に当たる行為を実行するための組織により行われた場合、②団体に不正権益を得させるなどの目的で実行された場合について、いずれもその法定刑を加重する規定が設けられた（①については、狭義の詐欺罪及び詐欺利得罪も対象とされている）。さらに、これらの刑法犯及びその他の特定の犯罪に係る犯罪収益等を仮装・隠匿・收受する行為及び不法収益等を用いた法人等の事業経営の支配を目的とする役員変更等の行為といったマネー・ロンダリング行為を処罰する規定が設けられたほか、犯罪収益等の没収・追徴及びそのための保全手続に関する規定等が定められた。

平成29年法律第67号による改正では、犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、並びに**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約**（第2編第6章第1節1項参照）の締結に伴い、必要となる罰則の新設等所要の法整備を行うため、一定の重大犯罪（対象犯罪）に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益の獲得等の目的で行われるものの遂行を二人以上で計画する行為であって、その計画に基づき当該犯罪を実行するための準備行為が行われたものを処罰する規定（テロ等準備罪）等が新設されており、組織的な詐欺、電子計算機使用詐欺等もこのテ

口等準備罪の対象犯罪とされた（平成29年7月施行）。

2 詐欺と関係が深い特別法

詐欺に類似した方法により、相手に損害を与えながらも、相手を「欺い」たことを立証することの困難さから詐欺罪の適用が困難な事例もある。そのような被害の発生の防止に資する特別法の一例として、以下の法律がある。

(1) 特定商取引法等

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。平成13年6月1日前の題名は**訪問販売等に関する法律**。以下（1）において「**特定商取引法**」という。）は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。）を公正にするとともに購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にして、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものである。昭和51年の制定時には、契約内容を明確化し、後日紛争が生じることを防止する観点から、訪問販売業者等の書面交付義務が規定され、同義務違反（不交付及び虚偽記載書面の交付）に係る罰則が設けられた。昭和63年法律第43号による改正では、訪問販売業者等に対する禁止行為として、訪問販売等に係る売買契約等の締結について勧誘するに際し、又は同売買契約等の解除等を妨げるため、当該売買契約等に関する事項であって、顧客等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、不実のことを告げる行為（以下（1）において「**不実告知**」という。）等を禁止する規定が整備され、これらの規定に違反した場合に係る罰則が設けられた（昭和63年11月施行）。その後、累次の改正により、規制対象となる取引の追加、罰則の強化（法定刑の引上げ、懲役刑及び罰金刑の併科）がなされていったほか、不実告知等の対象となる事項が具体的に列挙され、明確化されるなどした。最近では、令和3年法律第72号による改正により、通信販売における詐欺的な定期購入商法対策として、通信販売における解除等を妨げるための不実告知や、契約の申込みを受ける最終段階の映像面等において定期購入でないことと誤認させる表示等を禁止する規定が整備されるとともに、これらの規定に違反した場合に係る罰則が新設されるなどした（令和4年6月までに施行）。

特定商取引法と同様に、取引の相手方等に対し、一定の事項について、不実のことを告げる行為等を禁止行為として規定し、これらの規定に違反した場合に係る罰則を設けている法律としては、**宅地建物取引業法**（昭和27年法律第176号）、**旅行業法**（昭和27年法律第239号）等がある。

(2) 不正競争防止法等

不正競争防止法（平成5年法律第47号）は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の確かな実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものである。不正競争防止法では、不正の目的をもって他人の商品等表示と同一又は類似のものを使用して他人の商品等と混同・誤認を生じさせる行為、商品の原産地等について誤認を生じさせるような虚偽の表示をする行為、他人の著名な商品等表示に係る信用等を利用して不正の利益を得る目的で、自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一又は類似のものを使用する行為等について、罰則を設けている。

不正競争防止法と類似の罰則を置く法律としては、食品、添加物、器具又は容器包装に関し、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示等をする行為等について罰則を設けている**食品衛生法**（昭和22年法律第233号）、登録商標以外の商標を使用する場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為等について罰則を設けている**商標法**（昭和34年

法律第127号)等がある。

3 特殊詐欺対策関連の特別法

特殊詐欺(本編第3章第1節1項(3)参照)は、平成15年夏頃から、いわゆるオレオレ詐欺によるものが目立つようになった。架空・他人名義の預貯金口座や携帯電話を利用した特殊詐欺が多発していたことから、その対策のため以下の立法がなされた。

(1) 犯罪収益移転防止法等

インターネット等を通じて売買された他人名義の預貯金口座を不正に利用した振り込み詐欺(本編第3章第1節1項(3)コラム9参照)等の犯罪行為が多発していたことを踏まえ、平成16年法律第164号により、**金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律**(平成14年法律第32号)が改正され、法律の題名が**金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律**に改められるとともに、預貯金口座等の不正な利用を防止するため、預貯金通帳等の有償譲受け等に関する罰則が新設された(平成16年12月施行)。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律は、犯罪収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成19年3月に制定された**犯罪による収益の移転防止に関する法律**(平成19年法律第22号。以下(1)において「**犯罪収益移転防止法**」という。)により廃止され、預貯金通帳等の有償譲受け等の罰則は同法に引き継がれた(20年3月全面施行)。さらに、平成23年法律第31号による犯罪収益移転防止法の改正により、顧客等が隠蔽の目的で本人特定事項を偽った場合や預貯金通帳等の有償譲受け等に対する罰則が強化された(23年5月施行)。

(2) 携帯電話不正利用防止法

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。いわゆる**携帯電話不正利用防止法**)は、振り込み詐欺(本編第3章第1節1項(3)コラム9参照)等の犯罪において、契約者を特定できない携帯電話が利用されることが多かったことを踏まえ、振り込み詐欺対策として、平成17年4月に制定されたものであり、匿名性の高い携帯電話を入手することを困難とし、携帯電話の不正な利用を防止するため、携帯電話に係る役務提供契約時における携帯音声通信事業者の本人確認義務に関する規定や、携帯電話の不正な譲渡等に関する罰則を設けたものである(18年4月全面施行)。また、平成20年法律第76号による改正により、SIMカード(契約者特定記録媒体)単体の譲渡等についても規制対象としたほか、携帯電話等の有償貸与業者が貸与契約を締結する際の本人確認等の手続を厳格に定めるとともに、携帯電話等の不正な貸与等についても新たに処罰の対象とした(20年12月施行)。

4 その他の特別法

詐欺に類似する行為について罰則を設けている特別法としては、以上のほか、①偽りその他不正の行為により税を免れるなどの脱税行為について罰則を設けている**所得税法**(昭和40年法律第33号)、**法人税法**(昭和40年法律第34号)、**消費税法**(昭和63年法律第108号)、**相続税法**(昭和25年法律第73号)等(第4編第4章第1節参照)、②偽りその他不正の手段により公的資金を取得するなどの行為について罰則を設けている**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律**(昭和30年法律第179号)、**生活保護法**(昭和25年法律第144号)等、③仮装売買等による相場操縦等の行為について

罰則を設けている**金融商品取引法**（昭和23年法律第25号。同章第2節参照）、④破産、会社更生等において債権者等を害する目的で行われる財産の譲渡を仮装するなどの行為について罰則を設けている**破産法**（平成16年法律第75号）、**会社更生法**（平成14年法律第154号）等がある。

第2節 詐欺被害者の救済に関する法律

1 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）は、犯罪被害者の保護を一層充実させるため、詐欺を含む財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた財産（犯罪被害財産）の没収又はその価額の追徴により得た財産等を用いて、当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定めるものであり、平成18年6月に制定された（同年12月全面施行）。また、これに合わせて、平成18年法律第86号により組織的犯罪処罰法も改正された（同月施行）。これにより、被害者による損害賠償請求権等の行使が困難な場合、例えば、詐欺を含む財産犯が組織的に行われた場合や当該犯罪被害財産が隠匿された場合等に、組織的犯罪処罰法により当該犯罪被害財産の没収・追徴が可能となり、当該財産等を被害回復給付金の支給に充てることができることとなった。同支給手続においては、没収した犯罪被害財産に相当する金銭の保管を始めとする支給手続の主体が検察官とされ、犯罪被害財産の没収・追徴の理由とされた犯罪行為の被害者のほか、これと一連の犯行として行われるなどした犯罪行為の被害者についても、被害回復給付金の支給の申請をすることができる。令和2年における被害回復給付金支給開始手続の開始決定件数等については第6編第2章第2節3項を、詐欺に係る被害回復給付金の支給状況の推移については**8-3-3-8表①**をそれぞれ参照。

2 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めるとして、平成19年12月に制定されたものであり（20年6月施行）、振り込め詐欺等による財産的被害の迅速な回復等に資するものである。同手続による被害回復分配金の支払状況の推移については、**8-3-3-8表②**を参照。

第3節 詐欺の捜査に係る法律

1 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

詐欺の捜査に係る法律として、**刑事訴訟法**（昭和23年法律第131号）等に加え、**犯罪捜査のための通信傍受に関する法律**（平成11年法律第137号。以下この項において「通信傍受法」という。）がある。同法は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることに鑑み、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、平成11年8月に制定された（12年8月施行）。同法により、検察官又は司法警察員は、対象犯罪が行われたと疑うに足りる十分な理由がある場合であって、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるときなどにおいて、犯罪の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示等を内容とする通信が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の

状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときに、裁判官が発付する傍受令状に基づき、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないでこれを傍受することができることとされている。

平成28年法律第54号による改正により、犯罪捜査のための通信傍受の対象となる犯罪に詐欺、電子計算機使用詐欺等が加えられ、これらの犯罪についても、あらかじめ定められた役割分担に従って行動する人の結合体により行われるなどの場合においては、通信傍受を有用な捜査手法の一つとして活用できることとなった（平成28年12月施行）。また、同改正により、通信事業者等の施設においてその職員の立会いの下、通信が行われるのと同時に傍受する従来の手続に加え、通信事業者等が通信を暗号化し、一時的に保存をする方法により傍受する手続や、通信事業者等が暗号化した通信を、捜査機関の施設等に設置された、通信傍受法に定められた要件を満たす電子計算機に伝送させ、通信事業者等による立会いを要さず、受信するのと同時に復号し、又は一時的保存をする方法により傍受する手続が新たに導入されるなど、通信傍受手続の合理化・効率化がなされた（令和元年6月施行）。詐欺に係る通信傍受実施事件数及び傍受令状発付件数の推移については、**8-3-1-29表**参照。

2 合意制度

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（以下この項において「**合意制度**」という。）は、平成28年法律第54号による刑事訴訟法の改正により、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化等を図るために創設された（平成30年6月施行）。合意制度は、検察官が、弁護人の同意がある場合に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の刑事事件について真実の供述をすること、証拠物を提出することなどの協力的行為をし、検察官が被疑者・被告人の事件について、その協力的行為を被疑者・被告人に有利に考慮して公訴を提起せず、軽い訴因により公訴を提起し、軽い求刑をするなどの有利な取扱いをすることを内容とする合意をすることができるものである。

合意制度の対象となる犯罪には、詐欺、電子計算機使用詐欺等が含まれている。特殊詐欺に代表される詐欺事犯が組織的な背景を伴って行われる場合、その密行性や正当な経済活動との区別を含めた事案の解明が困難となり得るが、罪を犯した者から他人の犯罪についての証拠を得るという合意制度は、首謀者の関与状況等を含めた事案の解明のために、犯罪の実行者等の組織内部の者から供述や証拠物を得て捜査を進展させる上で、有用な捜査手法となり得る。

この章では、各種統計資料等に基づき、詐欺事犯の動向、処遇の各段階における人員の推移、詐欺事犯者による再犯の状況等について概観する。

第1節 詐欺事犯の動向等

1 認知・検挙・取締り

(1) 詐欺

ア 認知件数・検挙件数・検挙率

(ア) 概要

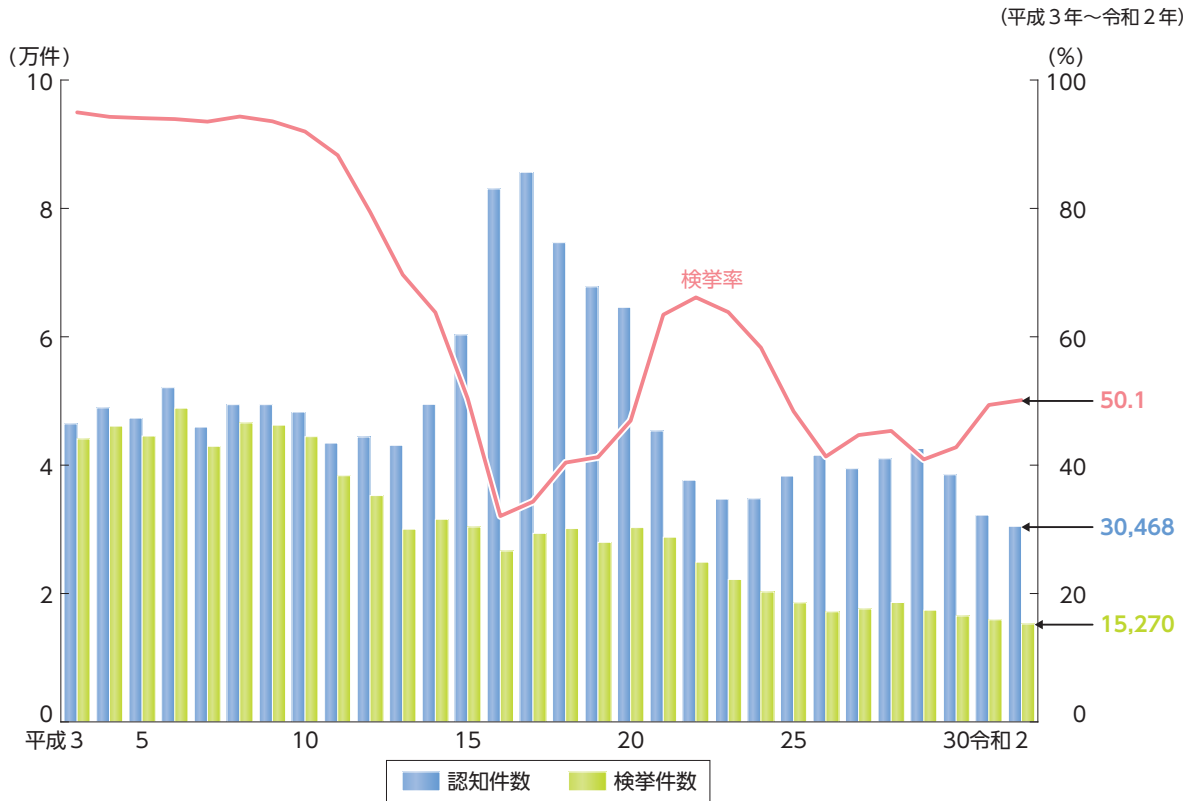
詐欺の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**8-3-1-1**図のとおりである（特殊詐欺（本項（3）参照）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移については、**8-3-1-17**図参照）。

認知件数は、平成元年から10年までは5万件前後、11年から13年までは4万件台前半で推移していたが、15年及び16年に大きく増加し、17年には8万5,596件に達した後、18年から減少し、23年には3万4,720件となった（CD-ROM参照）。その後、再び増加傾向に転じ、29年には4万2,571件に達したが、翌年からは毎年減少し、令和2年は3万468件（前年比5.4%減）であった。なお、特殊詐欺については、罪名としては、詐欺のほか、恐喝又は窃盗にも該当し得ることに留意する必要があるが、その被害が目立ち始めたのは平成15年夏頃であり、16年には特殊詐欺の認知件数が約2万5,700件に達している（本項（3）参照）。刑法犯の認知件数総数に占める詐欺の認知件数の割合は、令和2年は5.0%であり、平成3年（2.0%）よりも高い（**1-1-1-3**図及びCD-ROM資料**1-2**参照）。

検挙件数は、平成10年までは4万件台を維持していたが、11年以降減少し、13年から21年まで、おおむね3万件前後で推移した後、更に減少し、25年からは1万件台で推移し、令和2年は1万5,270件（前年比4.0%減）であった。

検挙率は、平成10年までは90%台であったが、11年以降の検挙件数の減少及び14年以降の認知件数の増加により大きく低下し、16年には32.1%まで低下した後、22年（66.1%）まで上昇し続けた。その後、再び低下し、25年から令和元年まで40%台で推移したが、2年は50.1%（前年比0.7pt上昇）であった。

8-3-1-1 図 詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

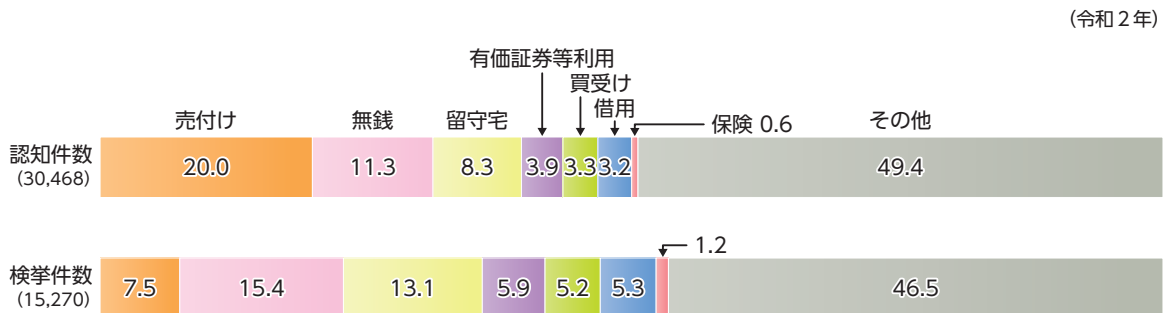


注 警察庁の統計による。

(イ) 手口別

令和2年における詐欺の認知件数及び検挙件数の手口別構成比を見ると、8-3-1-2図のとおりである。

8-3-1-2 図 詐欺 認知件数・検挙件数の手口別構成比

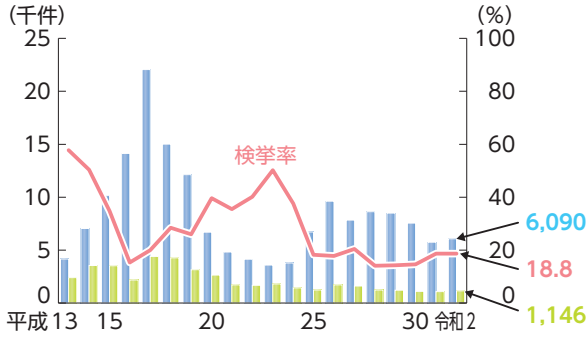


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「売付け」は、売付けを口実として金品をだまし取るものをいう。
 3 「無銭」は、人を欺いて飲食、宿泊、乗車等し、不法の利益を得るものをいう。
 4 「留守宅」は、留守宅を訪れ、口実を設けて留守家族等から金品をだまし取るものをいう。
 5 「有価証券等利用」は、有価証券等（偽造、変造又は無効のものを含む。）を利用して金品をだまし取るものをいう。
 6 「買受け」は、買受けを口実として金品をだまし取るものをいう。
 7 「借用」は、借用を口実として金品をだまし取るものをいう。
 8 「保険」は、保険金受領の資格等を偽り、保険金をだまし取るものをいう。
 9 「その他」は、不動産利用、募集、職権、釣銭・両替、横取り等を含む。
 10 () 内は、件数である。

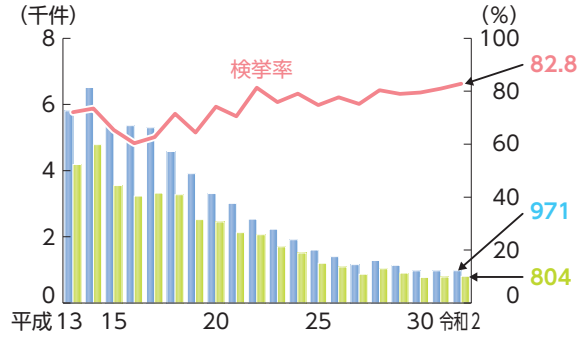
詐欺の主な手口別の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を見ると、8-3-1-3図のとおりである。

(平成13年～令和2年)

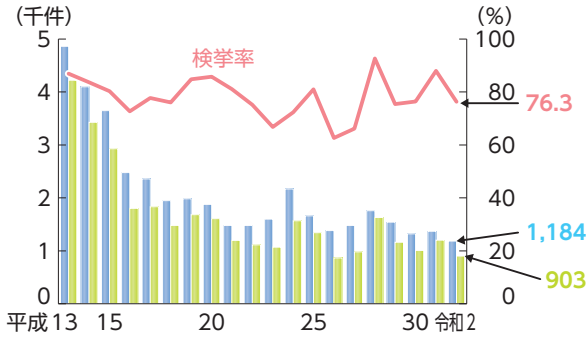
① 売付け



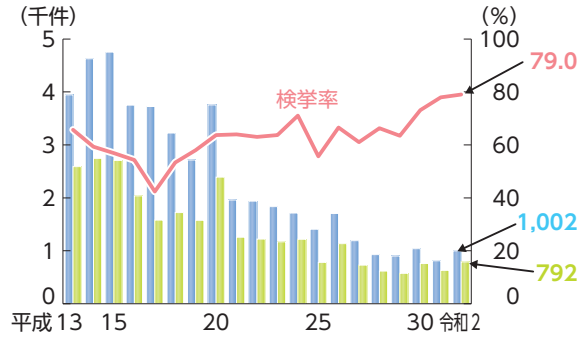
② 借用



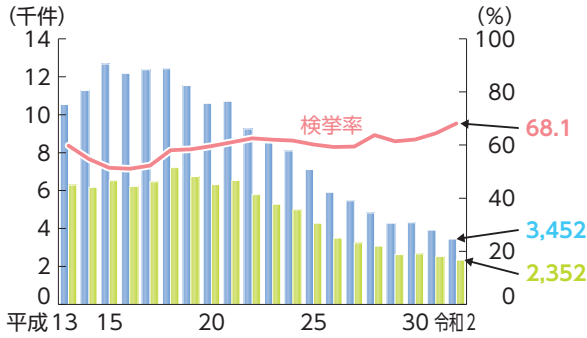
③ 有価証券等利用



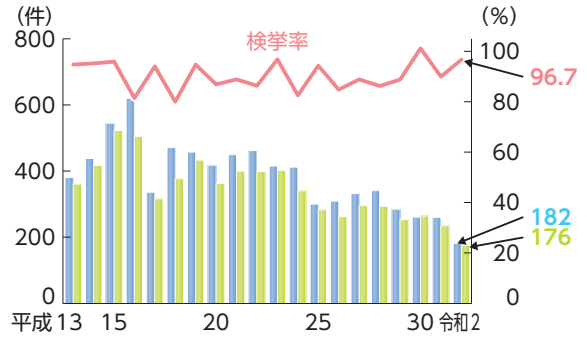
④ 買受け



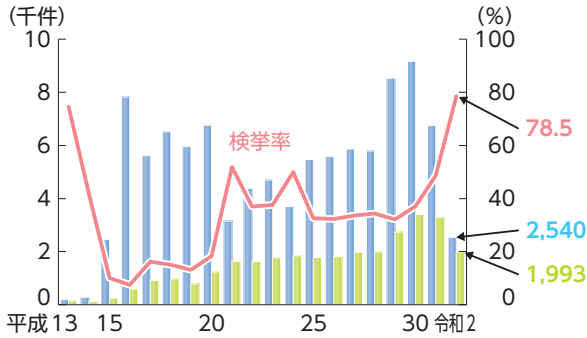
⑤ 無銭



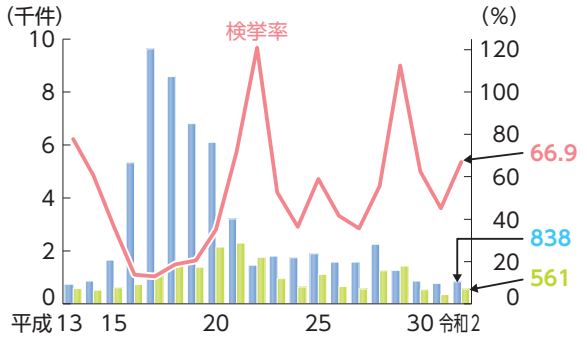
⑥ 保険



⑦ 留守宅



⑧ 募集



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 1 警察庁の統計による。
 2 「売付け」は、売付けを口実として金品をだまし取るものをいう。
 3 「借用」は、借用を口実として金品をだまし取るものをいう。
 4 「有価証券等利用」は、有価証券等（偽造、変造又は無効のものを含む。）を利用して金品をだまし取るものをいう。
 5 「買受け」は、買受けを口実として金品をだまし取るものをいう。
 6 「無銭」は、人を欺いて飲食、宿泊、乗車等し、不法の利益を得るものをいう。
 7 「保険」は、保険金受領の資格等を偽り、保険金をだまし取るものをいう。
 8 「留守宅」は、留守宅を訪れ、口実を設けて留守家族等から金品をだまし取るものをいう。
 9 「募集」は、募集を口実として金品をだまし取るものをいう。
 10 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

① 売付け (8-3-1-3 図①)

売付けの認知件数は、平成17年(2万2,052件)をピークに、翌年から23年(3,585件)まで減少し続けた後、24年から26年(9,612件)まで増加したものの、29年以降は減少を続けていたが、令和2年は6,090件(前年比6.3%増)であった。検挙件数は、平成17年(4,407件)をピークに、翌年から減少傾向にあったが、令和2年は1,146件(同7.1%増)であった。なお、平成17年から20年までの間、オークション利用詐欺の検挙件数が1,000件を超えていたことにも留意が必要である(4-5-2-1表CD-ROM参照)。検挙率は、16年(15.3%)から上昇傾向にあり、23年には、認知件数の減少等により50.2%に達したが、その翌年から減少し、近年は、おおむね10%台で推移している。

② 借用 (8-3-1-3 図②)

借用の認知件数は、平成14年(6,515件)をピークに、翌年から減少傾向にあり、令和2年は、971件(前年比0.3%減)であり、平成14年の約7分の1の水準である。検挙件数は、同年(4,789件)をピークに、翌年から減少傾向にあり、令和2年は804件(同1.9%増)であった。検挙率は、平成13年以降、一貫して60%を上回っており、22年以降、おおむね80%前後で推移している。

③ 有価証券等利用 (8-3-1-3 図③)

有価証券等利用の認知件数は、平成13年(4,862件)以降、減少傾向にあるものの、16年に3,000件を下回った後も、1,300件台から2,400件台の間で推移していたが、令和2年は1,184件(前年比13.5%減)であった。検挙件数は、平成13年(4,223件)を最多に、翌年から減少傾向にあり、25年以降はおおむね800件台から1,600件台の間で推移し、令和2年は903件(同25.0%減)であった。検挙率は、平成28年(92.7%)を最高に、60%を上回る水準で推移している。

④ 買受け (8-3-1-3 図④)

買受けの認知件数は、平成15年(4,754件)を最多に、20年まではおおむね3,000件を上回って推移していたが、21年に大きく減少し、その後も減少傾向にあり、令和2年は1,002件(前年比23.6%増)であった。検挙件数は、平成14年(2,746件)をピークに、翌年から減少傾向にあり、20年に一旦増加したものの、21年以降はおおむね500件台から1,200件台の間で推移し、令和2年は792件(同25.3%増)であった。なお、平成17年から20年までの間、オークション利用詐欺の検挙件数が1,000件を超えていたことにも留意が必要である(4-5-2-1表CD-ROM参照)。検挙率は、17年(42.4%)を除いて、50%を上回る水準で推移しており、近年は上昇傾向にある。

⑤ 無銭 (8-3-1-3 図⑤)

無銭の認知件数は、平成15年(1万2,679件)を最多に、21年までは1万件台で推移していたが、22年(9,253件)以降、減少傾向にあり、令和2年は3,452件(前年比12.0%減)であった。検挙件数は、平成18年(7,210件)を最多に、翌年から減少傾向にあり、29年以降は2,000件台で推移しており、令和2年は2,352件(同7.0%減)であった。検挙率は、平成13年以降、50%台前半から60%台前半の間で推移していたが、令和2年は68.1%であった。

⑥ 保険 (8-3-1-3 図⑥)

保険の認知件数は、平成13年から16年(620件)まで増加し、翌年に大きく減少した後は、18年から24年までは400件台、25年から28年までは300件台、29年以降は200件台でそれぞれ推移していたが、令和2年は182件(前年比30.0%減)であった。検挙件数は、平成25年(283件)以降、200件台で推移していたが、令和2年は176件(同24.8%減)であった。検挙率は、他の手口と比較して総じて高く、平成18年(80.0%)を最低に、一貫して80%以上を維持している。

⑦ 留守宅 (8-3-1-3図⑦)

特殊詐欺に係る手口である留守宅の認知件数は、平成15年に急増（前年比786.3%増）した後、その翌年から令和元年までは3,000件台から9,000件台で推移していたが、2年は2,540件（同62.4%減）と大きく減少した。検挙件数は、平成20年から28年まで1,000件台で推移した後、29年に2,000件台、30年に3,000件台に至ったが、令和2年は1,993件（同39.2%減）であった。検挙率は、平成22年から令和元年までは30%台から40%台で推移していたが、2年は78.5%（同29.9pt上昇）と大きく上昇した。

⑧ 募集 (8-3-1-3図⑧)

募集の認知件数は、平成17年（9,629件）をピークに、その翌年から減少傾向にあり、令和2年は838件（前年比7.7%増）であった。検挙件数は、平成13年以降、300件台から2,300件台の間で増減を繰り返しており、令和2年は561件（同59.8%増）であった。検挙率は、平成13年以降、上昇・低下を繰り返しており、令和2年は66.9%（同21.8pt上昇）であった。

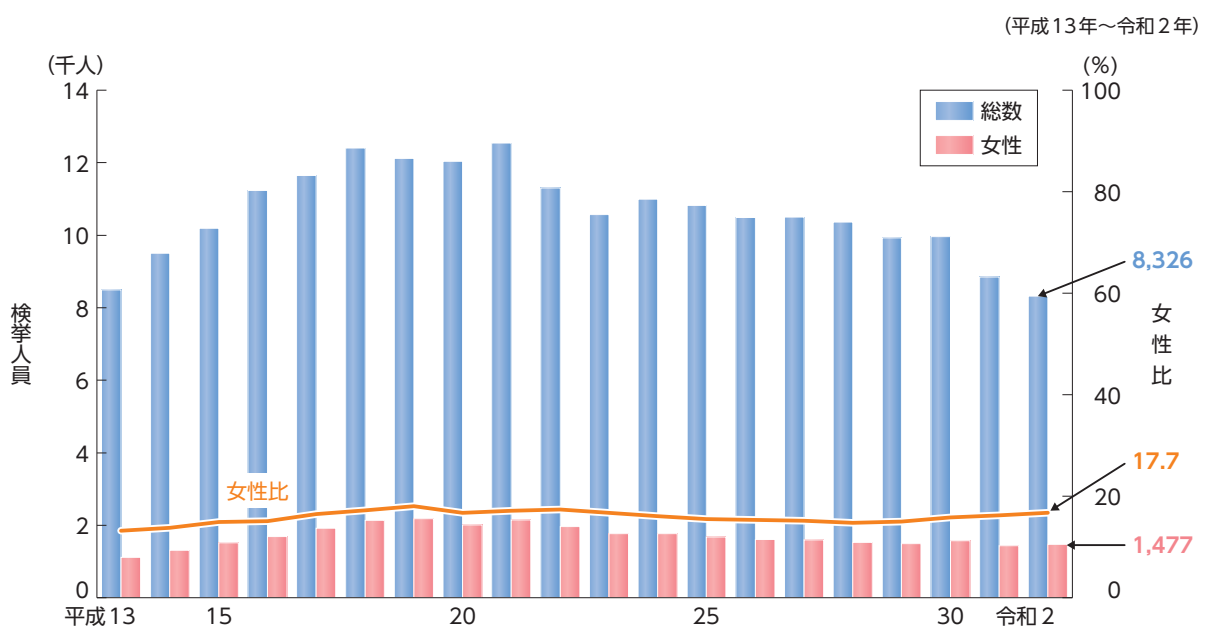
イ 検挙人員

(ア) 概要

詐欺の検挙人員（総数・女性）及び女性比の推移（最近20年間）を見ると、8-3-1-4図のとおりである（特殊詐欺の検挙人員の推移については、8-3-1-23図参照）。詐欺の検挙人員総数は、平成21年（1万2,542人）をピークに翌年から減少傾向にあり、令和2年は8,326人（前年比5.8%減）であった。女性の検挙人員は、平成18年から21年まで2,000人台で推移した後、減少傾向にあり、令和2年は1,477人（同2.6%増）であった。女性比は、平成13年（13.2%）から19年（18.1%）まで上昇し続け、その後は、14%台から17%台の間で推移しており、令和2年は17.7%（同1.5pt上昇）であった。2年の詐欺の女性比は、刑法犯検挙人員総数の女性比（21.3%。1-1-1-6表参照）よりも低い。

令和2年における刑法犯の検挙人員に占める詐欺の検挙人員の割合は、総数では4.6%であり、女性では3.8%であった（CD-ROM資料1-1参照）。

8-3-1-4図 詐欺 検挙人員（総数・女性）、女性比の推移



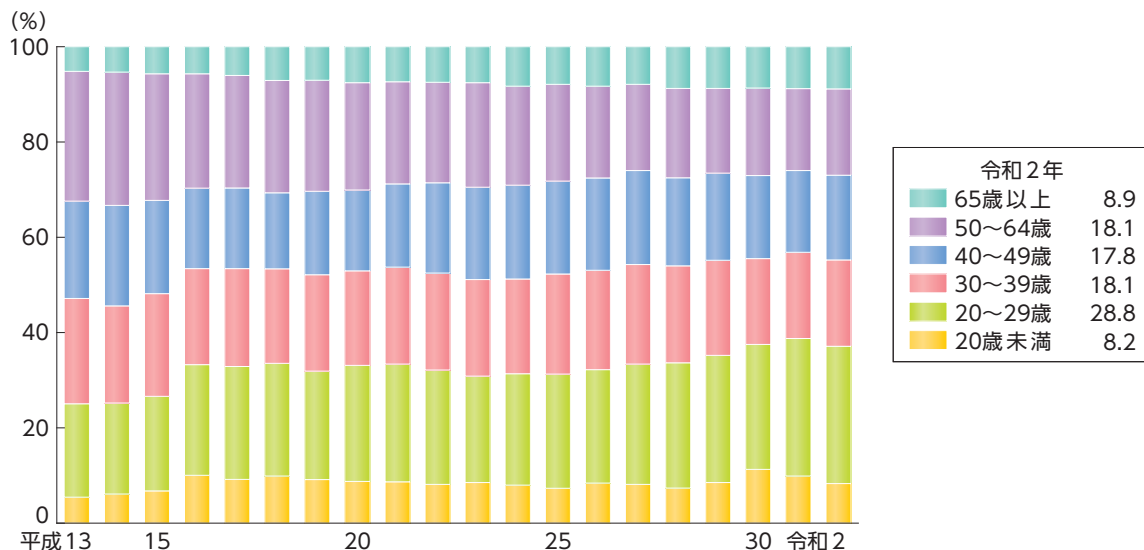
注 警察庁の統計による。

(イ) 年齢層別

詐欺の検挙人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-5図**のとおりである（特殊詐欺の検挙人員の年齢層別構成比については、**8-3-1-25図**参照）。詐欺の検挙人員のうち少年の構成比は、平成16年（10.0%（前年比3.3pt上昇））に大きく上昇した後、20年から29年までは7%台から8%台の間で推移していたが、30年に11%台に上昇したのを経て、令和2年は8.2%（同1.6pt低下）であった。詐欺の検挙人員のうち20歳代の者の構成比は、上昇傾向を示しており、2年における少年及び20歳代の者の検挙人員の合計は、詐欺検挙人員の37.1%（平成13年比12.0pt上昇）を占める。40歳代の者の構成比は、21年以降、17%台から19%台の間で推移し、50～64歳の者の構成比は、14年（28.0%）を最高に低下傾向にある一方、65歳以上の高齢者の構成比は、上昇傾向にある。令和2年の詐欺の検挙人員に占める高齢者の比率は8.9%（前年比0.1pt上昇）であったが、令和2年の刑法犯検挙人員総数に占める高齢者の比率（22.8%。**1-1-1-5図**参照）よりも顕著に低い。なお、同年における高齢者の詐欺の検挙人員（745人）のうち70歳以上の者は、430人であった（CD-ROM参照）。

8-3-1-5図 詐欺 検挙人員の年齢層別構成比の推移

（平成13年～令和2年）

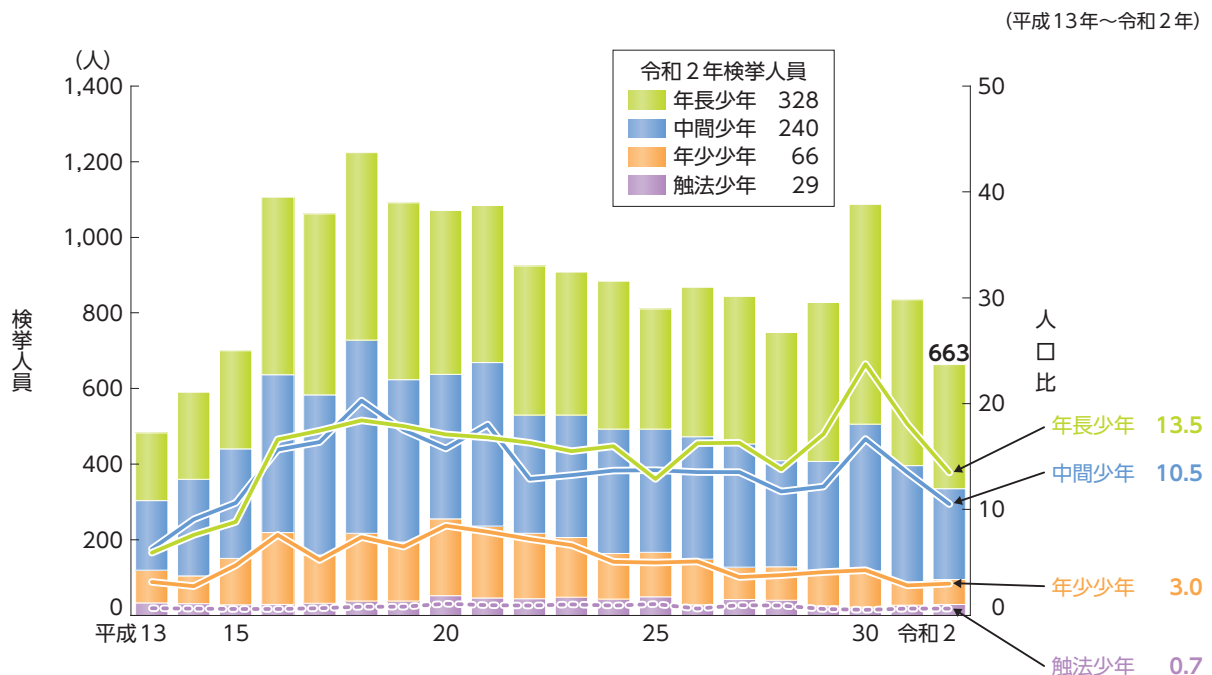


注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

少年による詐欺の検挙人員（触法少年による補導人員を含む。）及び人口比の推移（最近20年間）について、犯行時の年齢層別に見ると、**8-3-1-6図**のとおりである（少年による特殊詐欺の検挙人員及び人口比の推移については、**8-3-1-26図**参照）。総数では、平成16年（1,106人）に大きく増加し、18年に1,224人に達し、翌年から28年（748人）まで減少傾向にあったが、30年（1,087人）に再び増加したのを経て、その後は減少している。令和2年における少年による刑法犯の検挙人員（触法少年による補導人員を含む。）総数に占める詐欺の割合は、3.1%であった（**3-1-1-6表**参照）。触法少年は、平成20年（52人）を最多に減少傾向にあり、令和2年は29人であった。同年における年少少年の検挙人員は、最も多かった平成20年（203人）の約3分の1である66人であり、中間少年の検挙人員は、最も多かった18年（511人）の約2分の1である240人であった。これに対し、年長少年は、16年（470人）に大きく増加して以降、30年（581人）を最多に300人台から500人台の間で推移しており、令和2年は328人（前年比25.3%減）であった。

年齢層別に少年による詐欺の人口比を見ると、一貫して、触法少年が最も低く、年少少年がこれに続く。中間少年及び年長少年の人口比は、平成16年以降、触法少年及び年少少年の人口比よりも顕著に高い。26年以降は、一貫して、年長少年の人口比が中間少年の人口比を上回っている。

8-3-1-6図 少年による詐欺 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）



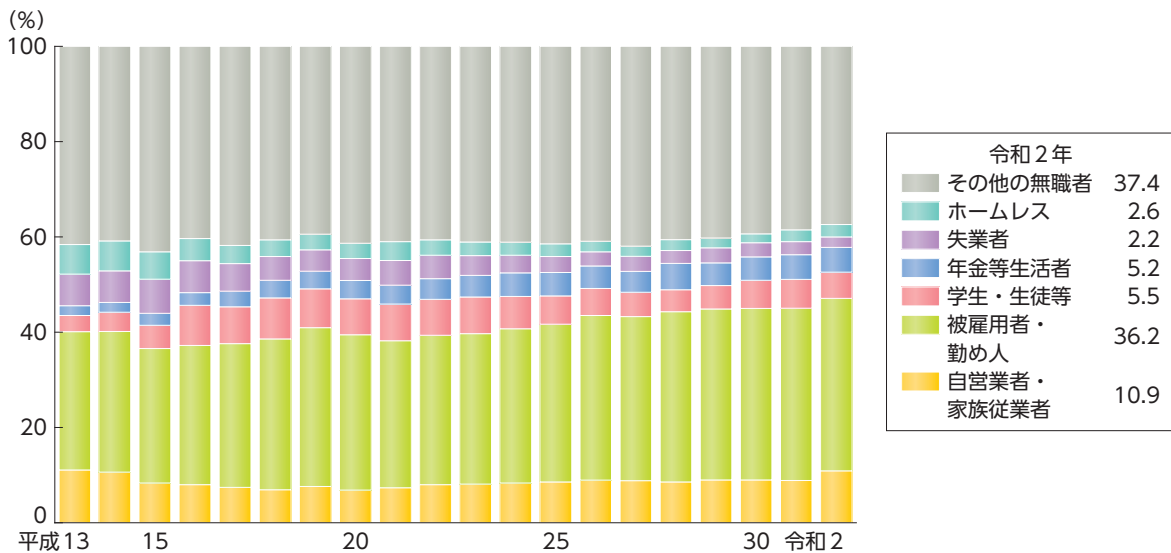
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
 4 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの詐欺の検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。

(ウ) 職業別

詐欺の検挙人員について、犯行時の職業別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-7図**のとおりである。被雇用者・勤め人の構成比は、上昇傾向にあり、令和2年（3,013人）は36.2%（平成13年比7.1pt上昇）であった。年金等生活者（無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。）の構成比も、上昇傾向にあり、令和2年（434人）は5.2%（同3.2pt上昇）であった。学生・生徒等の構成比は、平成16年（8.4%）に大きく上昇し、18年（1,067人）の8.6%を最高に、翌年から低下傾向を示し、28年（479人）には4%台となったが、30年以降は5%台から6%台の間で推移し、令和2年（461人）は5.5%（同2.2pt上昇）であった。一方、失業者の構成比は、平成15年（728人）の7.1%を最高に、翌年から低下傾向にあり、令和2年（182人）は2.2%（同4.5pt低下）であった。また、ホームレスの構成比も、平成14年（594人）の6.2%を最高に、翌年から低下傾向にあり、令和2年（220人）は2.6%（同3.5pt低下）であった。

8-3-1-7図 詐欺 検挙人員の職業別構成比の推移

(平成13年～令和2年)

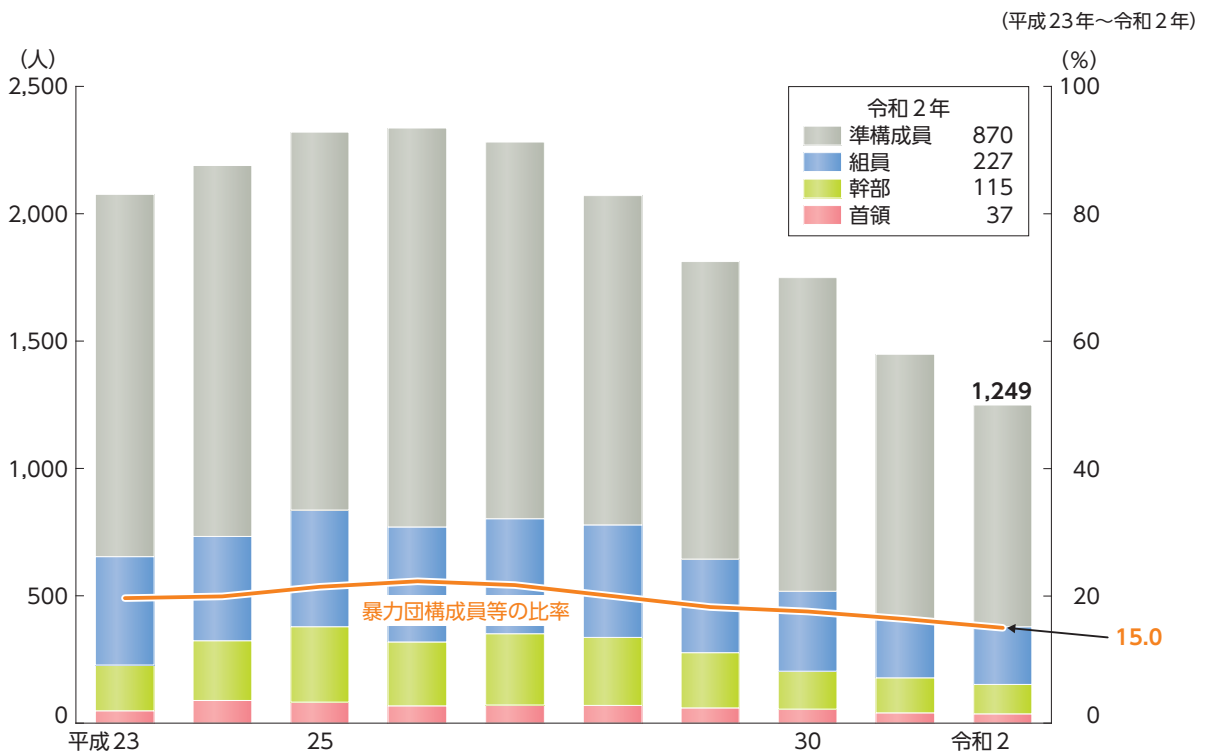


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の職業による。
 3 「年金等生活者」は、無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。
 4 「その他の無職者」には、主婦を含む。

(工) 暴力団構成員等

詐欺について、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（エ）において同じ。）の検挙人員及び検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率の推移（最近10年間）を見ると、**8-3-1-8図**のとおりである（特殊詐欺の暴力団構成員等検挙人員等の推移については、**8-3-1-27図**参照）。暴力団構成員等による詐欺の検挙人員は、平成26年（2,337人）を最多に、翌年から減少し続けている。暴力団構成員等の比率は、26年（22.3%）を最高に、翌年から低下し続け、令和2年は15.0%であるが、同年の刑法犯の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率（4.1%。**4-3-2-3表**参照）よりも顕著に高い。同年の暴力団構成員等による詐欺の検挙人員を地位別に見ると、首領及び幹部の合計は12.2%、組員は18.2%、準構成員は69.7%であった。

8-3-1-8図 詐欺 暴力団構成員等検挙人員等の推移

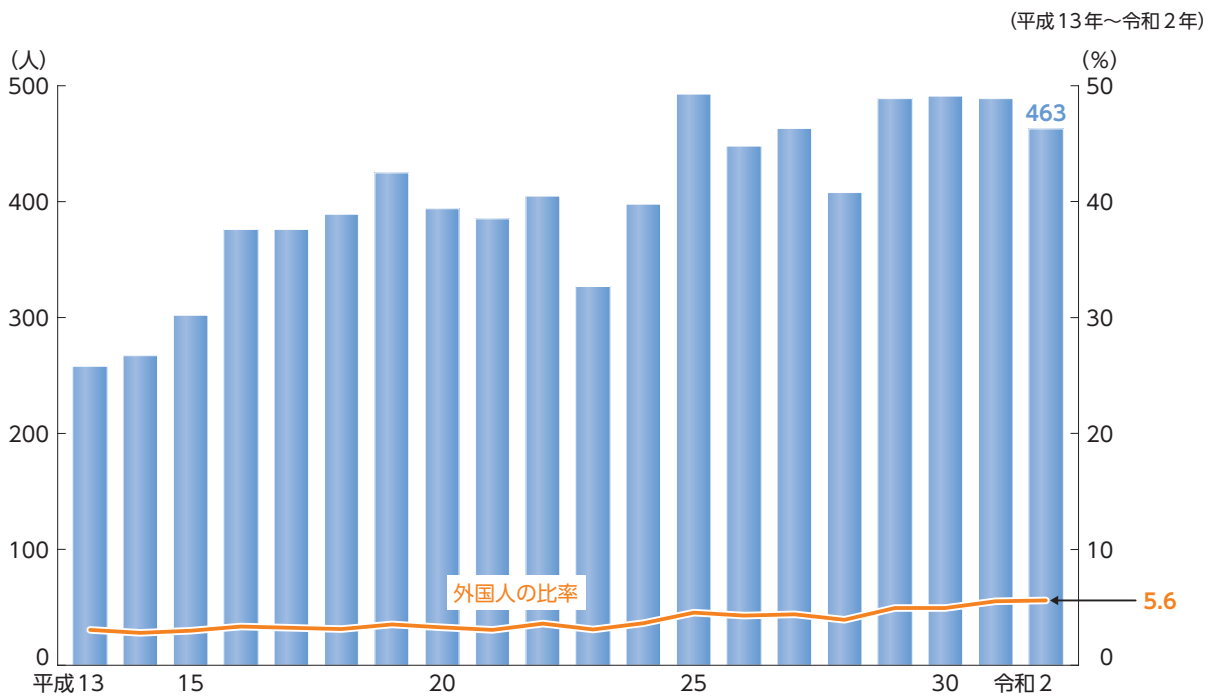


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

(オ) 外国人

外国人による詐欺の検挙人員及び検挙人員総数に占める外国人の比率の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-9図**のとおりである（特殊詐欺の外国人検挙人員等の推移については、**8-3-1-28図**参照）。外国人による詐欺の検挙人員は、平成13年以降、増加傾向を示したが、19年に425人に達した後は、おおむね400人台で推移しており、令和2年は463人（前年比5.3%減）であった。2年の外国人による詐欺の検挙人員を国籍別に見ると、中国（195人、42.1%）が最も多く、次いで、韓国・朝鮮（81人、17.5%）、ベトナム（50人、10.8%）、ブラジル（16人、3.5%）の順であった（警察庁の統計による。）。同年の詐欺検挙人員総数に占める外国人の比率は、5.6%であり、同年における刑法犯の検挙人員総数に占める外国人の比率（5.2%）とほぼ同程度であった（警察庁の統計による。）。

8-3-1-9図 詐欺 外国人検挙人員等の推移



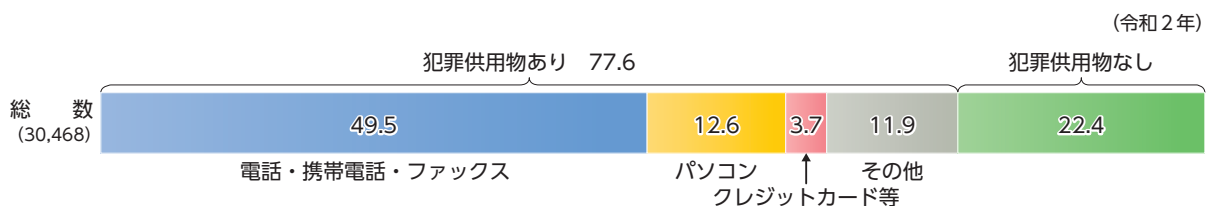
注 1 警察庁の統計による。
2 「外国人の比率」は、検挙人員総数に占める外国人の比率である。

ウ 犯行態様

(ア) 犯罪供用物

令和2年における詐欺の認知件数について、犯罪供用物等別構成比（犯罪供用物の種類が2以上ある場合には、主たるものによる。）を見ると、**8-3-1-10図**のとおりである。

8-3-1-10図 詐欺 認知件数の犯罪供用物等別構成比

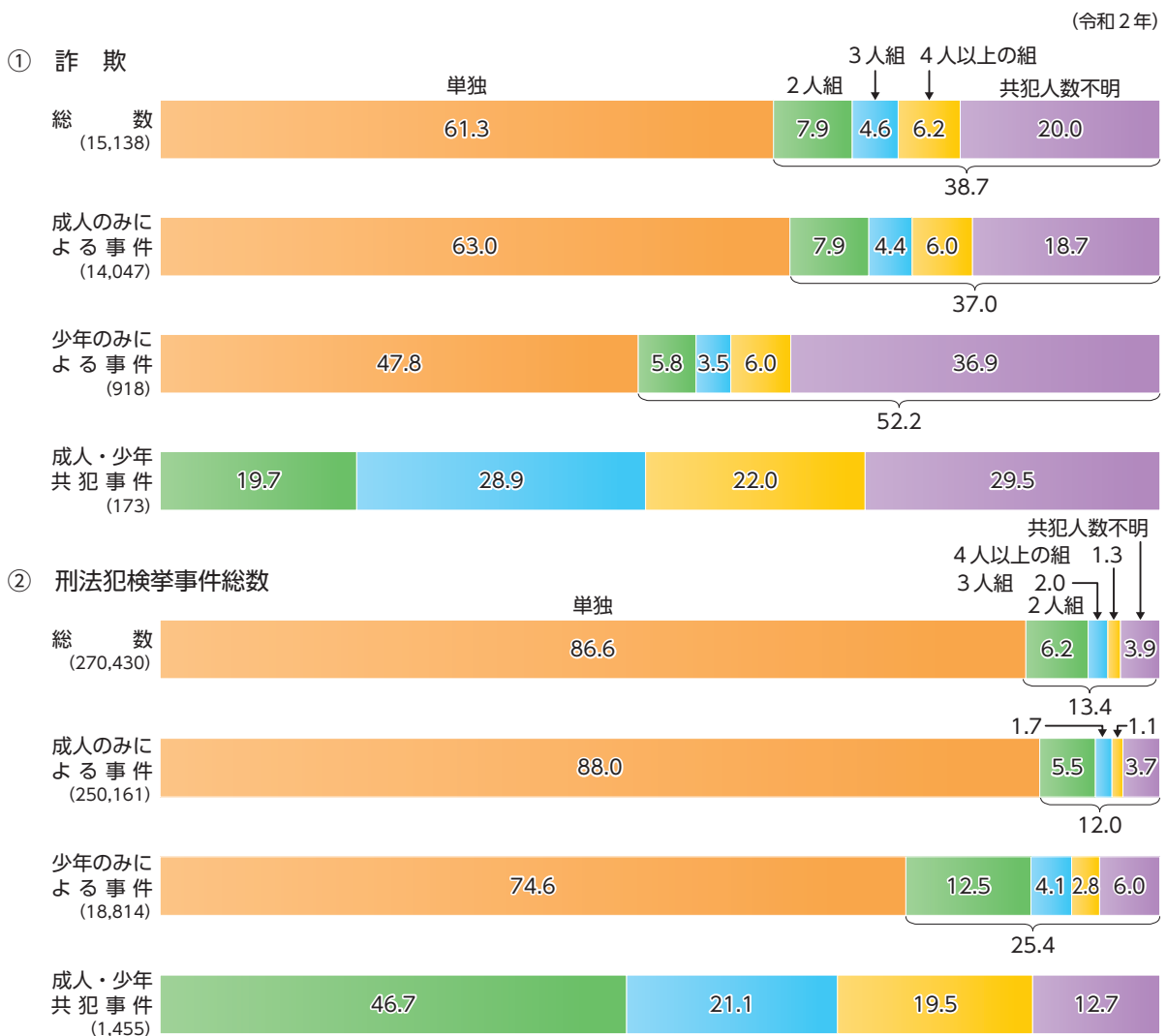


注 1 警察庁の統計による。
2 「犯罪供用物」は、刑法19条1項1号及び2号に規定する物をいい、発見、押収された物に限らず、被害者参考人等の供述等によって推定される物を含む。
3 犯罪供用物の種類が2以上ある場合には、主たるものによる。
4 「クレジットカード等」は、クレジットカード、キャッシュカード、消費者金融カード及びプリペイドカードである。
5 「その他」は、変（偽）造硬貨・紙幣、チラシ・パンフレット、手形・小切手、証券・債権証、商品券、通帳等を含む。
6 () 内は、件数である。

(イ) 共犯者

8-3-1-11図は、令和2年における詐欺の検挙事件（触法少年の補導件数を含まない。また、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。以下（イ）において同じ。）及び刑法犯検挙事件総数について、共犯率（共犯による事件数（共犯人数不明（共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものをいう。以下（イ）において同じ。）のものを含む。）の占める比率をいう。）及び共犯者数別構成比を見るとともに、これを成人又は少年のみによる事件、成人・少年共犯事件別に見たものである。共犯率は、刑法犯検挙事件総数では13.4%であるところ、詐欺については、総数（38.7%）、成人のみによる事件（成人の単独犯又は成人のみの共犯による事件。37.0%）及び少年のみによる事件（少年の単独犯又は少年のみの共犯による事件。52.2%）のいずれも刑法犯検挙事件総数の共犯率を大きく上回った。また、共犯による事件のうち4人以上の組によるものが占める比率について、刑法犯検挙事件総数・詐欺の別に見ると、成人のみの共犯による事件では、それぞれ1.1%、6.0%、少年のみの共犯による事件では、それぞれ2.8%、6.0%、成人・少年共犯事件では、それぞれ19.5%、22.0%であり、いずれも詐欺が刑法犯検挙事件総数を上回った（3-1-1-7図CD-ROM参照）。また、詐欺は、刑法犯検挙事件総数と比較して、共犯による事件のうち共犯人数不明のものの構成比が高かった。

8-3-1-11図 詐欺 検挙事件の共犯率・共犯者数別構成比



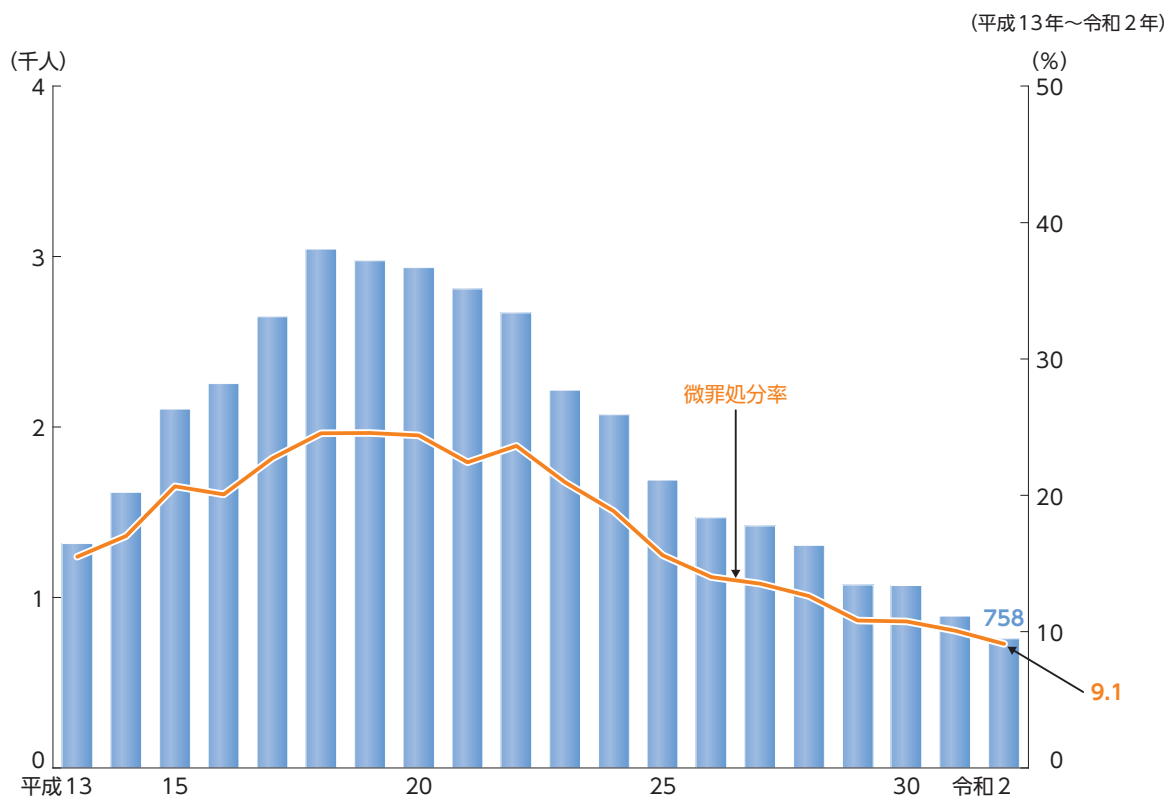
注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 触法少年の補導件数を含まない。
 4 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 5 「共犯人数不明」は、共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを計上している。
 6 () 内は、件数である。

エ 微罪処分

詐欺の検挙人員のうち微罪処分（第2編第2章第1節参照）により処理された人員及び微罪処分率（検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**8-3-1-12図**のとおりである。微罪処分により処理された人員は、平成18年（3,045人）を最高に、翌年から減少し続け、令和2年は758人（前年比14.9%減）であった。

微罪処分率は、平成13年から19年（24.6%）まで上昇傾向にあったが、翌年から低下傾向にあり、令和2年は9.1%（前年比1.0pt低下）であった。

8-3-1-12図 詐欺 微罪処分人員・微罪処分率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
2 「微罪処分率」は、検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。

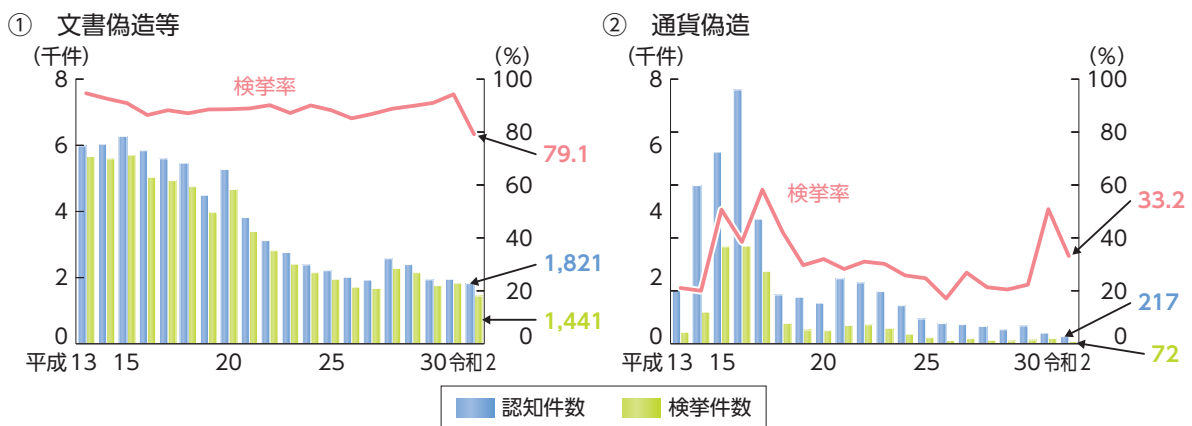
(2) 詐欺に関連する犯罪

ア 偽造

文書偽造等（文書偽造，有価証券偽造及び支払用カード偽造をいう。以下アにおいて同じ。）及び通貨偽造の認知件数，検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を見ると，8-3-1-13図のとおりである。文書偽造等の認知件数は，平成20年までは4,000件台から6,000件台の間で推移していたが，21年以降は減少傾向にあり，近年はおおむね2,000件前後で推移し，令和2年は1,821件（前年比6.6%減）であった。通貨偽造の認知件数は，平成14年から大きく増加し，16年には7,675件に達したが，その後，大きく減少し，25年以降は1,000件を下回って推移し，令和2年は217件（同33.8%減）であった。検挙率については，文書偽造等はおおむね80%以上の高い水準で推移しているのに対し，通貨偽造は60%を下回る水準で推移している。

8-3-1-13図 文書偽造等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

(平成13年～令和2年)



注 1 警察庁の統計による。

2 ①の「文書偽造等」は，文書偽造，有価証券偽造及び支払用カード偽造をいう。なお，「支払用カード偽造」は，刑法第2編第18章の2の支払用カード電磁的記録に関する罪をいい，平成14年から計上している。

イ 組織的犯罪処罰法違反（組織的な詐欺）

組織的犯罪処罰法（本編第2章第1節1項（2）参照）違反のうち組織的な詐欺について，検察庁新規受理人員の推移を見ると，8-3-1-14表のとおりである。

8-3-1-14表 組織的犯罪処罰法違反（組織的な詐欺）検察庁新規受理人員の推移

(平成12年～令和2年)

区分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
検察庁新規受理人員	-	2	18	106	106	281	241	322	240	306	343

区分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
検察庁新規受理人員	277	22	253	207	121	106	38	24	104	25

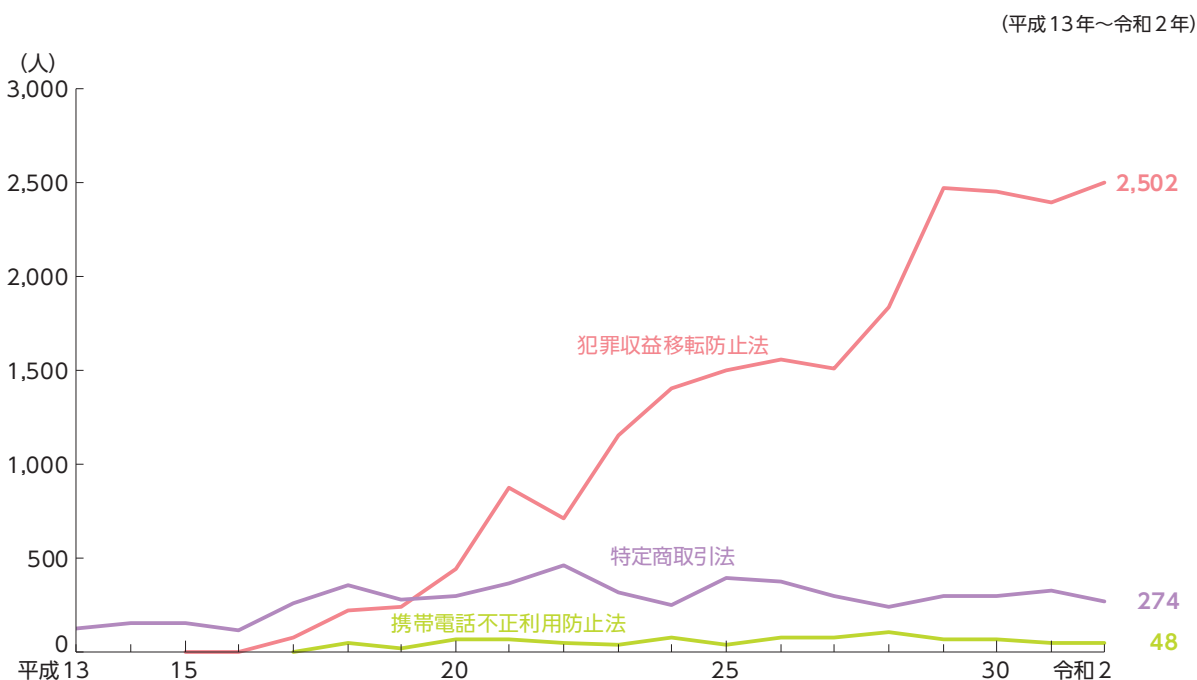
注 1 検察統計年報による。

2 平成12年は，組織的犯罪処罰法の施行日である2月1日以降の数値に基づく。

ウ その他の詐欺に関連する特別法犯

特定商取引法（本編第2章第1節2項（1）参照）、犯罪収益移転防止法（同節3項（1）参照）及び携帯電話不正利用防止法（同項（2）参照）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-15図**のとおりである。犯罪収益移転防止法違反は、増加傾向が顕著であり、平成23年に1,000人を超え、29年以降は2,000人を超えて推移しており、令和2年は2,502人（前年比4.3%増）であった。

8-3-1-15図 犯罪収益移転防止法違反等 検察庁新規受理人員の推移



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「犯罪収益移転防止法」は、同法による廃止前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号。平成16年12月10日前の題名は「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」である。）違反を含む。
 3 「特定商取引法」は、平成12年法律第120号による改正前の訪問販売等に関する法律（昭和51年法律第57号）違反を含む。

コラム8 新型コロナウイルス感染症に関連する詐欺事犯

令和2年1月、日本国内で初めて、新型コロナウイルスの感染者が確認され、その後、我が国の社会、経済、国民生活の在り方は大きな変容を余儀なくされた。このコラムでは、新型コロナウイルス感染症に関連して発生した詐欺事犯について紹介する。

これまでも大規模自然災害や重大な社会的な事象が発生すると、人々の不安につけ込むような手口による詐欺の発生が報告されている。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大でも、多くの国民が、自らや家族の感染、生活の変化、仕事や収入等に不安を感じている。すると、その不安につけ込んで現金等をだまし取ろうとする手口が確認された。令和2年初頭、感染予防のためマスクの需要が急激に高まり、全国的にマスクの供給が不足すると、マスクを確保したいという人々の焦りに乗じ、インターネット上に、マスクの販売を行う旨のサイトを開設し、マスクの在庫があるように装って注文を受け、代金をだまし取ったり、クレジットカード情報等を盗み取ったりする事案が報告された。その後も、給付金の支給等を始めた種々の支援策やワクチンの接種に関連し、行政機関の職員等になりすまして現金

等をだまし取ろうとする手口が報告されている。特殊詐欺を実行する犯罪組織は、新たな社会不安が発生すると、これを犯行に悪用しようとする傾向があるが、新型コロナウイルス感染症についてもその例外ではない。行政機関の職員を名乗る男から、同感染症関連の給付金の振込に通帳等が必要であるから、受取に人を向かわせるという電話を受け、不審に思った被害者からの通報により、警察官が受け子を逮捕したという事案が報告されている。同年における同感染症に関連した特殊詐欺の認知件数は55件、その被害額は合計約1億円であり、検挙件数・検挙人員は13件、16人であった（警察庁刑事局の資料による。）。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの国民が生活や事業に影響を受けると、これを支援するために各種の給付金等を支給する制度が設けられた。これらの制度の中には、支援を必要とする者に迅速に支給を行うべく、必要書類を厳選して申請手を簡素なものとするものもあった。すると、これに乗じて、給付金等をだまし取る者が現れた。例えば、持続化給付金制度は、同感染症の感染拡大に伴う営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中小企業、個人事業者等に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるべく、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とした制度であり、令和2年5月から3年2月までの間に約441万件の申請がなされ、約424万件の中小企業、個人事業者等に約5.5兆円の給付金が支給された。しかしながら、これらの申請の中には、事業を実施していないにもかかわらず申請を行う、売上げを偽って申請する、売上減少の理由が同感染症の影響によらないのに申請に及ぶなどの不正行為に基づく申請が含まれることが判明した。その中には、自ら不正な申請を行うにとどまらず、友人や知人等に対して不正な申請を行うように勧誘するという例も見受けられた。同年8月26日現在、持続化給付金の給付要件を満たさないうちにもかかわらず誤って申請を行い受給したなどとして同給付金の自主返還の申出が行われた件数は、1万9,386件（返還済み件数・金額は、1万4,028件、約151億円）に及んでいる（中小企業庁長官官房の資料による。）。また、同年7月末現在の持続化給付金に係る詐欺の検挙件数・検挙人員は1,445件、1,703人であり、その立件額は合計約14億4,200万円に及んでいる（警察庁刑事局の資料による。）。

このほかにも、令和2年以降に発生した詐欺の中には、新型コロナウイルス感染症に起因して解雇や休業を余儀なくされるなどして生活困窮に陥り、これを背景に犯行をした者が含まれる可能性もある。法務総合研究所としては、このような同感染症と犯罪動向の関係について、今後も注視していくこととしたい。

持続化給付金の不正受給は犯罪です!!

事業を実施していないにもかかわらず申請する。
各月の売上を偽って申請する。
売上減少の理由が新型コロナウイルスの影響によらないのに申請する。

上記の行為は**全て犯罪です。**
犯罪行為はあなたの人生を狂わせます。
不正な申請は取り返すことができません。

経済産業省
持続化給付金コールセンター
0120-279-292

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください。

持続化給付金の申請も、
市区町村や経済産業省などの窓口から、家族構成や銀行の口座番号、
電話番号などの個人情報を提供しようとする詐欺が最近多発しています。
そうした電話や郵便、メール等があったら、
それは詐欺の疑いがあります。

※ただし「相談したいと思ったら」
持続化給付金コールセンター
0120-279-292 まで

もし少しでも「不安になったら」
最寄りの警察署
☎9110 (112) まで

経済産業省
持続化給付金
コールセンター
0120-279-292

【画像提供：中小企業庁長官官房】

(3) 特殊詐欺

特殊詐欺とは、例えば、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（恐喝及び窃盗を含む。）の総称をいう（特殊詐欺の類型については、**8-3-1-16表**参照）。特殊詐欺は、親族等を装って被害者に電話をかけて、身近な人が困難な状況に陥っており、金銭が至急必要であるかのように信じ込ませる手口のオレオレ詐欺によるものが平成15年夏頃から目立ち始め、16年には早くも認知件数が約2万5,700件、被害総額（本章第3節2項（2）参照）が約284億円に達した。その後も、特殊詐欺は、社会情勢の変化等に応じて手口の巧妙化・多様化が進み、今日まで依然として深刻な情勢にある。

特殊詐欺は、主犯・指示役を中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」、被害者からだまし取った金銭をATM（CDを含む。以下この編において同じ。）から引き出す「出し子」、犯行に悪用されることを承知しながら、犯行拠点をあっせんしたり、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を調達したりする「犯行準備役」等からなる犯行グループにより、役割分担の上、組織的に敢行されている。

8-3-1-16表 特殊詐欺の類型

オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
還付金詐欺	税金還付等に必要の手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。これら金融商品に対して、購入意思のない被害者に名義貸しをさせた後、名義貸しをしたことによるトラブル解決名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものを含む。
ギャンブル詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
交際あっせん詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等を記載したメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
その他の特殊詐欺	上記特殊詐欺の類型に該当しない特殊詐欺をいう。
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、キャッシュカード等を窃取するものをいう。

注 1 警察庁刑事局の資料による。

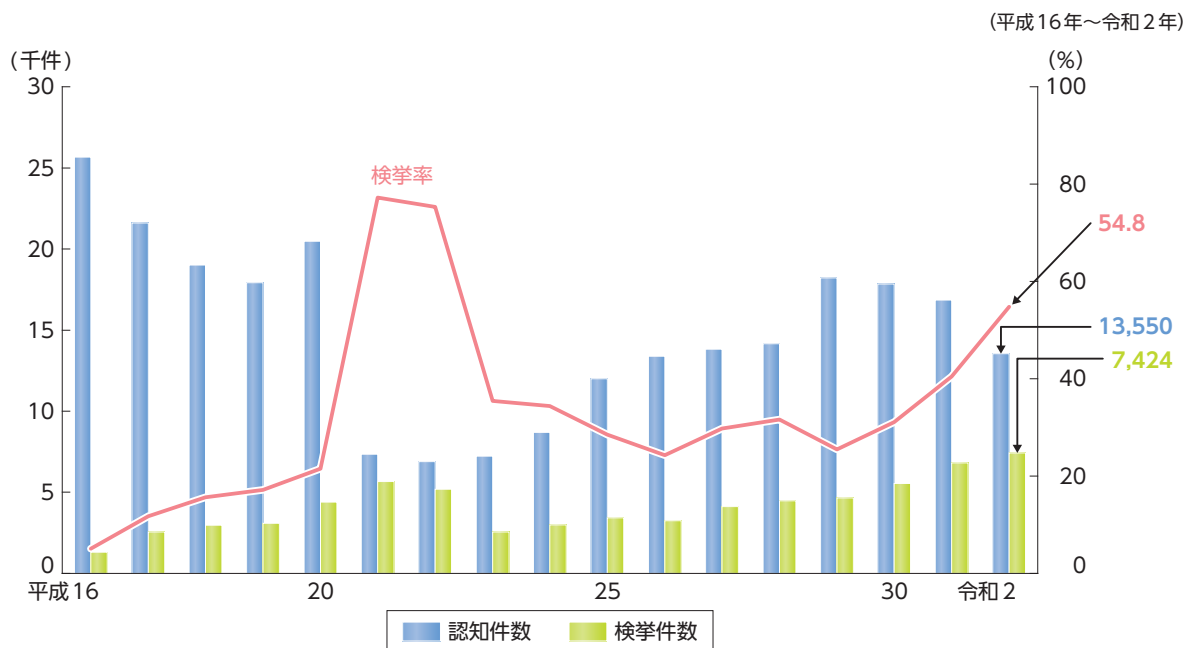
2 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

ア 認知件数・検挙件数・検挙率

(ア) 概要

特殊詐欺の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（統計の存在する平成16年以降）を見ると、**8-3-1-17図**のとおりである。特殊詐欺の各類型について集計を始めた時期が異なる点等には留意する必要があるが、認知件数は、16年に2万5,667件に達した後、翌年から19年まで減少し、20年（2万481件）に一旦増加したものの、21年に大きく減少して1万件を下回り、22年には6,888件まで減少した。その後、23年から29年（1万8,212件）まで増加し続けたのを経て、30年からは減少し続けており、令和2年は1万3,550件（前年比19.6%減）であった。検挙件数は、平成16年から21年（5,669件）まで増加し、23年（2,556件）に大きく減少したが、24年からは増加傾向にあり、令和2年は7,424件（同8.9%増）であり、平成16年以降最多となった。

8-3-1-17図 特殊詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

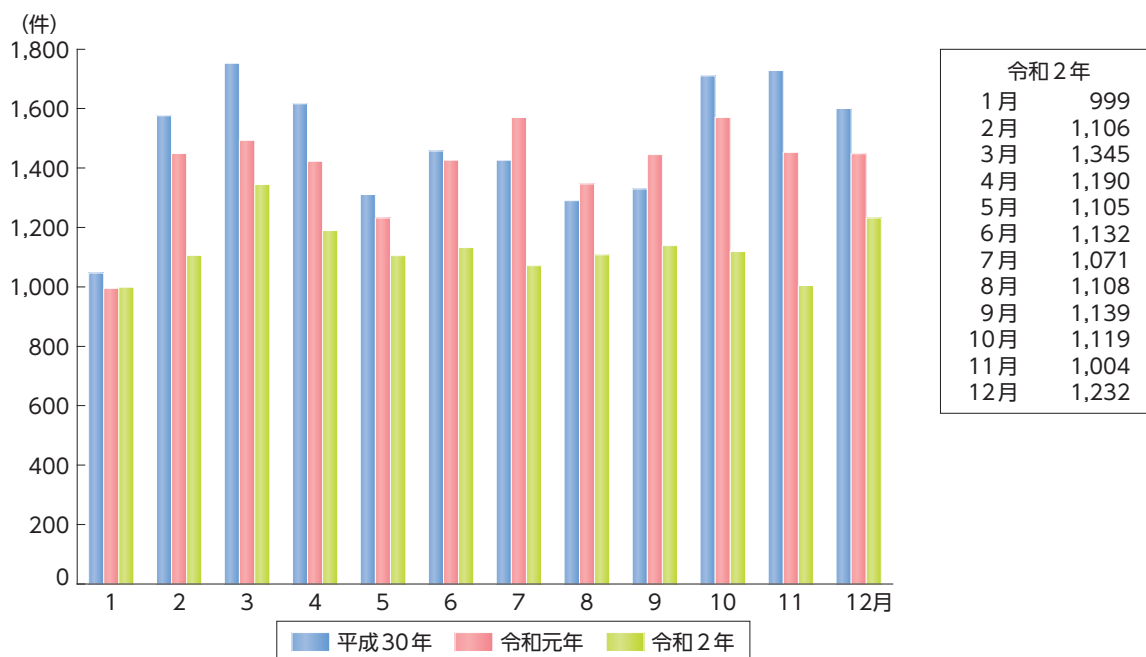


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 各数値は、次の類型の合計である。
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。
 4 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

特殊詐欺について、平成30年以降における月別の認知件数の推移を見ると、**8-3-1-18図**のとおりである。いずれの年も、3月の認知件数が多く、1月の認知件数が最も少ない。前月の認知件数からの増減を見ると、30年及び令和元年については、2月から3月にかけて増加し、4月から5月にかけて減少した後、6月から7月にかけて増加ないし横ばいとなり、8月に一旦減少するも、9月から10月にかけて増加した後、11月及び12月は横ばいとなる動きを見せていたが、2年については、2月から3月にかけて増加した後、4月以降、おおむね横ばい状態で推移した後、12月に増加するという動きを示している。

8-3-1-18 図 特殊詐欺 認知件数の推移（月別）

（平成30年～令和2年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 各数値は、次の類型の合計である。
 平成30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 3 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

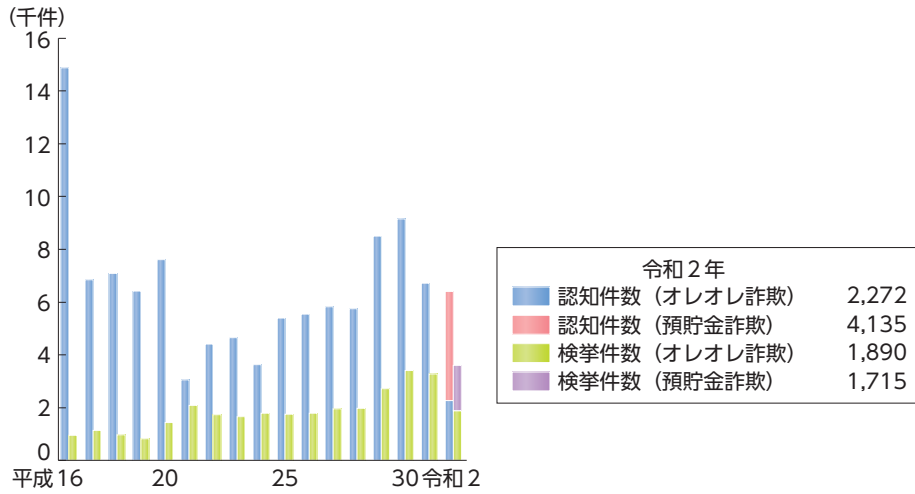
（イ） 類型別

特殊詐欺の認知件数及び検挙件数の推移（統計の存在する平成16年以降）を類型（8-3-1-16表参照）別に見ると、8-3-1-19図のとおりである。令和2年における類型別の認知件数は、オレオレ詐欺（6,407件。同年においては「預貯金詐欺」を含む。特に断らない限り、以下この項において同じ。）が最も多く、次いで、キャッシュカード詐欺盗（2,850件）、架空料金請求詐欺（2,010件）、還付金詐欺（1,804件）、融資保証金詐欺（295件）、ギャンブル詐欺（98件）、金融商品詐欺（58件）、交際あっせん詐欺（22件）の順であり、その他の特殊詐欺が6件であった。

特殊詐欺の各類型について集計を始めた時期が異なる点等には留意する必要があるが、各年における各類型の認知件数が特殊詐欺全体の認知件数に占める割合を見ると、オレオレ詐欺は、融資保証金詐欺が最も高い割合を占めた平成17年及び18年を除いて最も高く、19年以降、35%台から64%台の間で推移し、令和2年は47.3%であった。平成30年から集計されているキャッシュカード詐欺盗の各年の認知件数が特殊詐欺全体の認知件数に占める割合は、令和元年（22.4%）、2年（21.0%）において、オレオレ詐欺に次いで高かった。他方、平成17年に46.0%と最も高い割合を占めた融資保証金詐欺は、22年（5.3%。前年比15.1pt低下）に大きく低下して以降、低下傾向にあり、令和2年は2.2%であった。また、金融商品詐欺も、平成24年の22.8%を最高に、25年（15.6%）から低下傾向にあり、令和2年は0.4%であった。同年の検挙率を類型別に見ると、キャッシュカード詐欺盗（90.9%）、融資保証金詐欺（67.1%）、その他の特殊詐欺（66.7%）、金融商品詐欺（63.8%）、交際あっせん詐欺（63.6%）及びオレオレ詐欺（56.3%）が、特殊詐欺全体（54.8%）を上回った（CD-ROM参照）。

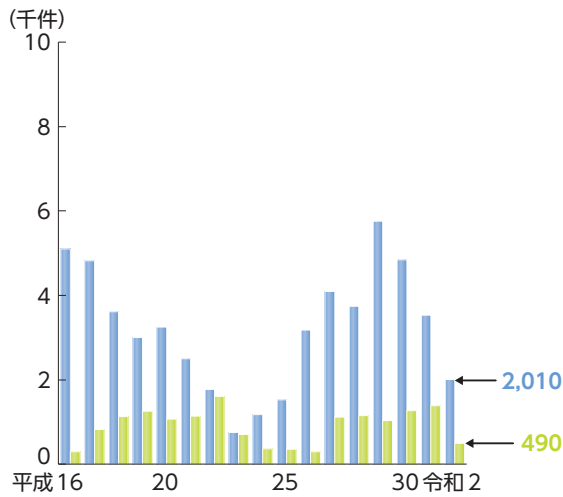
(平成16年～令和2年)

① オレオレ詐欺



(平成16年～令和2年)

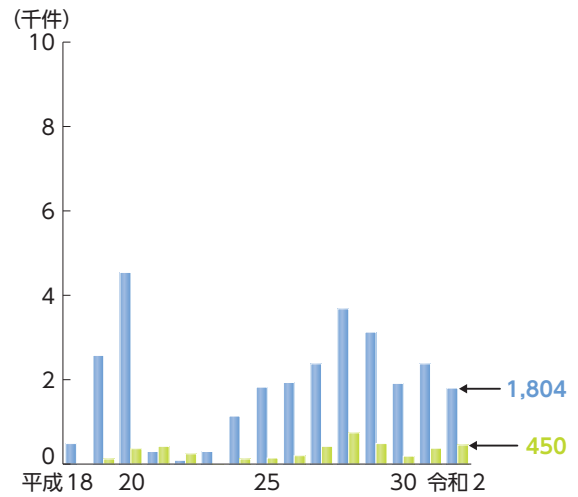
② 架空料金請求詐欺



(平成16年～令和2年)

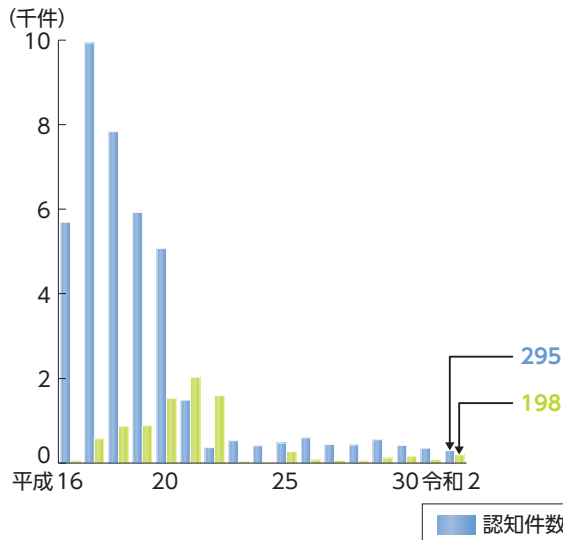
(平成18年～令和2年)

③ 還付金詐欺

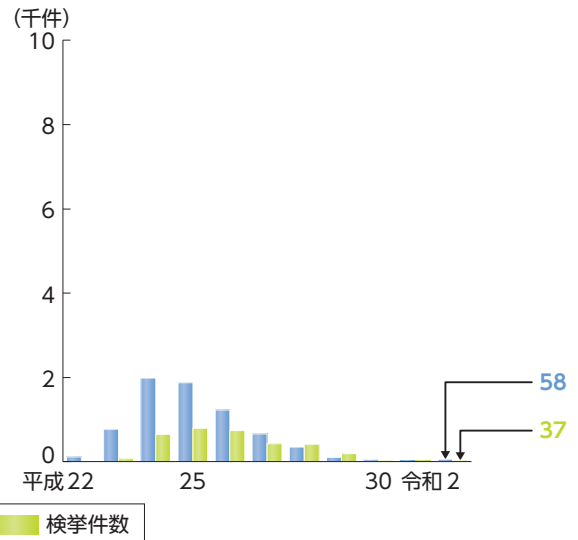


(平成22年～令和2年)

④ 融資保証金詐欺

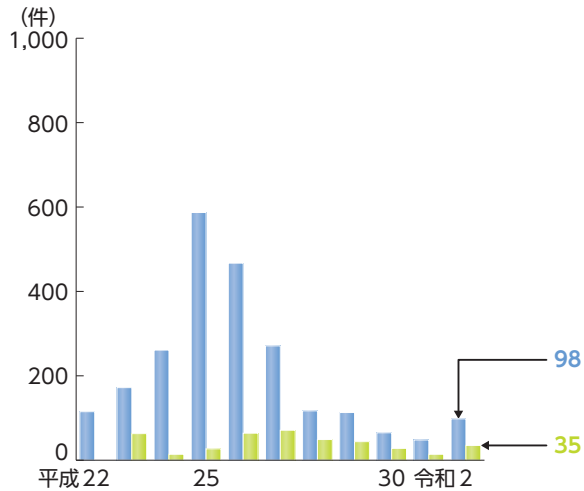


⑤ 金融商品詐欺



(平成22年～令和2年)

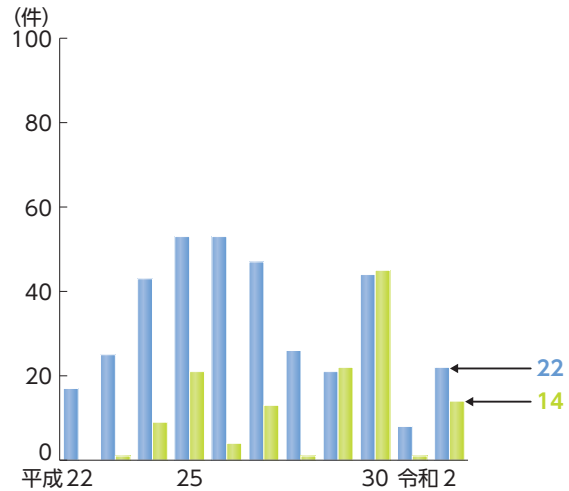
⑥ ギャンブル詐欺



(平成22年～令和2年)

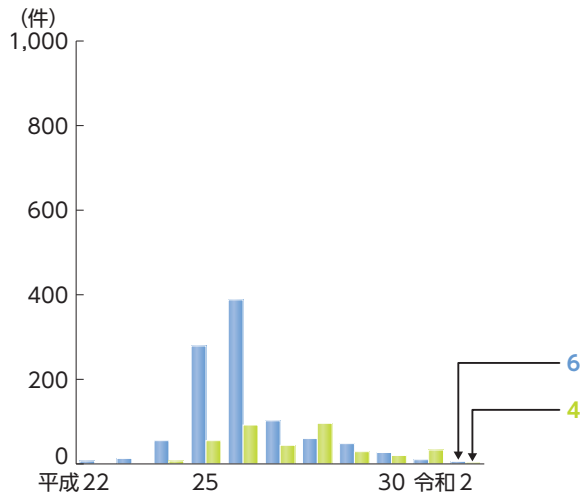
(平成22年～令和2年)

⑦ 交際あっせん詐欺



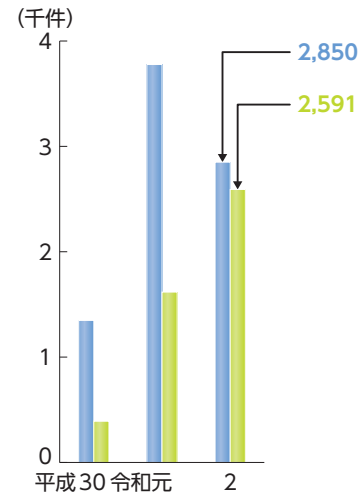
(平成30年～令和2年)

⑧ その他の特殊詐欺



■ 認知件数 ■ 検挙件数

⑨ キャッシュカード詐欺盗



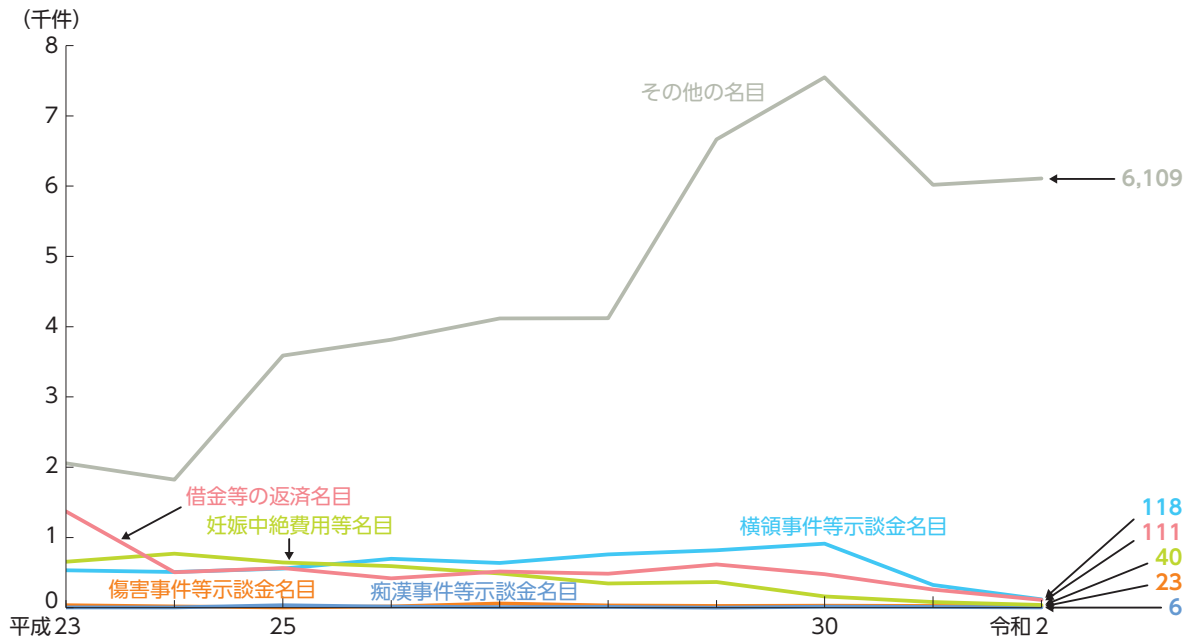
注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

特殊詐欺のうちオレオレ詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、**8-3-1-20図**のとおりである。平成23年は、借金等の返済名目が、24年及び25年は、妊娠中絶費用等名目が、26年以降は、横領事件等示談金名目が、「その他の名目」を除いてそれぞれ最も多く、27年以降は、例年、横領事件等示談金名目、借金等の返済名目、妊娠中絶費用等名目の順に多い。令和2年における「その他の名目」（6,109件）の中では、預貯金詐欺が4,135件、損失保証金等名目が1,377件であった（CD-ROM参照）。

8-3-1-20 図 特殊詐欺（オレオレ詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成23年～令和2年）

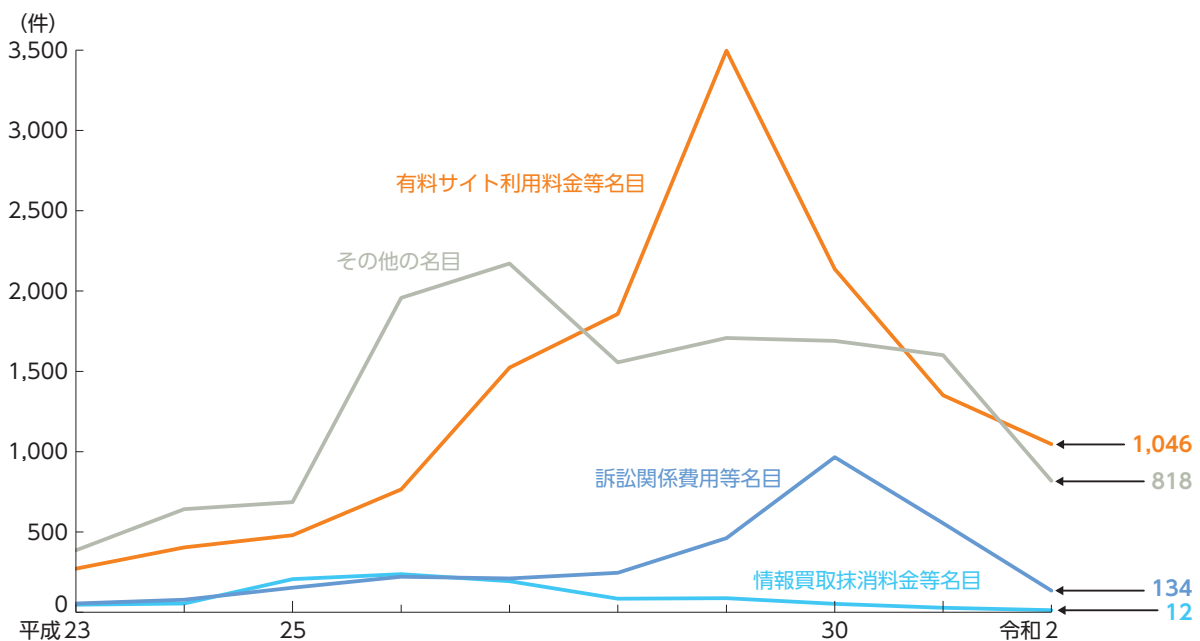


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 令和2年は、預貯金詐欺を含む。
 3 「その他の名目」には、親族、警察官等を装って電話をかけ、口座の凍結が必要であるなどと称してキャッシュカード、預貯金通帳等をだまし取るものなどがあり、令和2年は預貯金詐欺に係る認知件数全件を含む。

特殊詐欺のうち架空料金請求詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、8-3-1-21 図のとおりである。「その他の名目」を除くと、有料サイト利用料金等名目が一貫して最も多く、同名目が架空料金請求詐欺全体の認知件数に占める割合は、24%台から60%台の間で推移しており、令和2年は52.0%であった。

8-3-1-21 図 特殊詐欺（架空料金請求詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成23年～令和2年）

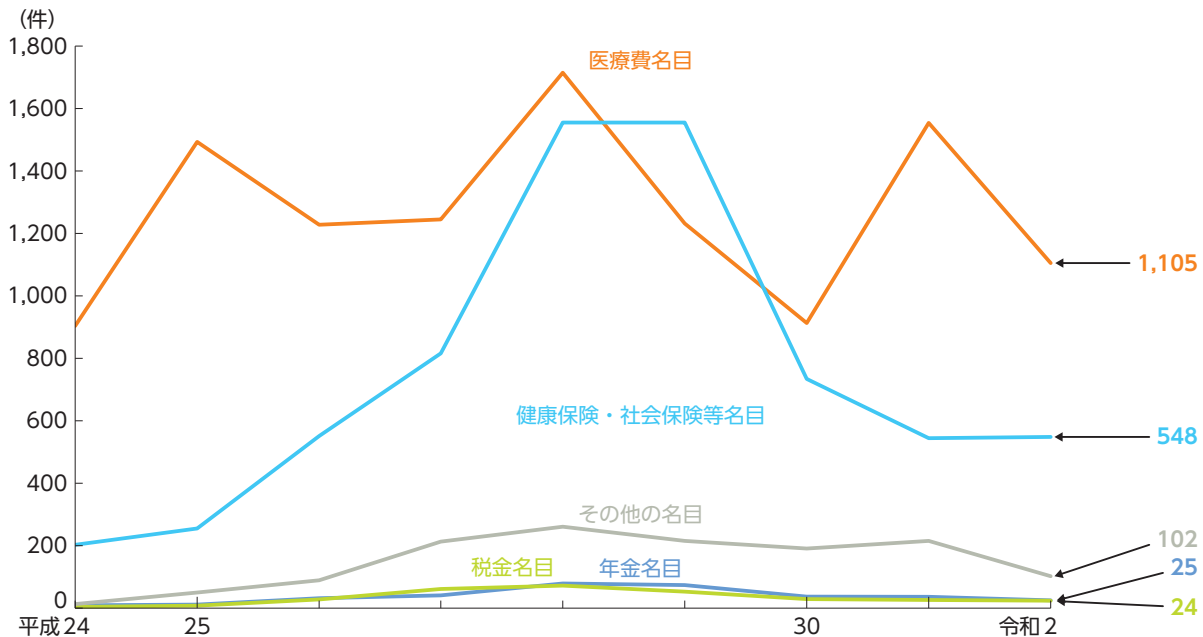


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 令和元年までの「情報買取抹消料金等名目」は、「情報購入代金等名目」をいう。
 3 令和2年の「その他の名目」には、「名義貸しトラブル等名目」を含む。

特殊詐欺のうち還付金詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見ると、**8-3-1-22図**のとおりである。医療費名目は、29年を除いて、他の名目よりも多い。健康保険・社会保険等名目は、24年から28年にかけて増加し、29年には医療費名目を上回ったが、翌年には大きく減少した。令和2年における医療費名目及び健康保険・社会保険等名目の合計が還付金詐欺全体の認知件数に占める割合は、91.6%であった。

8-3-1-22図 特殊詐欺（還付金詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成24年～令和2年）



注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 本図は、資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。

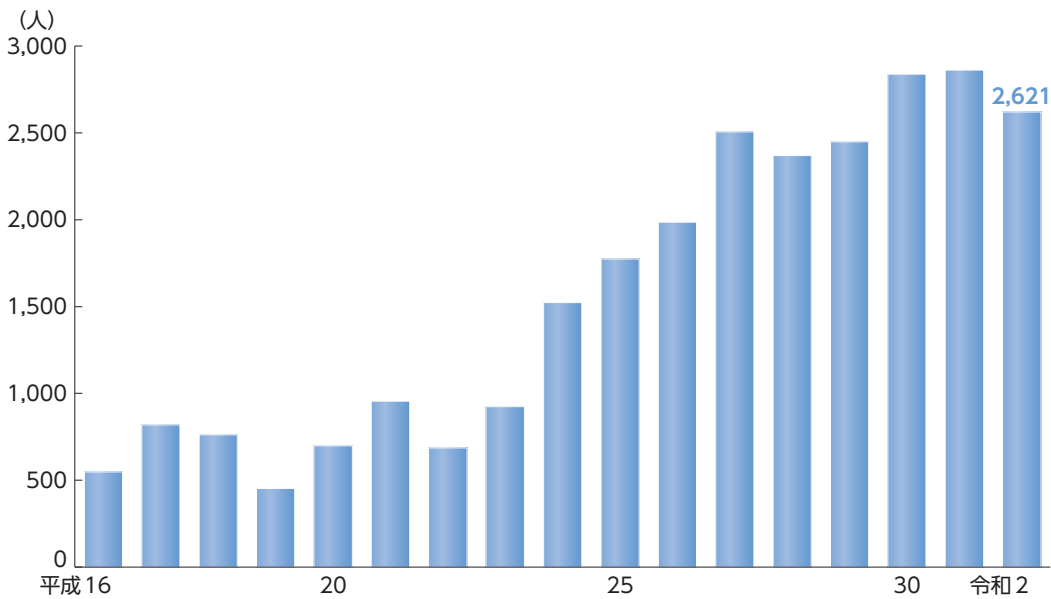
イ 検挙人員

(ア) 概要

特殊詐欺の検挙人員の推移（統計の存在する平成16年以降）を見ると、**8-3-1-23図**のとおりである。詐欺全体の検挙人員が22年以降減少傾向にあるのに対し（**8-3-1-4図**参照）、特殊詐欺の検挙人員は、24年に1,000人を、27年に2,000人をそれぞれ上回ると、令和元年には2,861人に達し、2年は2,621人（前年比8.4%減）であった。なお、平成26年以降の特殊詐欺4類型（オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺をいう。以下この項において同じ。）の検挙人員を見ると、30年に2,609人に達した後、減少し、令和2年は1,848人（同21.0%減）であった。特殊詐欺4類型の女性検挙人員を見ると、平成26年（48人）から令和2年（172人）まで増加傾向にあり、特殊詐欺4類型の検挙人員に占める女性検挙人員の比率も、平成26年（3.2%）以降上昇傾向にあり、令和2年は9.3%であった（CD-ROM参照）。

8-3-1-23 図 特殊詐欺 検挙人員の推移

(平成16年～令和2年)



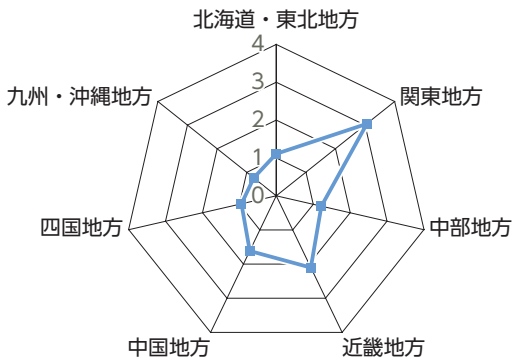
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 各数値は、次の類型の合計である。
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、平成23年1月からの数値をそれぞれ計上している。
 4 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

令和2年の各都道府県における特殊詐欺の検挙人員について、人口比（各都道府県における人口10万人当たりの人員）を地方別・人口規模別に見ると、8-3-1-24図のとおりである。人口比は、人口が多い都道府県で高い傾向があり、これを高等検察庁の管轄に対応する地方別で見ると、関東地方（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県及び新潟県）が3.1、近畿地方（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県）が2.1、中国地方が1.6、中部地方（愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県及び富山県）が1.2、北海道・東北地方が1.1、四国地方が0.9、九州・沖縄地方が0.8であった。もっとも、都道府県別の検挙人員及び人口比は、検挙した都道府県の管轄区域によるものであり、検挙された者や被害者が必ずしも検挙した都道府県の居住者とは限らない点に留意が必要である。

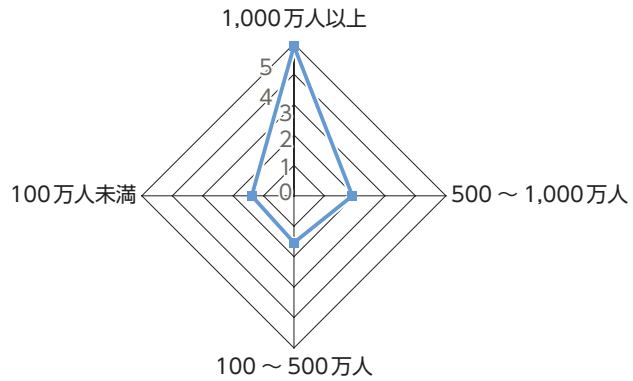
8-3-1-24 図 特殊詐欺 検挙人員の都道府県別人口比（地方別・人口規模別）

（令和2年）

① 地方別



② 人口規模別



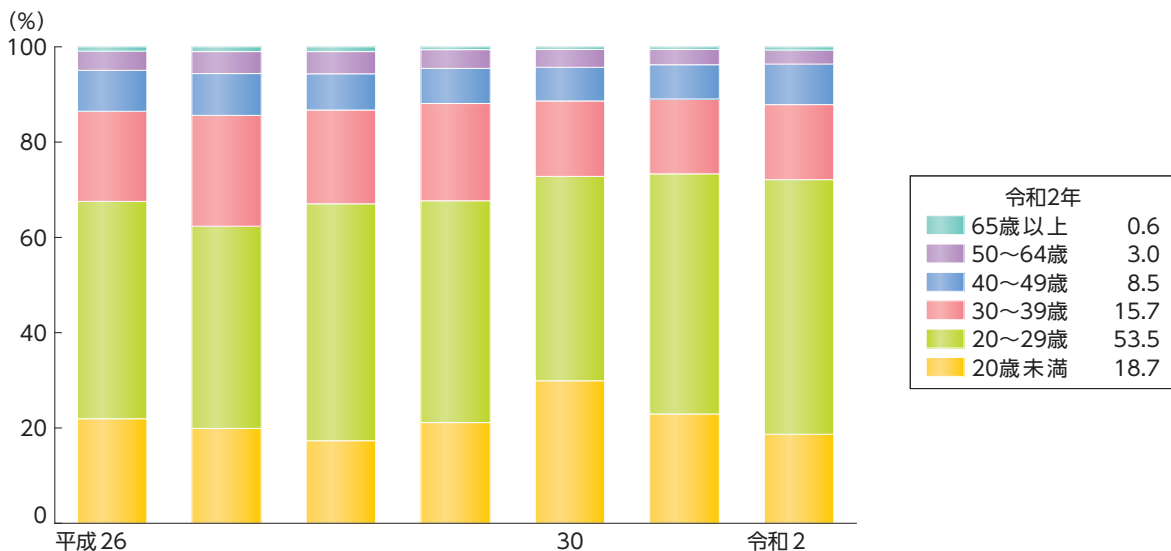
- 注 1 警察庁刑事局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」は、各都道府県における人口10万人当たりの特殊詐欺検挙人員である。
 3 ①の「北海道・東北地方」は札幌・仙台、「関東地方」は東京、「中部地方」は名古屋、「近畿地方」は大阪、「中国地方」は広島、「四国地方」は高松、「九州・沖縄地方」は福岡の各高等検察庁の管轄に対応する。

（イ） 年齢層別の推移

特殊詐欺4類型の検挙人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移（資料を入手し得た平成26年以降）を見ると、**8-3-1-25 図**のとおりである（男女別については、CD-ROM参照）。検挙人員における30歳未満の若年者層の構成比は、詐欺全体では30%台で推移しているのに対し（**8-3-1-5 図** CD-ROM参照）、特殊詐欺4類型では62%台から73%台の間で推移しており、令和2年は72.1%であった（前年比1.2pt低下）。

8-3-1-25 図 特殊詐欺 検挙人員の年齢層別構成比の推移

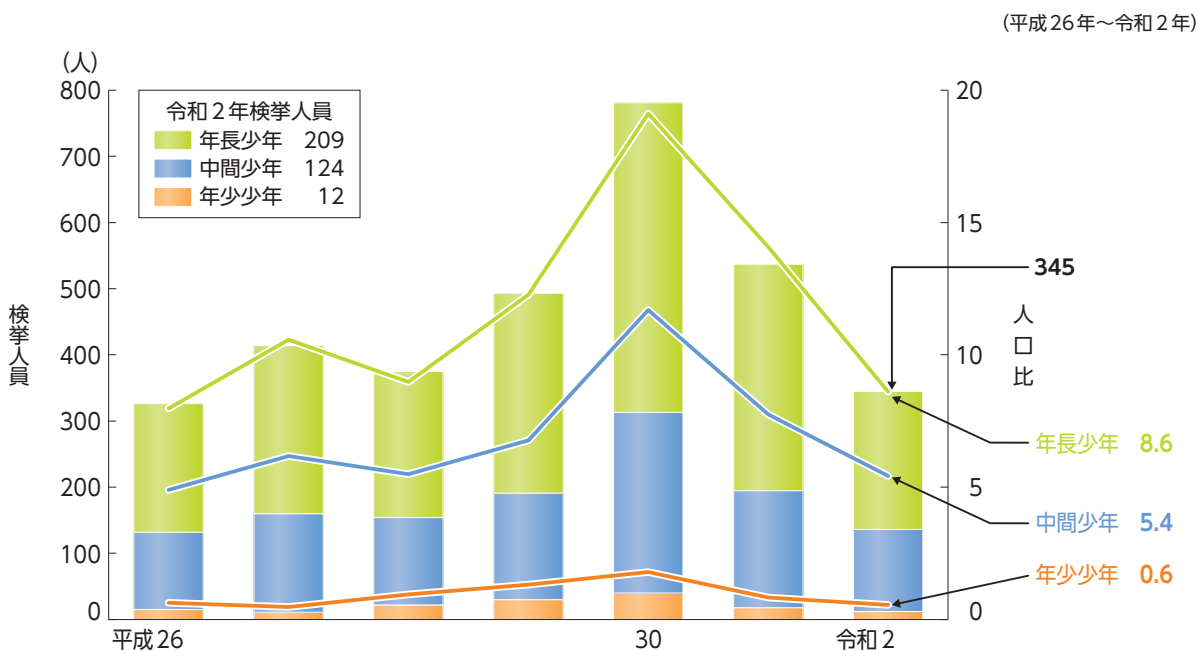
（平成26年～令和2年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成26年以降の数値で作成した。
 3 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び選付金詐欺の検挙人員に限る。ただし、令和2年のオレオレ詐欺には預貯金詐欺を含む。
 4 犯行時の年齢による。

少年（触法少年を除く。）による特殊詐欺4類型の検挙人員及び人口比（各年齢層の少年10万人当たりの検挙人員）の推移（資料を入手し得た平成26年以降）を犯行時の年齢層別に見ると、**8-3-1-26図**のとおりである。特殊詐欺4類型の検挙人員は、いずれの年齢層も30年（年少少年40人（26年比25人増）、中間少年273人（同156人増）、年長少年468人（同274人増））まで増加傾向にあったが、令和元年から減少し、2年は、順に12人、124人、209人であった。少年による特殊詐欺の人口比も、同様の傾向であり、平成30年に年少少年（1.8）、中間少年（11.7）、年長少年（19.1）に達した後、いずれの年齢層も低下した。

8-3-1-26図 少年による特殊詐欺 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）

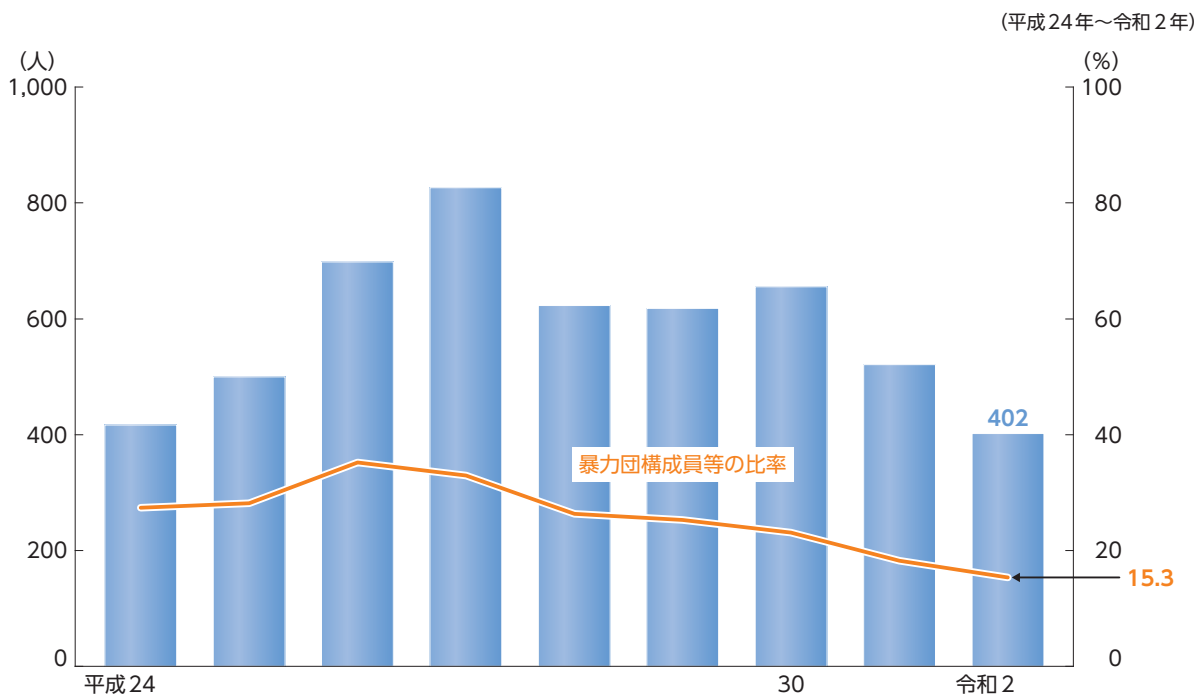


- 注 1 警察庁刑事局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成26年以降の数値で作成した。
 3 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺の検挙人員に限る。ただし、令和2年のオレオレ詐欺には、預貯金詐欺を含む。
 4 犯行時の年齢による。
 5 触法少年の補導人員を含まない。
 6 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの特殊詐欺検挙人員である。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。

(ウ) 暴力団構成員等の推移

特殊詐欺について、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（ウ）において同じ。）の検挙人員及び検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見ると、**8-3-1-27図**のとおりである。暴力団構成員等の検挙人員は、27年（826人）を最多に、翌年から減少傾向にある。検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、26年の35.2%を最高に、翌年から低下し続け、令和2年は15.3%（前年比2.9pt低下）であった。

8-3-1-27図 特殊詐欺 暴力団構成員等検挙人員等の推移

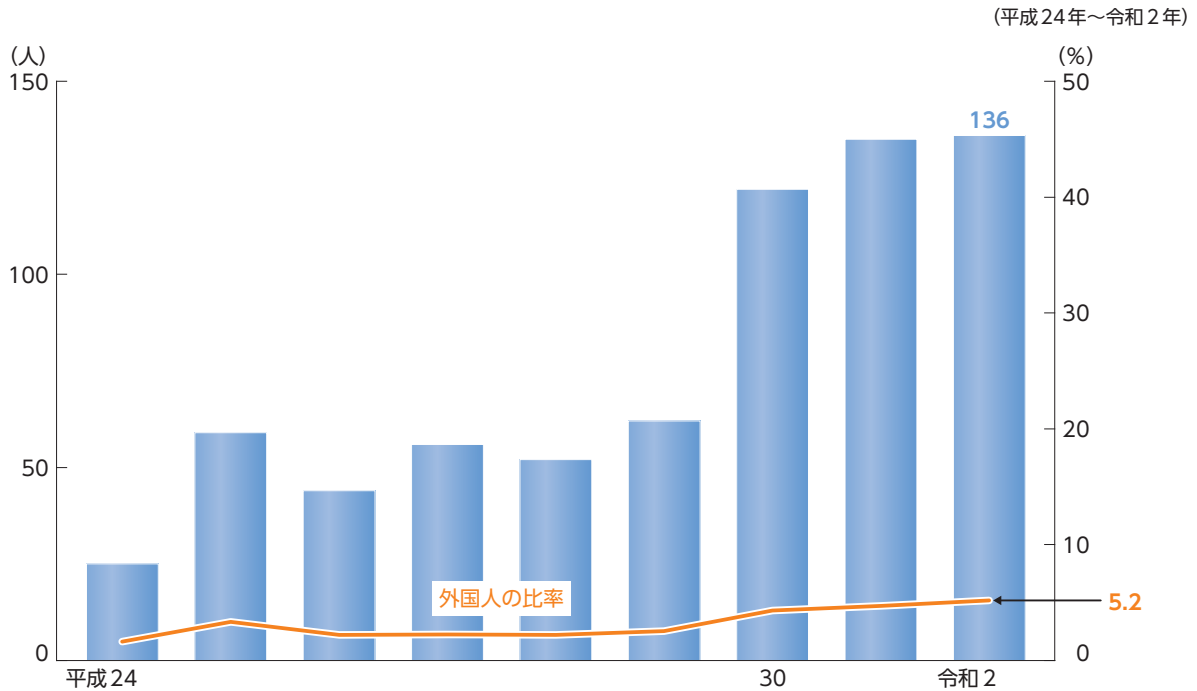


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 本図は、資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。
3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

(エ) 外国人

特殊詐欺について、外国人の検挙人員及び検挙人員総数に占める外国人の比率の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見ると、**8-3-1-28図**のとおりである。刑法犯の外国人検挙人員は、同年以降、1万人前後で推移しているのに対し（**4-9-2-1図** CD-ROM参照）、特殊詐欺については、29年までは20人台から60人台の間で推移していたが、30年に122人（前年比96.8%増）と急増した後も増加し続け、令和2年は136人（同0.7%増）と最多を更新した。2年の外国人検挙人員を国籍別に見ると、中国（97人、71.3%）が最も多く、次いで、韓国（10人、7.4%）、ベトナム（7人、5.1%）、タイ及びブラジル（それぞれ6人、4.4%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。外国人の比率は、上昇傾向にあり、同年は5.2%（同0.5pt上昇。平成24年の3.2倍）と最高を記録した。

8-3-1-28 図 特殊詐欺 外国人検挙人員等の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。
 3 「外国人の比率」は、検挙人員総数に占める外国人の比率である。

(4) 通信傍受の状況

詐欺は、一定の要件の下、犯罪捜査のための通信傍受の対象となる（本編第2章第3節1項参照）。詐欺について、通信傍受実施事件数及び傍受令状発付件数の推移（平成28年以降）を見ると、8-3-1-29表のとおりである。

8-3-1-29 表 詐欺 通信傍受実施事件数・傍受令状発付件数の推移

(平成28年～令和2年)

年次	通信傍受実施事件数	傍受令状発付件数
28年	1	5
29	3	12
30	4	16
元	2	5
2	2	3

- 注 1 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律36条の規定に基づく政府の国会報告・公表資料による。
 2 詐欺及び電子計算機使用詐欺に係る事件に限る。
 3 詐欺が犯罪捜査のための通信傍受の対象となる犯罪となった平成28年12月からの数値を計上している。

コラム9 特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組

特殊詐欺は、平成15年夏頃にオレオレ詐欺の形態によるものが目立ち始めて以降、今日に至るまで、我が国において、重大な社会問題となっている。この間、政府においても、特殊詐欺の撲滅に向けて、特殊詐欺事犯の取締りを進めるとともに、官民一体となった対策を推進してきた。警察庁は、早期の段階から、捜査体制を強化していたところ、16年には、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺を「振り込め詐欺」（19年10月には還付金詐欺を追加）と総称し、対策の更なる強化を図り、20年6月には「振り込め詐欺対策室」を設置し、全庁的な取組体制を確立した。警察庁及び法務省は、同年7月、振り込め詐欺を撲滅し、真に安心・安全な社会を取り戻すべく、官民を挙げた取組を推進するため、振り込め詐欺対策における基本的な考え方及び方針を示すものとして、「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」を共同で策定・公表した。特殊詐欺の認知件数は、21年に大幅に減少したものの、23年からは増加に転じ、29年には約1万8,000件の高水準に達している（8-3-1-17図参照）。この間、犯罪対策閣僚会議（第5編第1章1項参照）は、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）の中で、「特殊詐欺対策の強化」として、「総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進」、「特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策の推進」及び「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺事件の検挙」を進めることとした。犯罪対策閣僚会議は、令和元年6月には、「オレオレ詐欺等対策プラン」を決定し、その後、各府省庁において、同プランに基づき、国民、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、特殊詐欺の撲滅に向けた取組を進めている。これらの取組は多種多様な内容を含むものであるが、このコラムでは、特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組のうち、主に、特殊詐欺の被害防止対策を紹介する。

1 犯行ツールとなり得る携帯電話等の不正利用防止

特殊詐欺は、犯人が被害者と対面することなく、電話等を介して被害者をだますことに特徴があり、犯人グループとしては、必然的に、検挙を免れるため、身元の特定が困難な電話を確保することに意を注ぐことになる。特殊詐欺が目立つようになってから間もない段階では、本人確認の手続を経ることなく入手可能であったプリペイド式携帯電話が多用されていた。そこで、平成17年4月、携帯電話不正利用防止法が成立し（18年4月全面施行）、携帯電話に係る役務提供契約締結時における携帯音声通信事業者の本人確認義務に関する規定と共に、携帯電話の不正な譲渡・貸与等に関する罰則を設け、犯人グループが匿名性の高い携帯電話を入手することを困難とした（本編第2章第1節3項（2）参照）。

その後、携帯電話レンタル事業者には本人確認記録の作成等の義務が課せられていなかったことに乗じて、悪質な事業者から匿名で貸与を受けたレンタル携帯電話を利用した特殊詐欺が急増した。平成20年6月、携帯電話不正利用防止法が改正され（同年12月施行）、携帯電話レンタル事業者に対し、契約締結時の本人確認とその記録の保存を義務付けた。なお、同改正により、SIMカード（契約者特定記録媒体）単体の不正売買も処罰の対象とされた。26年から、警察は、不正に契約された携帯電話を捜査等で把握した場合に、提供元の携帯電話事業者に情報を提供し、携帯電話レンタル事業者への役務提供拒否（強制解約）を要請する制度（以下このコラムにおいて「役務提供拒否の情報提供制度」という。）を開始し、同制度の運用により、匿名レンタル携帯電話の供給元となっていた悪質な携帯電話レンタル事業者が減少した。

平成28年頃から、MVNO（仮想移動体通信事業者。自ら無線局を開設・運用せずに移动通信サービスを提供する電気通信事業を行う。）には、実店舗を持たず、インターネット経由

で契約の申込みを受ける事業者が多いことに乗じ、偽変造した身分証明書を用いて偽名で契約を行い、MVNOから入手した携帯電話が特殊詐欺に使用されることが多くなった。警察は、同年から、MVNOについても、役務提供拒否の情報提供制度の対象とし、29年からは、特殊詐欺の犯行に利用されている携帯電話を把握したときに、当該電話が継続的に悪用されることを阻止するため、MVNOを含む提供元の携帯電話事業者に対して当該携帯電話の利用停止を要請する制度を運用している。

携帯電話の不正利用対策が進んだこともあり、近年は、電話転送サービスを悪用して、犯行グループの携帯電話等から相手方に固定電話番号を表示させて電話をかけるなどの手法が多用されている。その対策として、令和元年から、警察の要請に基づき、固定電話番号を提供する電気通信事業者が犯行に利用された固定電話番号を利用停止とするほか、一定の基準を超えて利用停止要請の対象となった電話転送サービス事業者に対しては、電気通信事業者が連携して新たな固定電話の提供を一定期間行わないなどの対策を進めている。

2 犯行ツールとなり得る預貯金口座の不正利用防止

特殊詐欺では、犯人が被害者に対し、被害金の振込先として、他人名義や架空人名義の預貯金口座を指定することも多かった。そこで、平成16年12月、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）が改正され（法律の題名も「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に変更された。）、預貯金通帳等の有償譲受け等に関する罰則が整備された（本編第2章第1節3項（1）参照）。

特殊詐欺の犯行に利用された預貯金口座について、金融機関に対する迅速な口座凍結依頼を実施するほか、凍結された預貯金口座の名義人のリストを警察庁が作成し、一般社団法人全国銀行協会等へ提供することにより、不正口座の開設の防止を推進している。

3 金融機関との連携

特殊詐欺の被害者が多額の現金をだまし取られることを防ぐため、金融機関においては、顧客に対し、1日当たりのATM利用限度額の引下げを推奨している。また、一定年数以上にわたってATMでの振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円又は極めて少額とし、窓口で誘導する取組を実施している。さらに、被害者が犯人から携帯電話を通じて指示を受けて自らATMを操作して振込を行うことを防止するため、一部の金融機関では、ATM周辺に、携帯電話の電波を遮断して携帯電話を利用することができなくなる装置や、携帯電話を利用した際に生じる電波を感知して顧客に警告を発する装置を設置する取組を行っている。このように、被害者自身によるATMを使った被害金の振込を予防することに加え、金融機関では、窓口で高額の払戻しを申し込むなどした高齢者について、現金を必要とする理由を確認するなどの声掛けをしたり、警察への通報を行ったりしている。

4 その他の事業者との連携

犯人グループが被害者に対して現金の送付を指示する手口が増加したことから、警察と宅配事業者が連携し、過去に犯行に使用された被害金送付先のリストを活用して、不審な宅配便の発見や警察への通報等の取組を促進している。また、郵便・宅配事業者やコンビニエンスストアは、荷受時に、運送約款に基づく取扱いができない現金が宅配便に在中していないかどうかの声掛け等による注意喚起を行っている。コンビニエンスストアでは、電子マネー型の手口による特殊詐欺への対策として、電子マネー購入希望者への声掛けも行っている。

5 国民から寄せられた情報の活用

警察は、110番通報のほか、警察相談専用電話（全国統一番号「#（シャープ）9110」）、専用メールアドレス等の様々な窓口を通じ、特殊詐欺に関する情報を受け付けているほか、平成27年からは、匿名通報ダイヤルで特殊詐欺に関する情報を受け付け、国民から寄せられた情報を活用し、携帯電話の契約者確認の求めや、振込先指定口座の凍結依頼等につなげている。また、金融機関を経由した手口への対策を講じたこともあり、21年頃から、受け子（本項（3）参照）が現金やキャッシュカードを受け取りに来る手口が目立つようになったことから、警察では、被害者の協力を得て、いわゆる「だまされた振り作戦」（特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、自宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙する、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく検挙手法）を実施して特殊詐欺犯人の検挙を行っている。

6 地方公共団体の取組

「県民を特殊詐欺被害から守る条例」（熊本県）、「柏市振り込め詐欺等被害防止等条例」（千葉県柏市）のように、一部の地方公共団体は、特殊詐欺の被害防止、被害者支援等を目的とする条例を制定している。また、高齢者の被害を予防するため、電話機の呼出音が鳴る前に犯人に対し犯罪被害防止のために通話内容が自動で録音される旨の警告アナウンスを流し、犯人からの電話を自動で録音する機器を高齢者に無償で貸し出したり同機器の購入に補助金を支給したりする地方公共団体がある。

7 広報啓発活動の推進

「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、全府省庁において、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、特殊詐欺被害防止のための広報啓発イベントの実施、SNSやウェブサイト等による情報発信等を通じて、特殊詐欺被害の実態、被害防止対策等を幅広い世代に対して分かりやすく伝えるための広報啓発活動を展開している。特に、警察は、特殊詐欺の発生が目立ち始めて間もない頃から、ウェブサイト、ポスター、パンフレット等で、犯行手口、被害実態、被害に遭わないための注意事項を紹介するなど、被害防止のための広報啓発活動に取り組んできた。各都道府県警察は、広報啓発効果を高めるため、特殊詐欺犯人から実際にかかってきた電話を録音した音声をウェブサイトで公開したり、地方公共団体や防犯ボランティアと連携して紙芝居・寸劇等を用いた防犯教室を開いたり、SNSを活用するなどの工夫をこらしている。

特殊詐欺の犯人グループは、これまで特殊詐欺撲滅対策の内容に応じ、犯行の手口（連絡手段、文言、金銭獲得方法等）を多様化・巧妙化させながら、犯行を継続してきた。特殊詐欺の撲滅のためには、特殊詐欺の犯人について効果的な取締りを推進するとともに、官民を挙げた被害防止の取組を不断に進めていくことが必要不可欠である。

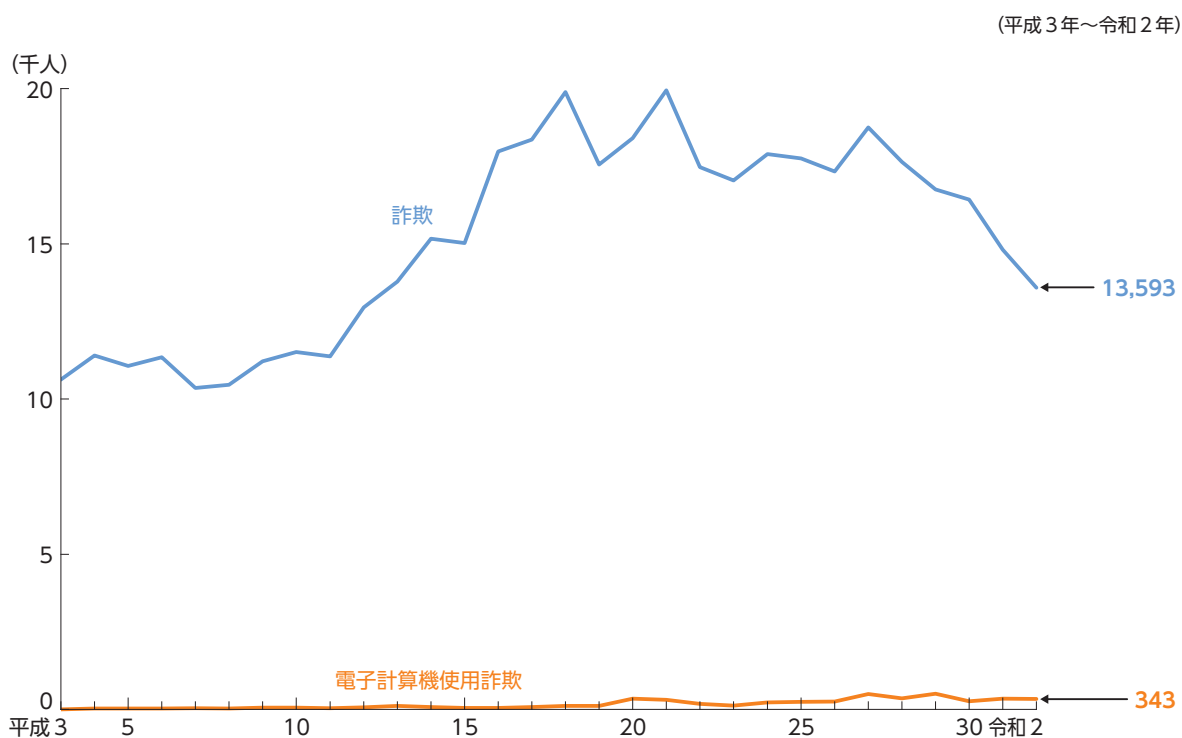
2 検察

(1) 被疑事件の受理

ア 全体

8-3-1-30図は、詐欺の検察庁新規受理人員の推移（最近30年間）を見たものである。詐欺は、平成3年以降、11年まで1万1,000人前後で推移していたが、翌年から増加傾向となり、21年（1万9,951人）にはピークを迎えた。その後、28年までは1万7,000人台から1万8,000人台の間で推移していたが、同年以降は減少し続け、令和2年は1万3,593人（前年比8.2%減）であり、そのうち、検察官が自ら認知し、又は告訴・告発を受けたのは、206人であった（検察統計年報による）。詐欺のうち電子計算機使用詐欺の検察庁新規受理人員は、平成4年以降、20人台から60人台の間で推移した後、13年（120人）に急増して19年までは50人台から110人台の間で推移していたが、20年（346人）に再び急増して以降は120人台から490人台の間で推移して29年（511人）にピークを迎え、その後は減少傾向にあり、令和2年は343人（同0.9%減）であった（CD-ROM参照）。

8-3-1-30図 詐欺 検察庁新規受理人員の推移



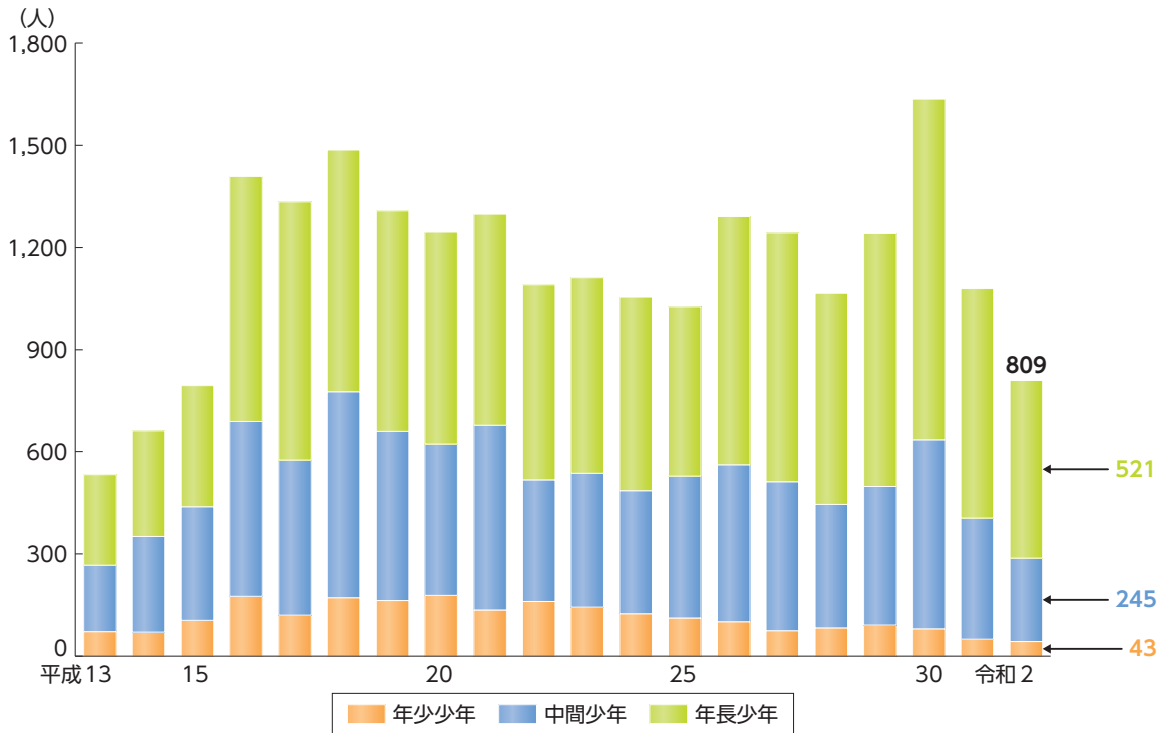
- 注 1 検察統計年報による。
2 「電子計算機使用詐欺」は、「詐欺」の内数である。

イ 少年

8-3-1-31図は、少年による詐欺の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである。少年による詐欺は、平成13年以降、増加し続け、16年（1,409人）に急増した後は1,000人台から1,600人台の間で推移していたが、令和2年は809人（前年比25.1%減）であった。年齢層別では、年長少年の人員が一貫して最も多い。

8-3-1-31図 少年による詐欺 検察庁新規受理人員の推移（年齢層別）

（平成13年～令和2年）



注 1 検察統計年報による。
2 受理時の年齢による。

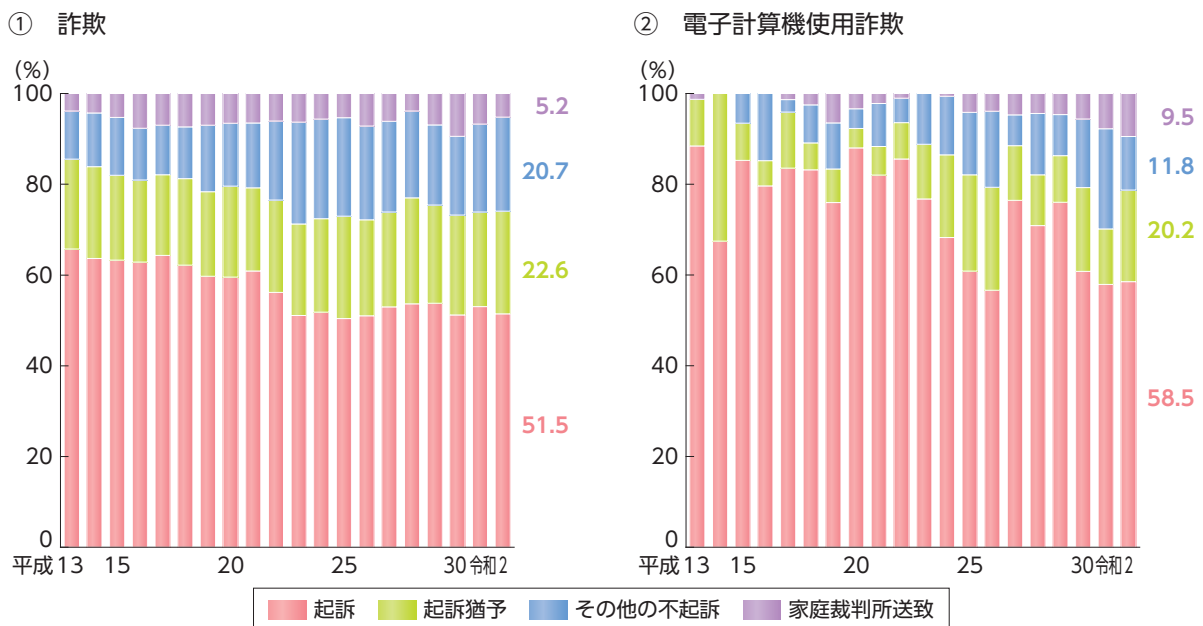
(2) 被疑事件の処理

ア 概要

詐欺（刑法246条及び248条に規定する罪に限る。以下アにおいて同じ。）及び電子計算機使用詐欺の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-32図**のとおりである。検察庁終局処理人員の総数に占める家庭裁判所送致の比率（**2-2-4-1図** CD-ROM参照）は、近年低下傾向にあり、平成13年に11.9%であったものが、令和2年には5.3%となったのに対し、詐欺は、平成13年に3.9%であったものが、その後30年の9.4%を最高に、上昇と低下を繰り返し、令和2年は5.2%であった。

8-3-1-32図 詐欺 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比の推移（罪名別）

（平成13年～令和2年）



注 1 検察統計年報による。
2 ①の「詐欺」は、刑法246条及び248条に規定する罪に限る。

詐欺及び電子計算機使用詐欺について、起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率及び起訴猶予率の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-33図**のとおりである。起訴人員について見ると、詐欺は、平成13年以降、増加し続けて18年（1万2,222人）に最多となった後、19年から28年までは8,000人台から1万1,000人台の間で推移していたが、同年以降、減少し続け、令和2年（6,700人）は、平成18年の約2分の1の水準となっている。電子計算機使用詐欺は、27年の405人を最多に、増減を繰り返しているが、同年以降は、おおむね200人を超える水準で推移している（CD-ROM参照）。

不起訴人員について見ると、詐欺は、平成13年以降増加傾向にあったが、25年（7,753人）をピークに翌年からは減少傾向にある。電子計算機使用詐欺は、年による変動が大きいですが、26年以降は、おおむね100人を超える水準で推移している（CD-ROM参照）。

起訴率について見ると、詐欺は、平成13年以降、21年まで60%台で推移していたが、翌年に60%を下回った後は、50%台で推移しており、刑法犯全体（令和2年は37.4%。**2-2-4-2図**①参照）よりも顕著に高い。他方、電子計算機使用詐欺は、50%台後半から90%台前半の間で推移している（CD-ROM参照）。

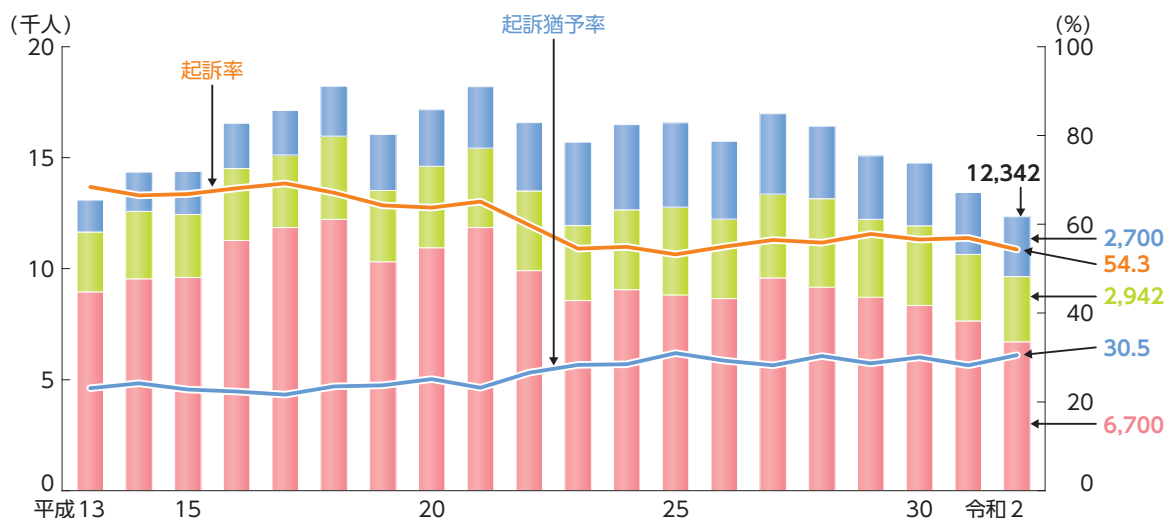
起訴猶予率について見ると、平成13年以降、詐欺は、17年(21.6%)を底として、翌年以降上昇傾向にあり、25年に31.0%に達した後は、30%前後で推移している。電子計算機使用詐欺は、20年(4.7%)を底として、翌年から上昇し続け、26年に28.6%に達した後は、おおむね10%台で推移していたが、令和2年は25.6%であった。いずれも刑法犯全体(令和2年は52.2%。2-2-4-4図参照)と比較して低い(CD-ROM参照)。

なお、令和2年において、組織的犯罪処罰法違反(組織的な詐欺に限る。)の起訴人員は13人、不起訴人員は7人(起訴猶予3人及び嫌疑不十分4人)であり、起訴率は65.0%、起訴猶予率は18.8%であった(検察統計年報による)。

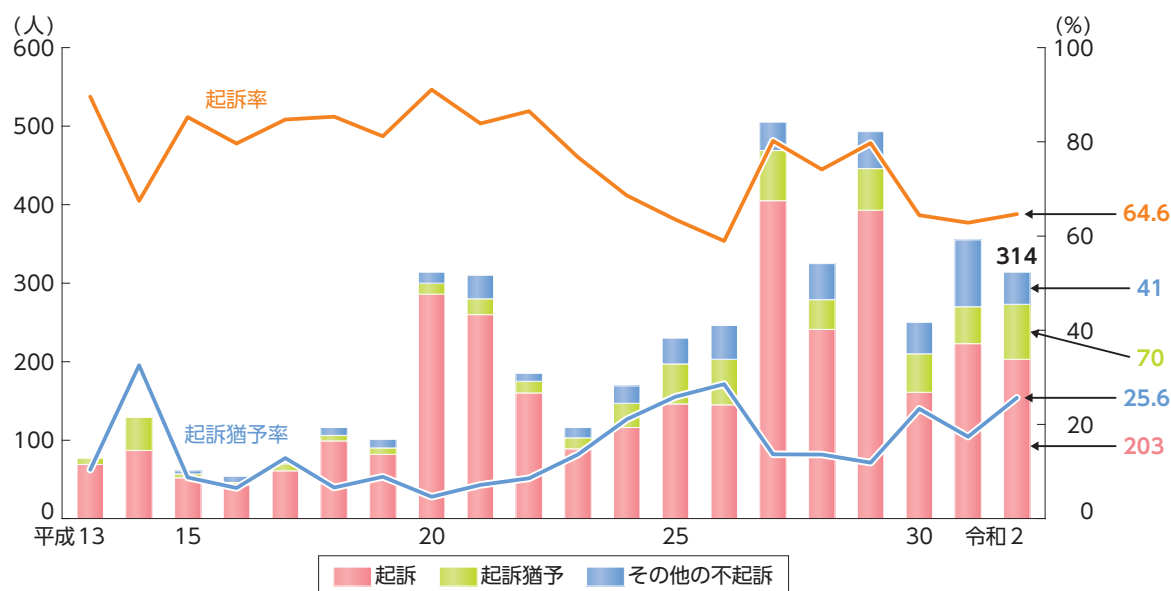
8-3-1-33図 詐欺 起訴・不起訴人員等の推移(罪名別)

(平成13年~令和2年)

① 詐欺



② 電子計算機使用詐欺



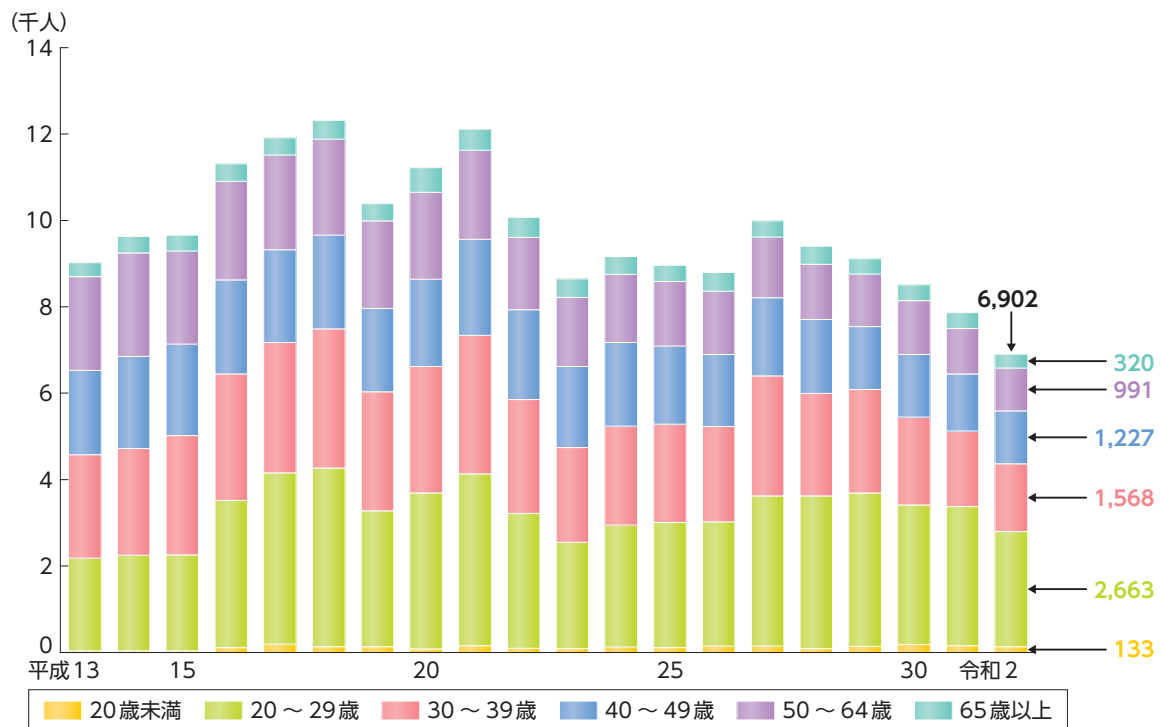
注 1 検察統計年報による。
2 ①の「詐欺」は、刑法246条及び248条に規定する罪に限る。

イ 起訴

8-3-1-34図は、詐欺の起訴人員の推移（最近20年間）を犯行時の年齢層別に見たものである。平成13年から15年までは、30歳代の者が最も多かったが、16年以降は、20歳代の者が一貫して最も多く、令和2年は、2,663人で、全体の38.6%を占めている。30歳代の者は平成21年（3,209人）、40歳代の者は同年（2,220人）、50～64歳の者は14年（2,400人）、65歳以上の者は20年（576人）をそれぞれピークに、減少傾向にあるが、20歳代の者は、18年（4,140人）を最多として、16年以降おおむね2,000人台後半を超える水準で推移している。20歳未満の者も、17年（195人）を最多として、16年以降80人台から190人台の間で推移している（CD-ROM参照）。

8-3-1-34図 詐欺 起訴人員の推移（年齢層別）

（平成13年～令和2年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 年齢不詳の者を除く。

3 裁判

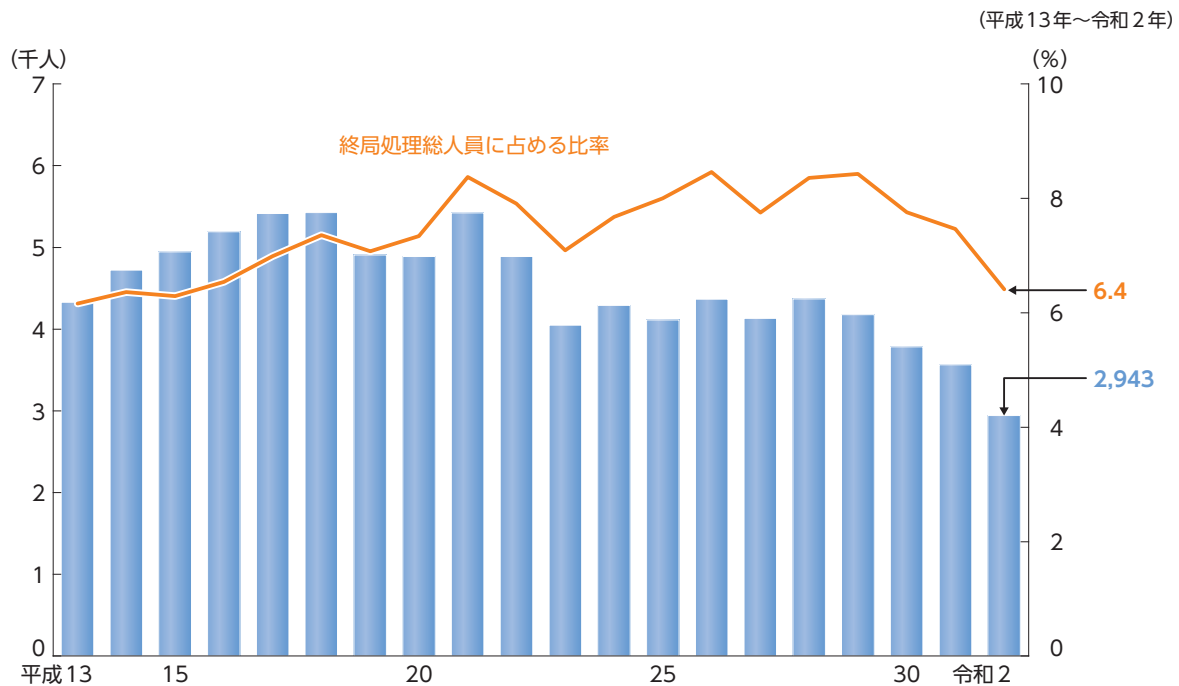
(1) 終局裁判

8-3-1-35図は、詐欺について、地方裁判所における終局処理人員の推移（最近20年間）を見たものである。地方裁判所における終局処理総人員については、平成16年（7万9,378人）をピークに減少傾向を示している一方、詐欺の終局処理人員は、18年（5,425人）まで増加し続けた後、一旦減少し、21年（5,422人）に再び増加したのを経て、22年以降は減少傾向にあり、30年以降は3,000人台で推移していたが、令和2年は2,943人（前年比17.4%減）であった。

地方裁判所における終局処理総人員に占める詐欺の終局処理人員の比率は、平成18年以降、7%台から8%台の間で推移していたが、30年以降は低下し続け、令和2年は6.4%（前年比1.1pt低下）であった。

詐欺について、地方裁判所における終局処理人員のうち無罪の人員は、最近10年間においては5人から20人の間で推移しており、令和2年は6人であった（司法統計年報による。）。

8-3-1-35図 詐欺 地方裁判所における終局処理人員の推移



注 司法統計年報による。

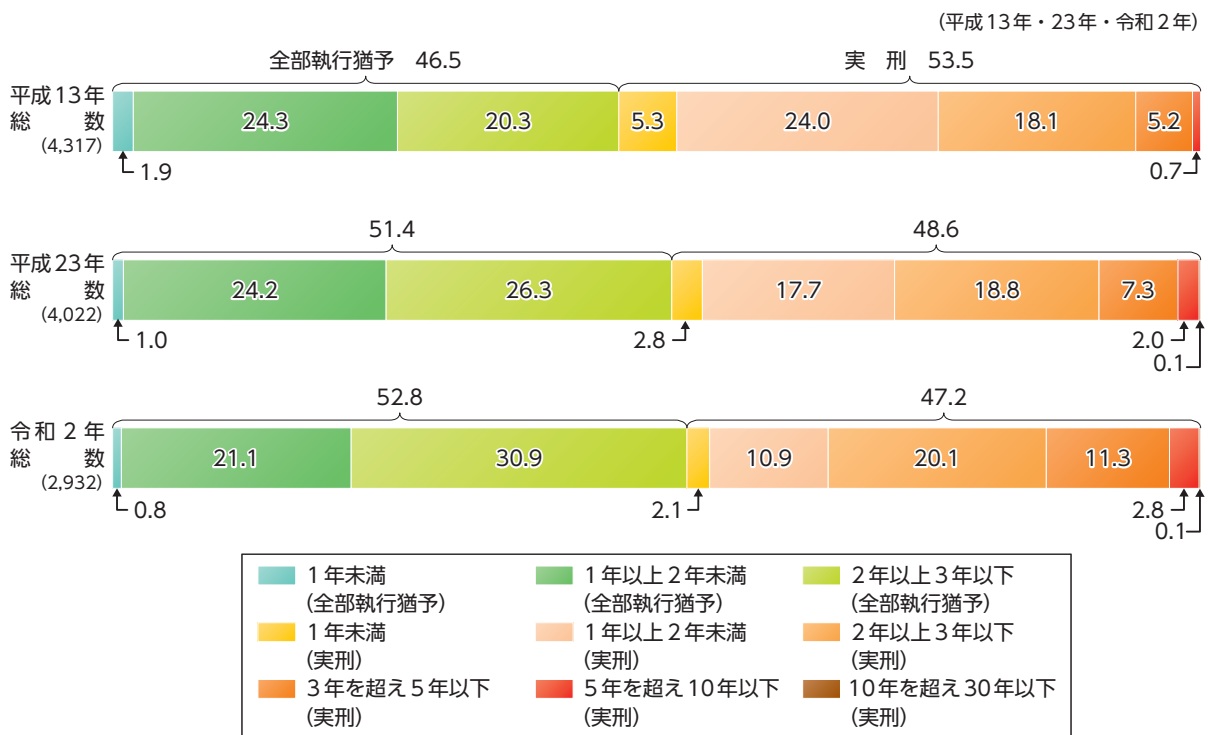
(2) 科刑状況

詐欺について、平成13年・23年・令和2年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、8-3-1-36図のとおりである（なお、平成16年法律第156号による刑法の改正（平成17年1月施行）により、有期刑の上限が15年から20年に、死刑や無期刑を減軽して有期刑とする場合の長期の上限が15年から30年に、有期刑を加重する場合の長期の上限が20年から30年にそれぞれ引き上げられた。）。なお、特殊詐欺（本節1項（3）参照）の認知件数が増加したのが平成15年頃以降であることに留意する必要がある。

実刑の者（令和2年については一部執行猶予の者も含み、一部執行猶予は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。）の構成比を見ると、平成13年（53.5%）が最も高く、23年（48.6%）及び令和2年（47.2%）は、ほぼ同程度である。2年以上3年以下の実刑の者の構成比は、平成13年（18.1%）、23年（18.8%）及び令和2年（20.1%）の間に大きな差は認められない。しかしながら、

2年未満の実刑の者の構成比は、平成13年（29.4%）が最も高く、次いで、23年（20.5%）、令和2年（13.0%）の順となっているのに対し、3年を超える実刑の者の構成比は、同年（14.2%）が最も高く、次いで、平成23年（9.3%）、13年（6.0%）の順となっている。特に、3年を超え5年以下の実刑の者及び5年を超え10年以下の実刑の者の構成比は、13年にはそれぞれ5.2%、0.7%であったのが、令和2年にはそれぞれ11.3%、2.8%となっている。また、全部執行猶予の者を見ても、2年以上3年以下の者の構成比は、平成13年には20.3%であったが、23年には26.3%、令和2年には30.9%となっている。なお、10年を超え30年以下の実刑の者の人員は、最近20年間は10人未満で推移しており、令和2年は2人であった（CD-ROM参照）。また、詐欺により一部執行猶予付判決を受けた者は、平成30年に1人、令和元年に2人及び2年に3人であった（司法統計年報による。）。

8-3-1-36 図 詐欺 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比



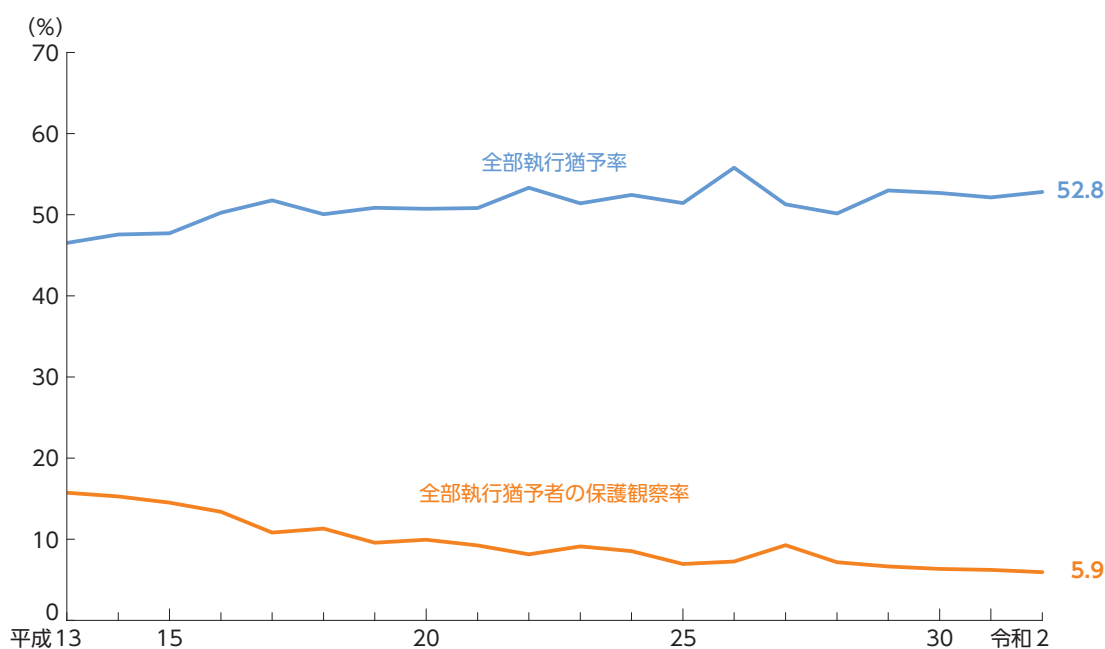
8-3-1-37 図は、詐欺について、地方裁判所における全部執行猶予率及び全部執行猶予者の保護観察率の推移（最近20年間）を見たものである。全部執行猶予率について見ると、平成16年以降は50%台で推移し、令和2年は52.8%（前年比0.7pt上昇）であり、全体の地方裁判所における有期懲役・禁錮の全部執行猶予率（63.0%。CD-ROM資料2-4参照）よりも低い。

詐欺について、地方裁判所における全部執行猶予者の保護観察率を見ると、平成13年（15.7%）以降、低下傾向にあり、特に、28年（7.2%）以降低下が続き、令和2年は5.9%（前年比0.3pt低下）であった。

なお、令和2年に詐欺により一部執行猶予付判決を受けた者（3人）については、その全員が保護観察に付された（2-3-3-1表参照）。

8-3-1-37 図 詐欺 地方裁判所における全部執行猶予率・全部執行猶予者の保護観察率の推移

(平成13年～令和2年)



注 司法統計年報による。

(3) 勾留と保釈

詐欺について、令和2年の通常第一審における被告人の勾留状況を見ると、**8-3-1-38表**のとおりである。同年における通常第一審全体の勾留率（移送等を含む終局処理人員に占める勾留総人員の比率）は74.0%、保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）は30.1%であった（**2-3-3-9表**CD-ROM参照）。一方、詐欺については、勾留率（86.9%）及び保釈率（32.5%）共に、通常第一審全体を上回った。通常第一審における勾留総人員に占める勾留期間3月を超える者の人員の比率を見ると、全体では24.5%であるのに対し（**2-3-3-9表**CD-ROM参照）、詐欺では42.7%であった。

8-3-1-38表 詐欺 通常第一審における被告人の勾留状況

(令和2年)

終局処理総人員 (A)	勾留総人員 (B)	勾留期間			保釈人員 (C)	勾留率 $\frac{B}{A}$ (%)	保釈率 $\frac{C}{B}$ (%)
		1月以内	3月以内	3月を超える			
3,198	2,778 (100.0)	522 (18.8)	1,071 (38.6)	1,185 (42.7)	904	86.9	32.5

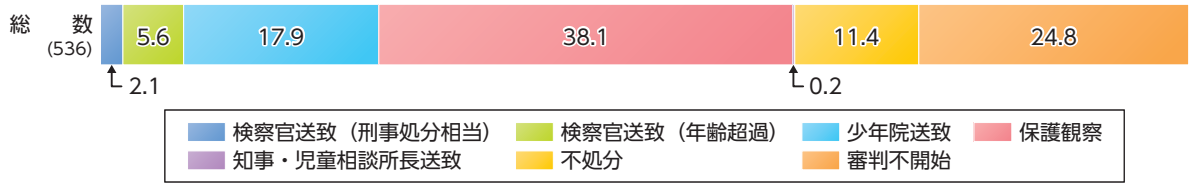
- 注 1 司法統計年報による。
 2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。
 3 () 内は、構成比である。

(4) 家庭裁判所における処理状況

令和2年における詐欺の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、**8-3-1-39図**のとおりであり、保護観察（38.1%、204人）が最も高く、次いで、審判不開始（24.8%、133人）、少年院送致（17.9%、96人）の順であった。児童自立支援施設・児童養護施設送致はなかった。

8-3-1-39図 詐欺 少年保護事件 終局処理人員の処理区別構成比

(令和2年)



注 1 司法統計年報による。
2 () 内は、実人員である。

詐欺について、刑事処分相当を理由に検察官送致された事件の令和2年における検察庁での処理状況は3-3-2-1表を、同年における少年の通常第一審での科刑状況は3-3-2-2表をそれぞれ参照。

4 矯正

(1) 受刑者

ア 入所受刑者

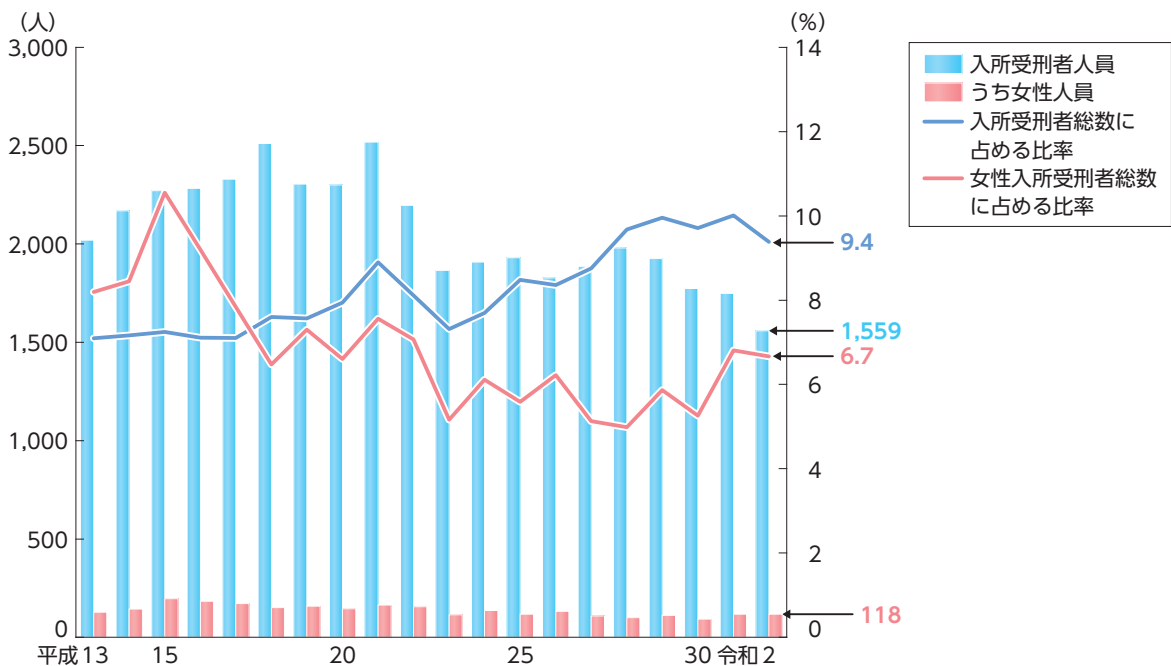
(ア) 人員

8-3-1-40図は、詐欺の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を見たものである。詐欺の入所受刑者人員は、平成21年（2,518人）を最多に、22年までは2,000人を上回って推移し、23年から29年までは1,800人台から1,900人台で推移していたが、同年以降は減少し続けている。令和2年は、1,559人（前年比189人（10.8%）減）であり、そのうち一部執行猶予受刑者は、5人（同2人増）であった（CD-ROM参照）。

また、詐欺の入所受刑者人員の入所受刑者総数に占める比率は、平成28年まで7%台から8%台の間で推移していたが、29年以降は10%前後で推移している。一方、女性の入所受刑者総数に占める比率は、23年以降5%台から6%台の間で推移している。

8-3-1-40図 詐欺 入所受刑者人員の推移

(平成13年～令和2年)



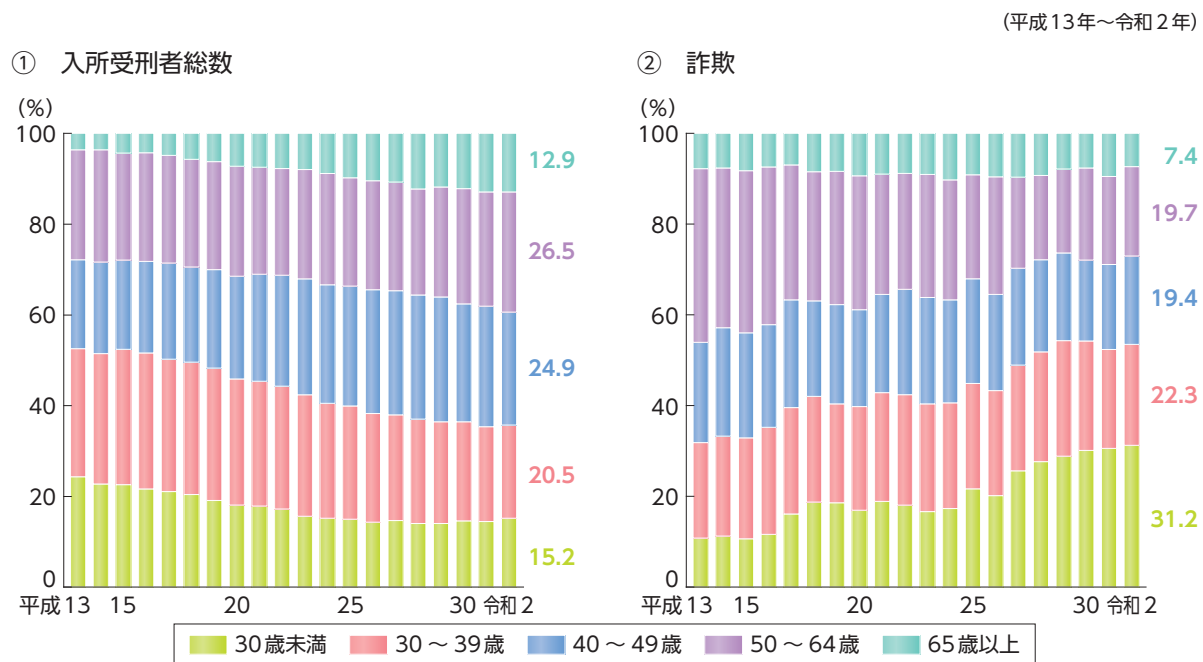
注 矯正統計年報による。

(イ) 年齢層

8-3-1-41 図は、詐欺の入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を、入所受刑者総数と共に見たものである。詐欺の30歳未満の者の構成比は、平成13年から16年までは10.7%から11.7%の間で推移していたが、17年に16.1%に上昇し、その後、25年以降は20%を、30年以降は30%をそれぞれ上回って推移している。27年以降は毎年上昇し続け、令和2年は31.2%（前年比0.6pt上昇）であった。2年の詐欺の30歳未満の入所受刑者の人員（487人）を見ると、25歳未満の者が約半数（256人）を占めている（CD-ROM参照）。50～64歳の者の構成比は、平成13年（38.3%）を最高に、低下傾向を示し、29年には18.5%に低下したが、30年以降は20%前後で推移している。それ以外の者の構成比は、多少の上昇・低下はあるものの、13年の構成比と令和2年の構成比を比較しても、大きな差は認められない。

詐欺の入所受刑者と入所受刑者総数を比較すると、詐欺では、前記のとおり、30歳未満の者の構成比が上昇傾向を示していたのに対し、入所受刑者総数では、平成13年には、30歳未満の者の構成比が24.4%であったのが、その後、低下傾向を示し、令和2年には15.2%となっている。また、65歳以上の高齢者の構成比を見ると、入所受刑者総数では、平成13年（3.6%）から上昇傾向を示し、令和2年は12.9%となっているのに対し、詐欺では、平成24年（10.3%）を最高に、おおむね横ばいで推移している。

8-3-1-41 図 詐欺 入所受刑者の年齢層別構成比の推移



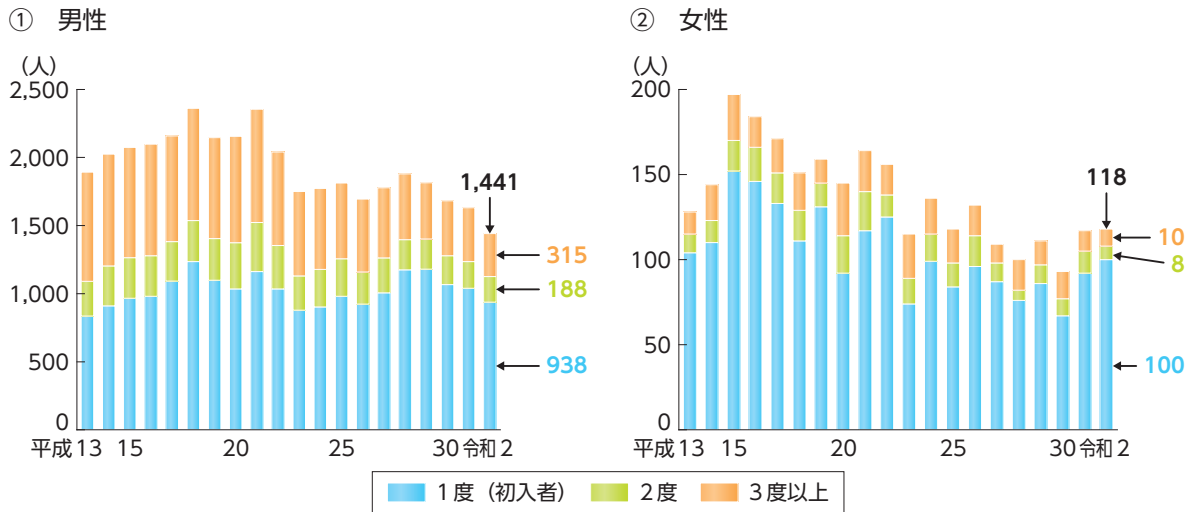
注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

(ウ) 入所度数

8-3-1-42 図は、詐欺の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、これを入所度数別に見たものである。男性・女性共に、入所受刑者全体のうち初入者が占める割合が一貫して最も高く、特に、女性は、平成24年以降、初入者が7割以上を占めている。男性は、初入者の人員が、19年以降800人台後半から1,100人台後半の間で推移している一方、3度以上の者の人員は22年以降減少し続けている。なお、令和2年における詐欺の男性入所受刑者のうち、3度以上の者の人員（315人）の入所度数の内訳を見ると、その約6割を5度以上の者（181人（うち10度以上の者が58人））が占めている（矯正統計年報による。）。

8-3-1-42 図 詐欺 入所受刑者人員の推移 (男女別, 入所度数別)

(平成13年~令和2年)



(工) 居住状況

8-3-1-43 図は, 令和2年の詐欺の入所受刑者の居住状況別構成比を見たものである。

8-3-1-43 図 詐欺 入所受刑者の居住状況別構成比

(令和2年)



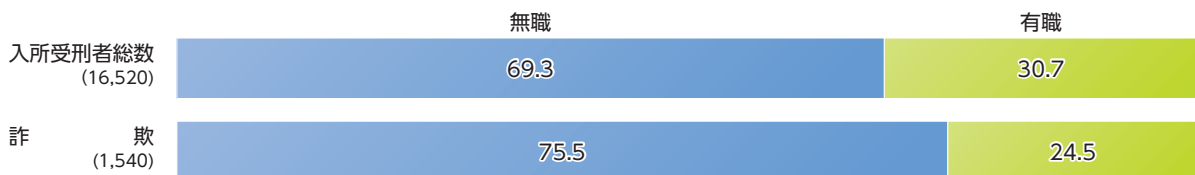
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 犯行時の居住状況による。
- 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
- 4 () 内は, 実人員である。

(才) 就労状況

8-3-1-44 図は, 令和2年の詐欺の入所受刑者の就労状況別構成比を見たものである。

8-3-1-44 図 詐欺 入所受刑者の就労状況別構成比

(令和2年)



- 注 1 矯正統計年報による。
- 2 犯行時の就労状況による。
- 3 学生・生徒, 家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。また, 「無職」は, 定収入のある無職者を含む。
- 4 () 内は, 実人員である。

(カ) その他

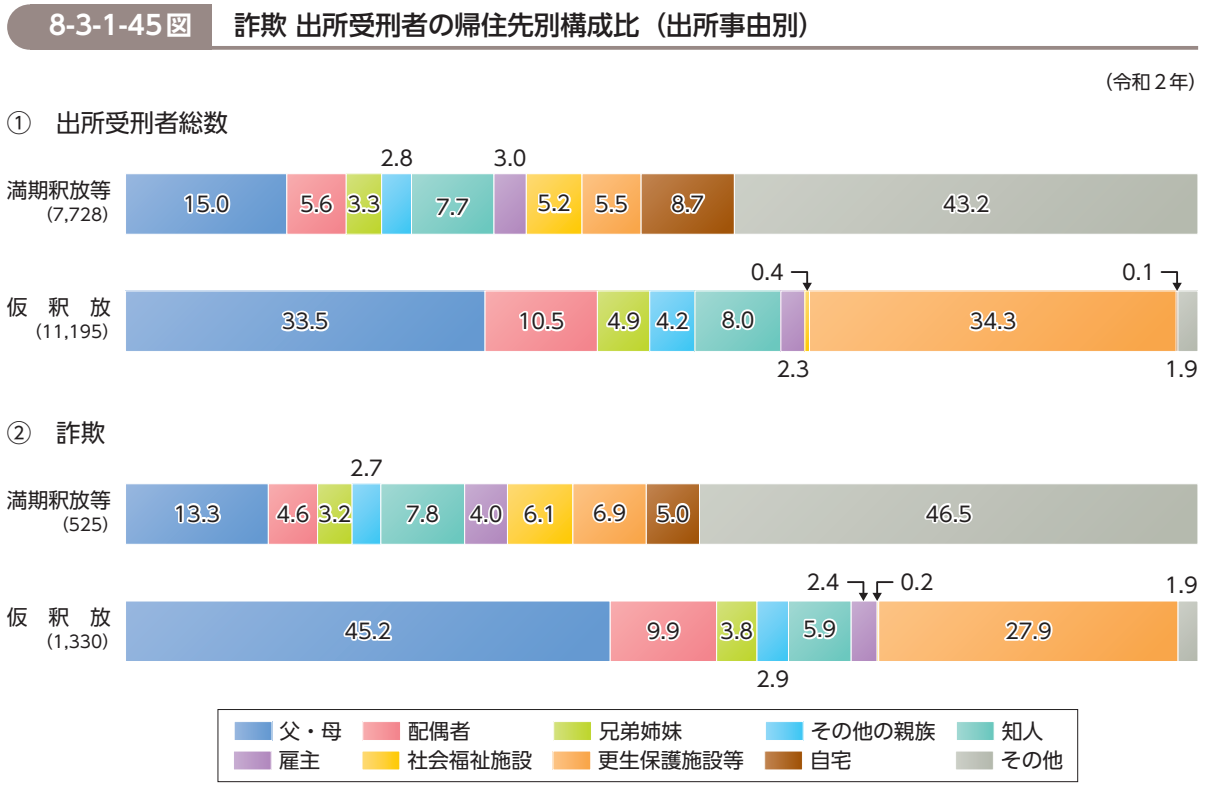
令和2年の詐欺の入所受刑者の婚姻状況別構成比（婚姻状況が不詳の者を除く。）を見ると、配偶者（内縁関係にあるものを含む。以下この項において同じ。）がある者の構成比が17.7%、未婚の者の構成比が48.8%、離死別の者の構成比が33.5%となっており、未婚の者の構成比が入所受刑者総数（41.4%）と比べて高く、離死別の者の構成比が入所受刑者総数（39.5%）と比べて低い（矯正統計年報による。）。

令和2年の詐欺の入所受刑者の教育程度別構成比（教育程度が不詳の者を除く。）を見ると、大学在学・中退・卒業が15.4%、高校卒業が36.4%となっており、入所受刑者総数の大学在学・中退・卒業が10.5%、高校卒業が30.2%であるのと比べると、高校卒業以上の学歴を有する者の構成比が高い（矯正統計年報による。）。

令和2年の詐欺の入所受刑者（1,559人）のうち、39人（2.5%）が来日外国人（国籍別の内訳は、中国31人、ブラジル及びナイジェリア各2人、その他4人）であり、49人（3.1%）が暴力団関係者（幹部17人、組員26人、地位不明6人）であった（矯正統計年報による。）。

イ 出所受刑者

8-3-1-45図は、令和2年の詐欺の出所受刑者の帰住先別構成比を、出所受刑者総数と共に出所事由別に見たものである。満期釈放等により釈放された者については、帰住先が「その他」の者の構成比が最も高く、次いで、父・母、知人の順になっているのに対し、仮釈放により釈放された者については、父・母の者の構成比が最も高く、次いで、更生保護施設等、配偶者の順となっている。



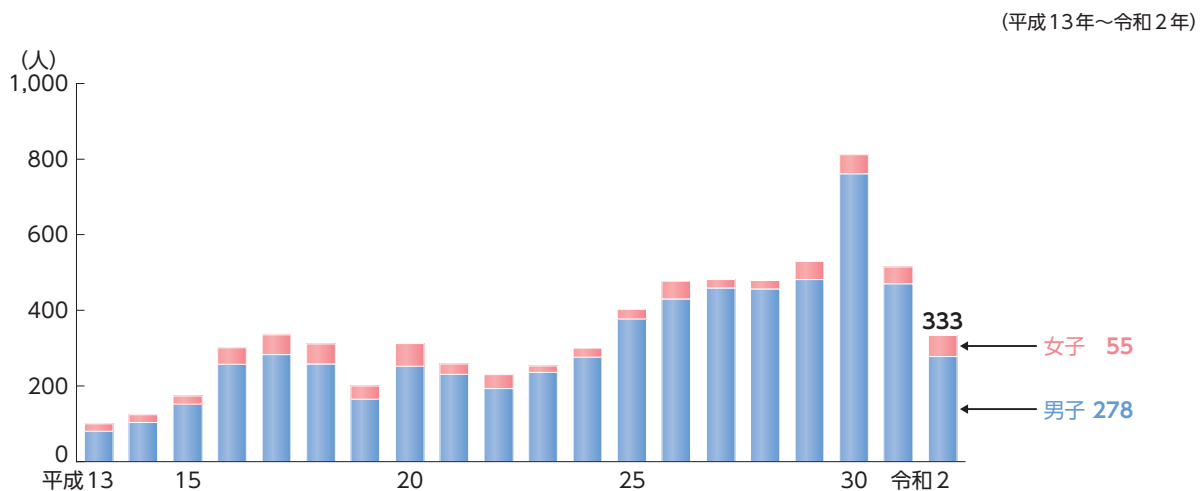
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 7 ()内は、実人員である。

(2) 少年鑑別所被収容者

ア 少年鑑別所被収容者の人員の推移

詐欺の少年鑑別所被収容者（観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。以下アにおいて同じ。）の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、**8-3-1-46図**のとおりである。総数は、平成13年以降、増減を繰り返しながら全体的に増加傾向にあり、30年（812人）をピークに、その後は2年連続で減少したものの、令和2年は、333人と、平成13年（100人）の約3.3倍となっている。女子比は、14年以降は10%台、23年以降は10%を下回って推移していたが、令和2年は、再び10%を上回る16.5%であり、少年鑑別所被収容者総数に占める女子比（9.7%。**3-2-3-2図**CD-ROM参照）よりも高い（CD-ROM参照）。

8-3-1-46図 詐欺 少年鑑別所被収容者の人員の推移（男女別）



注 1 矯正統計年報による。

注 2 「被収容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。

イ 審判における決定等

詐欺について、令和2年に収容審判鑑別（第3編第2章第3節3項（1）ア参照）を終了した者の審判における決定等別構成比を見ると、**8-3-1-47図**のとおりである。少年院送致が40.8%（115人）と最も高く、次いで、保護観察36.2%（102人）、決定未了（観護措置の取消し及び試験観察）19.1%（54人）の順であり、同年に収容審判鑑別を終了した者の総数（**3-2-3-6表**参照）と比較して、少年院送致と決定未了の構成比が高い（CD-ROM参照）。

8-3-1-47図 詐欺 収容審判鑑別を終了した者の審判における決定等別構成比



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

注 2 観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所し、かつ、令和2年に退所した者（ただし、鑑別の判定が保留、判定未了等の者を除く。）を計上している。

注 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。

注 4 「決定未了」は、観護措置の取消し及び試験観察である。

注 5 () 内は、実人員である。

(3) 少年院入院者

ア 少年院入院者の人員の推移

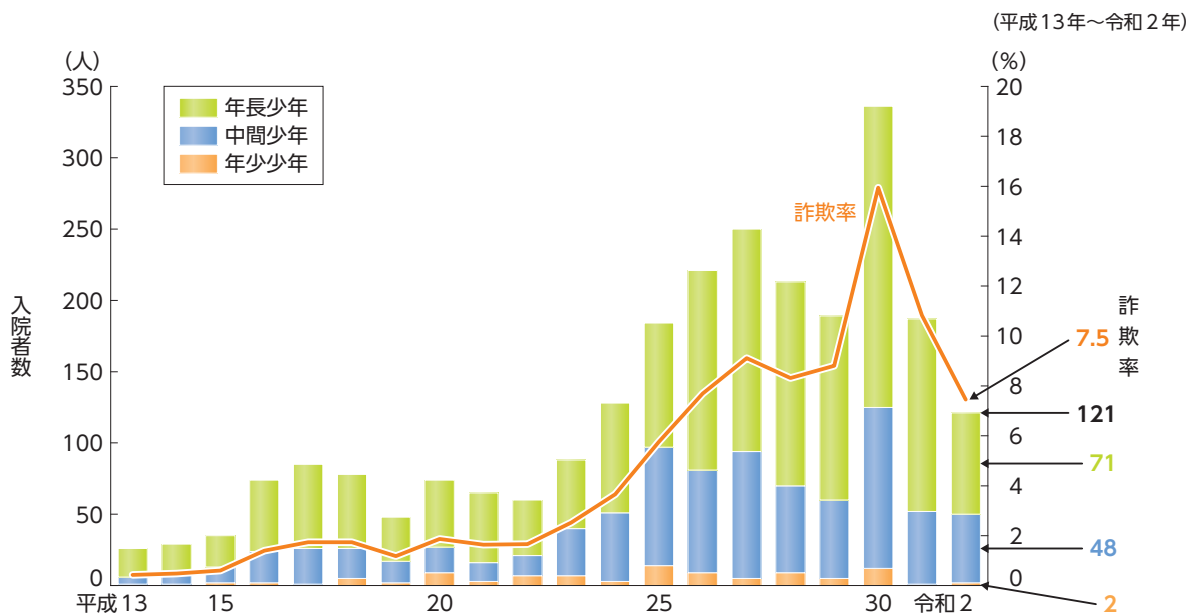
8-3-1-48図は、詐欺の少年院入院者の人員及び少年院入院者総数に占める比率（「詐欺率」という。以下（3）において同じ。）の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである。

少年院入院者の人員は、平成16年に大きく増加した後、100人未満で推移していたが、24年に100人を上回ってからは、27年まで増加し続け、翌年から一旦減少したものの、30年には336人に達し、その後は2年連続して減少した。少年院入院者総数が減少傾向にある中（3-2-4-1図参照）、詐欺の少年院入院者が増加したことから、詐欺率は、13年には0.4%であったが、30年には15.9%に達し、その後は2年連続して低下した。

年齢層別に見ると、平成13年以降、一貫して年長少年（入院時に20歳に達している者を含む。以下（3）において同じ。）が最も多く、次いで、中間少年、年少少年（入院時に14歳未満の者を含む。）の順であり、年長少年が占める構成比はおおむね60%台から70%台の間で推移していたが、令和2年は58.7%であった（CD-ROM参照）。

男女別に見ると、女子は、年による変動が大きく、平成13年から24年までは10人未満で推移していたが、25年以降は30年の23人を最多に、10人を上回る年もあり、令和2年は11人（前年比5人増）であった（CD-ROM参照）。

8-3-1-48図 詐欺 少年院入院者の人員等の推移（年齢層別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「詐欺率」は、少年院入院者総数のうち詐欺の者が占める比率である。

イ 少年院入院者の特徴

(ア) 教育程度，就学・就労状況，保護者の状況

8-3-1-49図及び**8-3-1-50図**は，平成28年から令和2年までにおける詐欺の少年院入院者の教育程度別構成比及び就学・就労状況別構成比を，いずれも男女別に見たものである。

教育程度は，令和2年の少年院入院者総数（**3-2-4-4図**参照）と比較して，男子は，高校中退の者及び高校卒業・その他（大学（短期大学を含む。）在学・中退，専修学校在学・中退・卒業等）の者，女子は，中学卒業及び高校中退の者の構成比がそれぞれ高い。

就学・就労状況は，令和2年の少年院入院者総数（**3-2-4-5図**参照）と比較して，男子は無職の者の構成比が高い一方，女子は有職の者の構成比が高い。

8-3-1-49図 詐欺 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）

（平成28年～令和2年の累計）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 教育程度は，非行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 「その他」は，大学（短期大学を含む。）在学・中退，専修学校在学・中退・卒業等である。
 4 （ ）内は，実人員である。

8-3-1-50図 詐欺 少年院入院者の就学・就労状況別構成比（男女別）

（平成28年～令和2年の累計）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 就学・就労状況は，非行時による。
 3 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 4 （ ）内は，実人員である。

平成28年から令和2年までにおける詐欺の少年院入院者の保護者状況（非行時による。）別構成比を見ると，男子は，実父母が33.5%，実母が39.1%，実父が9.5%，女子は，実父母が30.0%，実母が41.7%，実父が13.3%であり，同年の少年院入院者総数（**3-2-4-7図**参照）と比較して，男子は実父母の構成比が高い一方，女子は実父母の構成比が低かった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

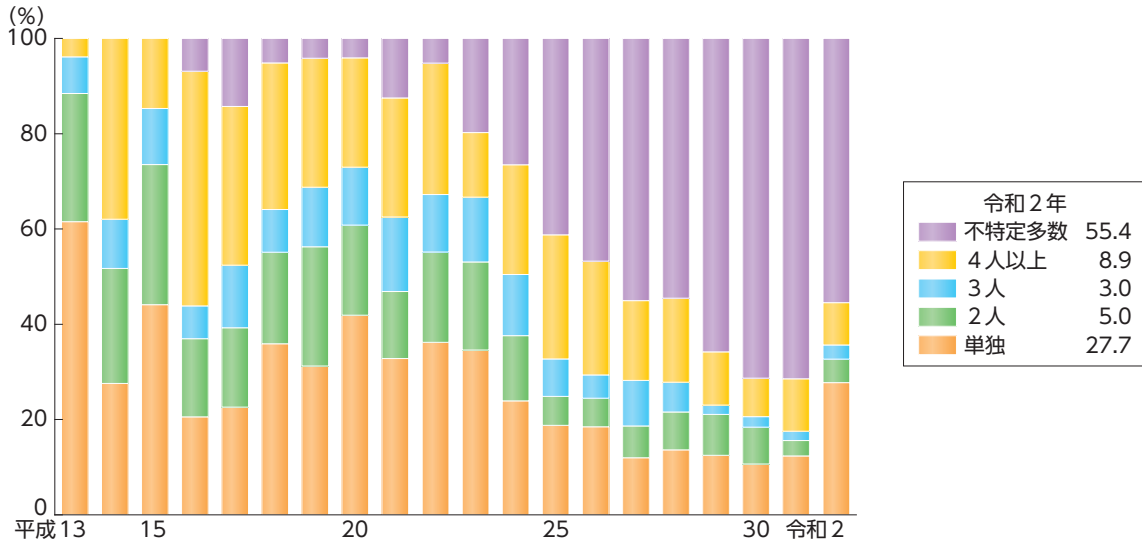
(イ) 共犯, 不良集団関係

詐欺の少年院入院者の共犯者数別構成比の推移（最近20年間）を見ると、8-3-1-51図のとおりである。

共犯者数が不特定多数である者は、平成13年から15年までいなかったが、23年以降その構成比が上昇傾向にあり、令和元年には71.4%に達したものの、2年は55.4%であった。

8-3-1-51 図 詐欺 少年院入院者の共犯者数別構成比の推移

(平成13年～令和2年)

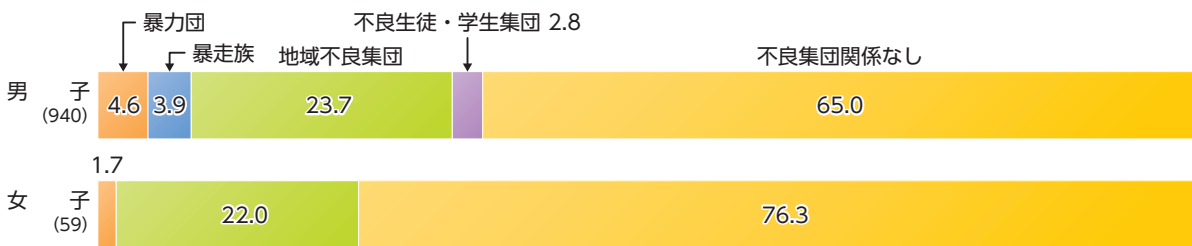


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 共犯者数が不詳の者を除く。
 3 共犯者数は、複数の非行名がある場合に、詐欺以外の非行の共犯者数が計上されていることがある。

平成28年から令和2年までにおける詐欺の少年院入院者の不良集団関係別構成比を男女別に見ると、8-3-1-52図のとおりである。同年の少年院入院者総数（3-2-4-6図参照）と比較して、男女共に不良集団関係のない者の構成比が高い一方、男子は暴力団の構成比が高い。

8-3-1-52 図 詐欺 少年院入院者の不良集団関係別構成比（男女別）

(平成28年～令和2年の累計)

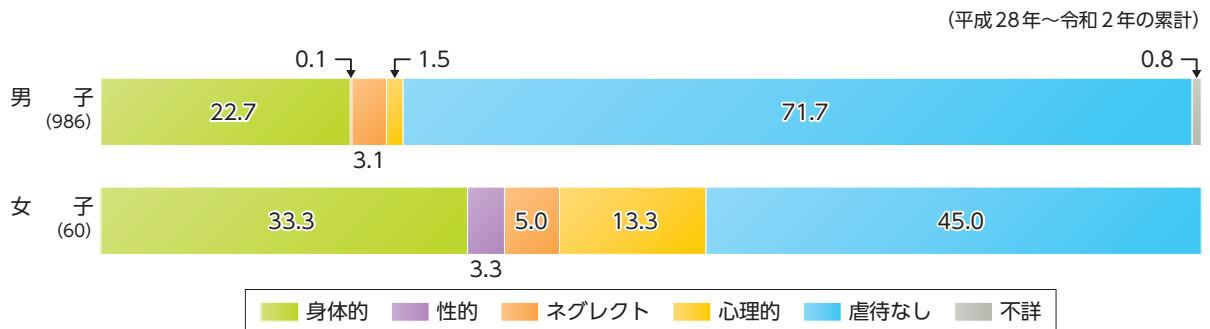


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 不良集団関係は、非行時による。
 3 不良集団関係が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

(ウ) 被虐待経験

8-3-1-53図は、平成28年から令和2年までにおける詐欺の少年院入院者の被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。男女共に、同年の少年院入院者総数(3-2-4-8図参照)と比較して虐待なしの構成比が10pt以上高い。

8-3-1-53図 詐欺 少年院入院者の被虐待経験別構成比 (男女別)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。

3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。

4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。

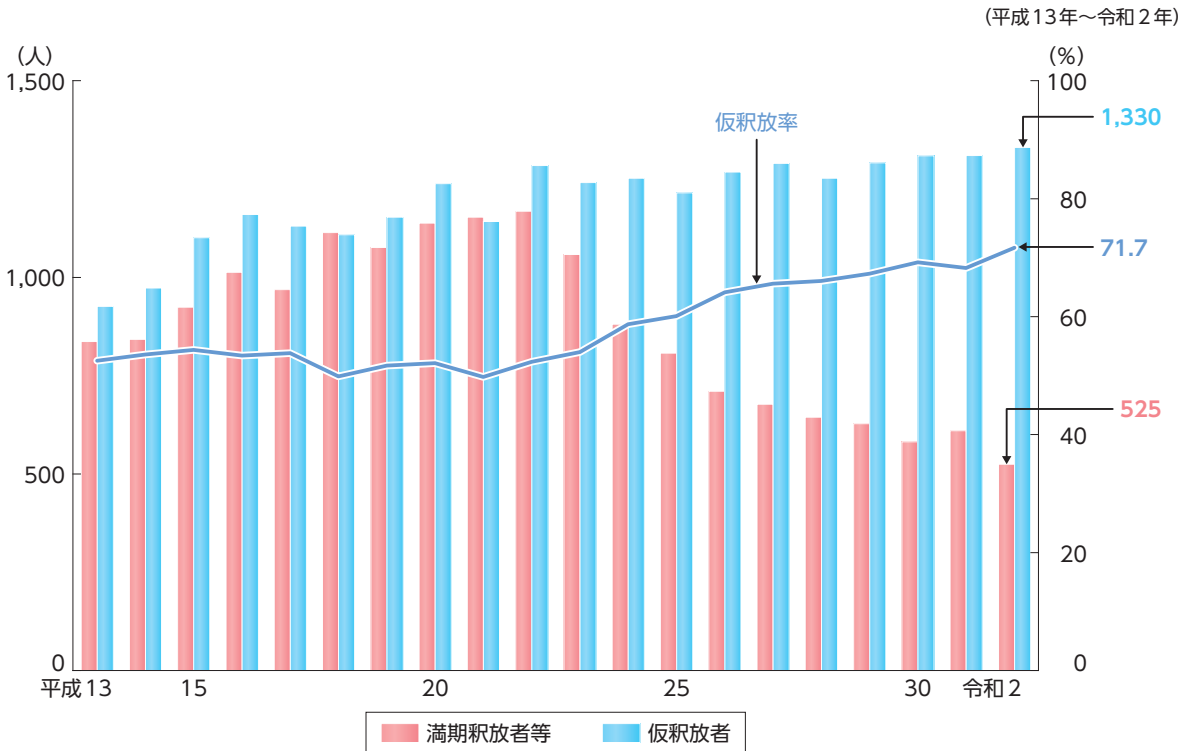
5 ()内は、実人員である。

5 更生保護

(1) 仮釈放

8-3-1-54図は、詐欺について、出所受刑者(仮釈放者、一部執行猶予の実刑部分刑期終了又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。)の人員及び仮釈放率の推移(最近20年間)を見たものである。出所受刑者の人員は、増加傾向にあったが、平成22年(2,452人)をピークに翌年から減少傾向を示したのを経て、28年以降は1,900人前後で推移し、令和2年は1,855人(前年比3.4%減)であった。

仮釈放率は、仮釈放者の人員が横ばいで推移した一方、満期釈放者等(満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。)の人員が減少傾向にあったことから、平成22年から上昇傾向にあり、令和2年は、71.7%(前年比3.5pt上昇)と、出所受刑者総数の仮釈放率(59.2%。2-5-2-1図参照)と比べて12.5pt高かった。



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「満期釈放者等」は、満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。
 3 女性の満期釈放者等及び仮釈放者の人員の推移等については、CD-ROM参照。

(2) 保護観察

ア 保護観察開始人員の推移

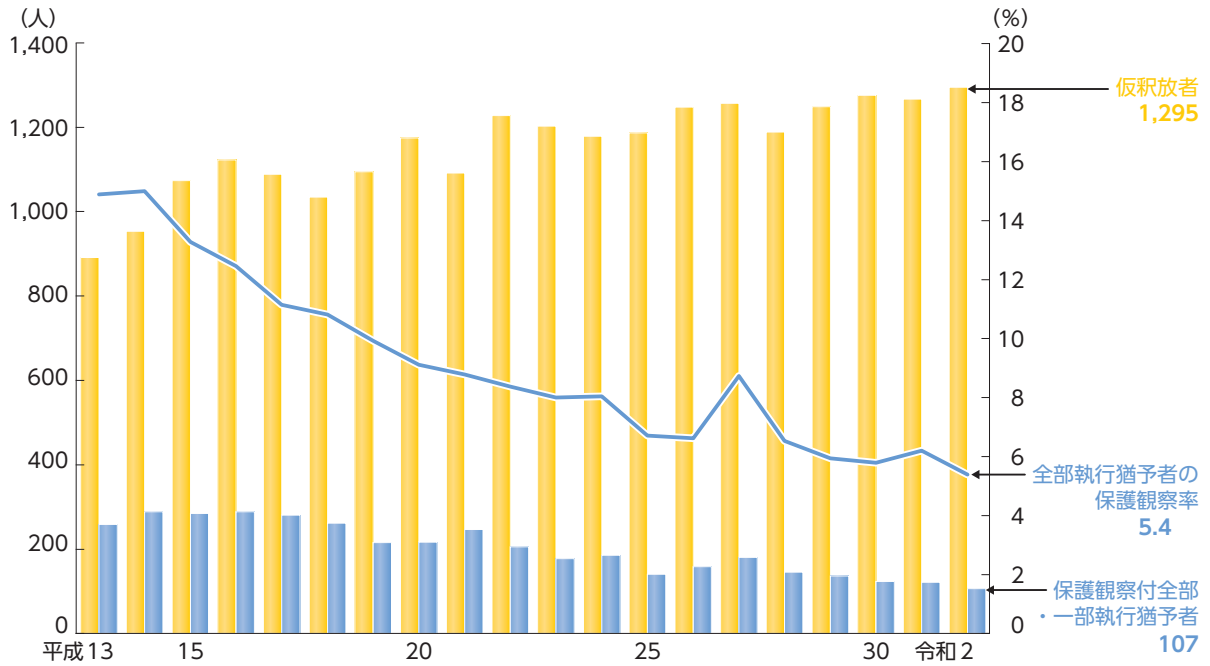
8-3-1-55 図は、詐欺について、仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者の保護観察開始人員並びに全部執行猶予者の保護観察率の推移（最近20年間）を見たものである。

保護観察開始人員について見ると、仮釈放者は、増減を繰り返していたが、平成22年以降おおむね1,200人前後で推移しており、令和2年は1,295人（前年比2.2%増）であった。保護観察付全部・一部執行猶予者は、おおむね減少傾向にあり、2年は107人（同12.3%減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成14年（15.0%）をピークとして低下傾向にあり、令和2年は5.4%（同0.8pt低下）と、保護観察開始人員総数の全部執行猶予者の保護観察率（7.0%。CD-ROM資料2-8参照）と比べて1.6pt低かった。

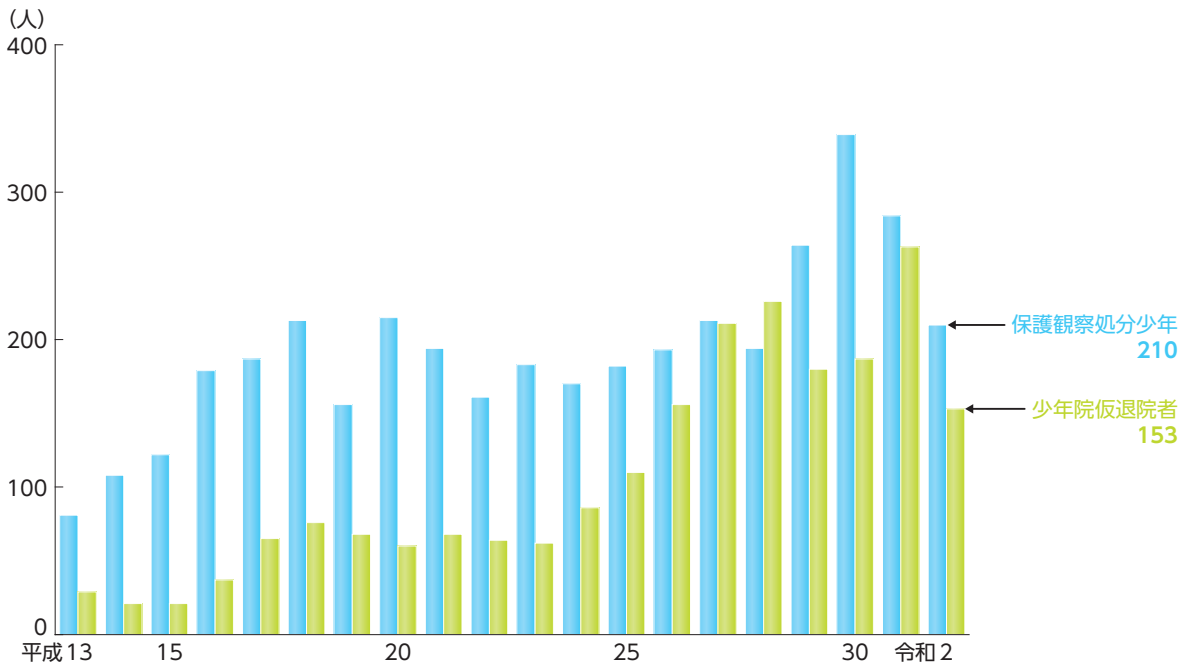
一方、保護観察処分少年は、平成18年（213人）及び20年（215人）をピークに、その後増減を繰り返していたが、29年（264人）及び30年（339人）に大きく増加した後は、翌年から減少し、令和2年は210人（前年比26.1%減）であった。少年院仮退院者は、平成24年から28年（226人）まで増加した後、29年及び30年に180人台に減少したのを経て、令和元年に一旦増加したが、2年は153人（同41.8%減）であった。

(平成13年～令和2年)

① 仮釈放者・保護観察付全部・一部執行猶予者



② 保護観察処分少年・少年院仮退院者



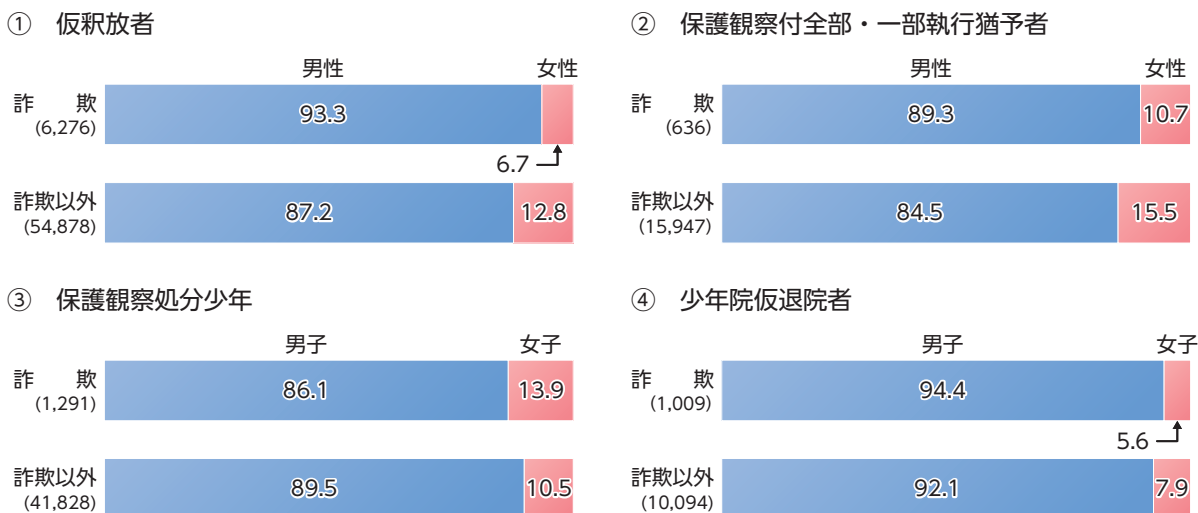
注 1 保護統計年報及び検察統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

イ 男女別

8-3-1-56図は、詐欺の仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成28年から令和2年までにおける保護観察開始人員の男女別構成比を見たものである。

8-3-1-56図 詐欺 保護観察開始人員の男女別構成比

(平成28年～令和2年の累計)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ウ 年齢

8-3-1-57図は、詐欺の仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成28年から令和2年までにおける保護観察開始人員の年齢層別構成比を男女別に見たものである。

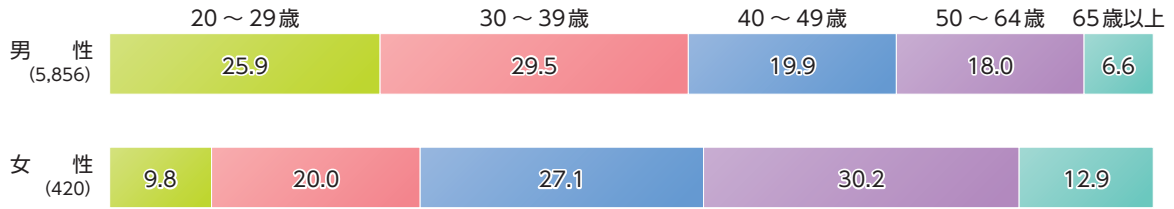
仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者を見ると、いずれの保護観察においても、男性は、女性と比べて20歳代の者の構成比が高く、65歳以上の高齢者の構成比が低い。また、女性の仮釈放者は、他の保護観察と比べて50歳以上の者の構成比が顕著に高い。令和2年の保護観察開始人員総数(2-5-3-2図参照)と比べると、詐欺の方が20歳代の者の構成比が高い(CD-ROM参照)。

一方、保護観察処分少年及び少年院仮退院者を見ると、いずれの保護観察においても、男子は、女子と比べて18・19歳及び20歳以上の者の構成比が高い。また、令和2年の保護観察開始人員総数(3-2-5-2図参照)と比べると、詐欺の方が16歳未満の者の構成比が低く、18・19歳及び20歳以上の者の構成比が高い(CD-ROM参照)。

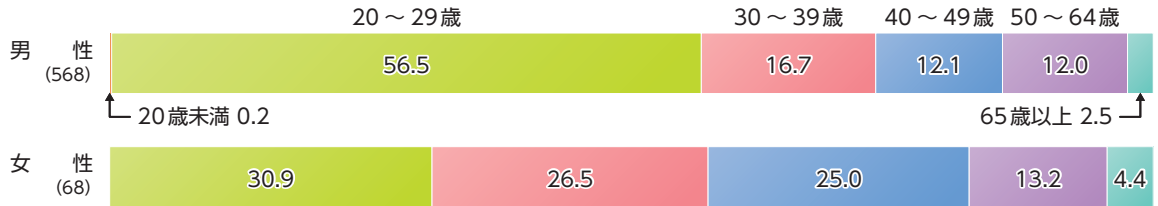
8-3-1-57 図 詐欺 保護観察開始人員の年齢層別構成比（男女別）

（平成28年～令和2年の累計）

① 仮釈放者



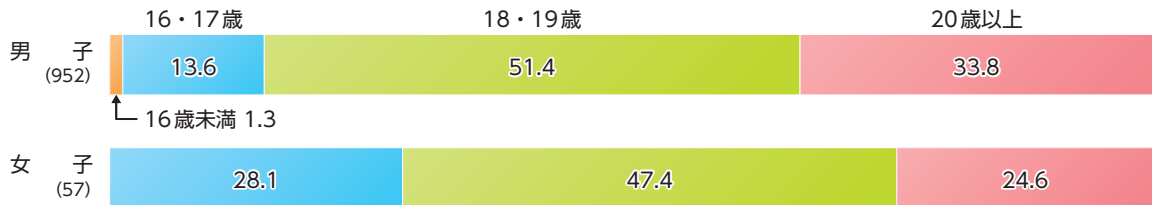
② 保護観察付全部・一部執行猶予者



③ 保護観察処分少年



④ 少年院仮退院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

工 居住状況

8-3-1-58 図は、詐欺の仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成28年から令和2年までにおける保護観察開始人員の居住状況別構成比を年齢層別に見たものである（満期釈放等の居住状況別構成比については、8-3-1-45 図参照）。

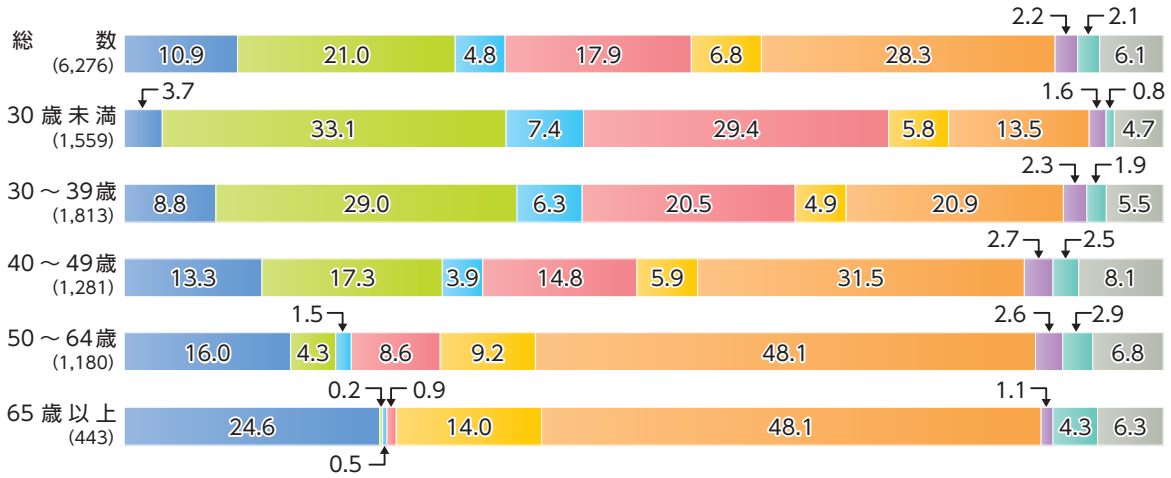
仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者を見ると、いずれの保護観察においても、親族と同居する者の構成比は、年齢層が上がるに従って低くなっているが、65歳以上の仮釈放者と50～64歳の仮釈放者は、ほぼ同水準である。また、保護観察開始人員総数と比べると、詐欺の仮釈放者は、30歳未満の者は親族と同居する者の構成比が高く、50～64歳の者及び65歳以上の者は配偶者と同居する者及び更生保護施設に居住する者の構成比が高い。詐欺の保護観察付全部・一部執行猶予者は、全ての年齢層において、保護観察開始人員総数よりも親族と同居する者の構成比が低く、30歳未満の者以外の年齢層において、更生保護施設に居住する者の構成比が高い（CD-ROM参照）。

詐欺の保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、保護観察開始人員総数と比べると、全ての年齢層において、両親と同居する者の構成比がやや高い（CD-ROM参照）。

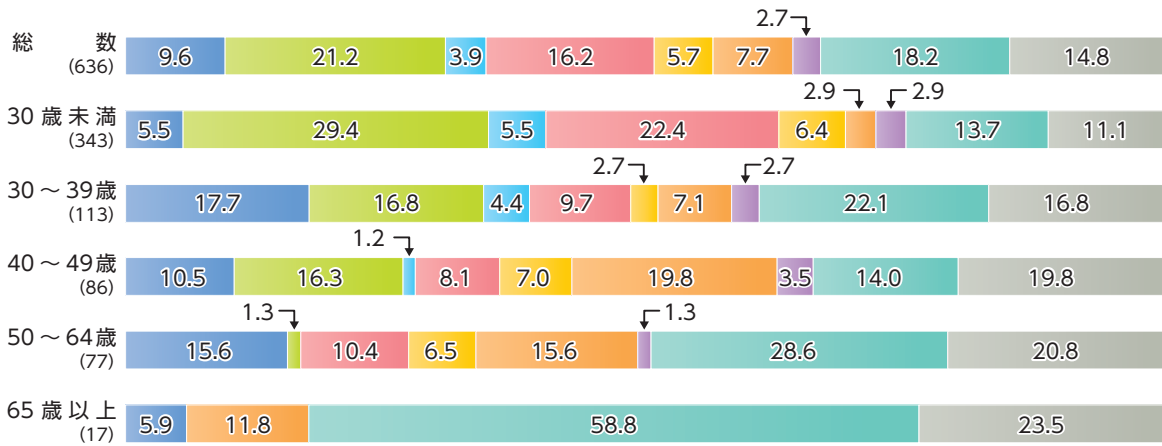
8-3-1-58 図 詐欺 保護観察開始人員の居住状況別構成比（年齢層別）

（平成28年～令和2年の累計）

① 仮釈放者



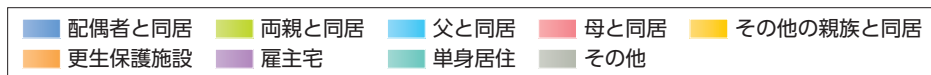
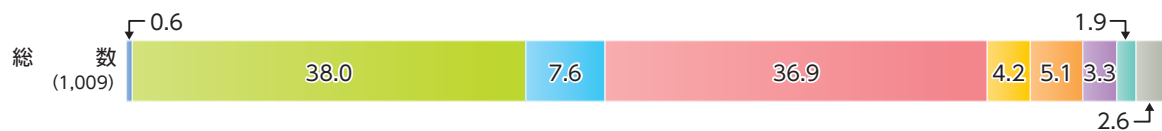
② 保護観察付全部・一部執行猶予者



③ 保護観察処分少年



④ 少年院仮退院者



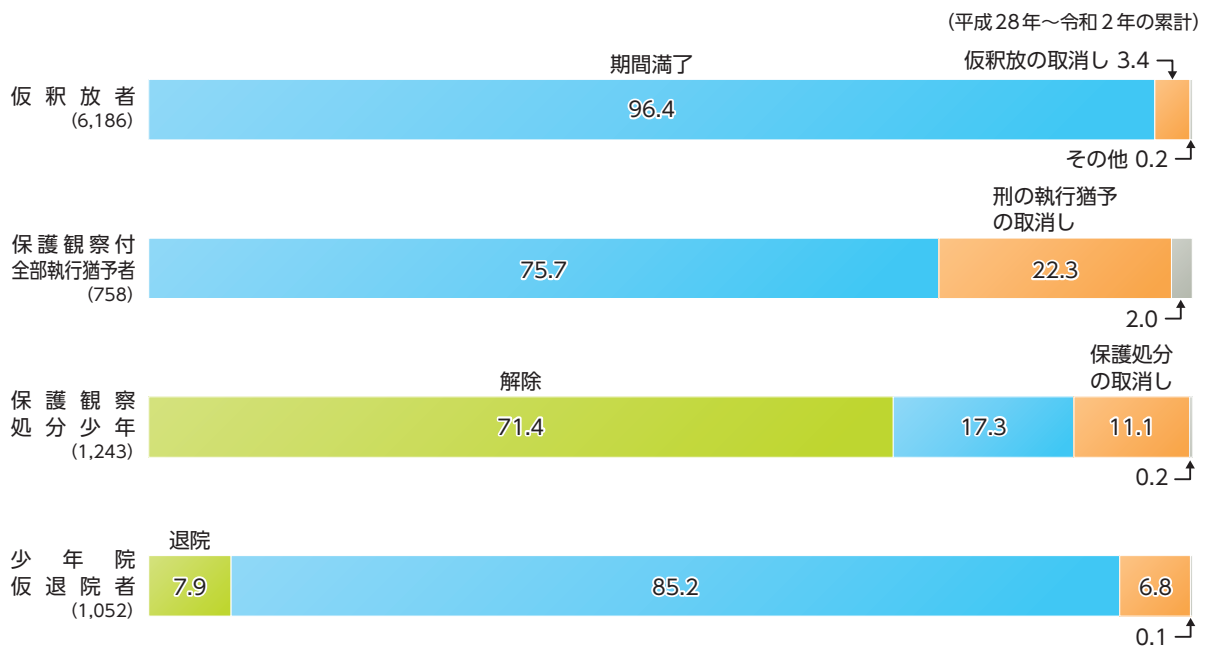
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 保護観察開始時の居住状況による。
- 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
- 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
- 5 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
- 6 ()内は、実人員である。

オ 保護観察終了人員の状況等

8-3-1-59図は、詐欺の仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成28年から令和2年までにおける保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。同年の保護観察終了人員総数（2-5-3-8図及び3-2-5-7図参照）と比べると、少年院仮退院者では、保護処分の取消しで終了した者の構成比が低く、期間満了で終了した者の構成比が高いが、その他の保護観察では保護観察終了人員総数とほぼ同様の傾向を示している。なお、保護観察付全部執行猶予者では、仮釈放者と比べて取消しで終了した者の構成比が高いが、これは両者における保護観察期間の長短の影響が考えられる。

なお、平成28年から令和2年までに保護観察を終了した詐欺の保護観察付一部執行猶予者は、いなかった。

8-3-1-59図 詐欺 保護観察終了人員の終了事由別構成比



注 1 保護統計年報による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 仮釈放者の「その他」は、保護観察停止中時効完成、死亡等であり、それ以外の「その他」は、死亡等である。

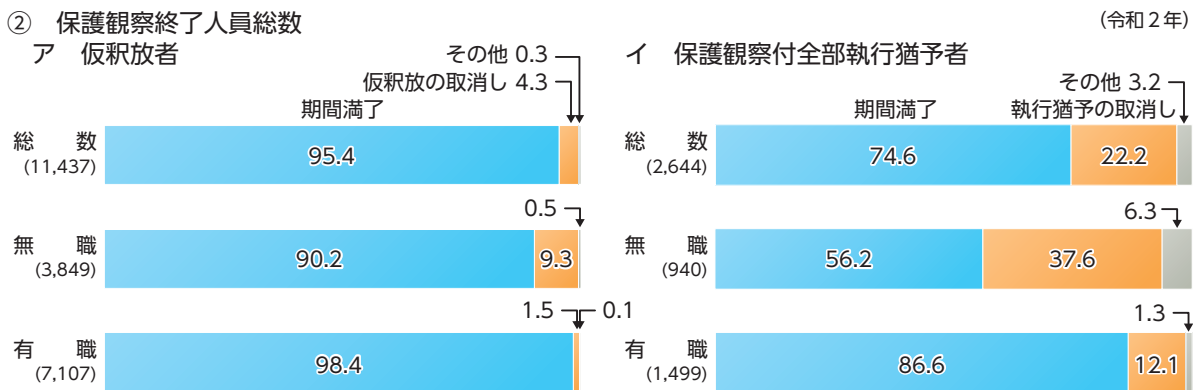
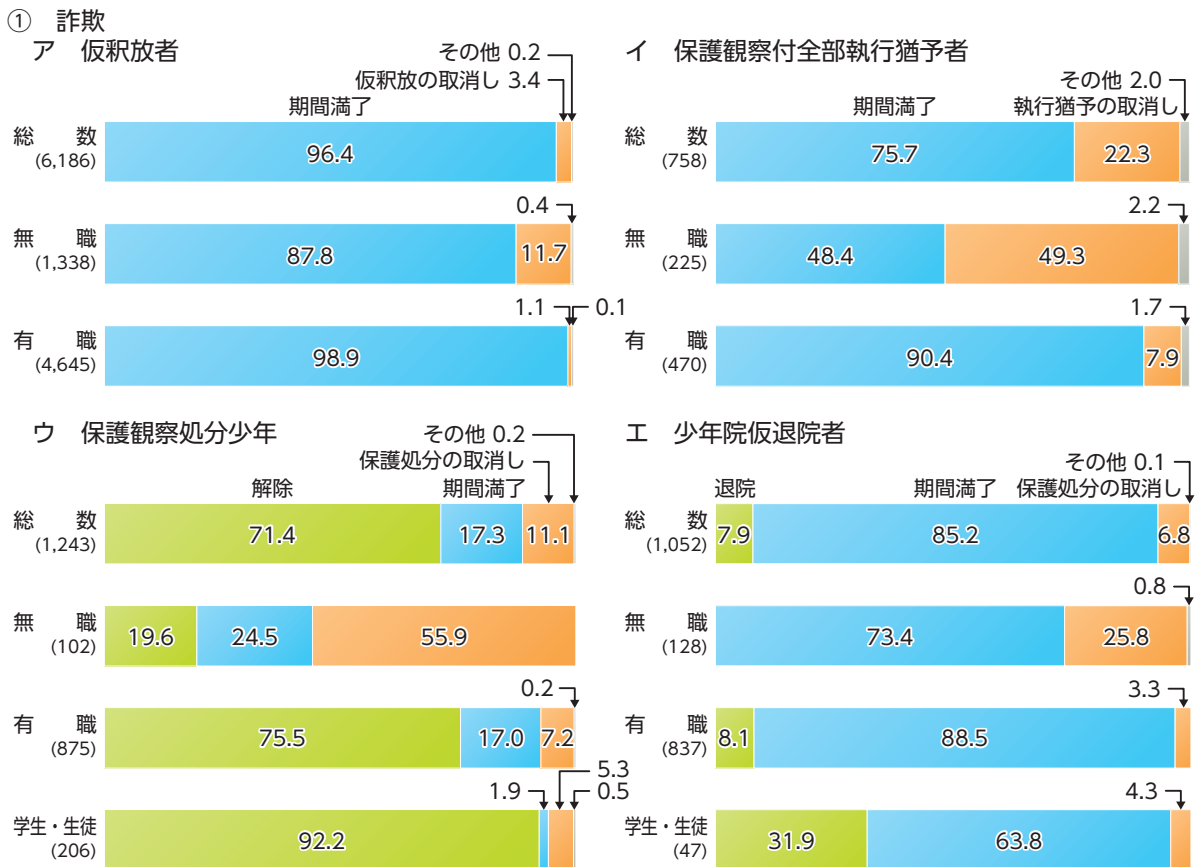
4 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。

5 ()内は、実人員である。

8-3-1-60図①は、詐欺の仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成28年から令和2年までにおける保護観察終了人員の終了事由別構成比を終了時の就学・就労状況別に見たものである。いずれの保護観察においても、取消しで終了した者の構成比は、保護観察終了時に無職であった者の方が、有職であった者と比べて顕著に高い。また、同年の保護観察終了人員総数（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者は8-3-1-60図②、保護観察処分少年及び少年院仮退院者は3-2-5-7図をそれぞれ参照）と比べると、少年院仮退院者を除き、保護観察終了時に無職であった者の中で、取消しで終了した者の構成比が高い。

8-3-1-60図 詐欺 保護観察終了人員の終了事由別構成比（終了時の就学・就労状況別）

（平成28年～令和2年の累計）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「総数」は、「無職」、「有職」及び「学生・生徒」のほか、家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を含む。
 4 仮釈放者の「その他」は、保護観察中時効完成、死亡等であり、それ以外の「その他」は、死亡等である。
 5 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
 6 ①において、保護観察付一部執行猶予者の保護観察終了人員はいなかった。
 7 ()内は、実人員である。

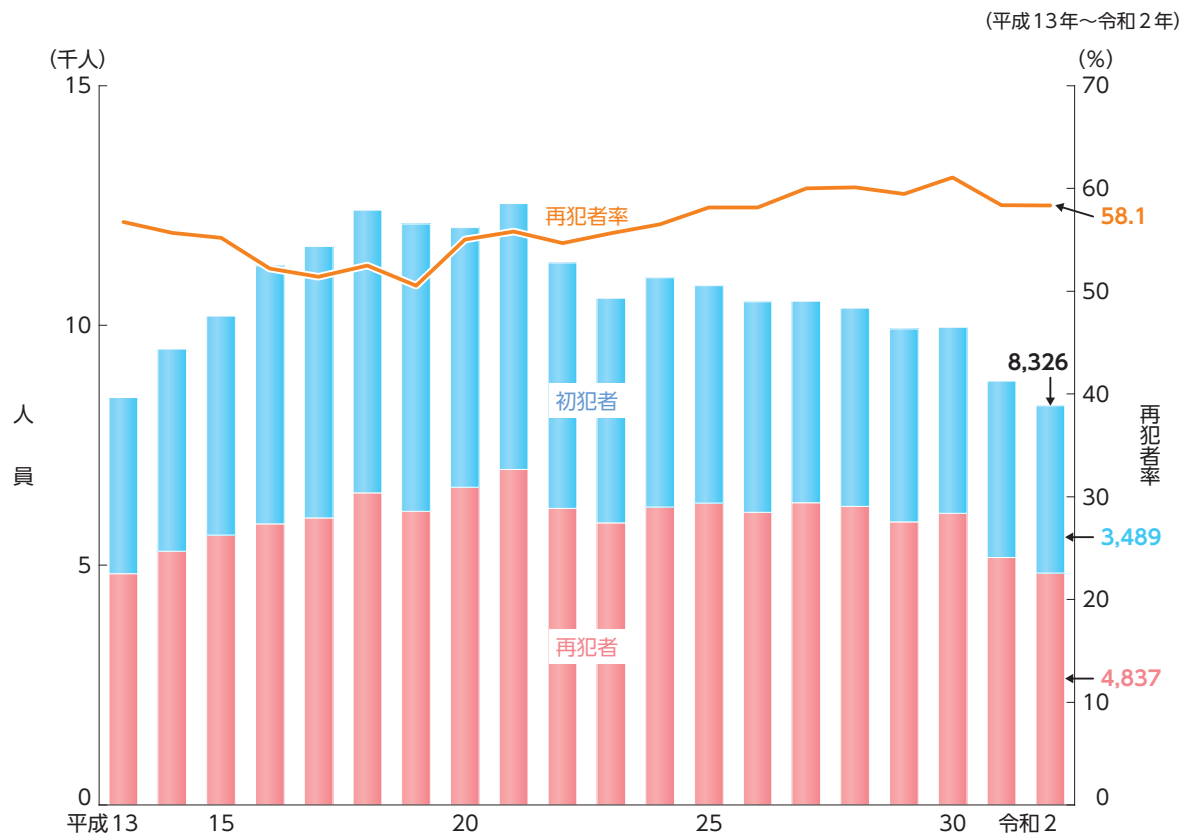
第2節 再犯・再非行

1 検挙

(1) 再犯者

8-3-2-1図は、詐欺により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである（再非行少年については、（3）参照）。再犯者の人員は、平成21年（6,997人）まで増加傾向にあり、その後はおおむね6,000人前後で推移していたところ、令和元年に大きく減少し、2年は4,837人（前年比6.3%減）であった。他方、初犯者の人員は、平成13年から増加し続けていたが、19年（5,991人）をピークに、翌年から減少傾向に転じ、令和2年（3,489人）は平成19年と比べて41.8%減であった。再犯者率は、同年まで低下傾向にあり、その後、初犯者の人員が減少傾向にあった一方、再犯者の人員がおおむね横ばい状態にあったため、上昇傾向を示したが、令和元年に低下に転じ、2年は58.1%（同0.3pt低下）であった。また、詐欺の再犯者率を刑法犯検挙人員総数の再犯者率（**5-2-1-1図**参照）と比較すると、平成13年には詐欺の方が22.9pt高く、その後も詐欺の方が一貫して高いが、両者の差は縮小傾向にあり、その差は令和2年には9.0ptとなっている。

8-3-2-1図 詐欺 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、詐欺により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

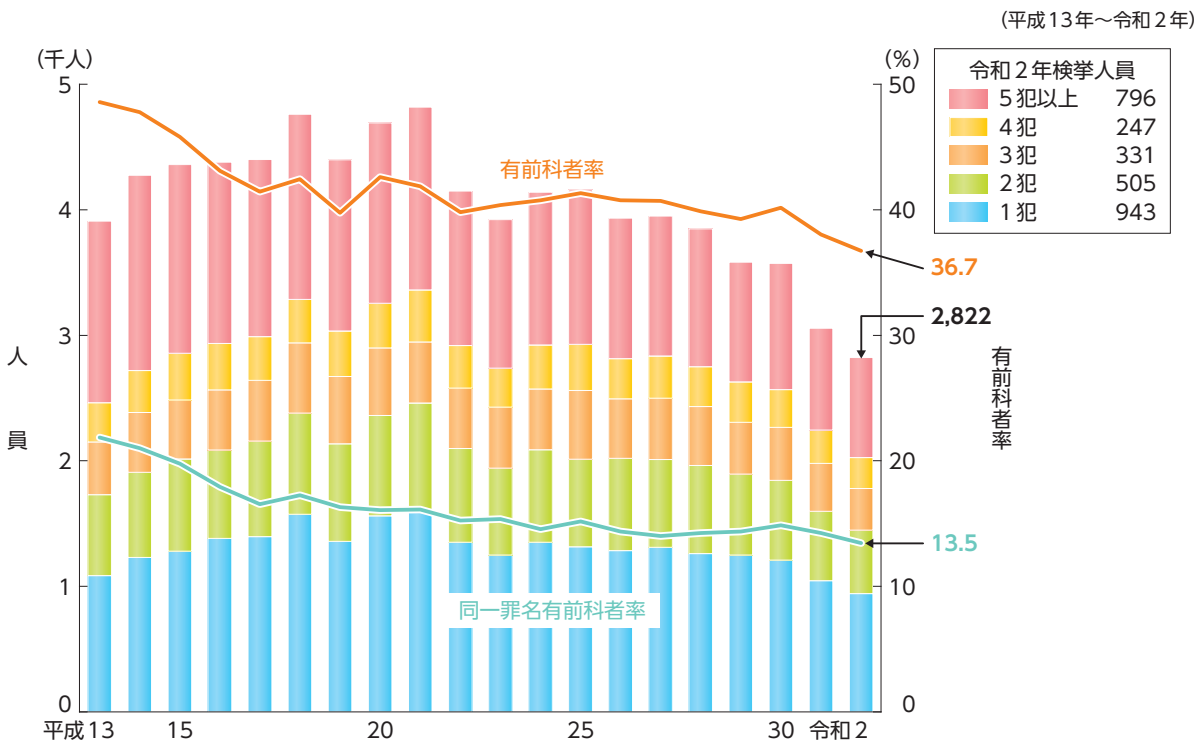
3 「再犯者率」は、詐欺の検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(2) 有前科者

8-3-2-2図は、詐欺により検挙された成人のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下（2）において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。有前科者の人員は、平成21年（4,817人）まで増加傾向にあったが、同年をピークに、翌年から減少傾向に転じ、令和元年に大きく減少して、2年は2,822人（前年比7.6%減）であった。有前科者率は、刑法犯成人検挙人員総数の有前科者率（5-2-1-2図参照）と比較して一貫して高いが、刑法犯成人検挙人員総数の有前科者率がほぼ一定しているのに対して低下傾向にある。

令和2年に詐欺により検挙された成人のうち、有前科者を見ると、前科数別では、前科1犯の者の構成比が最も高く、次いで前科5犯以上の者の順であったが、平成13年以降、前科1犯の者の構成比は上昇傾向にあるのに対し、前科5犯以上の者の構成比は低下傾向にある。もっとも、詐欺は、刑法犯成人検挙人員総数と比べて前科5犯以上の者の構成比が高い。なお、詐欺は、令和2年の有前科者のうち同一罪名の前科を有する者の構成比が36.9%であり、刑法犯成人検挙人員総数（52.2%）と比べて低い（CD-ROM参照）。

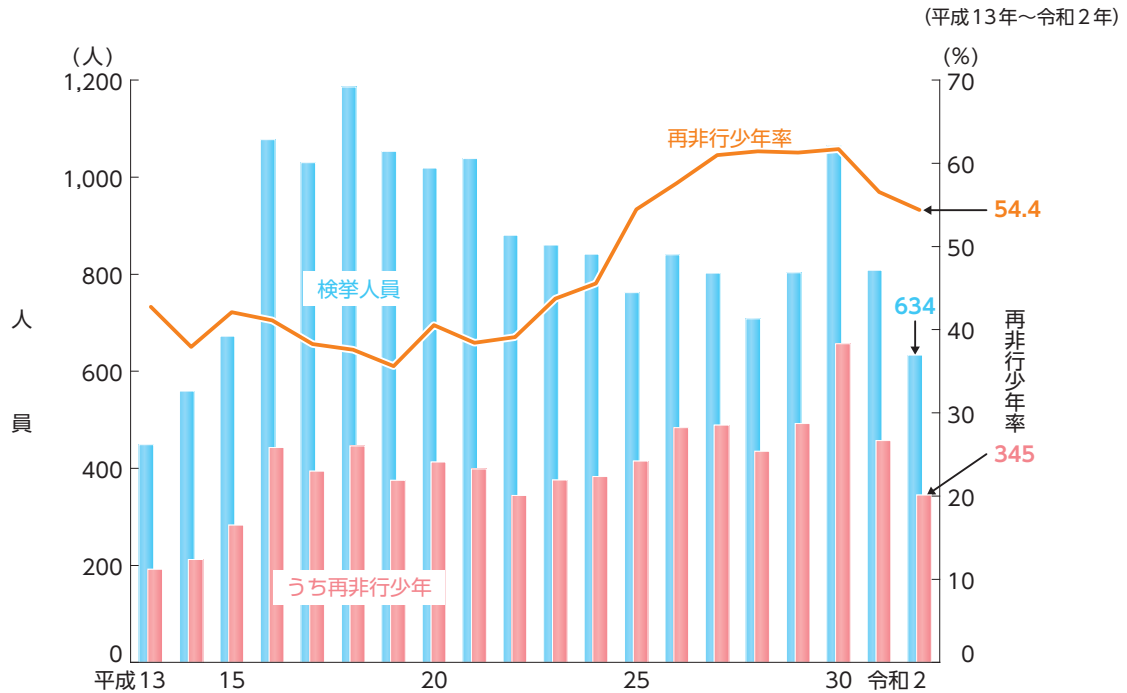
8-3-2-2図 詐欺 成人検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移



注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、詐欺の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪名有前科者率」は、詐欺の成人検挙人員に占める、前に同一罪名（詐欺）の前科を有する者の人員の比率をいう。

(3) 再非行少年

8-3-2-3図は、詐欺により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。以下（3）において同じ。）の人員及び再非行少年率（少年の検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。以下（3）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。再非行少年の人員は、増減を繰り返しながら平成30年まで増加傾向にあったが、その後は減少している。再非行少年率は、19年まで低下傾向にあった後、30年（61.7%）をピークに上昇傾向にあったが、その後再び低下し、令和2年は54.4%（前年比2.1pt低下）であった。詐欺により検挙された少年の再非行少年率は、少年の刑法犯検挙人員総数の再非行率（5-2-5-1図参照）と比較して顕著に高く、2年においては、その差は19.7ptであった（CD-ROM参照）。



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、詐欺の少年検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

2 検察・裁判

(1) 起訴人員中の有前科者

令和2年に詐欺により起訴された者のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。以下（1）において同じ。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）は、**5-2-2-1表**のとおりである。

近時、詐欺により起訴された者の有前科者の人員は一貫して減少しているが、有前科者率は、30%台後半で推移している。

令和2年について見ると、詐欺により起訴された者の有前科者率（37.5%）は、起訴人員総数の有前科者率（44.0%）より低かった。一方、詐欺により起訴された者の有前科者のうち、懲役・禁錮の前科を有する者の比率は、起訴人員総数の有前科者と比較して高く、罰金のみ前科を有する者の比率は低かった（**5-2-2-1表**参照）。

また、令和2年に詐欺により起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であつた者の人員は、**5-2-2-2表**のとおりである。

近時、詐欺により起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中であつた者及び仮釈放中であつた者はいずれもおおむね減少傾向にあり、令和2年は、前者は460人（前年比4人減）、後者は38人（同3人増）であつた。また、犯行時に保釈中であつた者は、10人前後で推移しており、2年は12人（同1人増）であつた。

(2) 全部及び一部執行猶予の取消し

8-3-2-4表は、詐欺により全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。全部執行猶予を取り消された者は、平成23年以降減少傾向にあり、令和2年は155人（全部執行猶予取消人員総数の4.5%）であつ

た。このうち、取消事由が再犯である者は、保護観察付全部執行猶予中の者が20人（前年比4人増）、その他の者（単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。）が119人（同5人減）であった。

詐欺により全部執行猶予を言い渡された者について、取消人員の言渡人員に対する比率（以下（2）において「執行猶予取消率」という。なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることができる。）は、全罪名の執行猶予取消率（5-2-2-3表参照）よりも平成23年以降一貫して低く、29年まで低下傾向にあったが、30年にやや上昇した後は10%前後で推移している。再犯を事由とする執行猶予取消率を保護観察の有無別に見ると、保護観察付全部執行猶予中の者は26.0%と全罪名の執行猶予取消率（23.6%）より高く、その他の者は8.8%と全罪名の執行猶予取消率（10.0%）より低かった。

8-3-2-4表 詐欺 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

（平成23年～令和2年）

年次	全部執行猶予の言渡人員			全部執行猶予の取消人員	取消事由					D/A (%)	E/B (%)	F/C (%)		
	保護観察付	単純執行猶予	再犯		再犯				余罪				遵守事項違反	その他
					保護観察中	その他	再犯	その他						
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)									
23年	1,962	157	1,805	260	42	191	24	3	-	13.3	26.8	10.6		
24	2,101	169	1,932	252	48	172	24	8	-	12.0	28.4	8.9		
25	1,996	134	1,862	191	30	134	22	5	-	9.6	22.4	7.2		
26	2,356	156	2,200	197	28	148	15	6	-	8.4	17.9	6.7		
27	1,969	172	1,797	194	17	156	18	1	2	9.9	9.9	8.7		
28	2,036	133	1,903	177	35	118	20	4	-	8.7	26.3	6.2		
29	2,087	124	1,963	180	26	136	12	6	-	8.6	21.0	6.9		
30	1,761	102	1,659	178	22	144	10	2	-	10.1	21.6	8.7		
元	1,644	102	1,542	160	16	124	17	3	-	9.7	15.7	8.0		
2	1,430	77	1,353	155	20	119	14	1	1	10.8	26.0	8.8		

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役の全部執行猶予に関するものである。
 3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 6 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合、そのうち主要なものが詐欺である場合に1人として計上している。
 7 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から令和2年までの間に詐欺により一部執行猶予を言い渡された者は4人（全て保護観察に付されている。）であり、うち同年までに同猶予を取り消された者はいなかった（検察統計年報による。）。

3 矯正

(1) 再入者

ア 人員

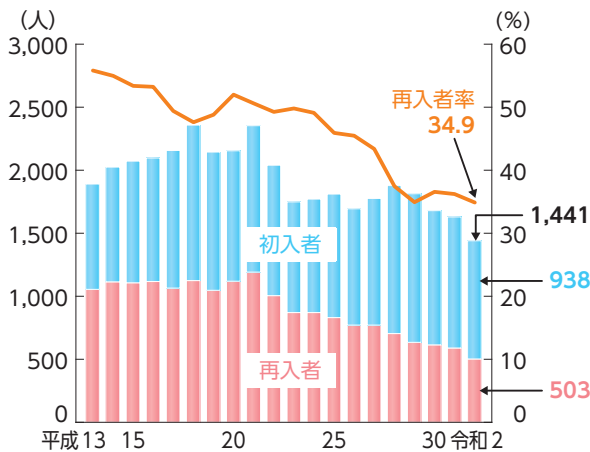
詐欺の入所受刑者人員のうち、初入者及び再入者の人員並びに再入者率（第5編第2章第3節1項参照）の推移（最近20年間）を男女別に見ると、8-3-2-5図のとおりである。男性の再入者率は、

平成13年（55.8%）からおおむね低下傾向にあったが、28年以降は横ばいで推移している。女性を見ると、詐欺の入所受刑者総数は、15年（197人）をピークにおおむね減少傾向にあるが、再入率は年による変動が大きい。女性の再入率は、男性と比べて一貫して低く、令和2年は男性が34.9%であったところ、女性は15.3%であった。これは、いずれも入所受刑者全体の再入率（58.0%。5-2-3-1図①参照）と比べて低い。

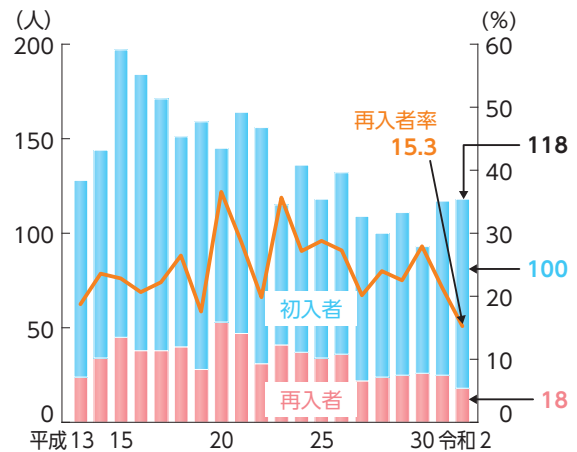
8-3-2-5図 詐欺 入所受刑者人員（男女別、初入者・再入者別）・再入率の推移

（平成13年～令和2年）

① 男性



② 女性



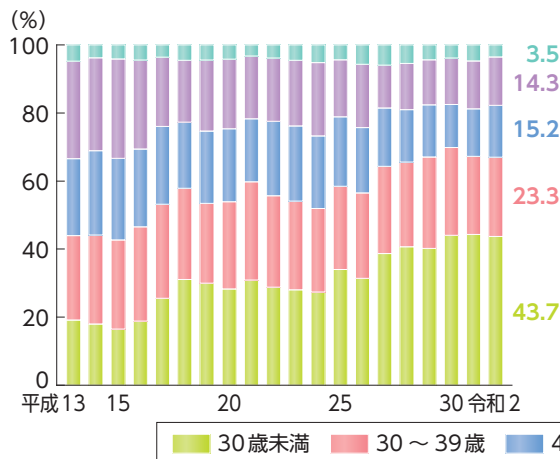
注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

詐欺の入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を初入者・再入者別に見ると、8-3-2-6図のとおりである。初入者・再入者共に、50～64歳の者の構成比は、平成13年からおおむね低下傾向にあるが、初入者では、30歳未満の者の構成比が上昇傾向にあり、令和2年（43.7%）は、平成13年（19.1%）と比べると、約2倍に上昇している。また、初入者における30歳未満の者及び30歳代の者の各構成比の割合は、再入者と比べて、いずれも一貫して高い。

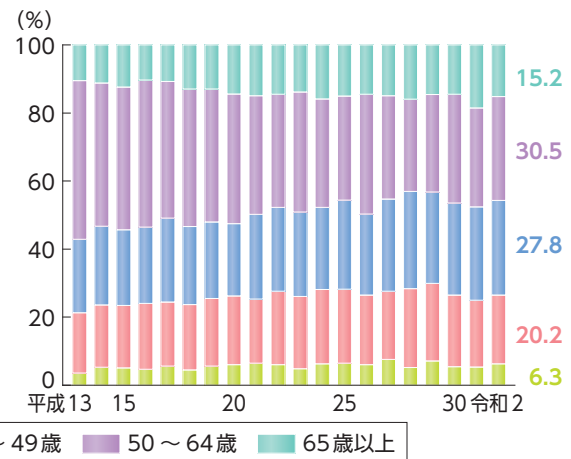
8-3-2-6図 詐欺 入所受刑者の年齢層別構成比の推移（初入者・再入者別）

（平成13年～令和2年）

① 初入者



② 再入者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。

イ 前刑罪名

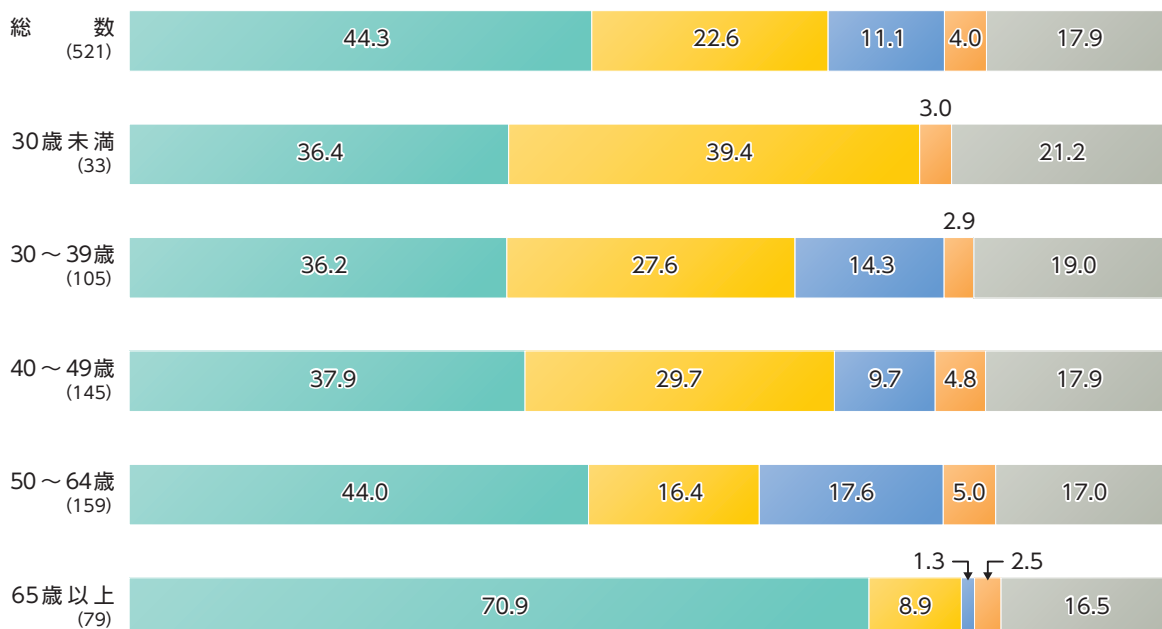
令和2年の再入者の前刑罪名（前回入所した時の罪名をいう。以下この項において同じ。）別構成比を罪名別に見るとともに、詐欺について更に年齢層別に見ると、8-3-2-7図のとおりである。詐欺について、同一罪名再入者（再入罪名と前刑罪名が同一である者をいう。以下この項において同じ。）の構成比は、総数で44.3%であり、年齢層別に見ると、65歳以上の者（70.9%）が最も高く、次いで、50～64歳の者（44.0%）、40歳代の者（37.9%）の順であった。また、30歳未満の者においては、前刑罪名が窃盗の者の構成比が約4割を占め、最も高い。

同一罪名再入者の構成比について罪名別に見ると、詐欺は、窃盗及び覚醒剤取締法違反より低く、傷害・暴行より高い。また、詐欺以外の罪名においても、詐欺が前刑罪名である者が一定割合含まれているが、いずれも1割に満たない（窃盗は3.6%、傷害・暴行は3.4%、覚醒剤取締法違反は2.1%）。

8-3-2-7図 再入者の前刑罪名別構成比（罪名別、年齢層別）

（令和2年）

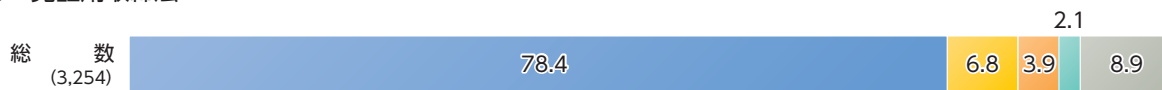
① 詐欺



② 窃盗



③ 覚醒剤取締法



④ 傷害・暴行



■ 詐欺 ■ 窃盗 ■ 覚醒剤取締法 ■ 傷害・暴行 ■ その他

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「前刑罪名」は、前回入所した時の罪名をいう。
 4 () 内は、実人員である。

ウ 再犯期間

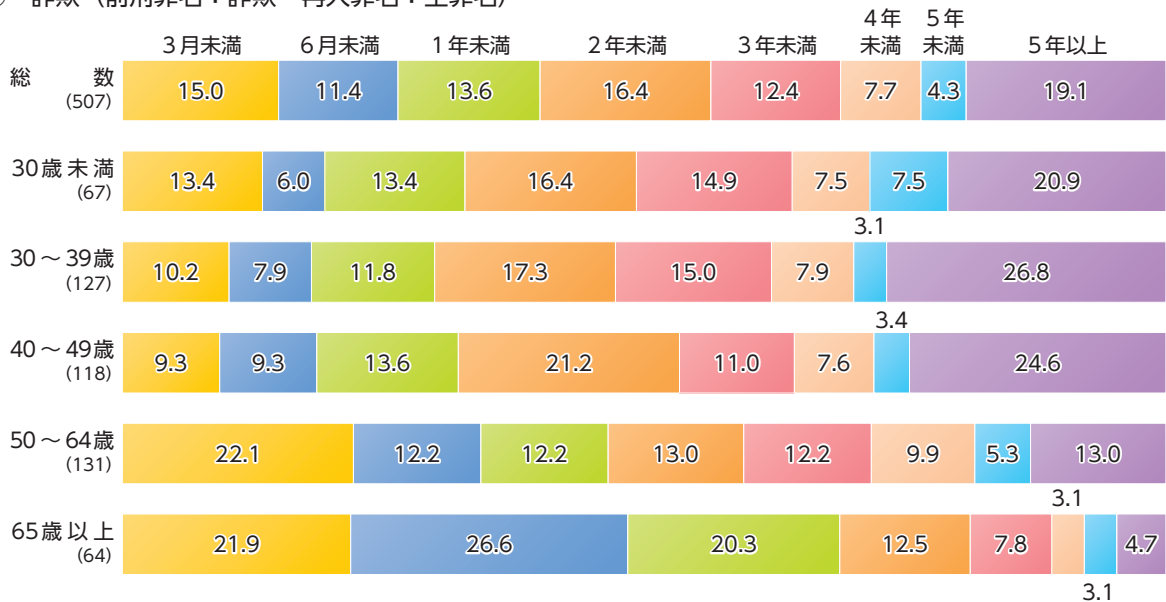
令和2年の再入者のうち、前刑罪名が詐欺の者の再犯期間（第5編第2章第3節4項参照）を前刑出所時の年齢層別に見ると、**8-3-2-8図①**のとおりである。前刑罪名が詐欺の再入者のうち、65歳以上の者では、再犯期間が6月未満の者の構成比が約5割を占めており、再入者総数（**8-3-2-8図②**）の同年齢層における構成比（32.3%）と比べて顕著に高い。また、30歳未満の者では、再犯期間が1年未満の者の構成比（32.8%）が再入者総数（**8-3-2-8図②**）の同年齢層における構成比（25.9%）と比べて高い。

前刑罪名が詐欺の再入者のうち、再入罪名も詐欺の者（226人）の再犯期間別構成比について見ると、前刑罪名が詐欺の再入者全体（**8-3-2-8図①**）と比べて、再犯期間が1年未満の者の構成比は、30歳未満の者（23.8%）が低い一方、30歳代の者（39.2%）、40歳代の者（36.0%）、50～64歳の者（57.8%）及び65歳以上の者（77.5%）は高い（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

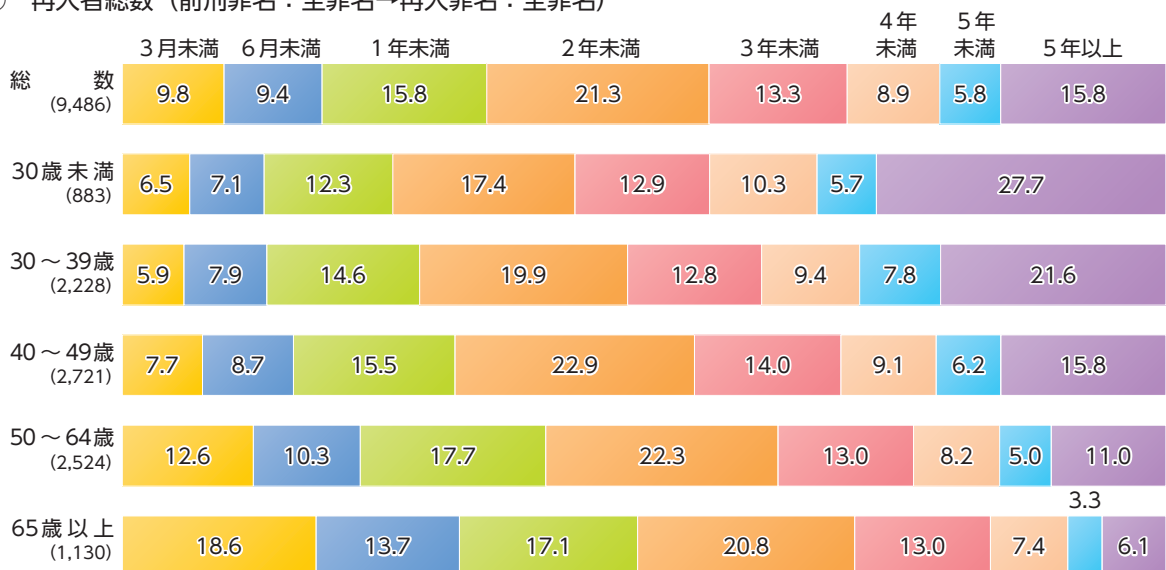
8-3-2-8図 詐欺 再入者の再犯期間別構成比（前刑出所時の年齢層別）

（令和2年）

① 詐欺（前刑罪名：詐欺→再入罪名：全罪名）



② 再入者総数（前刑罪名：全罪名→再入罪名：全罪名）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。

4 「前刑罪名」は、前回入所した時の罪名をいう。

5 前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

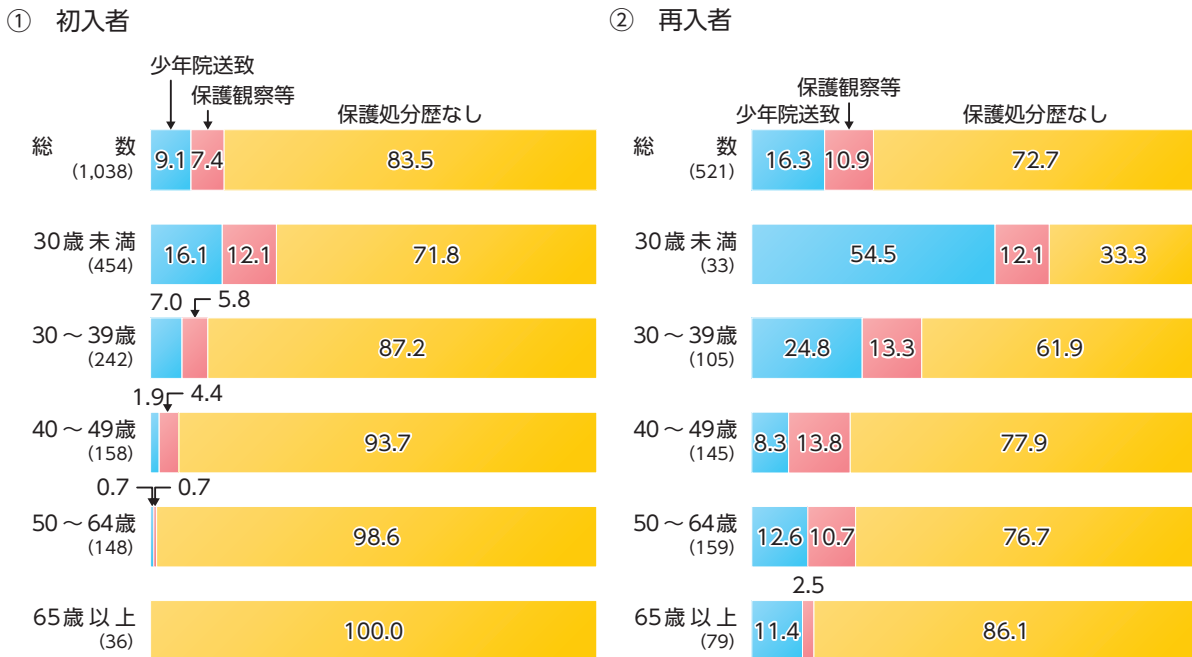
6 () 内は、実人員である。

エ 保護処分歴

令和2年の詐欺の入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、**8-3-2-9図**のとおりである。保護処分歴を有する者の構成比は、初入者及び再入者のいずれも若い年齢層の者ほど高い傾向にあり、特に、再入者のうち30歳未満の者の構成比は、入所受刑者全体（61.8%。**5-2-3-3図**参照）と比べて高い。

8-3-2-9図 詐欺 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別，年齢層別）

（令和2年）



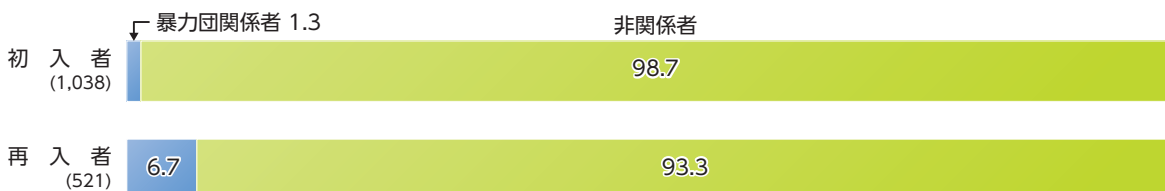
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
 5 () 内は、実人員である。

オ 暴力団関係者

令和2年の詐欺の入所受刑者の暴力団関係者率（第4編第3章第2節3項（2）参照）を初入者・再入者別に見ると、**8-3-2-10図**のとおりである。

8-3-2-10図 詐欺 入所受刑者の暴力団関係者率（初入者・再入者別）

（令和2年）



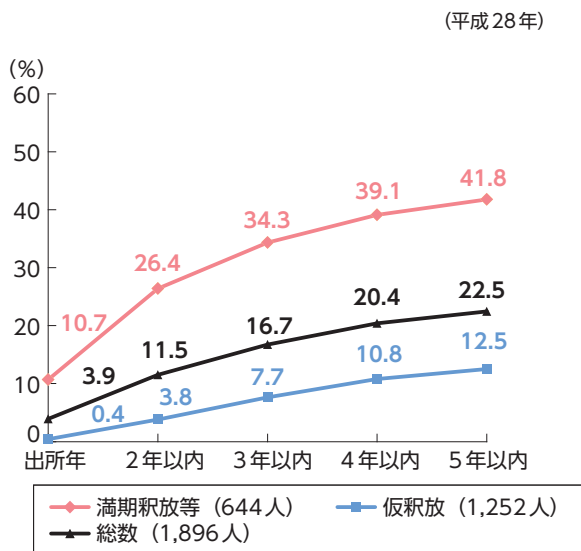
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 () 内は、実人員である。

(2) 出所受刑者の再入所状況

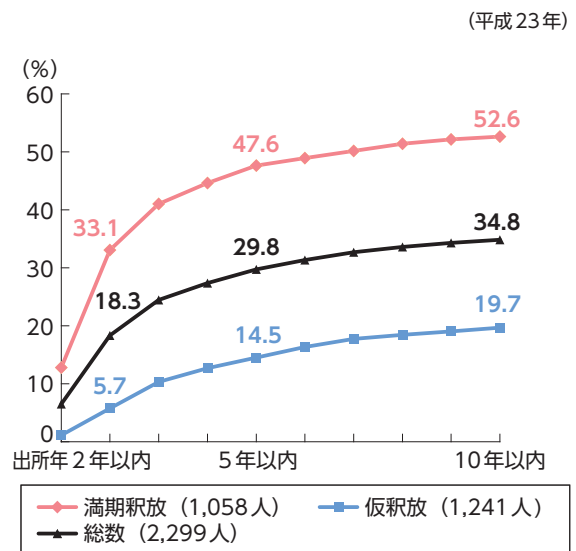
平成23年及び28年の詐欺の出所受刑者について、出所年を含む5年間又は10年間ににおける再入率（第5編第2章第3節2項参照）を出所事由別（仮釈放又は満期釈放等の別をいう。以下同じ。）を見ると、**8-3-2-11図**のとおりである。5年以内及び10年以内の各再入率は、満期釈放者等（同項参照）及び仮釈放者のいずれにおいても、出所受刑者全体（**5-2-3-6図**参照）と比べて低い。一方、いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者等は、仮釈放者よりも再入率が相当高く、出所受刑者全体（**5-2-3-6図**参照）と比べて、その差は顕著である。なお、28年の詐欺の出所受刑者について、各年の再入所に占める再入罪名別構成比を見ると、再入罪名が詐欺の者の構成比はそれぞれ62.2%（28年）、52.1%（29年）、42.4%（30年）、44.3%（令和元年）、20.5%（2年）と低下傾向にあるが、各年とも再入罪名が窃盗の者は約2～3割と、一定の割合を占めている（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

8-3-2-11図 詐欺 出所受刑者の出所事由別再入率

① 5年以内



② 10年以内



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

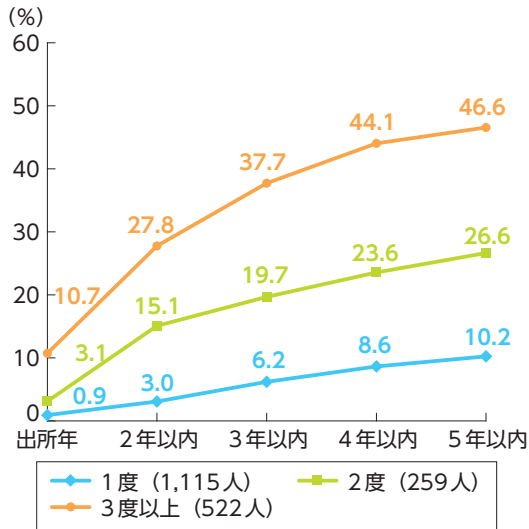
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

3 「再入率」は、①では平成28年の、②では23年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

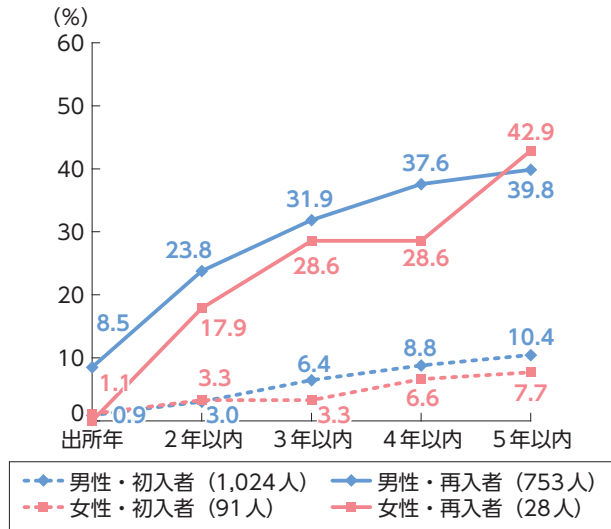
平成28年の詐欺の出所受刑者について、5年以内の再入率を入所度数別、男女別（初入者・再入者別）及び年齢層別に見ると、**8-3-2-12図**のとおりである。入所度数別では、3度以上の者は、2度の者よりも再入率が相当高く、出所受刑者全体（**5-2-3-7図**①参照）と比べて、その差は顕著である。男女別（初入者・再入者別）では、初入者及び再入者のいずれにおいても、男性の方が女性よりも再入率が高い傾向にあり、年齢層別では、30歳未満の者の5年以内再入率が他の年齢層と比較して最も低い。

(平成28年)

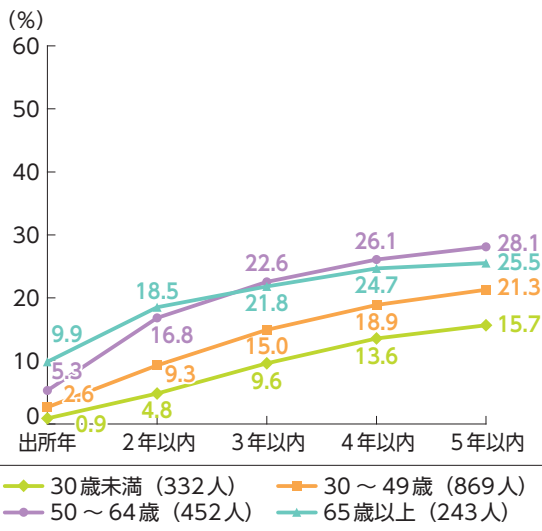
① 入所度数別



② 男女・初入者・再入者別



③ 年齢層別



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

3 ③の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

4 「再入率」は、平成28年の出所受刑者の人員に占める、同年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

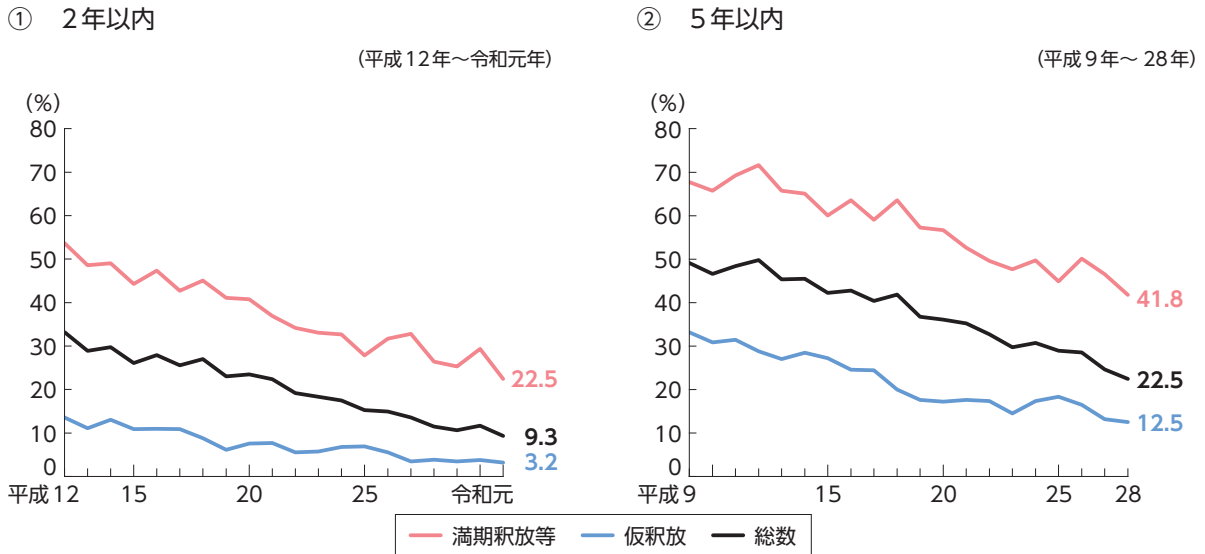
5 平成28年の詐欺の出所受刑者のうち、女性の再入者については、同年末までに再入所した者はいなかった。

平成12年から令和元年の各年の詐欺の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を出所事由別に見ると、**8-3-2-13図①**のとおりである。満期釈放者等の2年以内再入率は、平成12年に53.7%を記録した後、出所年による変動はあるものの、低下傾向にあり、令和元年は22.5%と、平成12年と比べて31.2pt低下している。仮釈放者の2年以内再入率は、12年に13.5%を記録した後、低下傾向にあり、令和元年は3.2%と、平成12年と比べて10.3pt低下している。

平成9年から28年の各年の詐欺の出所受刑者について、5年以内再入率の推移を出所事由別に見ると、**8-3-2-13図②**のとおりである。満期釈放者等の5年以内再入率は、12年に71.6%を記録した後、低下傾向にあり、28年は41.8%と、12年と比べて29.9pt低下している。仮釈放者の5年以内再入率は、9年に33.2%を記録した後、低下傾向にあり、28年は12.5%と、9年と比べて20.7pt低下している。

2年以内再入率及び5年以内再入率について、出所受刑者総数（5-2-3-9図①②参照）と比べると、満期釈放者等及び仮釈放者のいずれにおいても、最近20年間で大幅に低下している。

8-3-2-13図 詐欺 出所受刑者の出所事由別再入率の推移

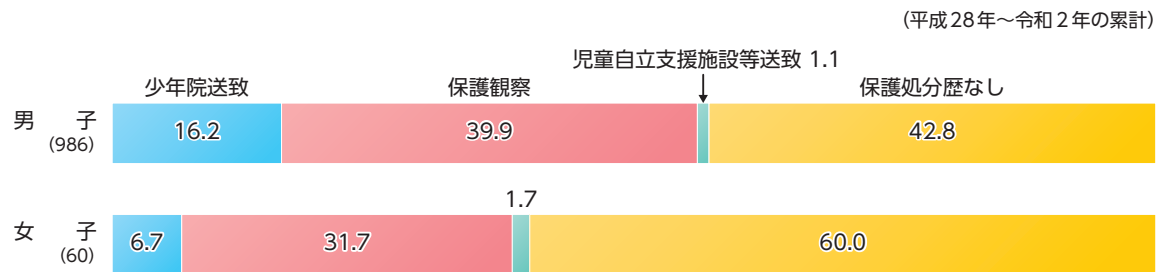


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

(3) 少年院入院者の保護処分歴

平成28年から令和2年までにおける詐欺の少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると、8-3-2-14図のとおりである。令和2年の少年院入院者総数（5-2-5-2図②参照）と比べると、女子では大きな違いは見られないが、男子では保護処分歴を有する者の構成比が低い。また、詐欺の少年院入院者の保護処分歴別構成比の推移（最近10年間）を見ると、男子の保護処分歴を有する者の構成比は、平成23年には約7割であったが、26年に約5割に低下し、その後はおおむね5割台後半から6割台前半の間で推移している（CD-ROM参照）。

8-3-2-14図 詐欺 少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 3 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 4 ()内は、実人員である。

4 保護観察

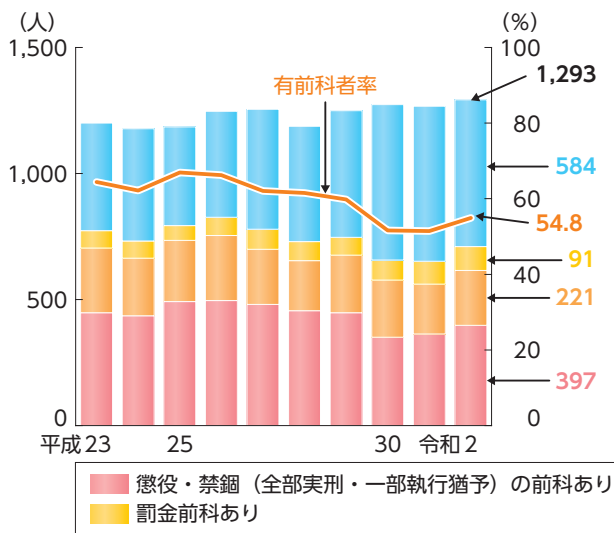
(1) 保護観察開始人員中の有前科者

詐欺の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下（1）において同じ。）の保護観察開始人員及び有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近10年間）は、**8-3-2-15図**のとおりである。仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）の有前科者率は、平成23年から28年まで6割台で推移していたが、29年からは5割台で推移し、令和2年（54.8%）は、平成23年よりも9.6pt低下している。保護観察付全部・一部執行猶予者の有前科者率は、26年まで4割台で推移した後、27年からは3割台で推移し、令和2年（31.8%）は、平成23年よりも9.9pt低下している。また、詐欺の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の有前科者率は、全ての仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の有前科者率（**5-2-4-1図**CD-ROM参照）と比べると、顕著に低く、令和2年では、前者で28.6pt、後方で43.2pt、それぞれ低くなっている。

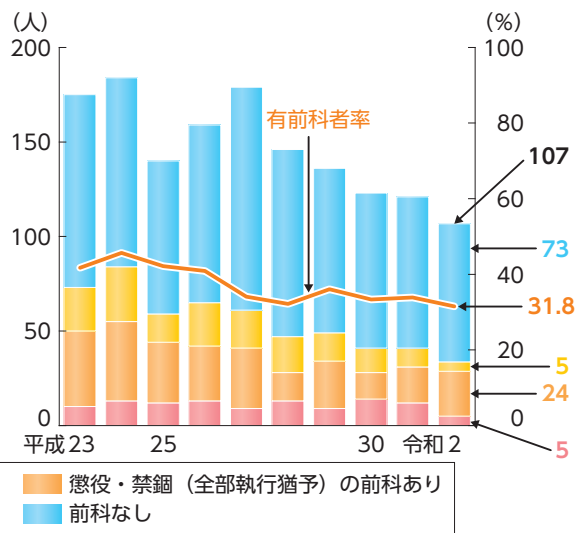
8-3-2-15図 詐欺 保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

（平成23年～令和2年）

① 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。

3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。

4 前科の有無が不詳の者を除く。

5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。

(2) 保護観察対象者の再処分等の状況

詐欺の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率（第5編第2章第4節2項参照）の推移（最近10年間）を、男女別・年齢層別・就労状況別に見ると、**8-3-2-16図**のとおりである（なお、保護観察付一部執行猶予者の保護観察終了者はいなかった。）。

男女別に取消・再処分率を見ると、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者共に、男性が女性よりも高い傾向にある。

年齢層別に取消・再処分率を見ると、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者共に、年による変動が大きい年齢層もあるものの、おおむね仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）は50～64歳の者が高く、保護観察付全部執行猶予者は30歳未満の者が高い傾向にある。また、全ての仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率（5-2-4-3図参照）と比較すると、令和2年においては、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）では全ての年齢層で詐欺が低いのに対して、保護観察付全部執行猶予者では、30～49歳の者を除く年齢層で詐欺が高くなっている。

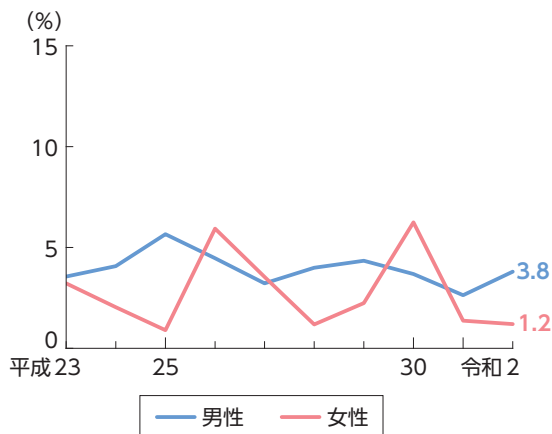
保護観察終了時の就労状況別に取消・再処分率を見ると、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者共に、無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が一貫して高い。また、全ての仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率（5-2-4-3図参照）と比べると、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者共に、有職者の取消・再処分率は詐欺が低く、無職者の取消・再処分率は詐欺が高い傾向にあったが、令和2年においては、有職者について、保護観察付全部執行猶予者（22.5%）で4.4pt、詐欺が上回った（CD-ROM参照）。

8-3-2-16図 詐欺 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別、年齢層別、就労状況別）

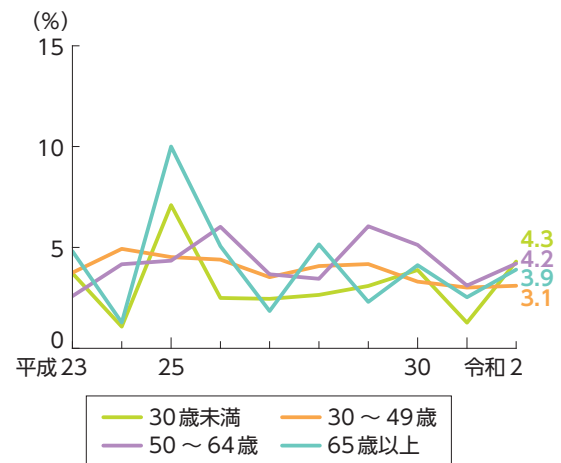
（平成23年～令和2年）

① 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）

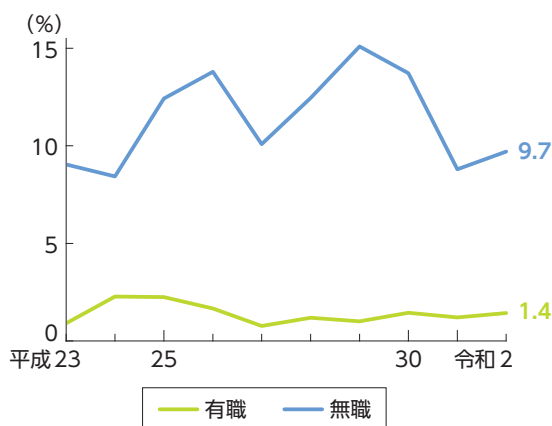
ア 男女別



イ 年齢層別

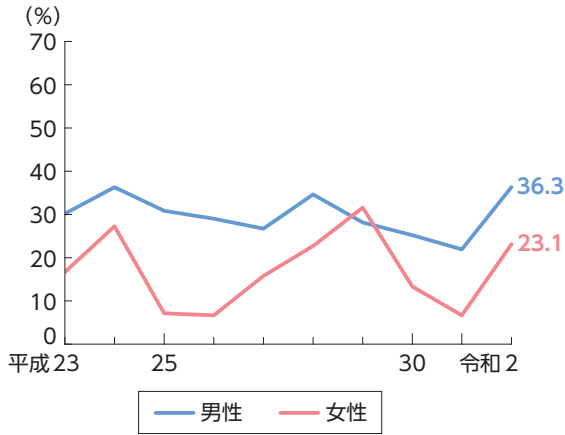


ウ 就労状況別

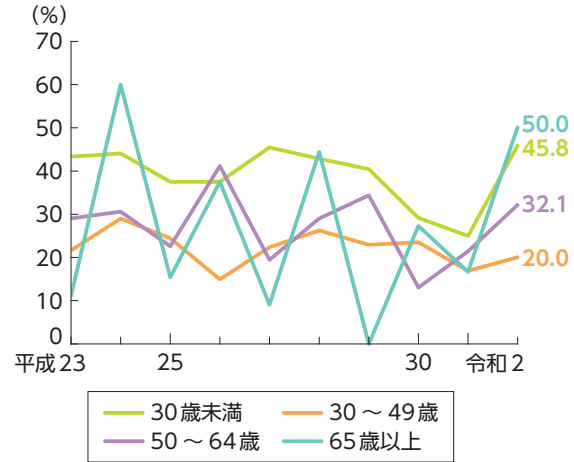


② 保護観察付全部執行猶予者

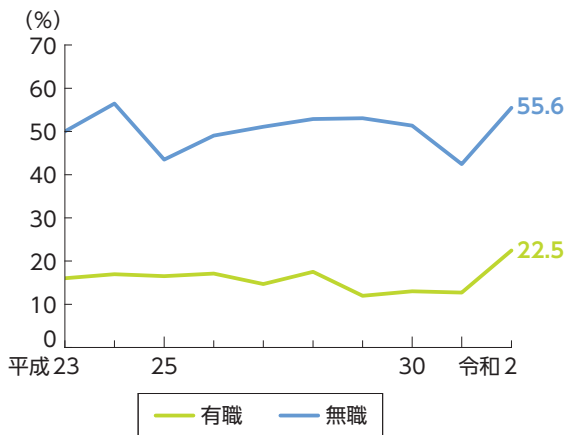
ア 男女別



イ 年齢層別



ウ 就労状況別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。
 3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。
 4 ウの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び収入のある無職者を除く。
 5 保護観察付一部執行猶予者の保護観察終了人員はいなかった。

8-3-2-17表は、詐欺の仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、保護観察が開始された年（最近10年間）ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者については、CD-ROM参照）。平成23年から27年までの各年に保護観察が開始された者の取消状況を見ると、仮釈放者（全部実刑者）のうち仮釈放を取り消された者の比率は2.8から4.8%の間で、保護観察付全部執行猶予者のうち全部執行猶予を取り消された者の比率は21.5から30.3%の間でそれぞれ推移しており、全ての仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者（5-2-4-4表参照）と比べて、顕著な違いは見られなかった。

8-3-2-17表 詐欺 仮釈放・保護観察付全部執行猶予の取消状況

(平成23年～令和2年)

① 仮釈放者（全部実刑者）

年次	保護観察 開始人員(A)	仮釈放を取り消された者の人員											B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	計(B)	
23年	1,203	31	14	—	—	—	—	…	…	…	…	45	3.7
24	1,179	…	28	16	—	—	2	—	…	…	…	46	3.9
25	1,187	…	…	41	16	—	—	—	—	…	…	57	4.8
26	1,248	…	…	…	35	15	2	—	1	—	…	53	4.2
27	1,257	…	…	…	…	24	9	2	—	—	—	35	2.8
28	1,189	…	…	…	…	…	29	9	1	—	—	[39]	[3.3]
29	1,249	…	…	…	…	…	…	39	17	2	1	[59]	[4.7]
30	1,276	…	…	…	…	…	…	…	28	7	2	[37]	[2.9]
元	1,266	…	…	…	…	…	…	…	…	20	12	[32]	[2.5]
2	1,287	…	…	…	…	…	…	…	…	…	27	[27]	[2.1]

② 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員(A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	計(B)	
23年	178	11	25	9	5	2	2	…	…	…	…	54	30.3
24	186	…	13	14	11	6	7	3	…	…	…	54	29.0
25	141	…	…	6	9	5	5	6	—	…	…	31	22.0
26	159	…	…	…	4	9	12	10	—	2	…	37	23.3
27	181	…	…	…	…	5	19	3	7	4	1	39	21.5
28	146	…	…	…	…	…	5	17	8	3	1	[34]	[23.3]
29	137	…	…	…	…	…	…	2	8	6	7	[23]	[16.8]
30	124	…	…	…	…	…	…	…	1	7	7	[15]	[12.1]
元	121	…	…	…	…	…	…	…	…	2	8	[10]	[8.3]
2	102	…	…	…	…	…	…	…	…	…	3	[3]	[2.9]

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員を年次別に計上している。
なお、[]内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。

3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。

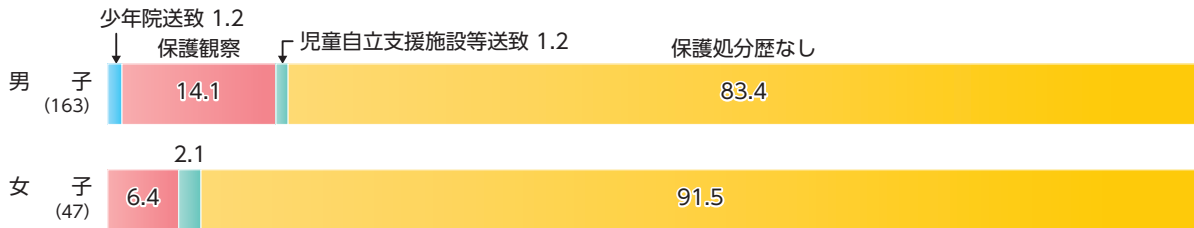
4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号）により保護観察付全部執行猶予を取り消された者を除く。

(3) 少年の保護観察対象者の保護処分歴及び再処分の状況

令和2年における詐欺の保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く（以下（3）において同じ。）。同年中に保護観察が開始された者に限る。）について、保護処分歴別構成比を男女別に見ると、**8-3-2-18図**のとおりである。詐欺の保護観察処分少年は、全ての保護観察処分少年の保護処分歴別構成比（**5-2-5-2図**①参照）と比べると、保護処分歴を有する者の構成比が、男子（16.6%）で2.3pt、女子（8.5%）で1.8pt、それぞれ低かった。

8-3-2-18図 詐欺 保護観察処分少年の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和2年）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 () 内は、実人員である。

8-3-2-19表は、平成23年から令和2年までの間に保護観察が終了した詐欺の保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率（第5編第2章第5節4項参照）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は11%台から21%台の間、少年院仮退院者の再処分率は6%台から16%台の間でそれぞれ推移している。全ての保護観察処分少年及び少年院仮退院者の再処分率の推移（**5-2-5-5表**参照）と比較すると、少年院仮退院者では詐欺が一貫して低くなっており、同年（12.0%）は7.5pt低かった。

8-3-2-19表 詐欺 保護観察対象少年の再処分率の推移

（平成23年～令和2年）

① 保護観察処分少年

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
23年	173	13.9	1.2	-	2.3	-	0.6	5.8	4.0	-
24	195	21.5	0.5	-	-	0.5	-	11.3	9.2	-
25	161	18.0	-	-	-	0.6	0.6	10.6	6.2	-
26	178	18.5	-	-	-	-	-	8.4	10.1	-
27	195	11.8	-	-	1.0	-	1.0	5.6	4.1	-
28	185	17.8	-	-	1.1	-	0.5	9.7	5.9	0.5
29	201	19.4	0.5	-	2.0	0.5	1.0	8.0	7.5	-
30	242	12.8	-	-	1.7	-	0.4	6.2	4.1	0.4
元	304	15.5	0.3	-	1.0	-	0.3	7.2	6.3	0.3
2	311	11.3	-	-	0.3	0.3	1.3	6.4	2.9	-

② 少年院仮退院者

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
23年	56	16.1	1.8	—	—	—	—	10.7	3.6	—
24	64	12.5	—	—	—	—	1.6	7.8	3.1	—
25	79	11.4	—	—	1.3	—	—	7.6	2.5	—
26	101	12.9	—	—	—	1.0	—	9.9	2.0	—
27	180	6.1	—	—	—	—	1.1	3.3	1.7	—
28	210	12.4	—	—	1.0	—	0.5	8.1	2.4	0.5
29	205	7.8	—	—	—	—	—	5.4	2.4	—
30	189	12.7	—	—	—	—	1.1	9.0	2.6	—
元	223	8.1	—	—	0.4	—	—	5.8	1.8	—
2	225	12.0	—	—	—	—	—	7.1	4.9	—

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限り。）並びに交通関係4法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 5 「その他」は、拘留、科料及び起訴猶予である。

平成23年から令和2年までの間に保護観察が終了した詐欺の保護観察処分少年及び少年院仮退院者のうち、再処分（保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者について、再処分に係る非行名・罪名別の構成比を見ると、**8-3-2-20図**のとおりであり、詐欺の構成比は、13.7%であった。その他を除く非行名・罪名について、各年の構成比を見ると、平成30年を除いて窃盗が最も高い。詐欺の構成比は、上昇傾向にあったが、令和2年は前年より13.5pt低下し、8.1%であった（CD-ROM参照）。

8-3-2-20図 詐欺 保護観察対象少年の再処分非行名・罪名別構成比

保護観察対象少年 (497)	(平成23年～令和2年の累計)				
	窃盗	道路交通法	詐欺	傷害	その他
	28.4	16.1	13.7	11.9	30.0

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「保護観察対象少年」は、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者である。
 3 「再処分」は、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けることをいう。
 4 ()内は、実人員である。

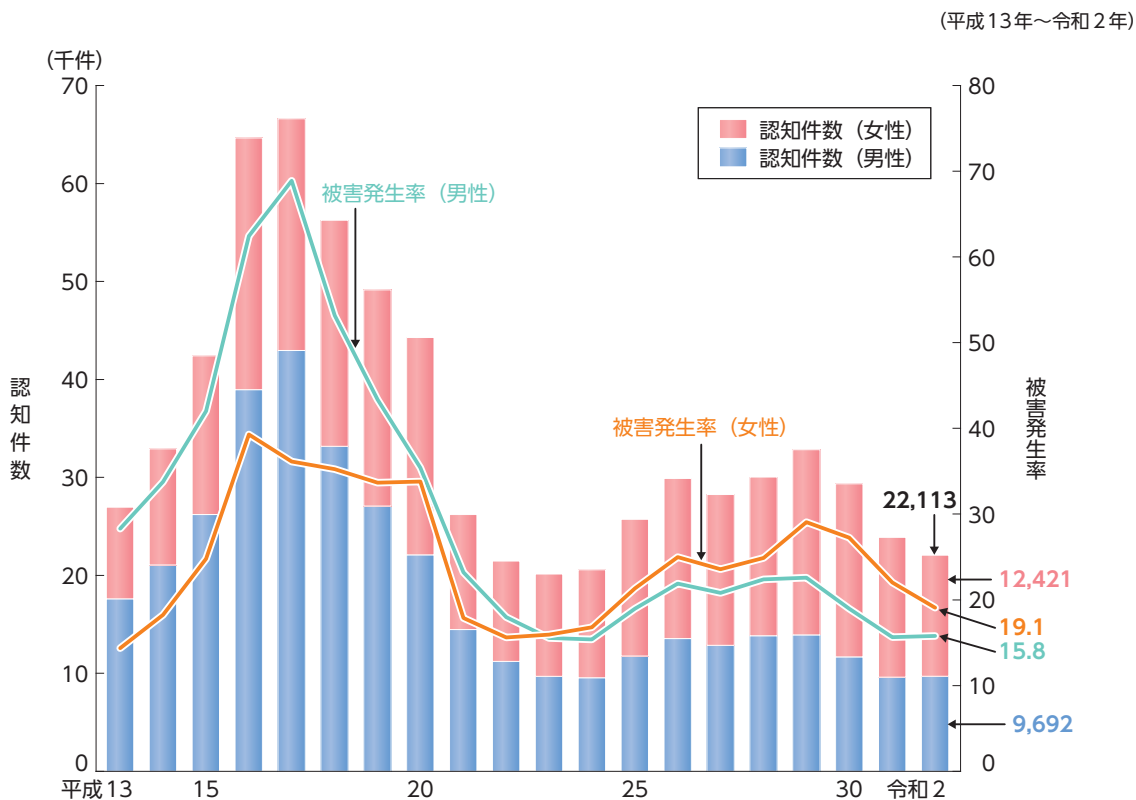
第3節 詐欺被害者

1 詐欺

(1) 被害件数

詐欺（被害者が法人その他の団体である場合を除く。以下（1）において同じ。）の男女別の認知件数及び被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、8-3-3-1図のとおりである。認知件数については、平成23年以降は、女性が男性を上回っており、13年には、女性が男性の約2分の1であったが、令和2年は、女性が男性の約1.3倍であった。被害発生率については、男性は、平成17年に68.9に達したが、その後大きく低下し、近年はおおむね20前後で推移している。女性は、23年以降、男性を上回って推移しており、近年はおおむね20台で推移している。

8-3-3-1図 詐欺 認知件数・被害発生率の推移（男女別）



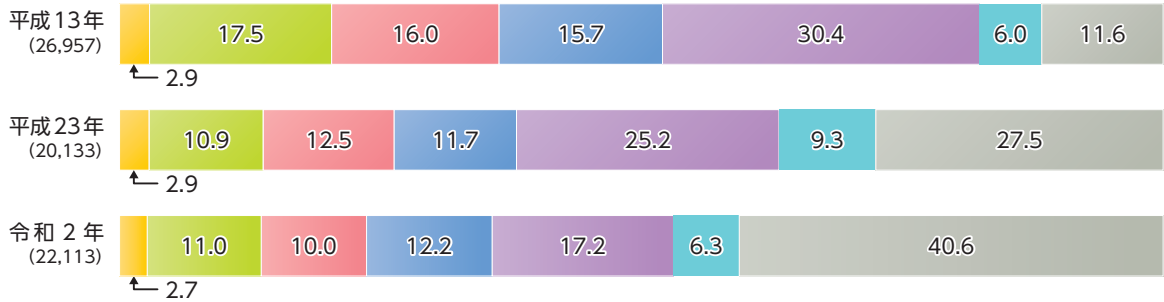
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
 3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

平成13年・23年・令和2年における詐欺の認知件数について、主たる被害者の年齢層別構成比を総数・女性別に見ると、8-3-3-2図のとおりである。認知件数に占める主たる被害者の年齢が65歳以上の者に係るものの構成比は、総数・女性共に、令和2年（47.0%、58.3%）、平成23年（36.8%、48.9%）、13年（17.6%、25.2%）の順に高くなっている（なお、特殊詐欺（本章第1節1項（3）参照）の認知件数が増加した時期が平成15年頃以降であることに留意する必要がある。）。令和2年の主たる被害者の年齢が65歳以上の者に係る件数は、総数では1万389件、女性では7,238件であるが、そのうち70歳以上の者に係る件数は、それぞれ8,986件、6,598件であった。

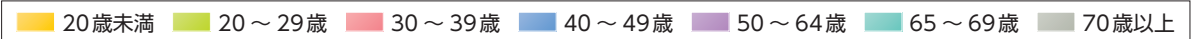
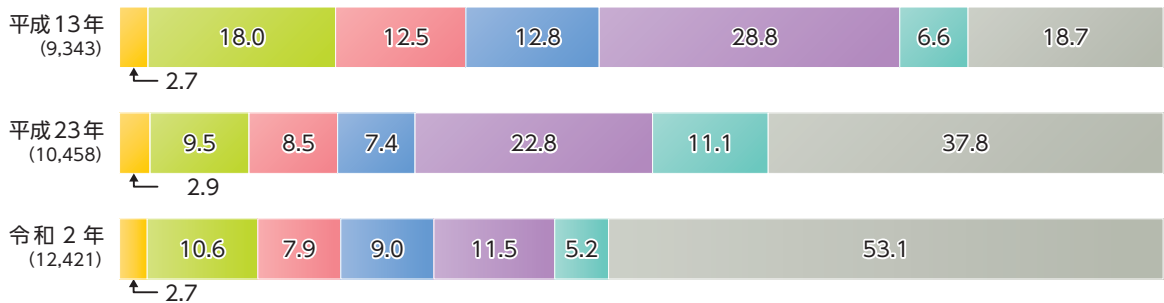
8-3-3-2図 詐欺 被害者の年齢層別認知件数構成比

(平成13年・23年・令和2年)

① 総数



② 女性



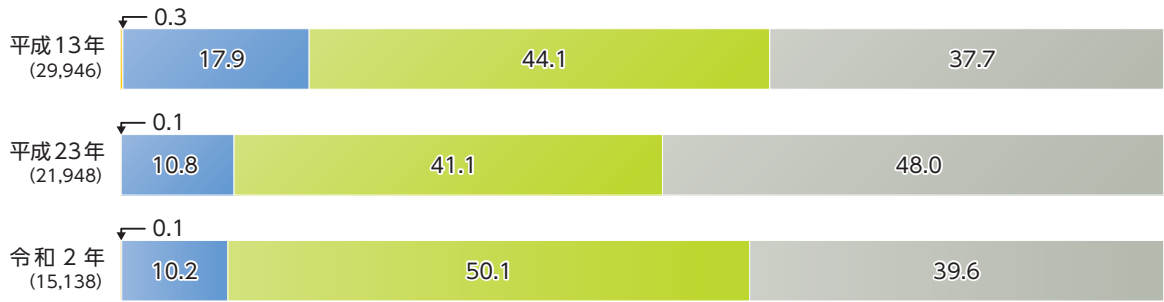
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 4 () 内は、件数である。

(2) 被害者と被疑者の関係

平成13年・23年・令和2年における詐欺の検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、被害者と被疑者の関係別構成比を見ると、8-3-3-3図のとおりである。面識あり（知人・友人、職場関係者等）の構成比は、平成13年は17.9%であったが、23年は10.8%、令和2年は10.2%となっている。

8-3-3-3図 詐欺 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比

(平成13年・23年・令和2年)

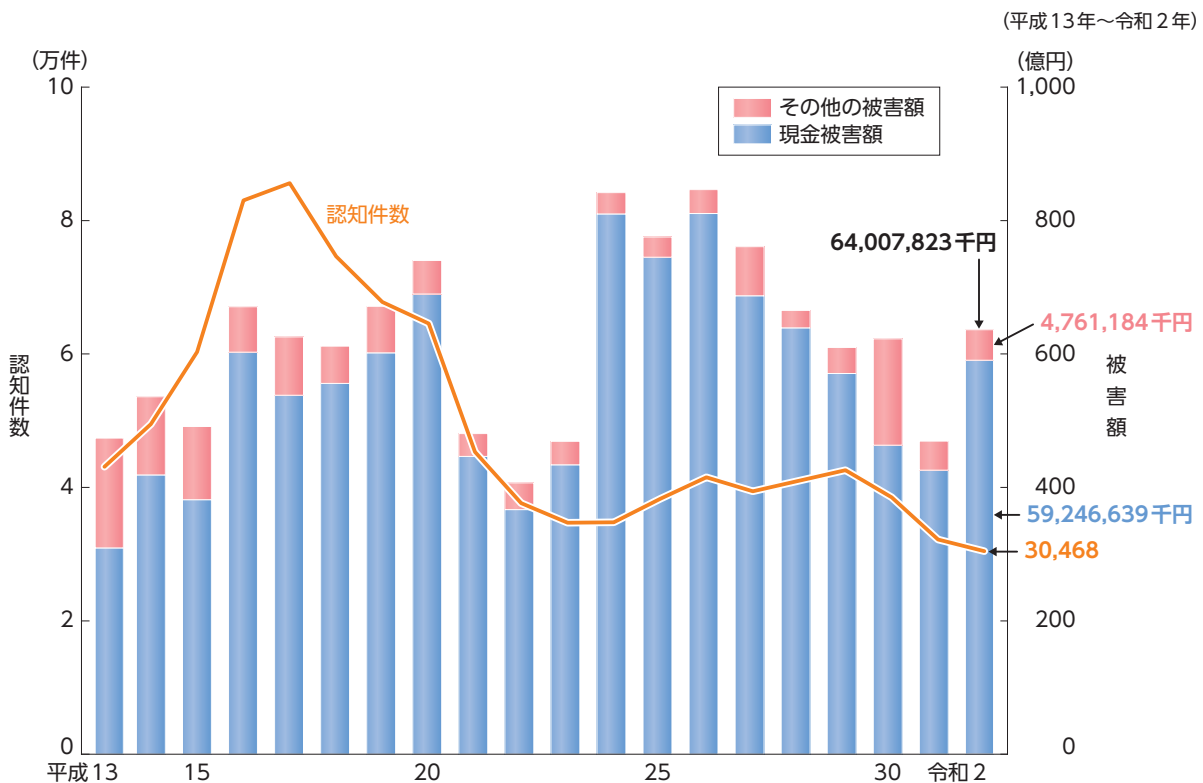


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合である。
 4 () 内は、件数である。

(3) 被害額

詐欺（被害者が法人その他の団体である場合を含む。）について、認知件数及び被害額の推移（最近20年間）を見ると、8-3-3-4図のとおりである。認知件数は、平成17年（8万5,596件）をピークとして減少し、近年は4万件前後で推移していたが、30年から更に減少し、令和2年は3万468件（前年比5.4%減）であった。被害額は、平成20年に700億円台に達した後、400億円台に減少したが、24年に800億円台に至り、26年には約846億円に達した。その後は、減少傾向にあったが、令和2年は約640億円（同36.3%増）であった。現金被害額は、平成26年に約810億円に達した後は減少し続けていたが、令和2年は約592億円（同39.1%増）であった。

8-3-3-4図 詐欺 認知件数・被害額の推移



注 1 警察庁の統計による。
2 被害者が法人その他の団体である場合を含む。

2 特殊詐欺

(1) 被害件数

令和2年における特殊詐欺（被害者が法人その他の団体である場合を除く。以下（1）において同じ。）の認知件数について、被害者の男女別・年齢層別構成比を特殊詐欺の類型（8-3-1-16表参照）別に見ると、8-3-3-5図のとおりである。

特殊詐欺総数では、男性が26.4%、女性が73.6%を占めた。融資保証金詐欺（男性70.1%）は、男性の構成比が女性の構成比を上回った。また、交際あっせん詐欺（同90.9%）及びギャンブル詐欺（同70.4%）も、同様であった（CD-ROM参照）。他方、預貯金詐欺（女性83.8%）、オレオレ詐欺（同80.1%）及びキャッシュカード詐欺盗（同79.2%）は、女性の構成比が男性の構成比を上回り、いずれも被害者の約8割が女性であった。

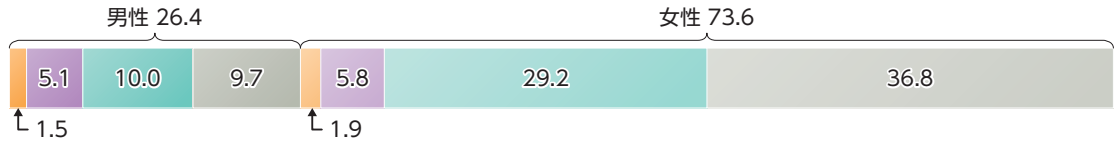
特殊詐欺総数では、65歳以上の者が85.7%を占めた。65歳以上の者の構成比が高い類型は、預貯金詐欺（98.4%）、キャッシュカード詐欺盗（96.7%）及びオレオレ詐欺（94.0%）であり、特に、預貯金詐欺は、80歳以上の者の構成比が68.8%に達していた。一方、40～64歳の者の構成比が高

い類型は、交際あっせん詐欺（68.2%）、ギャンブル詐欺（46.9%）、融資保証金詐欺（44.3%）及び架空料金請求詐欺（41.2%）であり、その中でも、交際あっせん詐欺は、40～64歳の男性の構成比が63.6%であった。（CD-ROM参照）。

8-3-3-5 図 特殊詐欺 被害者の男女別・年齢層別認知件数構成比（類型別）

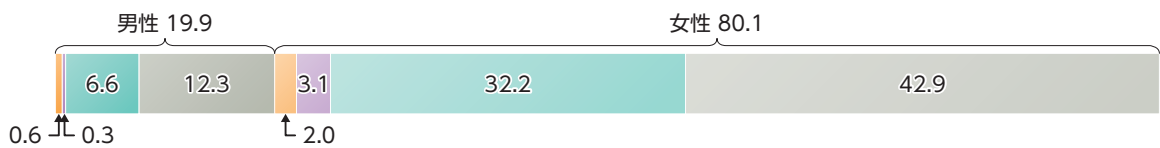
（令和2年）

① 特殊詐欺総数



② 類型別

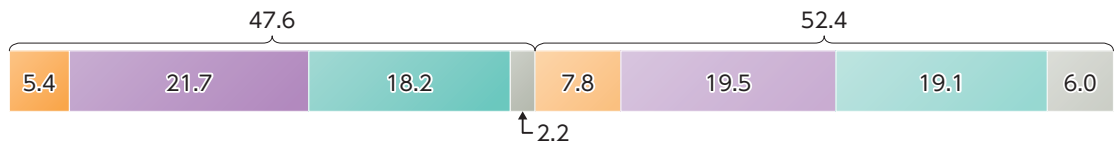
ア オレオレ詐欺



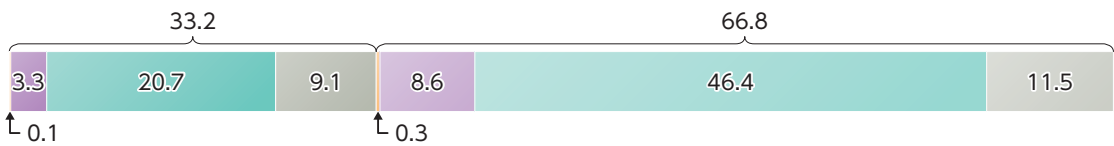
イ 預貯金詐欺



ウ 架空料金請求詐欺



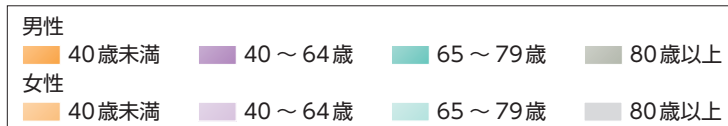
エ 還付金詐欺



オ 融資保証金詐欺



カ キャッシュカード詐欺盗



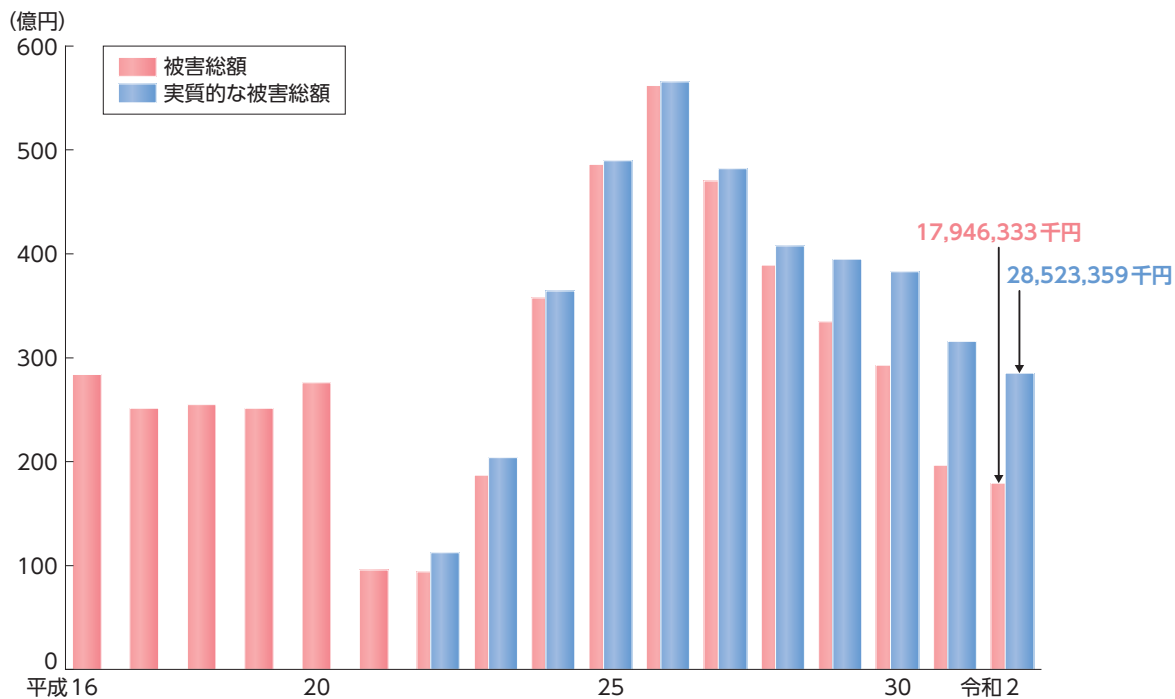
注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。

(2) 被害額

特殊詐欺による被害総額（現金被害額）及び実質的な被害総額（被害総額に、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用してATMから引き出された金額を加えた額をいう。以下（2）において同じ。統計の存在する平成22年以降に限り、同年から24年まではオレオレ詐欺によるもののみを計上している。）の推移（16年以降）を見ると、**8-3-3-6図**のとおりである。被害総額は、同年（約284億円）から20年まで250億円以上で推移し、21年（約96億円）に大きく減少した。実質的な被害総額は、26年（約566億円）まで増加し続けたが、その翌年から減少し続け、令和2年は約285億円（前年比9.7%減）であった。被害総額と実質的な被害総額の差は、平成27年から令和元年までは広がり続けたが、2年は約106億円（同11.4%減）であった。各年の被害総額（平成22年以降は、実質的な被害総額）を特殊詐欺の認知件数（**8-3-1-17図**参照。なお、未遂も含まれる点に留意する必要がある。）で割った金額の推移を見ると、16年（約111万円）から増加傾向にあり、23年に200万円を、24年に400万円を超え、26年（約422万円）に最高額に達した後、その翌年から減少傾向にあったが、令和2年は約211万円（同12.3%増）であった。

8-3-3-6図 特殊詐欺 被害総額等の推移

（平成16年～令和2年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本図は、統計の存在する平成16年以降の数値で作成した。
 3 「被害総額」は、現金被害額である。
 4 「実質的な被害総額」は、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用して、ATMから引き出された額を被害総額に加えた額をいい、統計の存在する平成22年以降の数値で作成した。ただし、同年から24年まではオレオレ詐欺による実質的な被害総額のみ計上している。
 5 千円未満切捨てである。

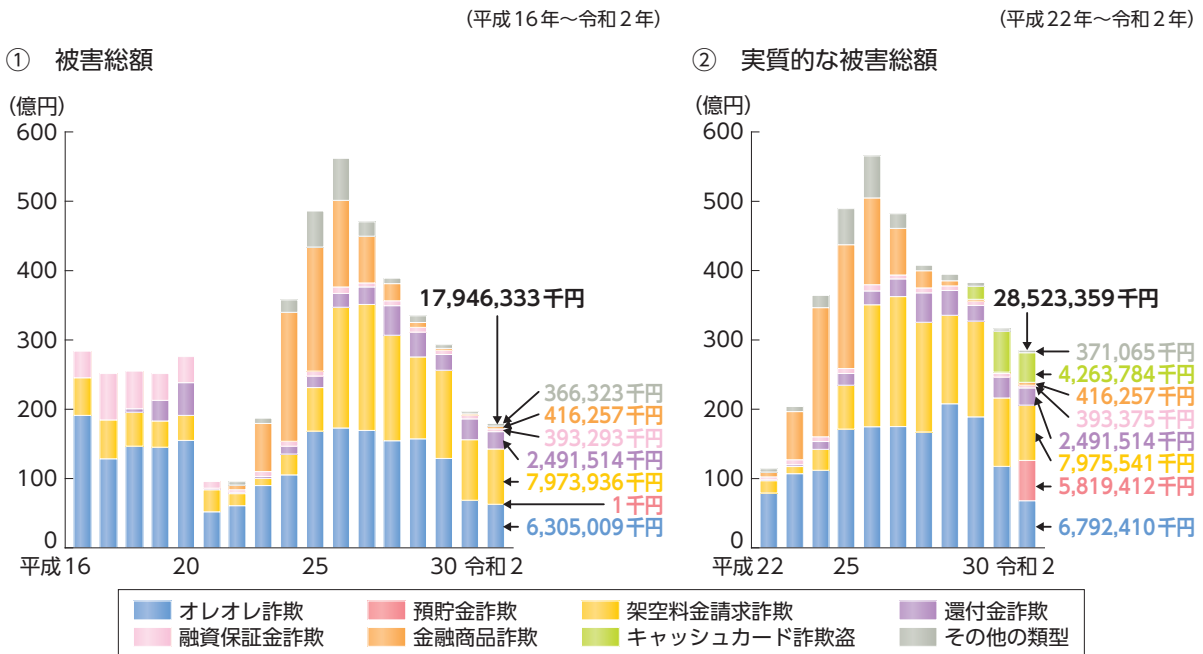
特殊詐欺の被害総額の推移（平成16年以降）及び実質的な被害総額の推移（22年以降）を特殊詐欺の類型別に見ると、**8-3-3-7図**のとおりである。令和2年における実質的な被害総額を見ると、架空料金請求詐欺（約80億円）、オレオレ詐欺（約68億円）、預貯金詐欺（約58億円）、キャッシュカード詐欺盗（約43億円）、還付金詐欺（約25億円）、金融商品詐欺（約4億円）、融資保証金詐欺（約4億円）の順に多かった。各類型の推移を見ると、架空料金請求詐欺が最も多かった26年、27年及び令和2年を除いて、オレオレ詐欺が最も多い（なお、預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を同年1月から新たな類型として分類したものであるが、同年においても、オレ

オレオレ詐欺と預貯金詐欺の合計額は、架空料金請求詐欺を上回る。)

特殊詐欺の被害総額（平成22年以降は実質的な被害総額。以下（2）において同じ。）におけるオレオレ詐欺の構成比は、同年（70.4%）を最高に、16年から23年までは50%台から70%台までの間で推移した後、24年から27年までの間は30%台に低下したものの、28年以降は、30%台後半から50%台前半の間で推移し、令和2年は44.2%（預貯金詐欺を含む。前年比7.0pt上昇）であった。架空料金請求詐欺による被害額の構成比は、平成22年までは、おおむね10%台から30%台で推移した後、23年及び24年は10%未満と低下したが、26年からは、おおむね30%台で推移し、令和2年は28.0%（同3.3pt低下）であった。

令和2年の類型別被害総額を当該類型の認知件数（8-3-1-19図参照。なお、未遂も含まれる点に留意する必要がある。）で割った金額は、金融商品詐欺は約718万円、架空料金請求詐欺は約397万円、オレオレ詐欺（預貯金詐欺を含む。）は約197万円、キャッシュカード詐欺盗は約150万円、還付金詐欺は約138万円、融資保証金詐欺は約133万円であった。

8-3-3-7 図 特殊詐欺 被害総額等の推移（類型別）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
- 2 「被害総額」は、現金被害額をいい、統計の存在する平成16年以降の数値で作成した。
- 3 「実質的な被害総額」は、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用して、ATMから引き出された額を被害総額に加えた額をいい、統計の存在する平成22年以降の数値で作成した。ただし、同年から24年まではオレオレ詐欺による実質的な被害総額のみ計上している。
- 4 各数値は、次の類型の合計である。
- 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
- 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺
- 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
- 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
- 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
- 5 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数及び被害額は平成22年2月から、検挙件数及び検挙人員は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。
- 6 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。
- 7 千円未満切捨てである。

3 被害回復

詐欺について、被害回復給付金（第6編第2章第2節3項）の支給状況及び被害回復分配金（同節4項）の支払状況の推移を見ると、8-3-3-8表のとおりである。

8-3-3-8表 詐欺 被害回復給付金の支給状況・被害回復分配金の支払状況の推移

① 被害回復給付金 (平成18年～令和2年)			② 被害回復分配金 (平成20年度～令和2年度)	
年次	支給手続開始決定		年度	支払額総額
	件数	給付資金額		
18年	—	—	20年度	657,043,551
19	—	—	21	2,190,957,908
20	—	—	22	1,503,871,701
21	6	73,333,496	23	1,111,140,660
22	3	24,949,896	24	2,168,342,811
23	8	138,268,384	25	1,299,686,895
24	9	269,523,625	26	1,327,027,205
25	7	69,610,437	27	1,283,303,389
26	7	126,883,983	28	1,819,988,630
27	8	72,381,002	29	1,282,678,294
28	1	47,952,393	30	856,702,661
29	7	357,484,227	元	696,728,366
30	7	374,335,973	2	1,097,684,369
元	12	204,674,360		
2	7	518,700,763		

(金額の単位は、円)

- 注 1 官報及び預金保険機構の資料による。
 2 ①の「給付資金額」は、開始決定時における額である。
 3 ①については、被害回復給付金支給制度が開始した平成18年12月から、②については、被害回復分配金支払制度が開始した20年6月からの数値をそれぞれ計上している。

コラム10 詐欺被害者の声

詐欺の被害者は、経済的な被害はもちろんのこと、精神的な被害にも苦しむ者が少なくない。このコラムでは、ある特殊詐欺事件の被害者が語った経済的・精神的被害や加害者に対する思いを紹介する。なお、事件の内容等については、個人の特定ができないようにする限度で修正を加えている。

1 詐欺被害に遭って

ある日、自宅の電話が鳴りました。電話を取ると、相手は、警察の者と名乗りました。相手は、私の家族が交通事故を起こしたので、逮捕されないようにするためには示談金が必要だと言ってきました。私は、頭が真っ白になってしまい、お金を払わなければ家族が逮捕されるということで頭が一杯になり、パニック状態のまま、家族を助けたいという一心で預金を引き出し、言われるがままに、ATMからお金を振り込みました。

その後、電話の相手と連絡がつかなくなったことなどから、すぐに詐欺だと分かり、警察に被害届を出しました。最初は、事実を受け入れられずパニック状態が続いていましたが、日が経つにつれ、当日の自分の行動一つ一つを後悔する気持ちがどんどん湧いてきました。また、私が助けようとした家族本人からも「馬鹿だ」と責められてしまいました。自宅の電話が鳴ると、事件のことを思い出して怖くなり、事件のことや家族に責められたことを思い出して眠れなくなる日もありました。頭痛が続き、満腹に食事をとることもできず、日に日に痩せていき、何かをする気力もなくなっていました。被害に遭った時期は、新しい生活に向けた準備をしていたところでしたので、本当だったらもっと楽しい生活を送っていたはずなのにとと思うとつらい気持ちになりました。また、少ない給料の中から一生懸命貯めた預金がなくなってしまったことで、経済的にもとても苦しい思いをしました。言い出したらきりがなくらいつらいことがたくさんありました。でも、被害に遭ったことを恥ずかしいと思っていましたし、家族から口外しないように言われていたので、事件のことは親しい友人にすら話せませんでした。

その後、転居等を機に、被害に遭ったことは忘れて新しい生活を始めたいというように気持ちが変わっていきました。そのような時、警察から加害者が逮捕されたという連絡を受けました。よかったなと思った反面、加害者への怒りや、だまされたことの悲しみ等の気持ちが一気にあふれ出たように感じました。事件と向き合いたくないという気持ちが大きかったので、裁判を傍聴することはしませんでした。普段どおりの生活をしているつもりでも、事件を忘れることはできませんでした。そこで、加害者は一体どうなったのだろうと気になり、検察庁に問い合わせ初めて被害者を支援する制度があることを知り、利用することにしました。

2 被害者支援制度を利用して

被害者支援制度を利用してよかったと感じています。まず、被害者等通知制度（第6編第2章第1節5項参照）で、半年に1回ではあるものの、加害者が刑務所でどのように過ごしているのかを教えてもらうだけでも気持ちが和らぐところがありました。意見等聴取制度（同項参照）では、被害弁償も謝罪もない状態で仮釈放になるのは許せないという意見を述べさせていただきましたが、このように意見を伝えられる制度があってよかったと思います。心情等伝達制度（同項参照）で私の気持ちを繰り返し伝えたことで被害弁償につながったことや、加害者から、自分の気持ちを書いたと思われる手紙をもらえたこともうれしかったです。また、私は、被害に遭ったことについて、身近な存在にも相談したりできないまま長い時間を過ごしていたのですが、これらの制度を利用する中で、被害者担当の保護観察官や保

護司に話を聞いてもらうことができ、自分の気持ちの整理にもつながりました。

3 加害者に対する思い

加害者からは、裁判が始まった頃に、弁護士を通じておわびの手紙が届きました。謝罪の言葉等が書かれていましたが、普段使いそうな難しい表現が使われており、本当に反省して謝罪の気持ちを伝えようと思った文章ではないように感じられ、余計に腹が立ちました。その後、加害者からの連絡はなかったのですが、加害者が仮釈放された後、私が心情等伝達制度を利用して思いを伝えたところ、加害者から謝罪の手紙が届きました。この手紙は、裁判の時と違い、自分の言葉で書いてあったように感じられ、心に響きました。また、だまし取られたお金の一部が弁償され、加害者は、残りのお金もできる限り弁償すると手紙に書いていました。しかし、仮釈放期間が終了すると、連絡は途絶えました。加害者の弁護士に何度も連絡すると、2回被害弁償がありました。最近では連絡がありません。弁償できない事情があるならば、せめてそれを伝えてほしかったのですが、それすらなかったため、加害者にただまされてしまったようで悔しく思いました。加害者に反省の気持ちがあると思ってしまった自分にも腹が立ちました。今は、加害者が反省せずに再犯してしまっているのではないかという思いもあります。

4 犯罪被害者の立場になって

被害者の立場になってみて思ったことは、まず、被害者に多少なりとも落ち度があったとしても、被害者を責めるような発言をしないでもらいたいということです。私も含め、特殊詐欺の場合、だまされる方も悪いと言われることがあると思います。でも、悪いのは加害者なのです。詐欺の被害者は、いやというほど自分自身を責めている方が多いと思います。そのような被害者を更に傷付けるようなことを言うのはやめてください。むしろ、そうやって自分を責めている被害者には、はっきりと「あなたは悪くない。悪いのは加害者ですよ。」ということをお願いしたいです。私自身、心情等伝達制度を利用した際、担当の保護観察官からそう言ってもらえて救われた気持ちになりました。

詐欺の加害者の処遇に当たる方には、加害者がいるということは、私のような被害者がいるということを常に意識して指導を行っていただきたいと思います。一人一人の加害者によって、事件を起こした時の事情等が違うように、一人一人の被害者には、それぞれの事情や背景があります。例えば、だまし取られたお金が被害者にとってどういうものだったのか、被害者がどのような立場に置かれているのかなどの事情も把握した上で指導に当たってほしいと思います。犯罪被害者には決して「卒業」はありません。同じように、加害者に「卒業」はないという意識を持たせるように指導してほしいです。加害者は刑務所から出た時を区切りに考えることができるかもしれませんが、被害者には、そのような区切りはありません。刑を終えることと被害者への償いを果たすことは別のものだと思います。加害者が反省することや再犯しないことは当然のことであり、被害者への謝罪や弁償を行うことなく、被害者の気持ちを無視したままでは、加害者が真に更生したとは絶対に言えないと思っています。私の場合、仮に被害弁償が全額行われ、加害者から謝罪があったとしても、事件をなかったことにはできません。悔しさ、怒り、つらさを抱えて事件後長い間生きてきたことを、なかったことにはできません。このような被害者の思いを、加害者本人はもちろん、加害者処遇に関わる方にも知っていただきたいです。被害者にとって、加害者はできれば無関係でいたい存在です。しかし、その一方で、加害者が反省や被害弁償を行い、更生を果たすことは、被害者がその後の人生を前向きに生きていくために欠かせないものであると思っています。

この章では、詐欺事犯者の再犯防止に向けた各種施策や取組の現状を紹介する。

第1節 矯正

1 刑事施設

刑事施設においては、刑事収容施設法等に基づき、法務省矯正局の定める標準プログラムを基準に、具体的な指導内容及び方法に加え、施設の実情、対象者の資質、指導効果等を考慮した指導時間数、頻度及び期間を定めて、6種類の特別改善指導を行っている（第2編第4章第3節3項（2）参照）。

一方、詐欺及び特殊詐欺事犯受刑者に対する再犯防止指導については、全国的に統一された標準的なプログラムは策定されていないが、一般改善指導（第2編第4章第3節3項（2）参照）の一つとして、同受刑者に対する指導を実施しており、令和2年度には273人（実施施設数は37庁（支所を含む。））が受講を開始した（法務省矯正局の資料による。）。特殊詐欺事犯受刑者に対する再犯防止指導は、同受刑者に、被害者の心情及び事件の重大性を認識させ、しよく罪の方法を考えさせるとともに、再犯を防止するため、事件に至るまでの自己の問題点等を振り返らせ、健全な金銭感覚及び職業観を身に付けさせることを目的として法務省矯正局が作成した視聴覚教材（DVD教材）及びワークブックを各施設の実情に応じて活用することなどにより実施されている。なお、視聴覚教材とワークブックは、セットで構成されており、自己学習又はグループワークのいずれの形式での使用も可能な教材となっているほか、被害者団体等の方々が外部講師として指導を行う際にも使用できるようになっている。

コラム11 函館少年刑務所における特殊詐欺再犯防止指導

平成28年12月に施行された再犯防止推進法において、犯罪をした者等に対し、その特性に応じて必要な指導及び支援を行うことが規定されたことなどを踏まえ、法務省矯正局（以下「矯正局」という。）は、29年3月、特殊詐欺を行った受刑者を対象とする指導のための視聴覚教材及びワークブックを作成した。

函館少年刑務所は、特殊詐欺再犯防止指導に力を入れている刑事施設の一つである。同刑務所においては、矯正局が教材等を作成する前の平成28年から、特殊詐欺事件を犯した受刑者を8人程度のグループに編成し、グループワーク等を通じて、特殊詐欺に至った各自の問題性を理解し、その改善を図り、再犯をしないための具体的な方策を考えさせる指導を行っている。令和3年5月末までに、延べ40人がこの指導を受講した。

12単元（1単元は60分）からなるこの指導を担当する教育専門官によると、特殊詐欺事件を犯した受刑者の中には、自らの責任から目を背け、被害者の心情を十分に理解していない者も少なくないという。そこで、同教育専門官らは、似たような課題を持つ者同士による話し合いを通じて、被害者が失ったものや、被害者に与えた精神的影響等について深く掘り下げていくように努めている。指導の初期の段階では、被害者が失ったものとして、直接の被害金額を挙げる者が多いが、指導が進むにつれ、「老後の貯えとして少しずつ貯めてきた金銭

を奪われ、生きる希望を失ってしまったかもしれない。」「詐欺に遭ったことで家族から責められたかもしれない。」といった金銭以外の精神的な損害や周囲に及ぼした様々な影響にも思い至るようになるという。

また、特殊詐欺に至った者の中には、健全な仕事に就いていなかったことや、自身の収入をはるかに超えて遊興やギャンブルに費消してしまったことが犯罪の要因となっている者もいることから、指導においては、このような要因を排除するための具体的な行動に結び付けさせることにも留意しているという。受講者は、話し合いを通じて、社会において不安定な生活をしてきたことにより、周囲からの信用を失い、自身の未来の選択肢を狭めてきたことにも気付き、健全な仕事に就いて収入の範囲で安定的な生活を送ることが再犯防止のために重要であることを自覚していくと前記教育専門官は説明した。

前記教育専門官に、改善指導のやりがいについて聞いたところ、受講者に気付きを与えることができたときにやりがいを感じるとして、次のような経験を述べた。

被害者の心情や置かれた状況を考えることなどを行う単元において、被害弁済の在り方について受講者に質問したところ、ある受講者は、被害金額を完済することさえできれば自らの責任を果たすことになると考え、想定される自身の出所後の収入等を勘案し、高齢の被害者に対し、20年をかけて完済したいと回答したが、指導者からの質問や他の受講者との話し合いを通じて、少しずつ被害者の立場に立って考えることができるようになり、単元の後半では、「被害弁済の期間について、自分の収入や生活を基に考えていたが、被害者の気持ちのことは余り考えていなかったことに気付くことができた。」「被害弁済を受けたとしても、被害者の心の傷が癒えることはないかもしれないが、被害者が健康であるうちに、一刻も早く弁済したい。」などと述べるに至ったとのことである。

「このような気付きの積み重ねが再犯防止につながると信じ、これからも真剣に一人一人の受刑者と向き合っていきたい。」と前記教育専門官は語った。

2 少年院

少年院においても、各施設の実情に応じ、特殊詐欺再非行防止指導の取組が行われている。特に、東京矯正管区管内の少年院について見ると、同矯正管区が作成した「特殊詐欺少年に対する鑑別・指導の手引」に基づき、各少年院の実情に応じて、工夫しながら指導計画を作成している。

指導計画の例（8-4-1-1表参照）を見ると、まず、個別に面接を実施し、指導担当者とのラポールを形成することから始めることで、動機付けを高めるとともに、次に行われるグループワークでの自己開示を行いやすくさせることにつなげている。グループワークでは、講義形式の集団指導にとどまらず、特殊詐欺再非行防止指導を受けている特殊詐欺在院者同士で考えを出し合うようにしており、これまで自分だけでは考えつかなかった新しい考えに触れさせている。特に、再非行防止のため、出院後に想定されるリスクをグループワークで討議する過程で、他の在院者の様々な考え方に触れることは、自らの在り方を考えることができるようになることにつながる。また、単元ごとに振り返り作文を作成させ、グループワークの中で考えたことや気付いたことを整理・理解させるようにしている。全ての単元終了後には、改めて個別面接を行い、指導の効果を把握するとともに、次回の指導グループに向けた改善点の検討等を行っている。

8-4-1-1表 少年院における指導計画の例

単 元	方 法
1 自己理解と改善への動機付けを高めさせる	個別面接
2 特殊詐欺の問題性を考えさせる	講義, 課題作文
3 特殊詐欺に至る考え, 感情, 行動を振り返らせる	講義・討議, 課題作文
4 ものの見方や考え方の癖を考えさせる	講義, 演習
5 被害者について考えさせる	演習, 集団討議
6 金銭感覚について考えさせる	演習
7 再非行しないための対策を考えさせる	録音教材, 集団討議

注 法務省矯正局の資料による。

そのほか、全国の少年院では、各都道府県警察本部と連携した特殊詐欺再非行防止指導の取組が行われており、令和元年10月1日現在の調査では、全国の少年院49庁（当時。分院を含む。）のうち20庁において、所在地の都道府県警察本部と連携した指導を行っている。例えば、多摩少年院においては、在院者に対し、東京都都民安全推進本部、警視庁、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等が企画・実施している演劇（特殊詐欺に関わるきっかけや、特殊詐欺グループの背後にある暴力団組織等とのつながりや危険性を演劇という手段で表現したもの）を観覧させるなどの取組が行われている。

コラム12 多摩少年院及び新潟少年学院における特殊詐欺再非行防止指導

少年院では、各施設の実情に応じ、特殊詐欺在院者の再非行防止に関する取組が行われている（本項参照）。このコラムでは、2か所の少年院の指導実践例を紹介する。

1 多摩少年院

多摩少年院では、平成29年から独自のプログラムを用いた指導を行っている。同少年院の担当者は、試行錯誤を続けながら、同プログラムで使用するテキストの作成を行った。その過程で、同少年院の担当者は、特殊詐欺在院者には、いわゆる「受け子」の役割を果たした者が多く、「受け子」の役割を果たした者は、被害者が傷ついている姿を直接見ていないため、罪障感の深まりに欠けることに気付いた。「受け子」の少年は、だまされている被害者宅を訪問して、金銭を受け取る際、自分や親族の身に起きている問題を解決してくれると誤信した被害者から、「（金銭を受け取りに来てくれて）ありがとう。」と言われ、感謝をされることさえある。しかし、少年は、その後の被害者の姿を見ることはなく、被害者がどれだけの被害を受けたのかを直接把握する機会はほとんどない。そこで、同少年院の担当者は、罪障感を深めさせるためには、特殊詐欺に至る考え方に気付く内容や、健全な金銭感覚を学ぶ内容の授業等から始め、特殊詐欺に加担するに至った自身の問題と向き合わせ、自身の責任を理解させることが必要と考えた。自身の責任についての理解が進んだ後、被害者が金銭をだまし取られたことで絶望し、自己を責め、ときには親族等からも非難され、自殺に追い込まれるといった実際の事例等を通じて、被害者感情に直面させ、罪障感の醸成を図ることとした。同少年院では、このように作成したテキストを用い、特殊詐欺在院者の罪障感を深めさせている。

2 新潟少年学院

東京矯正管区では、同矯正管区管内の少年鑑別所及び少年院に収容された特殊詐欺に関与した少年（少年鑑別所255人、少年院118人）についての各調査結果に基づき、同少年たちを「生活全般問題タイプ」、「家庭機能不全タイプ」及び「生活全般低調タイプ」の三つのタイプに分類し、これに応じ、特殊詐欺在院者に対して、重点的に指導すべき事項等を取りまとめた手引を作成している。新潟少年学院では、同手引を元に、施設内で検討を重ね、平成29年に「特殊詐欺再非行防止指導実施要領」を策定（令和3年3月改正）した。そして、同実施要領に基づき、「自己理解と改善への動機付けを高めさせること」、「特殊詐欺の問題性を考えさせること」、「特殊詐欺に至る考え、感情、行動を振り返らせること」、「ものの見方や考え方の癖を考えさせること」、「被害者について考えさせること」、「金銭感覚について考えさせること」、「再非行しないための対策を考えさせること」の全7単元からなる特殊詐欺再非行防止指導計画を作成し、これを実施している（8-4-1-1表参照）。その際、特殊詐欺在院者を指導する上で、大きな課題となっているのが罪障感の醸成である。特殊詐欺は、犯人グループ内の役割が細分化されていることに加え、少年院に入院してくる特殊詐欺在院者の大半は、「受け子」、「出し子」などの末端の役割を担っており、被害者の心情を実感できにくいという課題がある。指導担当者の実感として、特殊詐欺在院者の再非行防止を根底で左右しているものは、被害者に対する罪障感の醸成ができるか否か、すなわち、特殊詐欺在院者が心からの反省に至るか否か、とのことである。そこで、同少年院では、特殊詐欺再非行防止指導の中で、一般的な生活費や老齢基礎年金等老後に必要となる資金等を特殊詐欺在院者に計算させて、そのような資金等の一部をだまし取られたことで被害者が受けたであろう失望、不安、落胆等の感情や、現実的な生活面での困難を中心に実感できるよう指導する工夫を行っている。

3 2か所の少年院の指導実践例から

2か所の少年院での指導実践例では、特殊詐欺在院者の指導の中心に「罪障感の醸成」を挙げていることが分かる。特殊詐欺在院者の「罪障感」を深めるためには、その前提として、指導者（法務教官）自身が、変化し続ける特殊詐欺の実態、被害者の置かれた状況や困難を具体的に知ること、特殊詐欺在院者個々の特性や知的能力等が罪障感の醸成に影響を及ぼすことへの留意が必要である。前者については、研修等の場を提供することなどが考えられるが、後者については、特殊詐欺在院者個々の理解力等に応じた指導が必要となり、その意味では、個別面接とグループワークを適切に組み合わせることが必要となる。また、特殊詐欺在院者が特殊詐欺被害者の実情を知り、これを通じて罪障感をより深めるためには、特殊詐欺被害者や同被害者の周辺の方々の声を直接聴くなど、特殊詐欺在院者の指導への参画を得ることなどの視点も重要と考えられる。

第2節 更生保護

この節では、更生保護における詐欺事犯者に対する処遇について概観する。

地方更生保護委員会においては、生活環境の調整（第2編第5章第2節2項参照）において保護観察所に対する指導・助言・連絡調整を行い、調整機能の充実強化を図るとともに、刑事施設からの仮釈放又は少年院からの仮退院の審理において、被害者等から仮釈放・仮退院に関する意見等を聴取する意見等聴取制度を実施している（第6編第2章第1節5項参照）。

保護観察所においては、生活環境の調整により改善更生に適した環境作りを行うとともに、CFP（第2編第5章第3節2項（1）参照）を活用し、犯罪又は非行に結び付く要因や過程等に関する適切な仮説に基づく的確かつ最もふさわしい介入方法を選択して保護観察処遇を実施するとともに、保護観察の実施状況に応じたアセスメントに基づく各種措置等の判断を適期適切に行うことにより、実効性のある保護観察を実施している。また、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた類型別処遇（同項（2）ア参照）を行っている。

詐欺事犯者についても、同様に前記の生活環境の調整及び保護観察が実施されているが、特殊詐欺事犯者に対しては、令和3年1月から、保護観察処分の対象となった事案に特殊詐欺への関与が含まれる者やそれ以外の者で、現に特殊詐欺グループへの関与が認められる者を「特殊詐欺類型」の保護観察対象者に認定し、最新の知見に基づく、より効果的な処遇が行われている。同年3月31日現在、特殊詐欺類型に認定された保護観察対象者は852人（保護観察処分少年224人、少年院仮退院者124人、仮釈放者（全部実刑者）288人、保護観察付全部執行猶予者216人）である（法務省保護局の資料による）。

特殊詐欺類型の保護観察対象者に対する処遇として、特殊詐欺グループとの関係に焦点を当てた指導が行われている。特殊詐欺グループは、暴力団等と比較すると集団としての凝集性が低い傾向があり、本人自身がグループに所属しているという感覚を持っていない場合もある。このような場合は、離脱意思を強化するような働きかけに代えて、グループ以外の居場所を持てるような働きかけが有効な場合があるため、特殊詐欺類型の保護観察対象者に対しては、就労や就学を中心とした健全な生活を送るための指導等を行っている。

一方、特殊詐欺類型の保護観察対象者がグループの実態を認識していたり、所属しているという意識があったりする場合は、まず離脱意思やグループへの関与の程度を把握し、その程度に応じた指導や支援を行っている。さらに、少年の場合には地元不良集団とのつながりから詐欺グループ加入に至る場合も見られることから、交友関係改善の指導を行い、離脱を実行させるための規制として、特別遵守事項（第2編第5章第3節参照）や生活行動指針（同節参照）に基づく指導も行っている。特殊詐欺グループには暴力団等が関与している場合も少なくないことから、同グループからの勧誘や脅迫等への対応に警察の協力を得るほか、保護者との関係が不良又は希薄である少年等の場合には、生活環境の調整等の段階から、家族に対して本人の自立に向けた問題解決能力の伸長への協力を求めるなどしている。

また、特殊詐欺類型の保護観察対象者の中には、仲間からの影響により、犯罪を容認し、自らの詐欺行為を自分達にとって都合の良い受け止め方をして、多額の金銭を得るなどの成功体験によってその考え方がより強化されているものも少なくない。そこで、特殊詐欺類型の保護観察対象者に対しては、特殊詐欺が被害者に与えた影響について理解させ、罪障感を深めさせるとともに、謝罪や被害弁済等の今後行うべきことを考えさせている。さらに、老人ホームでの社会貢献活動（第2編第5章第3節2項（5）及び第3編第2章第5節3項（4）参照）に参加させるなど特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者と身近に接し、その思いの一端に触れさせることも行っている。

コラム13 被害者から被害に関する心情等を伝達された 保護観察対象者に対する指導の実例

このコラムでは、詐欺の保護観察対象者に対する処遇の一例として、詐欺の被害者から、心情等伝達制度（第6編第2章第1節5項参照）等により、被害弁償の希望を含む被害に関する心情等を伝達された保護観察対象者に対してなされた指導の実例を紹介する。なお、事例の内容は、個人の特定ができないようにする限度で修正を加えている。

会社を経営していたA男（50歳代）は、顧客等の知人数名から多額の金をだまし取り、実刑判決を受けた。A男は、離婚し、両親とも疎遠であったことから、刑事施設仮釈放後に更生保護施設に入所し、6か月間の職業訓練を受けることとなった。担当保護観察官は、厳しい被害感情を踏まえ、被害者の立場を理解させ、現実的で具体的な被害弁償の方法を考えさせることを処遇方針の一つに挙げ、指導に当たることとした。

A男は、更生保護施設入所後、「現時点では被害弁償をすることはできない。それなのに謝罪の手紙を送ればかえって被害者の怒りを買うのではないかと心配している。かといって、生計が安定した後で謝罪しても、それまで連絡がなかったことで不快な思いをさせてしまうと思う。自立した段階で、弁護士等を間に挟んで被害者に直接謝罪するような形がよいのではないかと考えているが、悩んでいる。」といったことを述べた。それ以後、A男は、被害弁償や謝罪を検討したものの、収入に乏しく被害弁償ができない段階では、かえって口ばかりの謝罪となって被害者を憤慨させるのではないかと考え、被害弁償も謝罪もできずにいた。

仮釈放から約1か月後、被害者の一人が心情等伝達制度を利用したため、担当保護観察官は、A男にその結果を伝達した。A男は、神妙な面持ちで覚悟を持って聞いている様子であったが、被害金額全額の返済計画をどう立てたらよいかという悩みを述べた。担当保護観察官は、自分が今できることについて真摯に対応することが必要であり、たとえ小額であっても被害弁償を継続することで誠意を見せるしかないのではないかと説示した。また、担当保護観察官は、できないことをできると伝えることは被害者を更に傷つけることになることから、就労して自立した後は必ず被害弁償を行うように指導した。

仮釈放から約3か月後、担当保護観察官は、A男に対し、被害者二人の心情等を伝達した。A男は、改めて謝罪の気持ちを述べるとともに、できる限り被害弁償に努めたい旨述べた。担当保護観察官は、被害弁償のためにも生活を安定させ、被害者に対して現状が説明できるような生活を送ること、被害者の気持ちを考えながら継続した返済を行っていくことについて指導した。また、A男が問題を抱え込みやすい性格であったことから、更生保護施設入所中は担当保護観察官が相談に乗ること、同施設退所後も一人で問題を抱え込まないような対人関係を築くことが必要であることを説示した。加えて、一人の被害者からは同施設入所中から返済を求められていたことを取り上げ、その理由について本人に考えさせた上で、実際に詐欺の被害を受けた被害者は、言葉だけでは信じられないこと、被害者に対する謝罪の言葉や手紙も大切であるが、何よりも行動で示していくことが重要であることを指導した。

A男は、「本来なら面と向かって謝罪するのが筋であり、きちんとした対応をするためにも刑が終了してから被害者に連絡しようと考えていた。」と述べていたが、被害者の心情等を知ったこともあり、更生保護施設入所中に被害弁償を行うことを決断し、同施設入所から約5か月後、二人の被害者に対して謝罪文と弁償金を送付した。A男は、「被害者から今後厳しいことを言われるかもしれないが、それだけ大きなことをしたのだということを痛感している。今後も丁寧に対応していくしかない。毎月弁償を続けたい。また、今は保護観察官に相

談できるが、期間満了後に相談できる相手も見つけないといけない。」といったことを述べた。担当保護観察官は、A男の被害者に対する気持ちを整理し、被害弁償を継続して実施していけるようサポートすることとした。

A男は、翌月も二人の被害者に対して弁償金を送った。A男は、「現在は少額しか返済できないが、今後収入が増えれば増額したい。できない約束はせず、相手の気持ちを受け止めたい。他の被害者にも同じように弁償できるようにしたい。許してはもらえないが、これからが本当の償いである。」などと述べた。担当保護観察官は、A男が被害者の心情を真剣に考えていると受け止め、誠実に対応すれば気持ちは被害者にも伝わるとA男を励ました。

A男は、6か月の職業訓練終了後間もなく仕事を決め、就職先の寮に転居した。その後も就労を続けながら被害者への弁償金の送金を続け、期間満了により保護観察が終了した。

保護観察所においては、保護観察対象者に対し、自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させることを通じて再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応することを保護観察における指導の柱の一つとしている。そのため、保護観察期間中はもとより、同期間が終了した後も謝罪や被害弁償等を継続して実施できるよう、相談・支援機関となり得る法テラス等の公的機関や専門家を保護観察対象者に紹介したり、これらの機関等と連携した支援体制を整えることが重要である（第2編第5章第3節2項（2）エ参照）。

なお、本事例においては、保護観察対象者からの被害弁償は、保護観察期間が終了した後も金額が増額されて継続されているとのことである。

前章までに各種統計資料に基づいた詐欺事犯の動向や再犯防止に向けた各種施策の実情について概観した。さらに、法務総合研究所では、広く詐欺事犯者について、その実態や特性等を明らかにするとともに、特殊詐欺が大きな社会問題となっている情勢を考慮し、特殊詐欺を行った者の実態、特性、処分後の成り行き等を明らかにし、その者の社会復帰を含む効果的な再犯防止対策の検討に役立てることを目的として、詐欺事犯者に関する特別調査を実施し、その結果を分析した。

この章においては、特別調査の内容及び同調査で明らかになった事項について紹介する。

第1節 調査の概要

今回、法務総合研究所では、全国各地の地方裁判所（支部を含む。以下この章において同じ。）において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺（既遂・未遂を問わず、また準詐欺、電子計算機使用詐欺、犯罪収益移転防止法若しくは組織的犯罪処罰法の各違反又はこれらの幫助罪・教唆罪を含み、特殊詐欺（本編第3章第1節1項（3）参照）に該当する恐喝及び窃盗を含む（同項（3）参照）。以下断りのない限り、この章において同じ。）により有罪判決の言渡しを受け、調査時点で有罪判決が確定していた者を調査対象者とした。

その結果、特別調査における調査対象者の実人員は、1,343人（以下この章において「全対象者」という。）であり、この全対象者に関して、全国各地の地方裁判所において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、その後、有罪判決が確定した事件（以下この章において「調査対象事件」という。）について、裁判書等の資料に基づき、調査対象事件の概要、対象者の基本的属性・科刑状況・再犯状況等に関する調査を実施したほか（以下この章において「全対象者調査」という。）、被害状況についても可能な限り調査した。全対象者調査の結果（再犯状況に関するものを除く。）については、次節で紹介する。

全対象者の中で、犯行の手口に特殊詐欺が含まれている者（以下この章において「特殊詐欺事犯者」という。）は、408人であった。特殊詐欺の検挙人員は大都市圏に多い傾向がうかがわれること（8-3-1-24 図CD-ROM参照）なども踏まえ、特殊詐欺事犯者のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者（202人、49.5%）については、全対象者調査に加え、刑事確定記録等を用いて、可能な限り、より詳細な調査を行った（以下この章において「確定記録調査」という。）。特殊詐欺事犯者の調査の結果については、本章第3節で紹介する。

さらに、全対象者のうち、全部執行猶予の判決の言渡しを受け、その後、判決が確定した者（以下この章において「全部執行猶予者」という。）については、全対象者調査に加え、その判決の言渡日から平成31年3月31日までの間の再犯に関する調査を実施し、再犯に及んだ者については、その再犯に係る裁判書等の資料に基づいて、調査を実施した（以下この章において「再犯調査」という。なお、再犯調査における「再犯」は、調査対象事件の判決言渡し後に新たに行った犯罪に限る。）。再犯調査における調査対象者の実人員は、84人であった。再犯に関する調査（全対象者調査（再犯状況に関するものに限る。）及び再犯調査）の結果については、本章第4節で紹介する。

第2節 全対象者調査の結果

この節では、特別調査における全対象者（本章第1節参照）の調査結果を基に、調査対象事件（同節参照）の概要、全対象者の特徴、科刑状況等の実態を明らかにする。

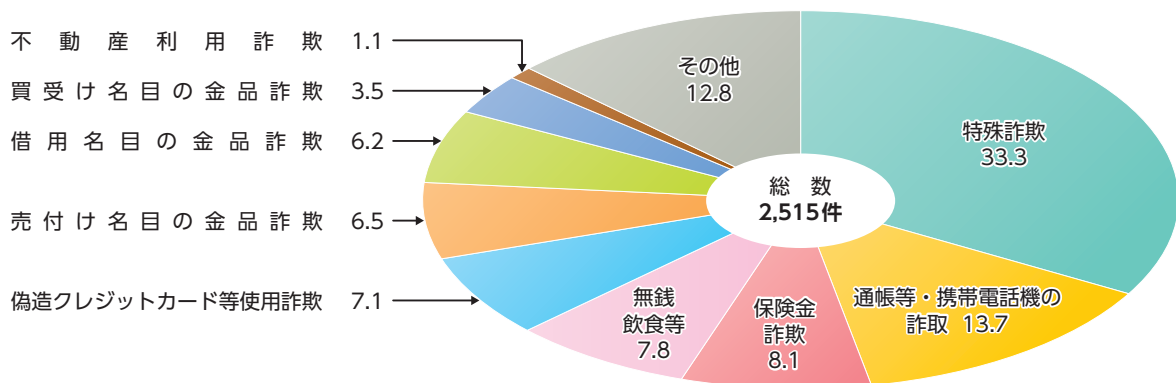
1 調査対象事件の概要

(1) 犯行の手口

調査対象事件における犯行の手口別構成比を見ると、**8-5-2-1図**のとおりである。全対象者の人員は1,343人であるところ、複数件の詐欺を行った対象者が含まれる上、複数の対象者による共犯事件を1件と計上していることから、調査対象事件である詐欺の事件数は、延べ2,515件であった。

調査対象事件総数に占める構成比は、特殊詐欺（33.3%）が最も高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取（13.7%）、保険金詐欺（生活保護、年金、給付金、診療報酬等の不正受給を含む。以下この章において同じ。）（8.1%）、無銭飲食、無銭宿泊及び無賃乗車（以下この章において「無銭飲食等」という。）（7.8%）、偽造又は不正入手したクレジットカードを利用した商品詐欺（以下この章において「偽造クレジットカード等使用詐欺」という。）（7.1%）の順であった。

8-5-2-1図 調査対象事件 犯行の手口別構成比

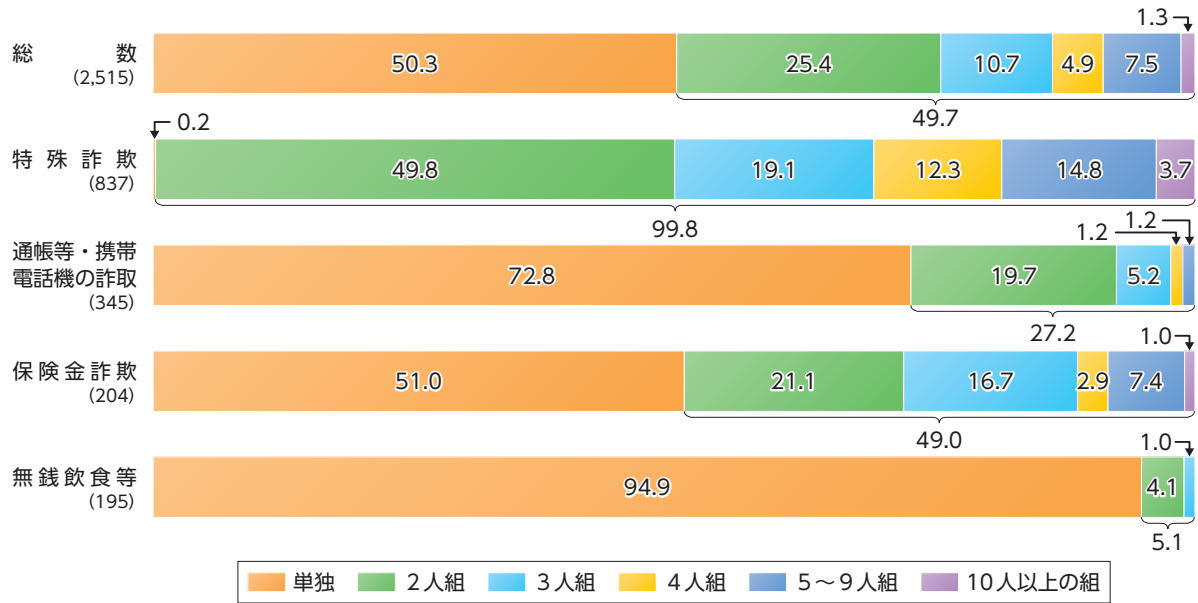


注 法務総合研究所の調査による。

(2) 共犯

調査対象事件における共犯率（共犯による事件数の占める比率）・共犯者数別構成比を総数・犯行の手口別に見ると、**8-5-2-2図**のとおりである。共犯率は、総数では約5割（49.7%）であり、犯行の手口別では、特殊詐欺が99.8%と顕著に高く、次いで、保険金詐欺（49.0%）、通帳等・携帯電話機の詐取（27.2%）、無銭飲食等（5.1%）の順であった。共犯による事件の総数に占める共犯者数別構成比を犯行の手口別に見ると、いずれの手口においても、2人組の構成比が最も高い。特殊詐欺は、2人組が49.8%と最も高く、次いで、3人組（19.1%）、5～9人組（14.8%）、4人組（12.3%）、10人以上の組（3.7%）の順であり、他の手口と比べると、多人数による共犯事件の構成比も高い。なお、氏名不詳の共犯者がいる場合には、裁判書等で「氏名不詳者ら」等と認定されている場合も含めて、氏名不詳の共犯者を「1人」と計上していることから、実際の共犯者数よりも少ない可能性があることに留意を要する。

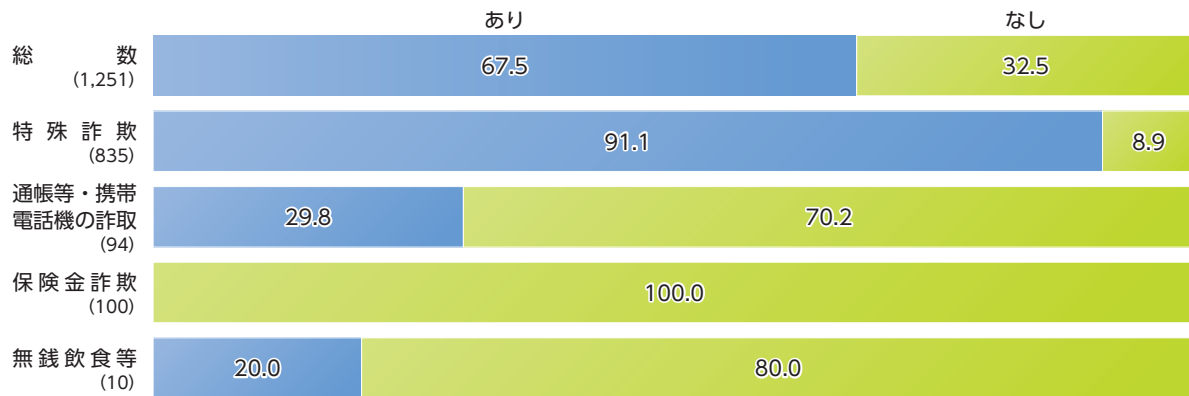
8-5-2-2図 調査対象事件 共犯率・共犯者数別構成比（総数・犯行の手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 氏名不詳の共犯者がいる場合には、裁判書等で「氏名不詳者ら」等と認定されている場合も、氏名不詳の共犯者を1人として計上している。
 3 ()内は、件数である。

調査対象事件のうち共犯者がいる事件について、共犯者に氏名不詳の者が含まれるか否かを総数・犯行の手口別に見ると、8-5-2-3図のとおりである。共犯者に氏名不詳の者が含まれる事件の構成比は、総数では67.5%であり、犯行の手口別では、特殊詐欺は91.1%と顕著に高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取（29.8%）、無銭飲食等（20.0%）であった。保険金詐欺では、共犯者に氏名不詳の者が含まれる事件はなかった。

8-5-2-3図 調査対象事件 氏名不詳の共犯者の有無別構成比（総数・犯行の手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯者がいる事件に限る。
 3 ()内は、件数である。

2 全対象者の特徴

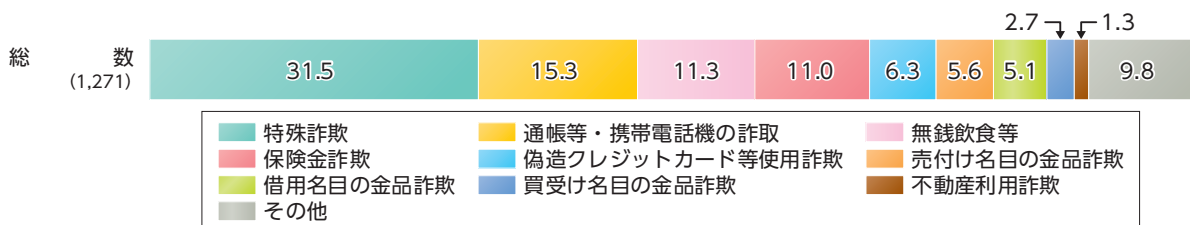
(1) 基本的属性

全対象者の人員は、1,343人（男性1,189人、女性154人）であり、犯行時の平均年齢は、38.5歳（男性38.2歳、女性41.6歳）であった。なお、最低年齢は、男性・女性共に18歳で、最高年齢は、男性77歳、女性80歳であった。

全対象者の総数（1,343人）から、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除いた人員は、1,271人であった。異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者について見ると、無銭飲食等及び借用名目の金品詐取を行った者が5人、通帳等・携帯電話機の詐取及び偽造クレジットカード等使用詐欺を行った者が3人であるなど、いずれの組合せも多くはなかった。なお、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者のうち、その手口に特殊詐欺を含む者について、特殊詐欺以外に行った詐欺の手口を見ると、通帳等・携帯電話機の詐取が2人、偽造クレジットカード等使用詐欺が1人、不動産利用詐欺が1人、その他が4人であった。

全対象者の総数（1,343人）から、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除いた人員（1,271人）について、犯行の手口別構成比を見ると、**8-5-2-4図**のとおりである。特殊詐欺が31.5%（401人）と最も高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取15.3%（194人）、無銭飲食等11.3%（144人）、保険金詐欺11.0%（140人）、偽造クレジットカード等使用詐欺6.3%（80人）の順であった。以下、本章において、犯行の手口ごとの特徴を把握するため、犯行の手口別に全対象者の調査結果を見ることがあるが、その場合には、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除くとともに、該当者数が多かった上位4手口を見ることとする（その他の手口については、CD-ROM参照）。

8-5-2-4図 全対象者 犯行の手口別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

全対象者（各属性等が不詳の者を除く。）の属性等を総数・犯行の手口別に見ると、**8-5-2-5表**のとおりである。

犯行時の年齢層を見ると、特殊詐欺は30歳未満の者の構成比が56.6%と最も高く、無銭飲食等は50～64歳の者の構成比が34.7%と最も高い。

前科（調査対象事件より前の、道交違反又は道路交通取締法、同法施行令若しくは道路交通取締令の各違反を除く、罰金以上の刑に処せられた事件をいう。以下断りのない限り、この章において同じ。）の有無及びその内容を見ると、特殊詐欺（63.6%）、通帳等・携帯電話機の詐取（62.4%）及び保険金詐欺（62.9%）は、前科を有しない者の構成比が高く、無銭飲食等（52.8%）は、同種前科を有する者の構成比が高かった。

全対象者のうち、確定判決において詐欺以外の罪も認定された者は341人（25.4%）であり、その主な罪名（重複計上による。）は、窃盗（158人）が最も多く、次いで、文書偽造（91人）、薬物犯罪（覚醒剤取締法違反等の違法薬物に関する犯罪。以下この章において同じ。）（58人）、住居侵入（29人）、横領（遺失物等横領を含む。）（25人）の順であった。

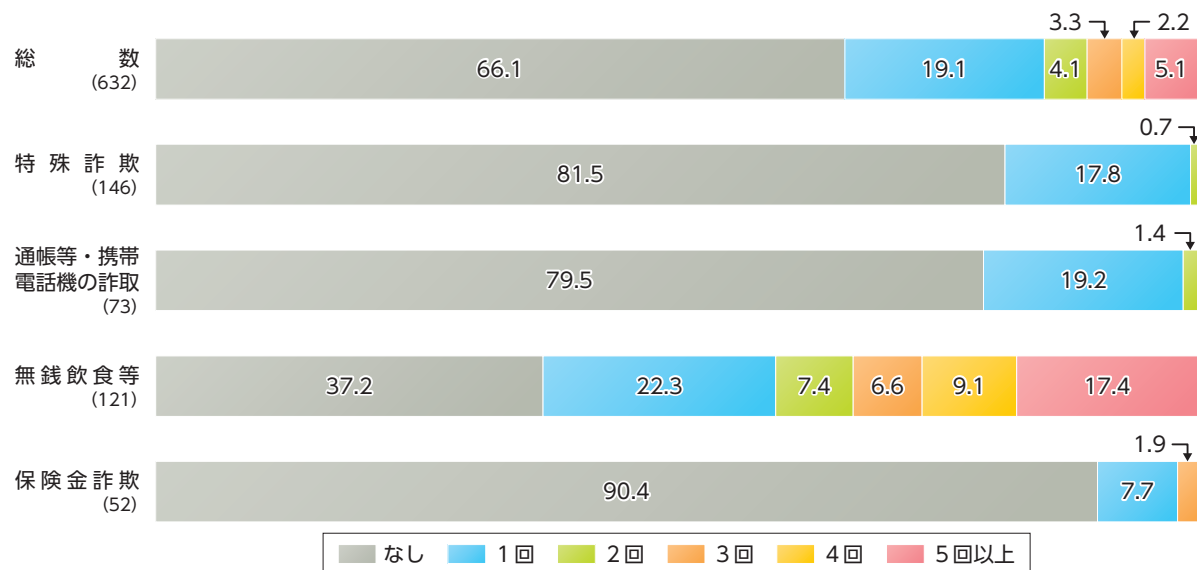
8-5-2-5表 全対象者 属性等別人員（総数・犯行の手口別）

属性等	区分	総数	特殊詐欺	通帳等・携帯電話機の詐取	無銭飲食等	保険金詐欺
性別	男性	1,189 (88.5)	393 (98.0)	145 (74.7)	143 (99.3)	108 (77.1)
	女性	154 (11.5)	8 (2.0)	49 (25.3)	1 (0.7)	32 (22.9)
年齢層	30歳未満	433 (32.2)	227 (56.6)	41 (21.1)	16 (11.1)	42 (30.0)
	30～39歳	346 (25.8)	113 (28.2)	45 (23.2)	30 (20.8)	38 (27.1)
	40～49歳	269 (20.0)	40 (10.0)	54 (27.8)	32 (22.2)	29 (20.7)
	50～64歳	223 (16.6)	19 (4.7)	39 (20.1)	50 (34.7)	25 (17.9)
	65歳以上	72 (5.4)	2 (0.5)	15 (7.7)	16 (11.1)	6 (4.3)
就労状況	有職	554 (41.5)	144 (36.3)	111 (57.5)	11 (7.7)	84 (60.0)
	無職	781 (58.5)	253 (63.7)	82 (42.5)	132 (92.3)	56 (40.0)
居住状況	住居あり	1,074 (80.1)	339 (84.8)	176 (91.2)	57 (39.6)	129 (92.1)
	住居なし	267 (19.9)	61 (15.3)	17 (8.8)	87 (60.4)	11 (7.9)
前科	同種前科あり	214 (15.9)	27 (6.7)	15 (7.7)	76 (52.8)	5 (3.6)
	異種前科あり	418 (31.1)	119 (29.7)	58 (29.9)	45 (31.3)	47 (33.6)
	なし	711 (52.9)	255 (63.6)	121 (62.4)	23 (16.0)	88 (62.9)
刑の種類	実刑	679 (50.6)	270 (67.3)	34 (17.5)	100 (69.4)	35 (25.0)
	保護観察付全部執行猶予	50 (3.7)	12 (3.0)	3 (1.5)	15 (10.4)	1 (0.7)
	単純執行猶予	614 (45.7)	119 (29.7)	157 (80.9)	29 (20.1)	104 (74.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 犯行の手口別は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 「年齢層」は、犯行時の年齢による。ただし、複数の事件がある場合は、そのうちの最初の事件の犯行時の年齢による。
 5 「就労状況」は、判決時による。また、「無職」は、家事従事者を含み、「有職」は、学生・生徒を含む。
 6 「居住状況」は、判決時による。
 7 「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
 8 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない全部執行猶予をいう。
 9 () 内は、各属性等の総数又は犯行の手口別の人員における構成比である。

全対象者（前科を有する者に限る。）について、同種前科の回数別構成比を総数・犯行の手口別に見ると、8-5-2-6図のとおりである。特殊詐欺（81.5%）、通帳等・携帯電話機の詐取（79.5%）及び保険金詐欺（90.4%）は、同種前科を有しない者の構成比が高かったが、無銭飲食等は、同種前科を有しない者の構成比は37.2%にとどまり、同種前科5回以上を有する者の構成比が17.4%に上った。

8-5-2-6図 全対象者 同種前科の回数別構成比（総数・犯行の手口別）



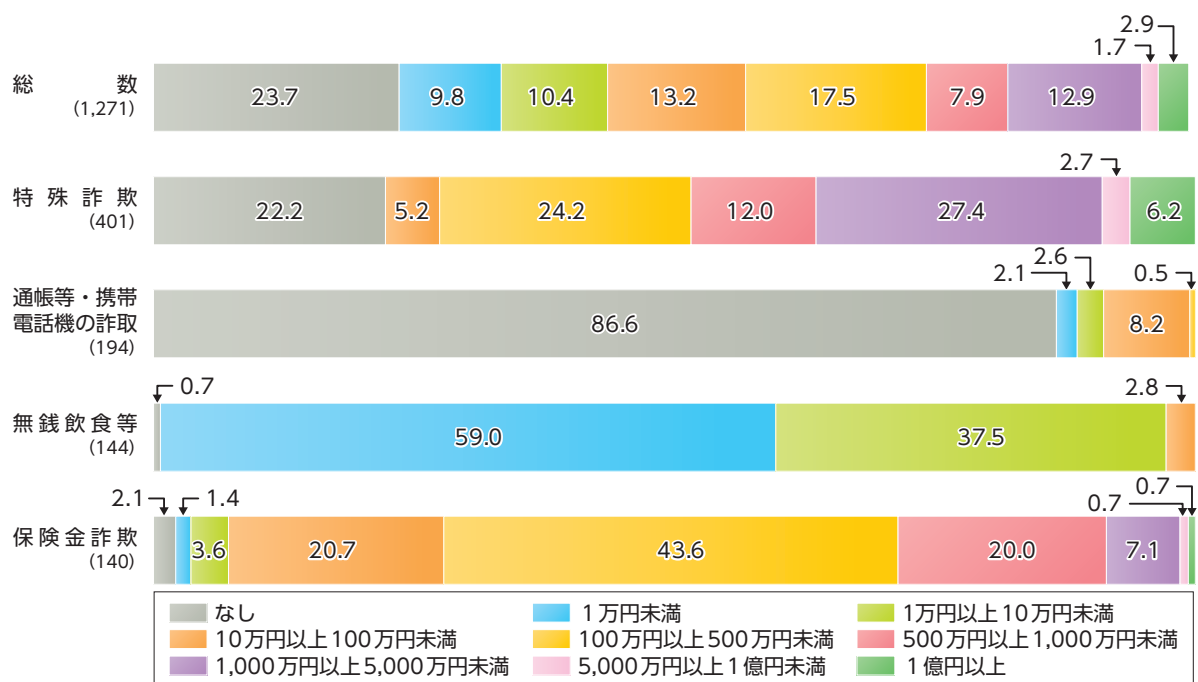
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 前科を有する者に限る。なお、「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
 3 犯行の手口別は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 犯行の態様等

ア 被害額

全対象者（異なる手口で2件以上の詐欺を行っていた者を除く。）について、調査対象事件の詐欺被害額別（1人の対象者が2件以上の詐欺を行っていた場合はその合計金額をいい、複数の対象者による共犯事件については、それぞれの対象者に詐欺被害額を計上している。）構成比を総数・犯行の手口別に見ると、8-5-2-7図のとおりである。特殊詐欺（出し子がATMから引き出した現金を含む。）について、「なし」（22.2%）を除く構成比は、1,000万円以上5,000万円未満（27.4%）の構成比が最も高く、次いで、100万円以上500万円未満（24.2%），500万円以上1,000万円未満（12.0%），1億円以上（6.2%）の順であり、「なし」を除いて10万円未満はいなかった。無銭飲食等（59.0%）は1万円未満の構成比が、通帳等・携帯電話機の詐取（8.2%。なお、詐取した物が携帯電話機やタブレット等の販売価格があるものに限る。），偽造クレジットカード等使用詐欺（42.5%）及び借用名目の金品詐欺（24.6%）は10万円以上100万円未満の構成比が、買受け名目の金品詐取は1万円未満及び10万円以上100万円未満（それぞれ23.5%）の構成比が、保険金詐欺（43.6%），及び売付け名目の金品詐欺（25.4%）は100万円以上500万円未満の構成比が、それぞれ最も高かった（CD-ROM参照）。

8-5-2-7図 全対象者 詐欺被害額別構成比（総数・犯行の手口別）

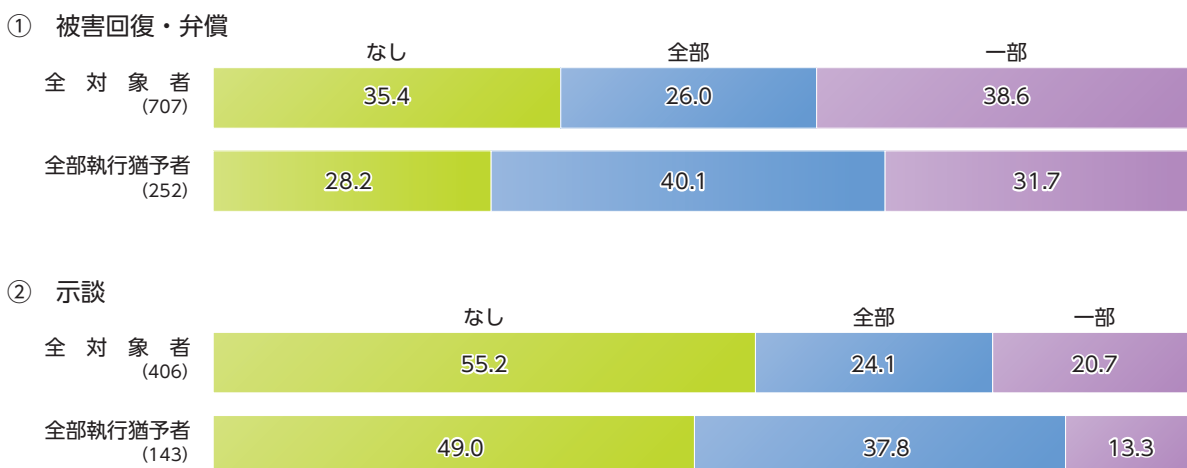


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 未遂事件は、「なし」に含まれる。
 3 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 対象者が2件以上の詐欺を行った場合は、その合計金額である。
 5 同一事件の共犯者がいた場合、対象者ごとに被害額を計上している。
 6 特殊詐欺の被害額は、出し子がATMから引き出した現金を含む。
 7 通帳等・携帯電話機の詐取の被害額は、詐取した物が携帯電話機やタブレット等の販売価格が認定されているものに限る。
 8 ()内は、実人員である。

イ 被害回復・示談

全対象者（既遂事件を行った者に限る。また、被害回復・弁償の有無，示談の有無が不詳の者は、それぞれ除く。）の被害回復・示談別構成比を全対象者・全部執行猶予者別に見ると、**8-5-2-8図**のとおりである。全部執行猶予者のうち全部の被害回復・弁償をした者の構成比（40.1％）は、全対象者のうち全部の被害回復・弁償をした者の構成比（26.0％）を上回った。全部執行猶予者のうち全部の被害者と示談に至った者の構成比（37.8％）は、全対象者のうち全部の被害者と示談に至った者の構成比（24.1％）を上回った。

8-5-2-8図 全対象者 被害回復・示談別構成比（全対象者・全部執行猶予者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 既遂事件を行った者に限る。
 3 ①は、被害回復・弁償の有無が不詳の者，②は、示談の有無が不詳の者をそれぞれ除く。
 4 ②の「一部」は、一部の被害者との間で示談がなされた場合である。
 5 ()内は、実人員である。

ウ 犯行の動機・理由

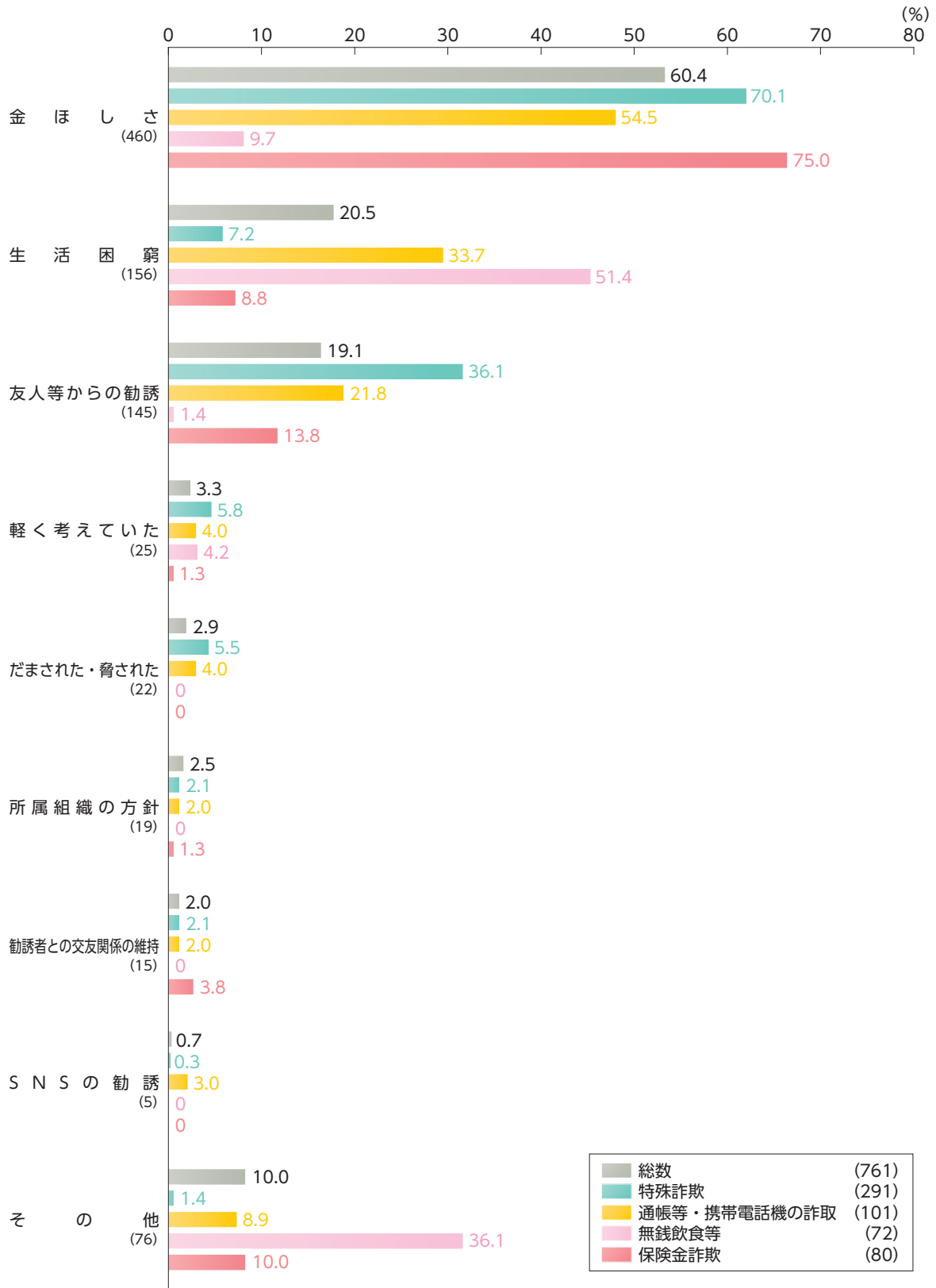
本特別調査においては、（特殊）詐欺に至る動機・理由及び背景事情・原因（以下「動機・背景事情」という。）として想定し得る項目をあらかじめ複数設定した上で、主として、全対象者調査及び再犯調査では、裁判書の記載内容を、確定記録調査では、これに加えて調査対象者の捜査段階及び裁判時における供述内容を基に、犯行に至った動機・背景事情として前記項目に該当するものを選別して集計する調査を行った（重複計上による。以下この章において同じ。）。

全対象者（犯行動機・理由が不詳の者を除く。）が詐欺を行った動機・理由を総数・犯行の手口別・年齢層別に見ると、**8-5-2-9図**のとおりである。

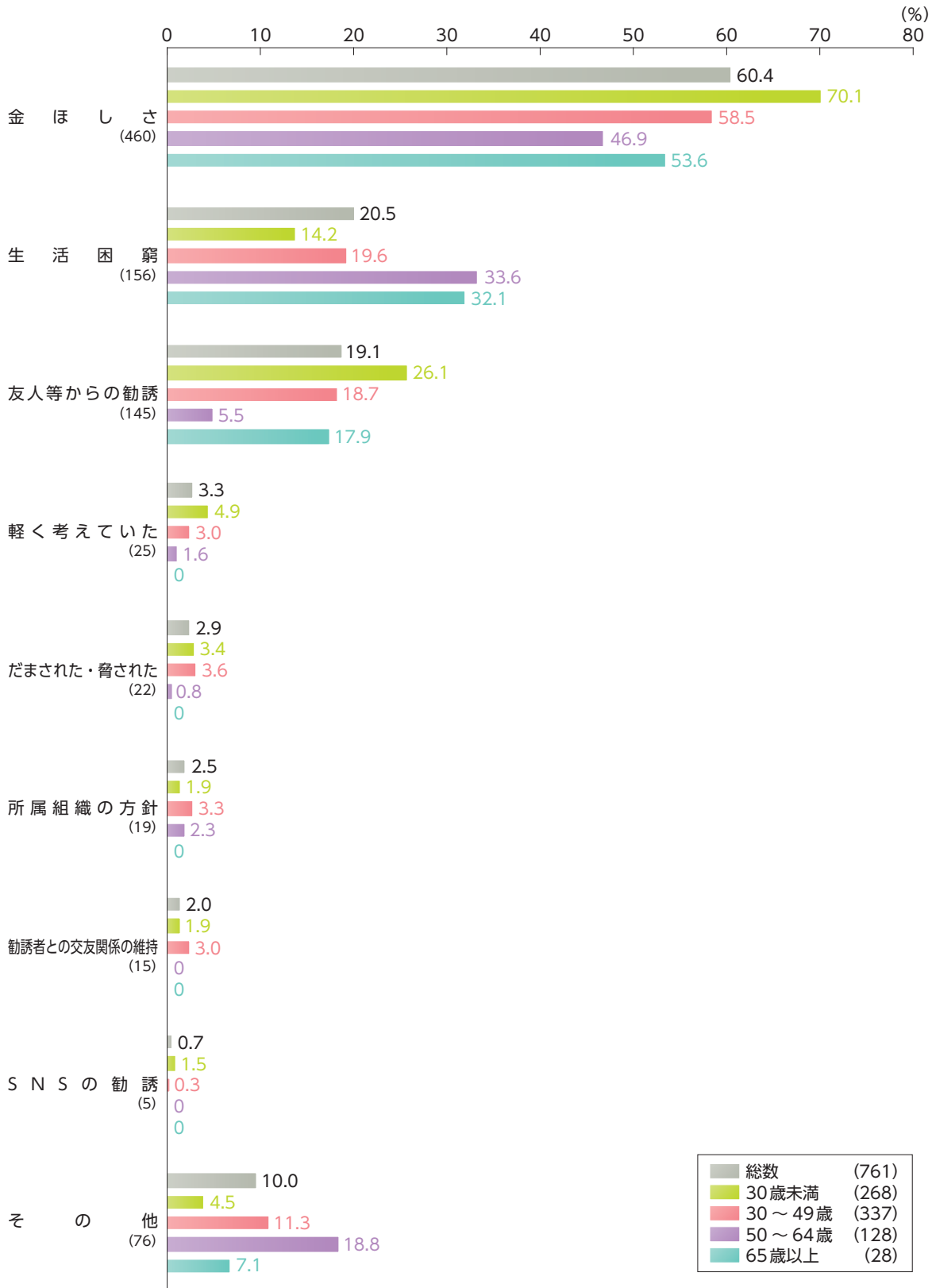
総数では、「金ほしさ」（60.4％）、「生活困窮」（20.5％）、「友人等からの勧誘」（19.1％）、「軽く考えていた」（3.3％）の順に割合が高かった。犯行の手口別に見ると、特殊詐欺では、「金ほしさ」（70.1％）の割合が最も高く、次いで、「友人等からの勧誘」（36.1％）、「生活困窮」（7.2％）の順であったが、他の手口と比べると、「友人等からの勧誘」の割合が高く、「生活困窮」の割合が低かった。また、「軽く考えていた」（5.8％）の割合は、総数（3.3％）及び他の手口より高かった。無銭飲食等では、「生活困窮」（51.4％）の割合が顕著に高く、「金ほしさ」（9.7％）の割合が総数及び他の手口より顕著に低かった。保険金詐欺では、「金ほしさ」（75.0％）の割合が総数及び他の手口より高く、「軽く考えていた」（1.3％）の割合が総数及び他の手口より低かった。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層でも、「金ほしさ」の割合が最も高かった。「金ほしさ」に次いで高い割合を占めたのは、30歳未満の者では「友人等からの勧誘」（26.1％）であったが、その他の年齢層では「生活困窮」であった。特に、50～64歳の者及び65歳以上の者では、動機・理由に「生活困窮」があった者が約3分の1を占めた。

① 犯行の手口別



② 年齢層別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 犯行動機又は理由が不詳の者を除く。
 5 「年齢層」は、犯行時の年齢による。ただし、複数の事件がある場合は、そのうちの最初の事件の犯行時の年齢による。
 6 凡例の（ ）内は、総数、犯行の手口別又は年齢層別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目の該当者の人員である。

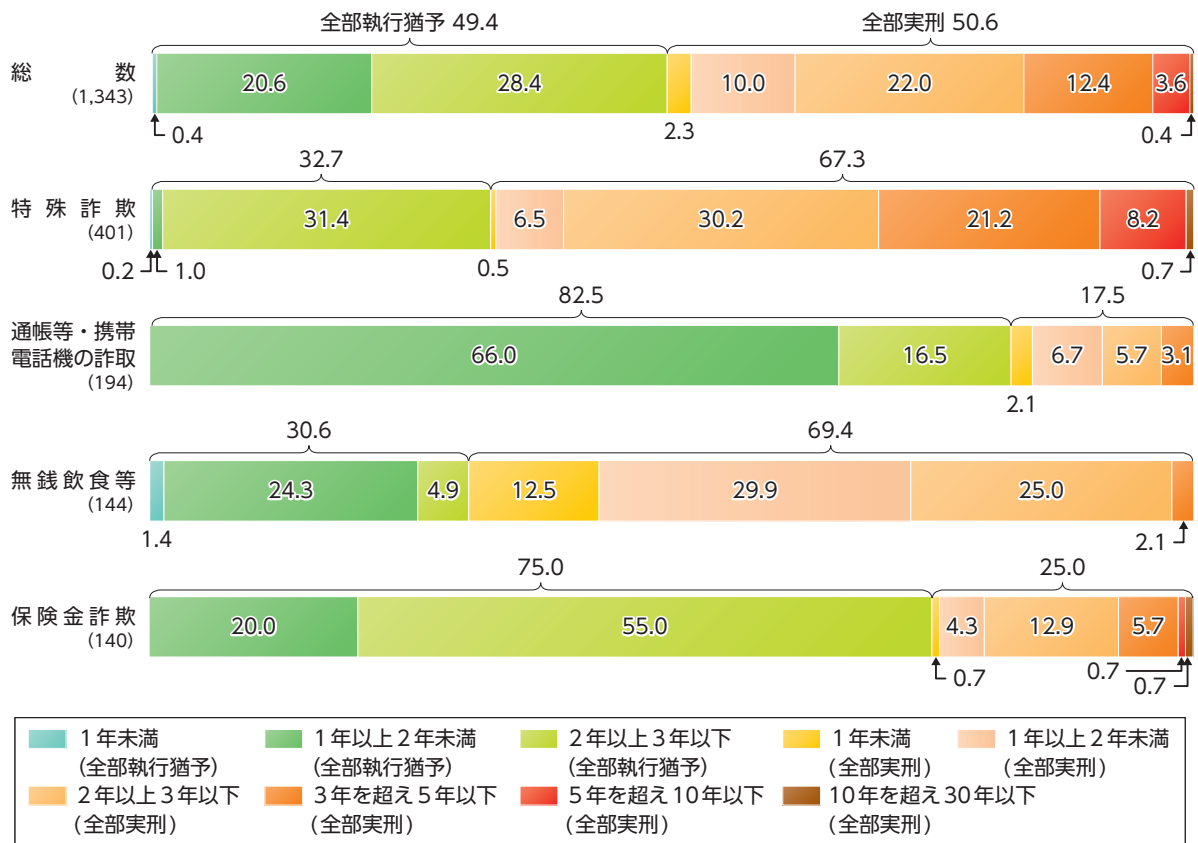
(3) 科刑状況

全対象者に対する有期の懲役の科刑状況別構成比を、総数・犯行の手口別に見ると、**8-5-2-10図**のとおりである。なお、全対象者の中には、詐欺以外の事件も含めて有罪判決を受けたものが含まれていることに留意する必要がある。

総数では、全部実刑の者（なお、一部執行猶予の者はいなかった。）が50.6％、全部執行猶予の者が49.4％であった。全部執行猶予の者のうち保護観察付全部執行猶予の者（50人）は3.7％であった（CD-ROM参照）。全部実刑の者の構成比は、詐欺の令和2年の地方裁判所における全部実刑の者の構成比（47.2％。**8-3-1-36図**参照）とおおむね同程度であった。総数について、実刑の刑期を見ると、2年以上3年以下の者の構成比（22.0％）が最も高く、次いで、3年を超え5年以下の者（12.4％）、1年以上2年未満の者（10.0％）、5年を超え10年以下の者（3.6％）の順であった。全部執行猶予を付された懲役刑の刑期を見ると、2年以上3年以下の者の構成比（28.4％）が最も高く、次いで、1年以上2年未満の者（20.6％）、1年未満の者（0.4％）の順であった。

犯行の手口別に見ると、全部実刑の者の構成比は、無銭飲食等（69.4％）が最も高く、次いで、特殊詐欺（67.3％）、保険金詐欺（25.0％）、通帳等・携帯電話機の詐取（17.5％）の順であった（なお、無銭飲食等は同種前科を有する者の構成比が高いことに留意する必要がある（**8-5-2-6図**参照））。実刑の刑期を見ると、特殊詐欺及び保険金詐欺では、いずれも2年以上3年以下の者の構成比（それぞれ30.2％、12.9％）が最も高く、次いで、3年を超え5年以下の者（それぞれ21.2％、5.7％）の順であり、無銭飲食等及び通帳等・携帯電話機の詐取では、いずれも1年以上2年未満の者の構成比（それぞれ29.9％、6.7％）が最も高く、次いで、2年以上3年以下の者（それぞれ25.0％、5.7％）の順であった。5年を超える者の構成比は、特殊詐欺（9.0％（うち10年を超える者は0.7％））が顕著に高く、次いで、保険金詐欺（1.4％（同0.7％））であった。

8-5-2-10図 全対象者 有期刑（懲役）科刑状況別構成比（総数・犯行の手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行の手口別は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

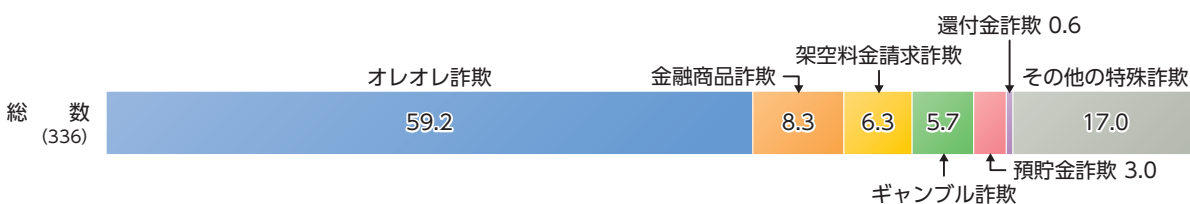
第3節 特殊詐欺事犯者の調査の結果

この節では、特殊詐欺事犯者（本章第1節参照）のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者（以下この節において「確定記録調査対象者」という。）を対象に行った確定記録調査（同節参照）の結果を基に、同対象者が行った特殊詐欺事件の概要、同対象者の特徴、科刑状況等の実態を明らかにする。

1 特殊詐欺事件の概要

確定記録調査対象者の人員は、202人（男性199人、女性3人）であった。確定記録調査対象者が行った特殊詐欺には、1人の確定記録調査対象者が複数件の特殊詐欺を行った場合があるほか（8-5-3-5図参照）、複数の確定記録調査対象者が共に同一の者を被害者とする特殊詐欺を行った場合がある。確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の延べ件数から、被害者や主要な事実等が共通する事件の数を除くと、その件数は336件であった（以下この節においては、特に断りのない限り、確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の延べ件数から、被害者や主要な事実が共通する事件の数を除いたものを「特殊詐欺事件」という。）。特殊詐欺事件の犯行類型別（8-3-1-16表参照）構成比を見ると、8-5-3-1図のとおりである。オレオレ詐欺の構成比（59.2%、199件）が最も高く、次いで、金融商品詐欺（8.3%、28件）、架空料金請求詐欺（6.3%、21件）、ギャンブル詐欺（5.7%、19件）の順であった。融資保証金詐欺、交際あっせん詐欺及びキャッシュカード詐欺盗はなかった。

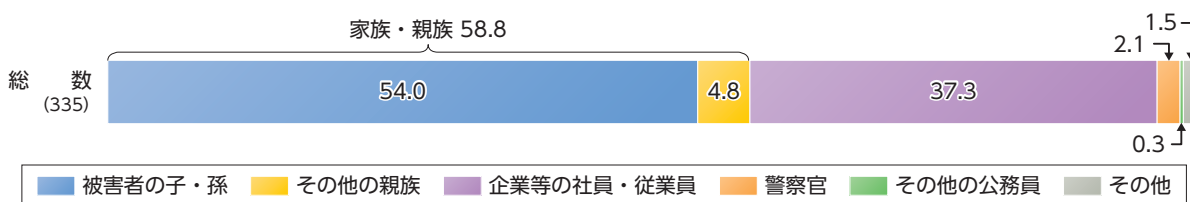
8-5-3-1図 特殊詐欺事件 犯行類型別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、件数である。

特殊詐欺事件（架け子が詐称した身分が不詳のものを除く。）について、架け子（本編第3章第1節1項（3）及び本節2項（1）参照）が詐称した身分（複数の身分を詐称した場合、最初に詐称した身分又は主に詐称した身分）別の構成比を見ると、8-5-3-2図のとおりである。家族・親族を詐称した事件の構成比は、約6割に上っている。個別に見ると、「被害者の子・孫」の構成比（54.0%、181人）が最も高く、次いで、「企業等の社員・従業員」（37.3%、125人）、「その他の親族」（4.8%、16人）の順であり、この三つの身分で96%を超える。

8-5-3-2図 特殊詐欺事件 架け子が詐称した身分別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 架け子が詐称した身分が不詳の事件を除く。
3 複数の身分を詐称した場合、最初に詐称した身分又は主に詐称した身分として計上している。
4 () 内は、件数である。

2 特殊詐欺事犯者（確定記録調査対象者）の特徴

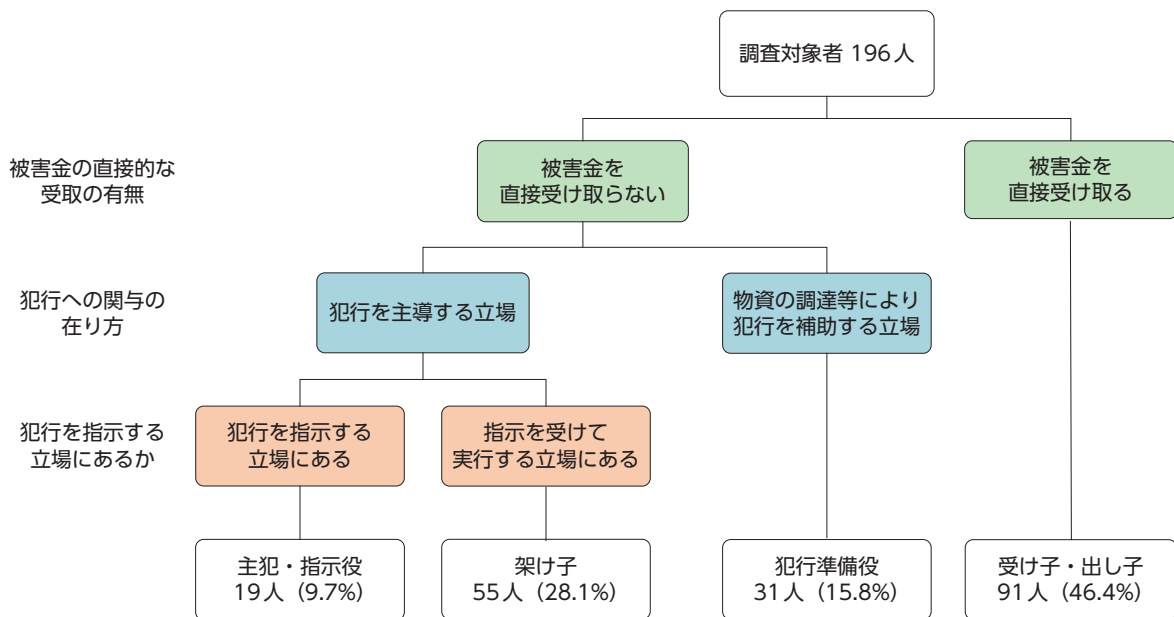
(1) 基本的属性

特殊詐欺の犯行グループは、「主犯・指示役」を中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」、被害者からだまし取るなどしたキャッシュカード等を用いてATMから現金を引き出す「出し子」、犯行に悪用されることを承知しながら、犯行拠点をあっせんしたり、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を調達する「犯行準備役」等が役割を分担し、組織的に犯行を敢行している。

確定記録調査対象者について、その役割に着目し、被害金の直接的な受取の有無、犯行への関与の在り方、犯行を指示する立場にあるかという観点から類型化すると、8-5-3-3図のとおりである。なお、類型化を行った結果、特殊詐欺の役割が不詳の者等が6人いたため、本節において、特殊詐欺の役割類型別で見るときは、これらの者を分析対象から除外した。

確定記録調査対象者（196人）を役割類型別に見ると、被害金を直接受け取る「受け子・出し子」が46.4%を占めた。被害金を直接受け取らない者については、物資の調達等により犯行を補助する立場である「犯行準備役」が15.8%、犯行を主導する立場のうち犯行を指示する立場にある「主犯・指示役」が9.7%、「架け子」が28.1%であった。

8-5-3-3図 特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の役割類型別人員等



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 確定記録調査対象者202人のうち、特殊詐欺の役割が不詳の者等を除く196人で類型化を行った。
 3 ()内は、構成比である。

確定記録調査対象者の属性等を総数・役割類型別に見ると、**8-5-3-4図**のとおりである。

犯行時の年齢層を見ると、総数、「架け子」、「犯行準備役」及び「受け子・出し子」については、いずれも30歳未満の者が過半数を占め、次いで、30歳代の者、40歳代の者の順であったが、「主犯・指示役」においては、30歳代の者（57.9%）が半数を超え、次いで、30歳未満の者（31.6%）、40歳代の者（10.5%）の順であった。また、50歳以上の者（7人）は、全員が「受け子・出し子」であった。

判決時の就労状況を見ると、無職の者（家事従事者を含む。以下この項において同じ。）の構成比は、「主犯・指示役」・「犯行準備役」については、それぞれ52.6%、45.2%である一方、「架け子」については、90.9%と顕著に高かった。

検挙時の婚姻状況を見ると、配偶者がいる者の構成比は、総数及び各役割類型のいずれについても10%台から20%台であり、「架け子」（13.0%）及び「受け子・出し子」（10.1%）は、総数（15.2%）を下回った。

検挙時の前歴を見ると、前歴を有しない者の構成比は、役割類型別では「主犯・指示役」（16.7%）が最も低く、「架け子」（32.1%）が最も高かった。また、同種のものを含む前歴（同種のみ、同種及び異種）を有する者の構成比を見ると、「犯行準備役」（21.4%）及び「主犯・指示役」（16.7%）は、「受け子・出し子」（5.9%）及び「架け子」（3.8%）よりも高かった。

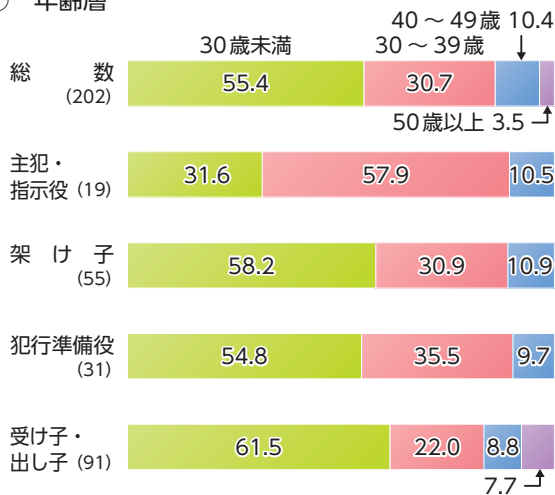
検挙時の保護処分歴を見ると、総数及びいずれの役割類型においても、保護処分歴を有しない者の構成比が60%台から70%台を占めるが、「主犯・指示役」が61.1%と最も低かった。他方、役割類型別に保護処分歴を有する者が占める構成比を見ると、少年院送致歴を有する者の構成比は、「主犯・指示役」（27.8%）が最も高く、保護観察処分歴を有する者の構成比は、「架け子」（20.4%）が最も高かった。

検挙時の暴力団加入状況を見ると、総数では非加入の者の構成比（80.0%）が最も高く、次いで、準構成員・周辺者（11.0%）、構成員（5.2%）、元構成員等（3.9%）の順であった。役割類型別に構成員の構成比を見ると、「主犯・指示役」（23.5%）は、「犯行準備役」（7.7%）及び「架け子」（5.3%）よりも高く、「受け子・出し子」には、構成員がいなかった。また、役割類型別に構成員、準構成員・周辺者及び元構成員等の合計人員の構成比を見ると、「主犯・指示役」（47.1%）及び「犯行準備役」（46.2%）は、いずれも半数近くを占め、「受け子・出し子」（11.4%）及び「架け子」（7.9%）よりも顕著に高かった。

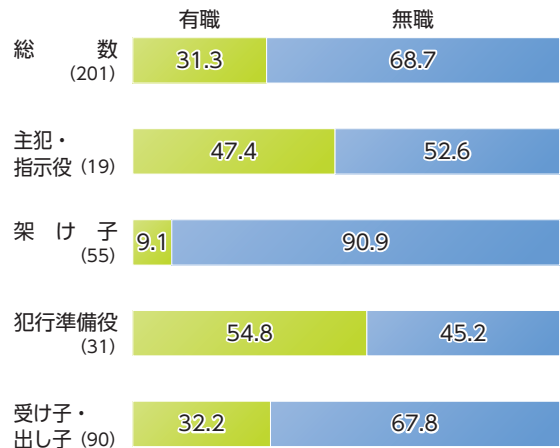
8-5-3-4図

特殊詐欺事犯者 属性等別人員 (総数・特殊詐欺の役割類型別)

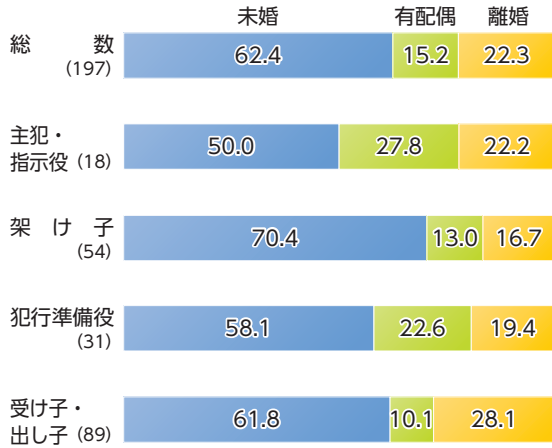
① 年齢層



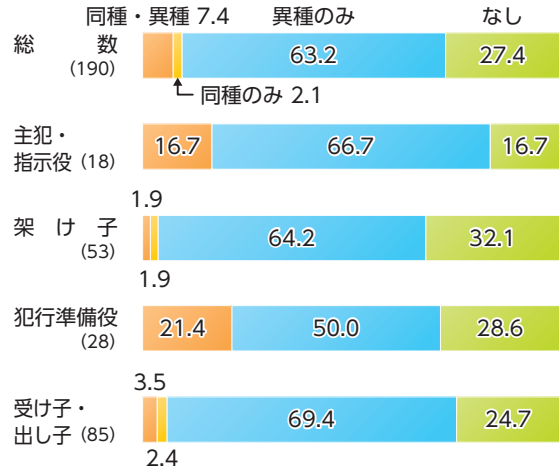
② 就労状況



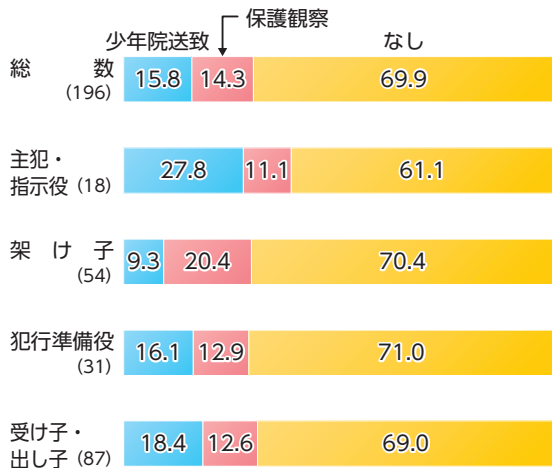
③ 婚姻状況



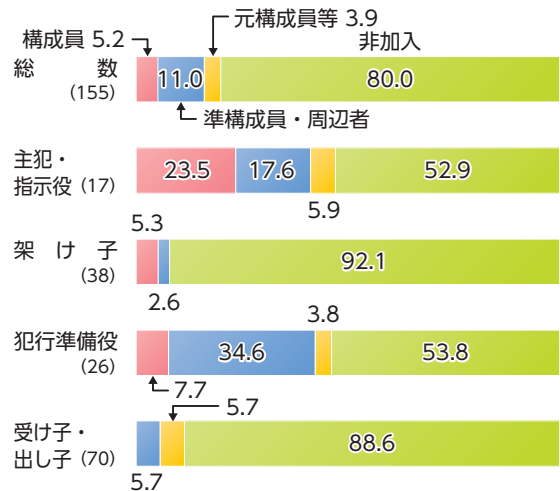
④ 前歴



⑤ 保護処分歴



⑥ 暴力団加入状況



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各属性等が不詳の者を除く。

3 「年齢層」は、犯行時の年齢による。ただし、複数の事件がある場合は、そのうちの最初の事件の犯行時の年齢による。

4 「就労状況」は、判決時のものである。また、「無職」は、家事従事者を含み、「有職」は、学生・生徒を含む。

5 「婚姻状況」は、検挙時のものであり、内縁関係によるものを含む。

6 「前歴」は、検挙時のものである。

7 「保護処分歴」は、検挙時のものである。「保護処分歴」が複数ある場合は、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみがある者はいなかった。

8 「暴力団加入状況」は、検挙時のものであり、「非加入」は、暴力団加入歴があった者を含まない。

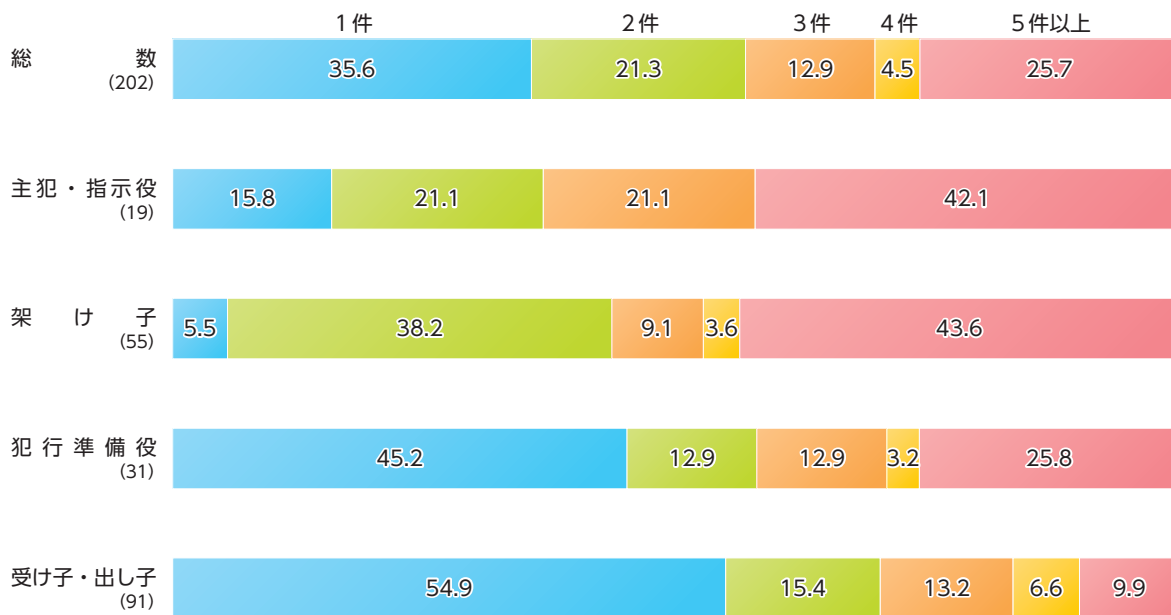
9 各属性等の総数又は特殊詐欺の役割類型別の人員における構成比である。

10 () 内は、実人員である。

(2) 犯行の態様等

確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の事件数（判決時に認定された事件のうち、特殊詐欺に該当する事件の総数をいう。なお、複数の被害者がいる事件は異なる事件として計上している。）別構成比を総数・役割類型別に見ると、**8-5-3-5図**のとおりである。「主犯・指示役」及び「架け子」については、事件数が5件以上の者の構成比が最も高く（それぞれ42.1%、43.6%）、事件数が1件である者の構成比は最も低かった（それぞれ15.8%、5.5%）。他方、「受け子・出し子」及び「犯行準備役」においては、事件数が1件である者の構成比が最も高かった（それぞれ54.9%、45.2%）。

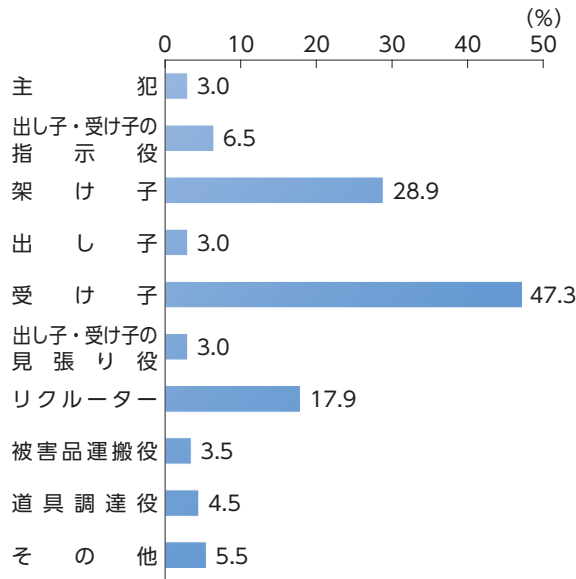
8-5-3-5図 特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の事件数別構成比（総数・特殊詐欺の役割類型別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「特殊詐欺の事件数」は、判決時に認定された事件のうち、特殊詐欺に該当する事件の総数である。なお、複数の被害者がいる場合は、異なる事件として計上している。
 3 () 内は、実人員である。

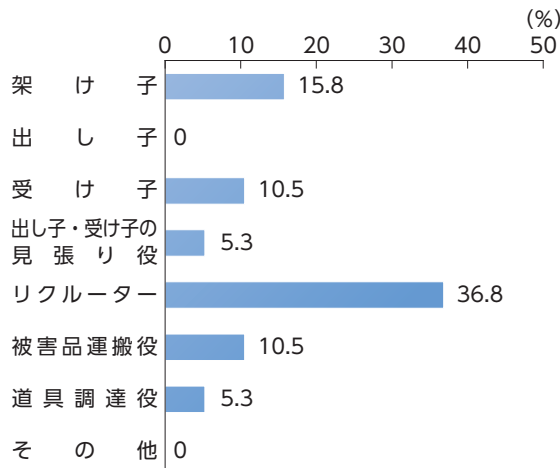
確定記録調査対象者について、それぞれが関与した特殊詐欺事件（確定記録調査に係るものに限らない。）のいずれかにおいて、他に果たした役割（複数ある場合は重複計上する。）を総数・役割別に見ると、**8-5-3-6図**のとおりである。役割別（**同図②**）では、「ア 主犯又は出し子・受け子の指示役」（19人）は、「リクルーター（架け子、受け子、出し子等を犯行グループに勧誘する役割）」（36.8%）、「架け子」（15.8%）、「受け子」（10.5%）、「被害品運搬役」（10.5%）、「出し子・受け子の見張り役」（5.3%）、「道具調達役」（5.3%）の役割を果たしたことがある者がいた。「イ 架け子」（58人）及び「ウ 出し子又は受け子」（97人）は、総じて他に果たした役割がある者の割合は低いですが、その中では、「リクルーター」の経験がある者の割合が最も高かった（前者は5.2%、後者は4.1%）。

① 総数 (201)

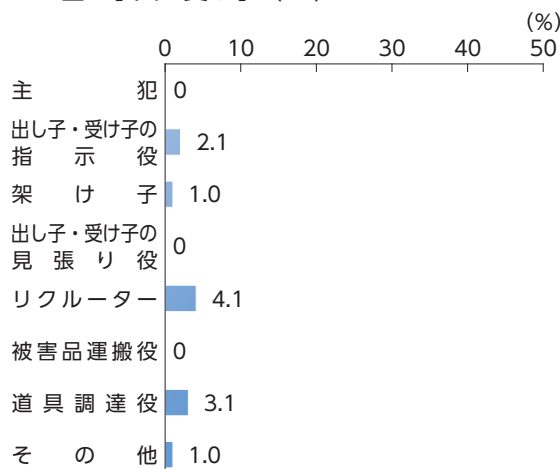


② 特殊詐欺の役割別

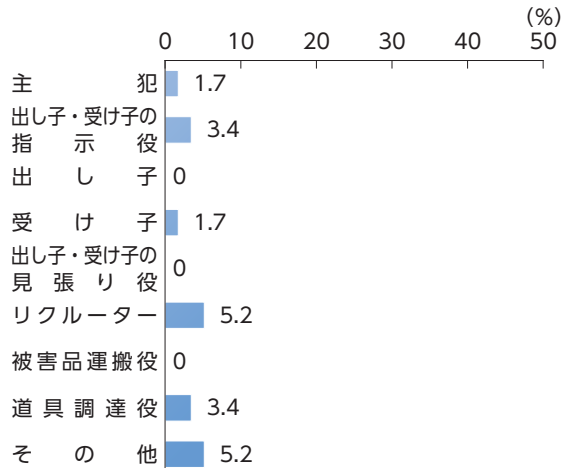
ア 主犯又は出し子・受け子の指示役 (19)



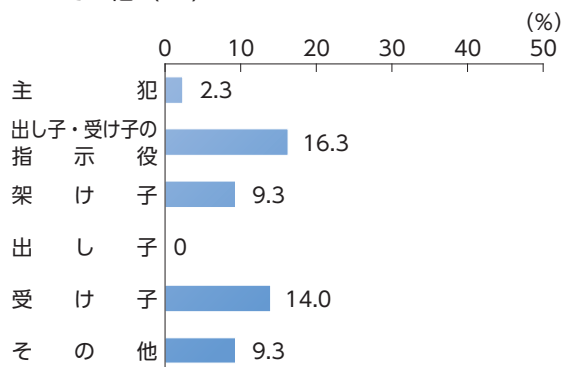
ウ 出し子又は受け子 (97)



イ 架け子 (58)



エ その他 (43)



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 特殊詐欺の役割が不詳の者を除く。

3 ②のアからエは、調査対象者が及んだ特殊詐欺事件のいずれかで、各役割を担ったことがある者を計上している。「エ その他」は、出し子・受け子の見張り役、リクルーター、被害品運搬役又は道具調達役である。

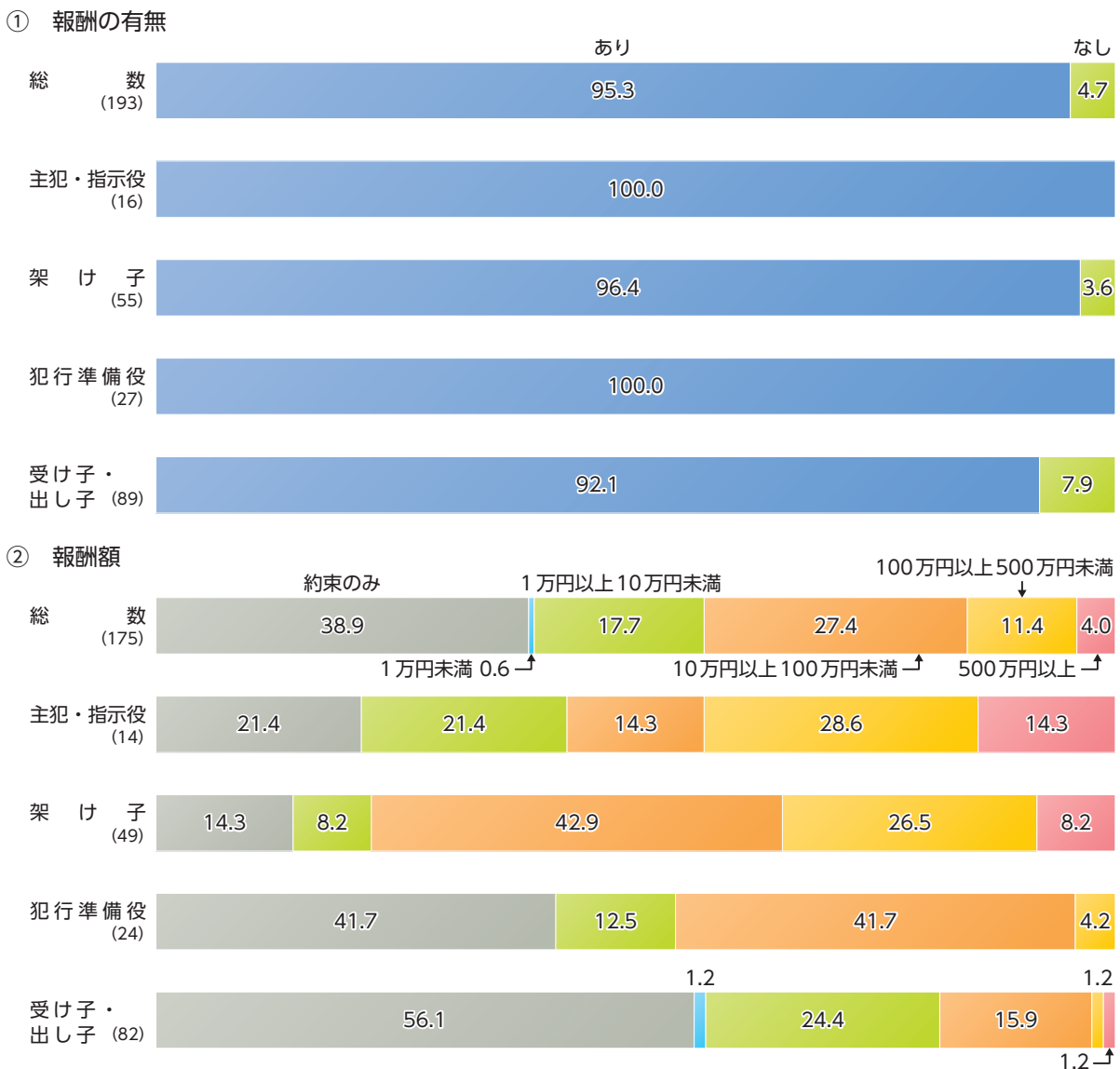
4 各項目に該当した者(重複計上による)の比率である。

5 ()内は、実人員である。

確定記録調査対象者（報酬の有無が不詳の者を除く。）のうち共犯者がいる者（193人）について、報酬の有無を総数・役割類型別に見ると、8-5-3-7図①のとおりである。「主犯・指示役」及び「犯行準備役」の全員に報酬があり、「架け子」（96.4%）及び「受け子・出し子」（92.1%）のいずれも、報酬があった者の構成比が9割を超えた。

確定記録調査対象者（報酬を受け取った又は受け取る約束をしていた者のうち、報酬額が不詳の者を除く。）のうち共犯者がいる者（175人）について、報酬額（複数の事件がある場合は、各事件の報酬額の合計をいう。）別構成比を総数・役割類型別に見ると、8-5-3-7図②のとおりである。なお、報酬額は、裁判書等の資料から読み取ることのできる最低金額であり、確定記録調査対象者自身の供述等の証拠によることも少なくないと思われる点等に留意する必要がある。報酬額100万円以上の者の構成比は、「主犯・指示役」では42.9%、「架け子」では34.7%であり、「受け子・出し子」では2.4%にとどまった。他方、約束のみ（報酬を受け取る約束をしていたものの、実際には受け取っていないことをいう。）の者の構成比は、「受け子・出し子」では56.1%、「犯行準備役」では41.7%であった。

8-5-3-7図 特殊詐欺事犯者 報酬の有無・報酬額別構成比（総数・特殊詐欺の役割類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件に共犯者がいる者に限る。①は報酬の有無が不詳の者、②は報酬を受け取った又は受け取る約束をしていた者のうち、報酬額が不詳の者を除く。
 3 「報酬額」は、裁判書等の資料から読み取ることのできる最低金額であり、複数の事件がある場合は、各事件の報酬額の合計である。
 4 「約束のみ」は、報酬を受け取る約束をしていたものの、実際には受け取っていないことをいう。
 5 () 内は、実人員である。

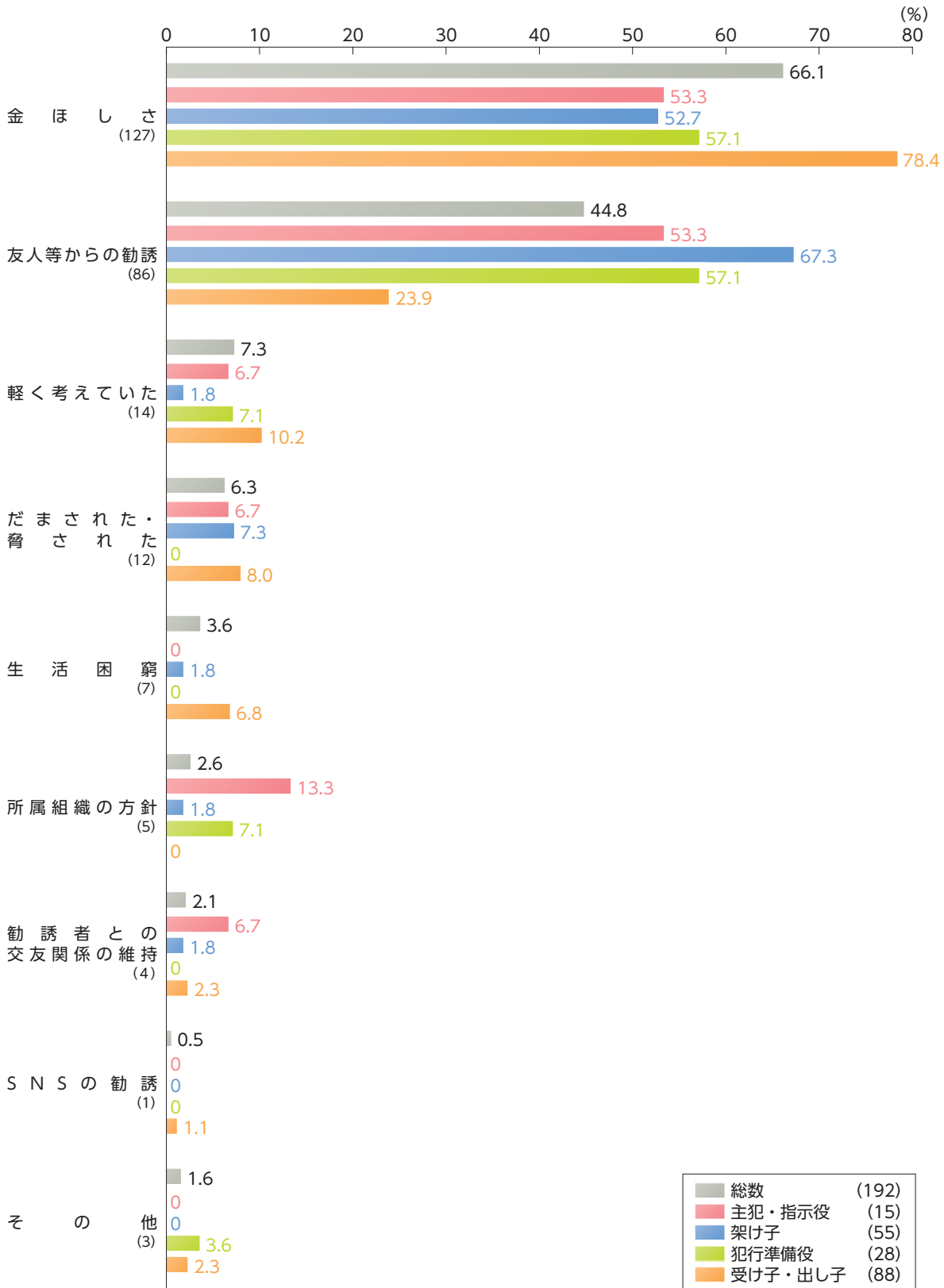
(3) 犯行の動機・背景事情

確定記録調査対象者（犯行の動機・理由が不詳の者を除く。）が特殊詐欺に及んだ動機・理由を総数・役割類型別に見ると、**8-5-3-8**図のとおりである。

特殊詐欺に及んだ動機・理由としては、総数及びいずれの役割類型についても、「金ほしさ」及び「友人等からの勧誘」の割合が突出して高かった。総数及び「受け子・出し子」は、「金ほしさ」の割合が最も高く（総数では66.1%、「受け子・出し子」では78.4%）、「架け子」は、「友人等からの勧誘」の割合が最も高く（67.3%）、「主犯・指示役」及び「犯行準備役」は、「金ほしさ」及び「友人等からの勧誘」の割合が同率で最も高かった（「主犯・指示役」では53.3%、「犯行準備役」では57.1%）。また、「友人等からの勧誘」は、「受け子・出し子」では23.9%であり、総数及び他の役割類型よりも低かった。

「金ほしさ」及び「友人等からの勧誘」を除くと、「主犯・指示役」では「所属組織の方針」の割合（13.3%）が他の役割類型よりも高く、「受け子・出し子」では「軽く考えていた」（10.2%）、「だまされた・脅された」（8.0%）、「生活困窮」の割合（6.8%）が他の役割類型よりも高かった。

8-5-3-8図 特殊詐欺事犯者 犯行動機・理由（総数・特殊詐欺の役割類型別）

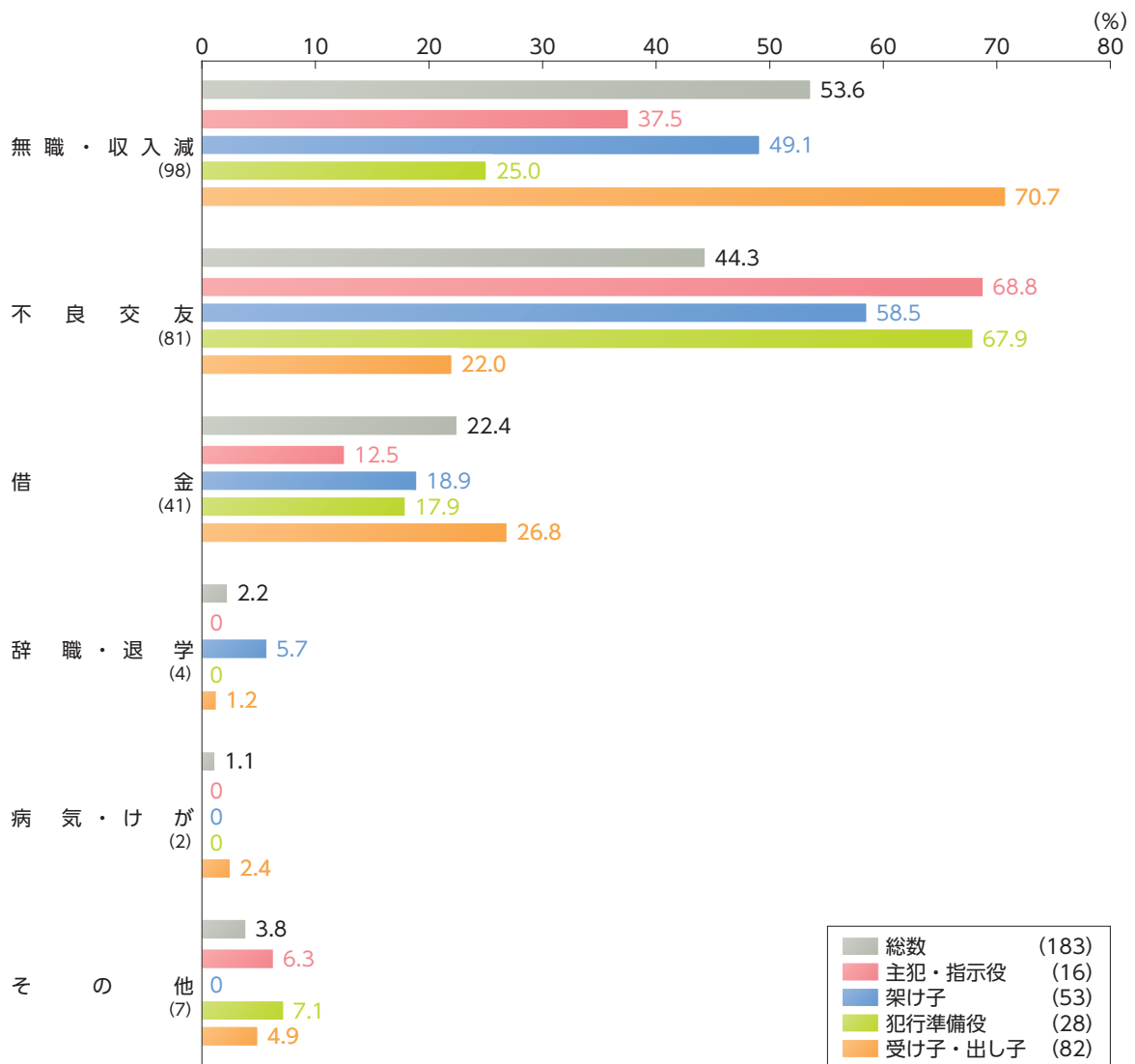


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行動機又は理由が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 凡例の（ ）内は総数又は特殊詐欺の役割類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

確定記録調査対象者（背景事情が不詳の者を除く。）が特殊詐欺に及んだ背景事情を総数・役割類型別に見ると、8-5-3-9図のとおりである。

特殊詐欺に及んだ背景事情としては、総数及びいずれの役割類型においても、「無職・収入減」、 「不良交友」及び「借金」の割合が高く、経済状況や交友状況が背景事情の多くを占めた。役割類型ごとに見ると、「主犯・指示役」、「架け子」及び「犯行準備役」は、「不良交友」、「無職・収入減」、 「借金」の順に高く（「主犯・指示役」では順に68.8%、37.5%、12.5%、「架け子」では58.5%、 49.1%、18.9%、「犯行準備役」では67.9%、25.0%、17.9%）、「受け子・出し子」は、「無職・収入減」（70.7%）が顕著に高く、次いで、「借金」（26.8%）、「不良交友」（22.0%）の順であった。

8-5-3-9図 特殊詐欺事犯者 背景事情（総数・特殊詐欺の役割類型別）



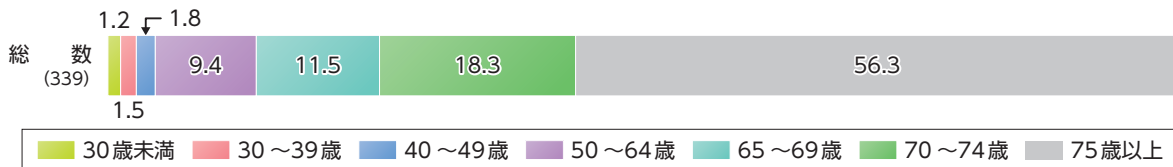
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の背景事情が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 凡例の（ ）内は総数又は特殊詐欺の役割類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

3 被害状況等

(1) 被害者の年齢層

特殊詐欺事件（被害者の年齢が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、事件当時の被害者の年齢層別構成比を見ると、**8-5-3-10図**のとおりである。65歳以上の高齢者の事件（292件）が86.1%であり、特に75歳以上の者の事件（191件）が56.3%を占めた。

8-5-3-10図 特殊詐欺事件 被害者の年齢層別構成比

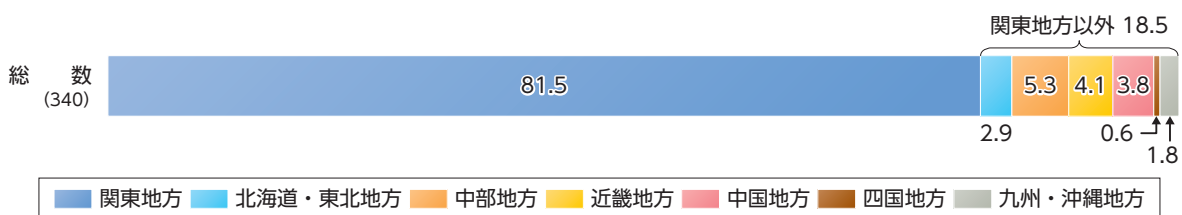


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の年齢が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 事件当時の被害者の年齢による。
 5 () 内は、件数である。

(2) 被害者の居住状況

特殊詐欺事件（被害者の居住地が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、事件当時の被害者の居住地別構成比を見ると、**8-5-3-11図**のとおりである。関東地方の構成比が最も高く（81.5%）、次いで、中部地方（5.3%）、近畿地方（4.1%）、中国地方（3.8%）、北海道・東北地方（2.9%）、九州・沖縄地方（1.8%）、四国地方（0.6%）の順であった。確定記録調査は、特殊詐欺事犯者のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者を対象に行ったものであるが（本章第1節参照）、被害者が関東地方以外の地方に居住する者である事件が約2割を占めた。

8-5-3-11図 特殊詐欺事件 被害者の居住地別構成比

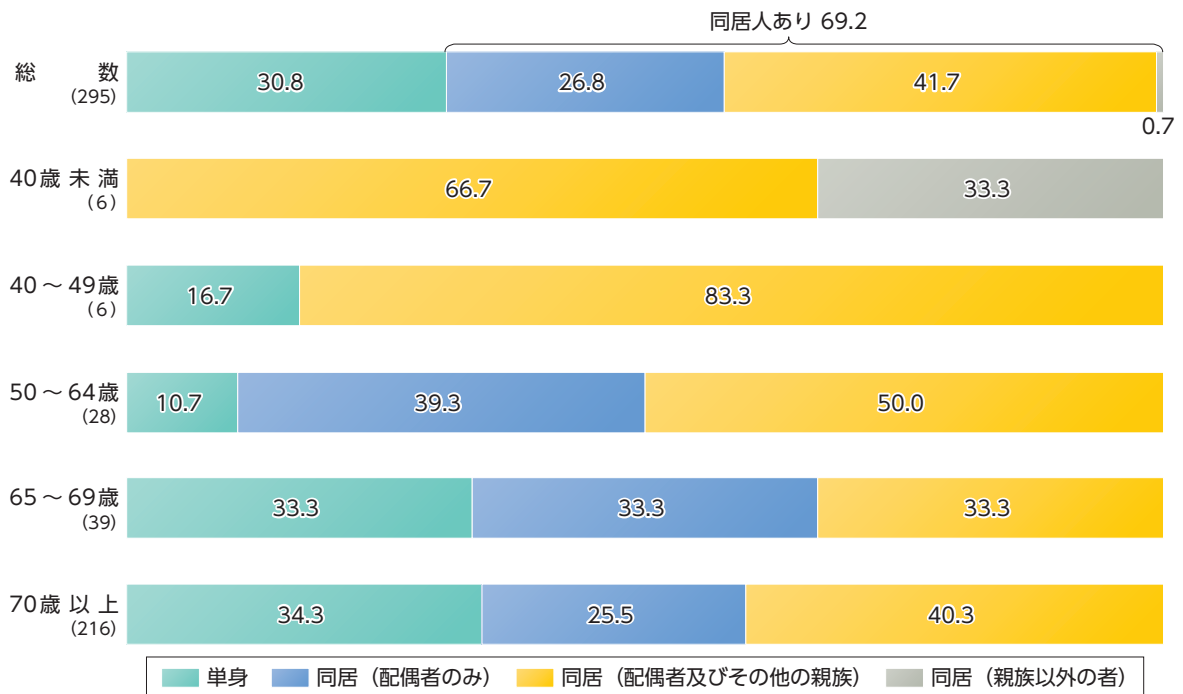


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の居住地が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 事件当時の被害者の居住地による。
 5 「北海道・東北地方」は札幌・仙台、「関東地方」は東京、「中部地方」は名古屋、「近畿地方」は大阪、「中国地方」は広島、「四国地方」は高松、「九州・沖縄地方」は福岡の各高等検察庁管内の都道府県に被害者の居住地がある場合をいう。
 6 () 内は、件数である。

特殊詐欺事件（被害者の同居人の有無及び被害者の年齢が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、被害者が最初に犯人グループと接触したときの被害者の同居人の有無別構成比を総数・被害者の年齢層別に見ると、**8-5-3-12図**のとおりである。総数では、被害者が単身居住であった事件の構成比は、30.8%（91件）であった。被害者に同居人がある事件について、被害者の同居相手を見ると、配偶者及びその他の親族の構成比（配偶者以外の親族のみと同居している場合も含む。）が最も高く（41.7%、123件）、次いで、配偶者のみ

(26.8%, 79件), 親族以外の者 (0.7%, 2件) の順であった。被害者の年齢層別に見ると, 被害者が単身居住であった事件の構成比は, 70歳以上が最も高く (34.3%), 次いで, 65~69歳 (33.3%), 40歳代 (16.7%) の順であった。65~69歳及び70歳以上については, 被害者が単身居住であった事件及び同居相手が配偶者のみの事件の合計が, それぞれ全体の66.7%, 59.7%を占めた。

8-5-3-12図 特殊詐欺事件 被害者の同居人の有無別構成比 (総数・被害者の年齢層別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の同居人の有無及び被害者の年齢が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は, それぞれ計上している。
 4 被害者が最初に犯人グループと接触したときの被害者の同居人の有無による。
 5 事件当時の被害者の年齢による。
 6 「同居(配偶者及びその他の親族)」は, 配偶者以外の親族のみと同居している場合を含む。
 7 () 内は, 件数である。

(3) 犯人からの接触状況

特殊詐欺事件 (被害者への最初の連絡方法が不詳の事件を除き, 一つの事件に複数の被害者がいる場合は, それぞれ計上している。) について, 犯人グループから被害者への最初の連絡方法別構成比を見ると, 8-5-3-13図のとおりである。固定電話の構成比 (86.2%) が顕著に高く, 携帯電話 (7.6%) と合わせて電話によるものが9割を超えた。

8-5-3-13図 特殊詐欺事件 被害者への最初の連絡方法別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者への最初の連絡方法が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は, それぞれ計上している。
 4 () 内は, 件数である。

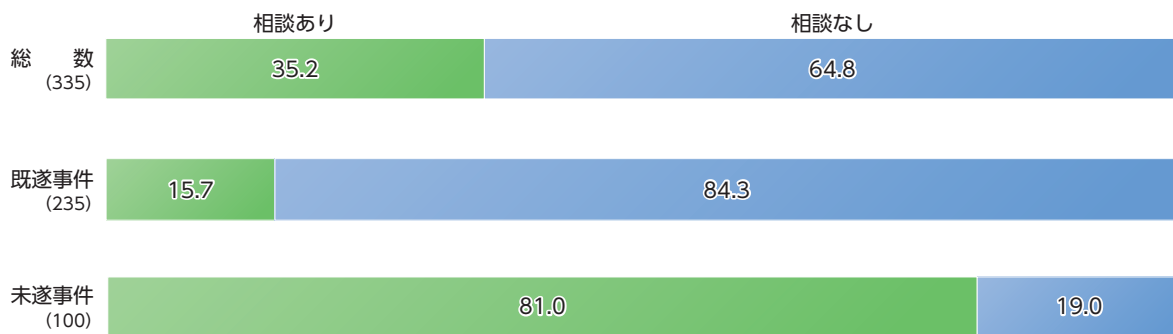
(4) 被害者の相談状況

特殊詐欺事件（被害者の相談の有無が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、被害者が相談（被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すことをいう。以下（4）において同じ。）した状況等を総数、既遂事件・未遂事件別に見ると、8-5-3-14図のとおりである。

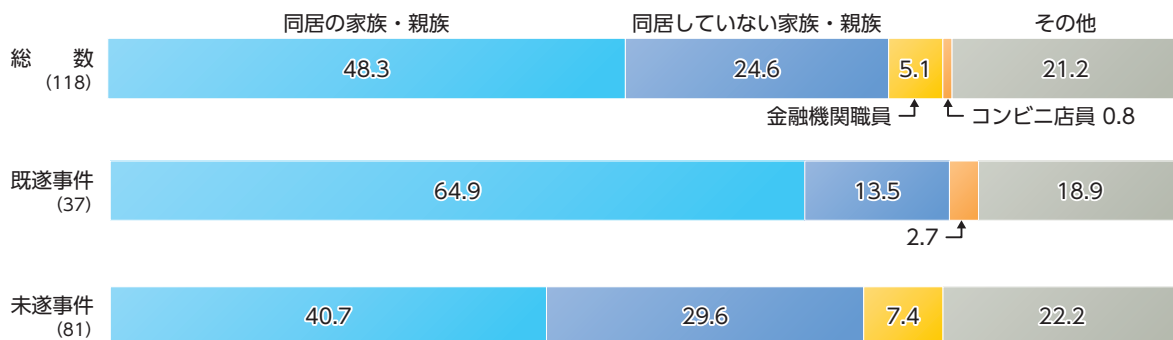
「相談あり」の構成比は、既遂事件では15.7%、未遂事件では81.0%と、顕著な差があった。被害者が相談した事件について、相談した相手の内訳を見ると、既遂事件（37件）は、64.9%が「同居の家族・親族」に相談していたが、金品を詐取されるに至った。未遂事件（81件）は、「同居していない家族・親族」に相談した事件の構成比が29.6%であり、既遂事件（13.5%）よりも高い。また、「金融機関職員」に相談した6人は、全員が未遂事件であった。

8-5-3-14図 特殊詐欺事件 被害者の相談状況（総数・既遂事件・未遂事件別）

① 相談の有無



② 相談した相手



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「相談」は、被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すことをいう。
 3 被害者の相談の有無が不詳の事件を除く。
 4 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 5 ②は被害者が相談した事件に限る。
 6 各項目の総数・既遂事件・未遂事件別の事件数における構成比である。
 7 ()内は、件数である。

特殊詐欺事件のうち未遂事件（一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、最初に詐欺に気付いた者別の構成比を見ると、**8-5-3-15図**のとおりである。

最初に詐欺に気付いた者が被害者自身である事件が過半数（52.0%）を占め、次いで、「同居の家族・親族」（14.0%）、「金融機関職員」（12.0%）、「同居していない家族・親族」（9.0%）の順であった。

8-5-3-15図 特殊詐欺（未遂）事件 最初に詐欺に気付いた者別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 未遂事件に限る。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 () 内は、件数である。

4 科刑状況

確定記録調査対象者について、有期の懲役の科刑状況別構成比を、総数並びに特殊詐欺の事件数別及び役割類型別に見ると、**8-5-3-16図**のとおりである。

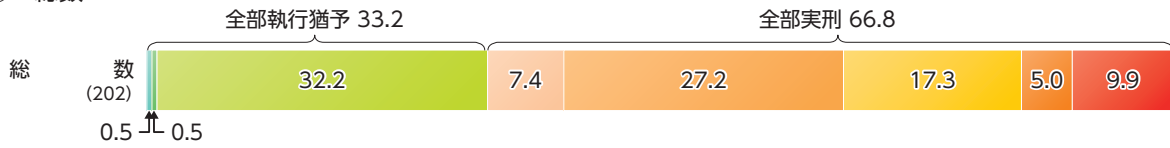
総数では、約3分の1が全部執行猶予の者、約3分の2が全部実刑の者（一部執行猶予の者はいなかった。）であった。令和2年における地方裁判所における詐欺の科刑状況別構成比（全部執行猶予の者52.8%、全部実刑（一部執行猶予を含む。）の者47.2%。**8-3-1-36図**参照）と比較すると、確定記録調査対象者は、全部実刑の者の構成比が高かった（なお、特殊詐欺には、詐欺以外の罪名のものが含まれ得ることに留意する必要がある。）。全部実刑の者の刑期について見ると、2年以上3年以下の者の構成比（27.2%）が最も高く、次いで、3年を超え4年以下の者（17.3%）、5年を超え10年以下の者（9.9%）、1年以上2年未満の者（7.4%）、4年を超え5年以下の者（5.0%）の順であった。

確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の事件数（本節2項（2）参照）別に見ると、事件数ごとに母数が異なること等に留意する必要があるが、全部実刑の者の構成比は、1件では34.7%、2件では72.1%、3件では92.3%、4件では77.8%、5件以上では92.3%であった。全部実刑の者の刑期を見ると、1件から4件までは、いずれも2年以上3年以下の者の構成比が最も高く、次いで、1件から3件までは、3年を超え4年以下の者（1件では1年以上2年未満の者と、3件では5年を超え10年以下の者とそれぞれ同率）の順であった。他方、5件以上では、3年を超え4年以下の者（32.7%）の構成比が最も高く、次いで、5年を超え10年以下の者（25.0%）、4年を超え5年以下の者（17.3%）、2年以上3年以下の者（13.5%）の順であった。他方、全部執行猶予の者の刑期について見ると、2年未満は、特殊詐欺の事件数が1件のものに2人いるのみであり、その余は2年以上3年以下であった。

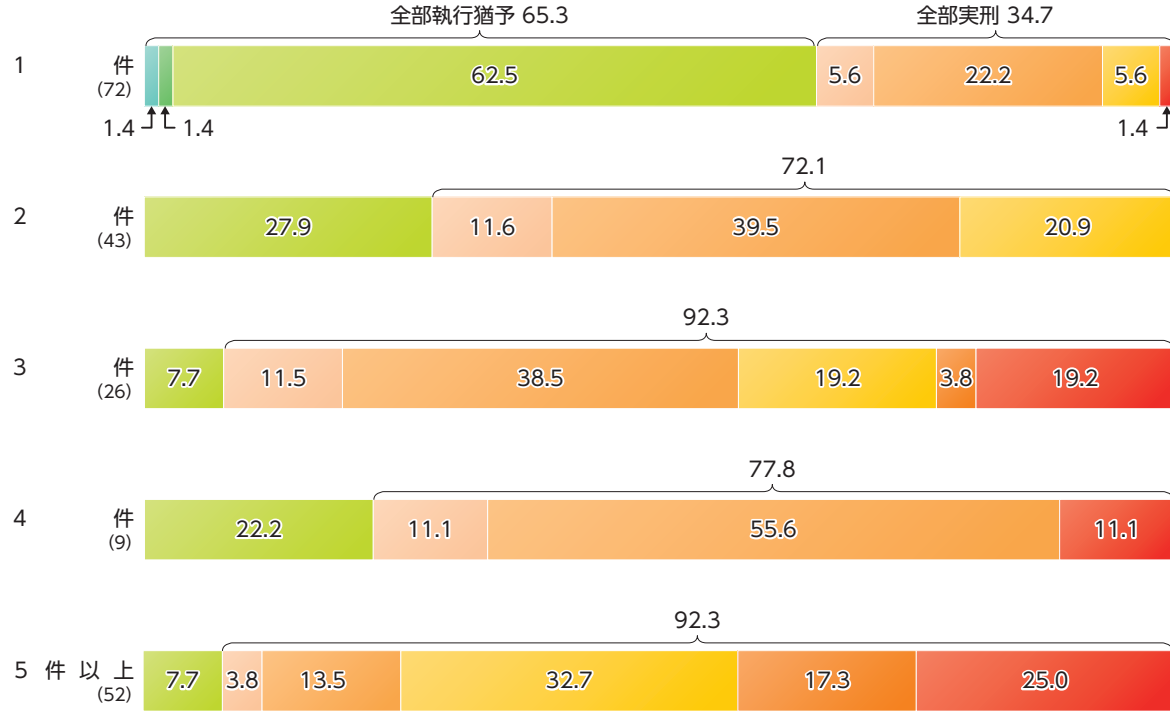
特殊詐欺の役割類型別では、全部実刑の者の構成比は、「主犯・指示役」（84.2%）が最も高く、次いで、「架け子」（83.6%）、「犯行準備役」（64.5%）、「受け子・出し子」（54.9%）の順であった。全部実刑の者の刑期を見ると、5年を超え10年以下の者及び4年を超え5年以下の者の構成比は、「主犯・指示役」（それぞれ21.1%）が最も高く、次いで、「架け子」（16.4%、7.3%）、「犯行準備役」（16.1%、6.5%）、「受け子・出し子」（1.1%、なし）であった。

8-5-3-16 図 特殊詐欺事犯者 有期刑（懲役）科刑状況別構成比（総数、特殊詐欺の事件数別・役割類型別）

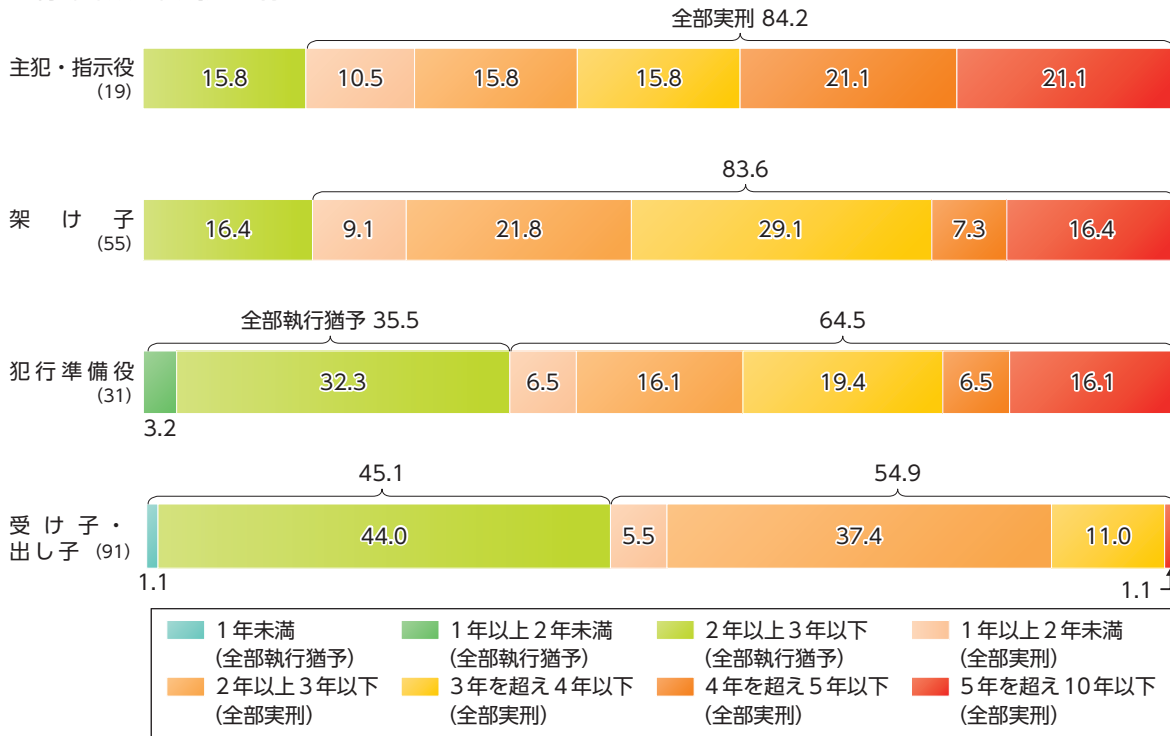
① 総数



② 特殊詐欺の事件数別



③ 特殊詐欺の役割類型別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「特殊詐欺の事件数」は、判決時に認定された事件のうち、特殊詐欺に該当する事件の総数である。なお、複数の被害者がいる場合は、異なる事件として計上している。
 3 () 内は、実人員である。

第4節 再犯に関する調査の結果

この節では、詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因について、全対象者調査（本章第1節参照）及び再犯調査（同節参照）により明らかになった結果を紹介する。まず、1項では、全対象者の再犯状況を概観するとともに、犯行時の年齢、前科のほか、犯行の手口等と再犯の有無との関連について分析した結果を紹介する。2項では、さらに、再犯者の特徴に関する示唆を得るため、全対象者のうち、調査対象事件（同節参照）の判決の言渡しから約3年が経過した時点において再犯に及んだ全部執行猶予者について、再犯の内容や再犯時の生活状況等を紹介する。

1 全対象者調査による再犯の有無

詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因を概観するため、全対象者のうち、調査対象事件の第一審の判決言渡日（上訴した者のうち、上訴審により第一審の実刑判決が破棄されて全部執行猶予判決となった者（17人）は、上訴審の判決言渡日とする。以下この項において同じ。）から4年間に再び有罪判決の言渡しを受けた者（最終的に有罪の裁判が確定した者に限る。）の有無等を見る。全対象者調査における「再犯」とは、罰金以上の刑で再び有罪判決の言渡しを受けて裁判が確定した事件をいう（道交違反又は道路交通取締法、同法施行令若しくは道路交通取締令の各違反により、罰金以下の刑に処せられた事件を除く。）。ただし、全対象者調査は、裁判書等の資料に基づいた調査にとどまっているため、この項における「再犯」には、調査対象事件の裁判確定前の余罪又は調査対象事件により実刑に処せられた者がその受刑中に犯した事件が含まれている可能性があり、厳密な意味での再犯状況ではないことに留意する必要がある。また、同様の理由により、再犯の犯行日を調査することが困難であったため、調査対象事件の第一審の判決言渡日から4年間に、再犯の第一審の判決言渡しを受けていることをもって、再犯に及んだものと判断した。

なお、調査対象事件により全部執行猶予の言渡しを受けた者については、社会内で再犯に及ぶ可能性があった期間（以下この節において「再犯可能期間」という。）を4年間確保できる一方、調査対象事件により実刑に処せられた者の中には、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点においてもいまだ受刑している者がおり、そのような者については再犯に関する調査の対象に含まなかった。さらに、実刑に処せられて受刑し、判決言渡日から4年が経過する前に刑事施設から出所した者についても、出所日が異なることから、再犯可能期間には長短がある。したがって、この項において、全体的な再犯の傾向等を把握するために、出所受刑者・全部執行猶予者別に再犯の状況を見る必要があるが、その場合には、比較する対象者の再犯可能期間が異なっていることに留意する必要がある。

全対象者調査の結果、全対象者1,343人のうち、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除いた1,231人について、再犯の有無別人員を見ると、再犯ありは194人（15.8%）であった。このうち、詐欺による再犯のある者は、74人（再犯ありの38.1%）であった。また、再犯による有罪判決の言渡しを受けた後、2回目の再犯に及び、再び罰金以上の刑で有罪判決の言渡しを受けて裁判が確定した者は、26人（再犯ありの13.4%）であった。

(1) 全対象者

全対象者の再犯の有無別構成比を属性別に見ると、**8-5-4-1図**のとおりである。

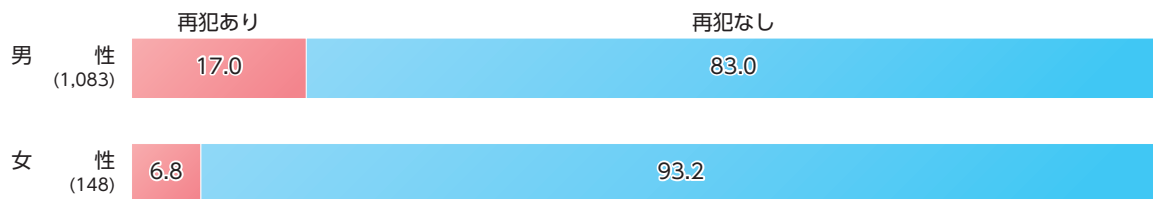
男女別に見ると、女性の再犯ありの構成比は、1割に満たず、男性と比べて低かった。

年齢層別に見ると、再犯ありの構成比は、65歳以上の者が最も高かったが、いずれの年齢層も2割に満たず、その傾向に大きな差はなかった。なお、調査対象事件における犯行時の年齢の平均は、再犯ありの者が39.1歳、再犯なしの者が38.2歳であり、それぞれ最高年齢は、再犯ありの者が75歳、再犯なしの者が80歳、最低年齢は、再犯ありの者が20歳、再犯なしの者が18歳であった。

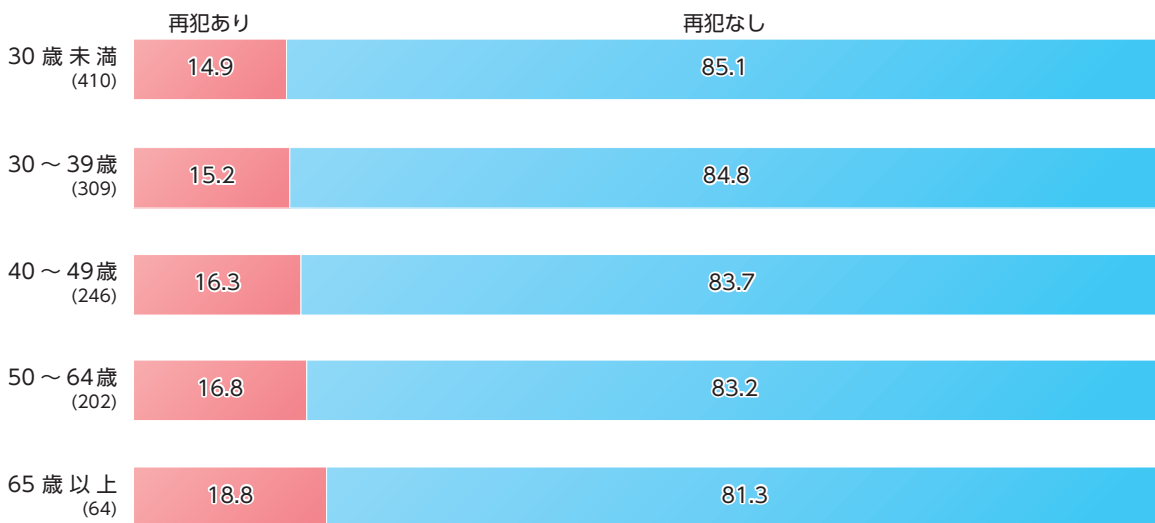
調査対象事件による検挙時の前科の有無別に見ると、前科を有する者の再犯ありの構成比は、前科を有しない者の構成比と比べて顕著に高かった。

8-5-4-1図 全対象者 再犯の有無別構成比（属性別）

① 男女別



② 年齢層別



③ 前科の有無別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
4 「年齢層」は、調査対象事件の犯行時の年齢による。
5 「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
6 ()内は、実人員である。

全対象者の再犯の有無別構成比を、出所受刑者・全部執行猶予者別に見ると、**8-5-4-2図**のとおりである。出所受刑者について、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点までの再犯可能期

間を算出するに当たり、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値（以下この節において「平均再犯可能期間」という。）を求めると、2年弱（687日）であった。全部執行猶予者は調査した再犯可能期間が4年であることも踏まえた上で、再犯の有無別構成比を見ると、出所受刑者の再犯ありの構成比は、2割弱であり、平均再犯可能期間が約半分であるにもかかわらず、単純執行猶予者（保護観察の付かない全部執行猶予の者をいう。以下この節において同じ。）と比べて高かった。また、保護観察付全部執行猶予者の再犯ありの構成比は、4割を超え、単純執行猶予者と比べて顕著に高かった。

8-5-4-2図 全対象者 再犯の有無別構成比（出所受刑者・全部執行猶予者別）

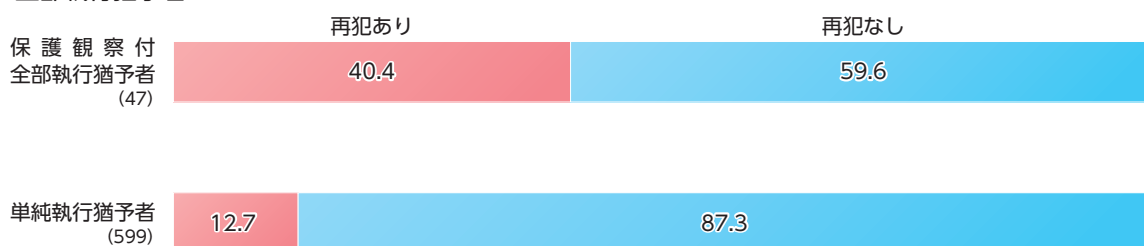
① 全対象者



② 出所受刑者 [平均再犯可能期間：687日]



③ 全部執行猶予者



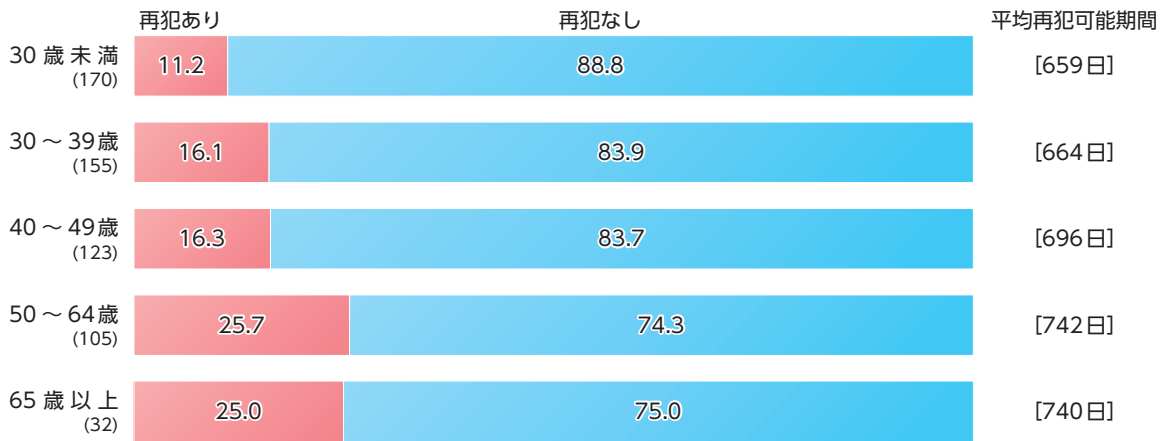
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 4 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点までの期間から、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値をいう。
 5 「単純執行猶予者」は、保護観察の付かない全部執行猶予の者である。
 6 ()内は、実人員である。

全対象者の再犯の有無別構成比を、出所受刑者・全部執行猶予者別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、8-5-4-3図のとおりである。出所受刑者に関しては、再犯可能期間に長短があることを考慮に入れる必要があるが、再犯ありの構成比は、50～64歳の者が最も高く、次いで、65歳以上の者であり、これらの年齢層はいずれも約4人に1人が再犯に及んでいた。30歳未満の者の再犯ありの構成比は、1割程度であり、最も低かった。他方、全部執行猶予者の再犯ありの構成比は、30歳未満の者が2割弱で最も高く、次いで、40歳代の者、30歳代の者、65歳以上の者、50～64歳の者の順であった。

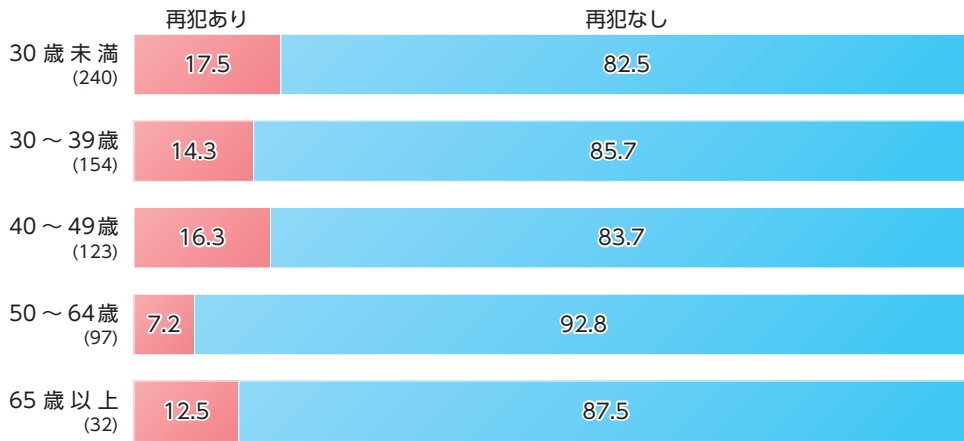
さらに、再犯ありの者について、詐欺の前科の有無別構成比を、出所受刑者・全部執行猶予者別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、出所受刑者は、再犯ありの総数の5割以上が詐欺の前科を有し、特に65歳以上の者（87.5%）、50～64歳の者（74.1%）、40～49歳の者（70.0%）の各年齢層に占める詐欺の前科を有する者の構成比は、いずれも7割以上であった。全部執行猶予者は、再犯ありの総数の1割弱が詐欺の前科を有し、特に65歳以上（50.0%）の年齢層に占める詐欺の前科を有する者の構成比は顕著に高かったが、その他の年齢層の構成比はいずれも1割に満たなかった。

8-5-4-3図 全対象者 再犯の有無別構成比（出所受刑者・全部執行猶予者別，年齢層別）

① 出所受刑者



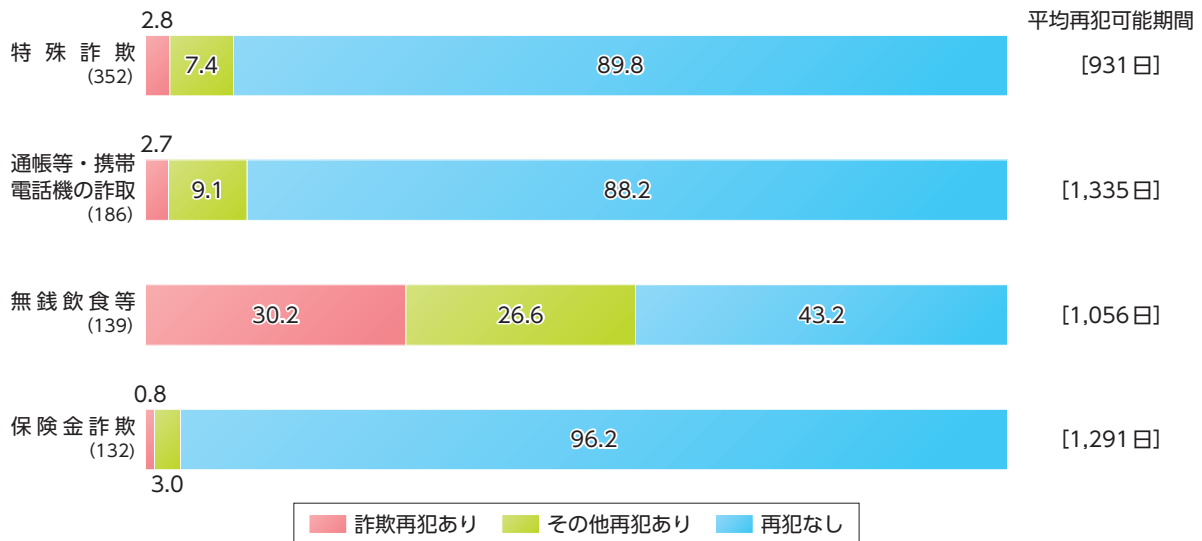
② 全部執行猶予者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 4 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点までの期間から、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値をいう。
 5 犯行時の年齢による。
 6 ()内は、実人員である。

全対象者の再犯の有無別構成比を、犯行の手口別に見るとともに、これを詐欺再犯・その他再犯（「詐欺再犯」は、再犯の判決罪名に詐欺を含むものをいい、「その他再犯」は、再犯の判決罪名が詐欺以外のものをいう。）別に見ると、8-5-4-4図のとおりである。出所受刑者に関しては、再犯可能期間に長短があることを考慮に入れる必要があるが、再犯ありの構成比は、無銭飲食等が5割を超えて顕著に高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取（11.8%）、特殊詐欺（10.2%）の順であり、保険金詐欺（3.8%）が最も低かった。詐欺再犯ありの構成比は、無銭飲食等が最も高く、次いで、特殊詐欺、通帳等・携帯電話機の詐取の順であった。ただし、犯行の手口別の再犯ありの構成比を見るに当たっては、犯行の手口によって、調査対象事件で実刑に処せられた者の構成比（無銭飲食等69.4%、特殊詐欺67.3%、保険金詐欺25.0%、通帳等・携帯電話機の詐取17.5%。犯行の手口別の刑の種類別構成比については、8-5-2-5表参照）や調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点においても受刑中の者の割合（特殊詐欺11.2%（30人）、保険金詐欺8.6%（3人）、無銭飲食等1.1%（1人）、通帳等・携帯電話機の詐取（該当なし））に偏りがあるほか、犯行の手口別の平均再犯可能期間においても、特殊詐欺の931日から通帳等・携帯電話機の詐取の1,335日まで開きがあることに留意する必要がある。

8-5-4-4図 全対象者 再犯の有無別構成比（犯行の手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 4 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 5 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点までの期間から、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値をいう。
 6 「詐欺再犯」は再犯の判決罪名に詐欺を含むものをいい、「その他再犯」は再犯の判決罪名が詐欺以外のものをいう。
 7 ()内は、実人員である。

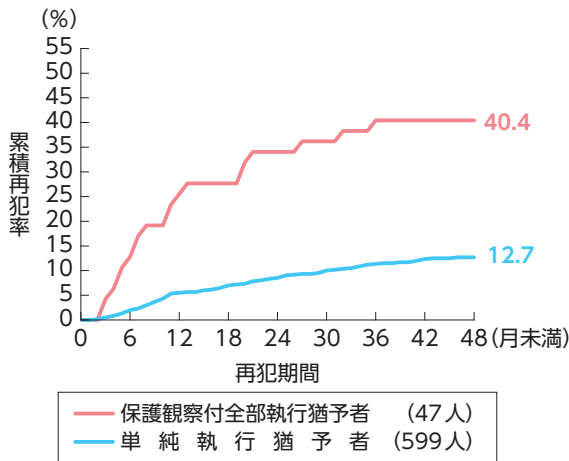
(2) 全部執行猶予者

全部執行猶予者について、その再犯期間（調査対象事件の第一審の判決言渡日から再犯の第一審の判決言渡りまでの期間をいい、複数の再犯がある場合には最初の判決言渡りによる。以下この節において同じ。）に係る累積再犯率（各項目の実人員に占める、再犯のあった者の累積人員の比率をいう。以下この節において同じ。）を、執行猶予の区分別に見ると、8-5-4-5図①のとおりである。保護観察付全部執行猶予者では、調査対象事件の第一審判決後13か月（27.7%）まで急激に上昇しているが、その後は上昇のペースがやや緩やかになり、36か月（40.4%）を超えると横ばいになっている。一方、単純執行猶予者では、最初から上昇のペースが緩やかであり、両者の累積再犯率の差は、調査対象事件の第一審判決言渡りから1年経過時点で20.0ptまで広がっている。更に詳しく見ると、保護観察付全部執行猶予者の再犯ありの人員のうち、半数以上の者は11か月が経過するまでの間に再犯がある一方、単純執行猶予者の再犯ありの人員のうち、半数以上の者は17か月が経過するまでの間に再犯がある。

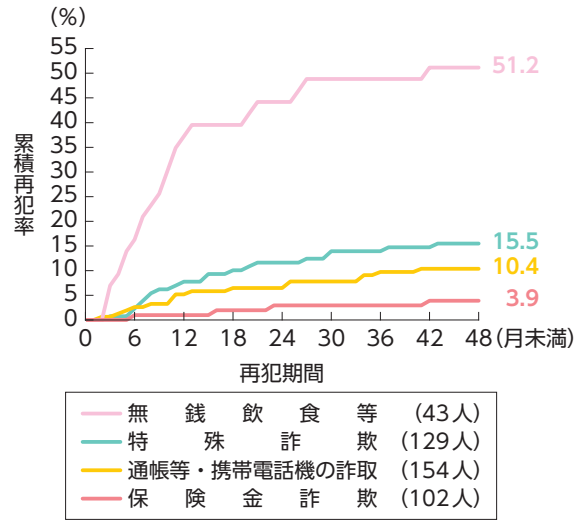
8-5-4-5図②は、全部執行猶予者について、その再犯期間に係る累積再犯率を犯行の手口別に見たものである。無銭飲食等は、調査対象事件の第一審判決後2か月までは再犯に及んだ者がいなかったものの、その後、13か月（39.5%）まで急激に上昇している。特殊詐欺も、2か月までは再犯に及んだ者がいなかったものの、6か月から12か月（7.8%）まで上昇し続け、その後も緩やかに上昇している。通帳等・携帯電話機の詐取は、8か月（3.2%）までほぼ一定の割合で上昇し続け、その後は上昇のペースが緩やかになり、41か月（10.4%）を超えると横ばいになっている。保険金詐欺は、48か月経過時点での再犯ありの人員が4人と少数であり、42か月（3.9%）まで緩やかに上昇している。

8-5-4-5図 全部執行猶予者 累積再犯率（執行猶予の区分別，犯行の手口別）

① 執行猶予の区分別



② 犯行の手口別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ②は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 「再犯期間」は、調査対象事件の第一審の判決言渡日から再犯の第一審の判決言渡日（複数の再犯がある場合には最初の判決言渡日）までの日数を、1か月を30日として換算して計上している。
 4 「累積再犯率」は、各項目の実人員に占める、横軸の期間までに再犯のあった者の累積人員の比率をいう。
 5 「単純執行猶予者」は、保護観察の付かない全部執行猶予の者である。

2 全部執行猶予者に対する再犯調査の結果

全対象者調査で把握した再犯ありの者のうち、特に、調査対象事件（平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、第一審で詐欺により有罪判決の言渡しを受け、その後、有罪判決が確定した事件をいう。本章第1節参照）により全部執行猶予の判決の言渡しを受けた者であり、かつ、同年4月から31年3月までの約3年間に再犯に及び、再び有罪判決の言渡しを受けた者（最終的に有罪の裁判が確定した者に限る。）を対象として、裁判書等の資料に基づき、再犯状況に関する調査を行った。本調査では、調査対象事件の第一審判決言渡し後に一定期間の社会内生活を送ることが想定され、調査期間の確保も可能となる全部執行猶予者に焦点を当て、再犯者の特徴に関する示唆を得る目的で調査を実施した。再犯調査における「再犯」とは、調査対象事件の判決言渡し後に新たに行った犯罪により、再び罰金以上の刑で有罪判決の言渡しを受けた事件をいう（過失運転致死傷、道路交通法違反等による事件を含む。）。

再犯調査の対象者の総数は、84人であった。性別を見ると、男性79人（94.0%）、女性5人（6.0%）であり、9割以上は男性であった。再犯の犯行時の年齢層を見ると、30歳未満の者（38人、45.2%）の構成比が最も高く、次いで、30歳代の者（18人、21.4%）、40歳代の者（14人、16.7%）、50～64歳の者（12人、14.3%）、65歳以上の者（2人、2.4%）の順であった。調査対象事件の刑の種類を見ると、保護観察付全部執行猶予であった者が21人（25.0%）、単純執行猶予であった者が63人（75.0%）であった。調査対象事件の手口（複数の事件で異なる手口がある者を除く。）を見ると、無銭飲食等（22人、27.8%）の構成比が最も高く、次いで、特殊詐欺（17人、21.5%）、通帳等・携帯電話機の詐取（16人、20.3%）の順であった。調査対象事件の被害回復・示談の状況（既遂事件を行った者に限り、被害回復・示談の状況が不詳の者を除く。）を見ると、被害回復・弁償あり（一部の被害回復・弁償を含む。）の構成比（16人、34.8%）は、全対象者の構成比（64.6%。8-5-2-8図①参照）と比べて顕著に低く、示談あり（一部の被害者との間における示談を含む。）の構成比（7人、38.9%）も、全対象者の構成比（44.8%。8-5-2-8図②参照）と比べて低かった。再犯以前の前科の回数（自由刑に限る。調査対象事件を含む。）を見ると、2回以上の構成比が25.0%（21人）であり、このうち、調査対象事件以外に詐欺の前科を有

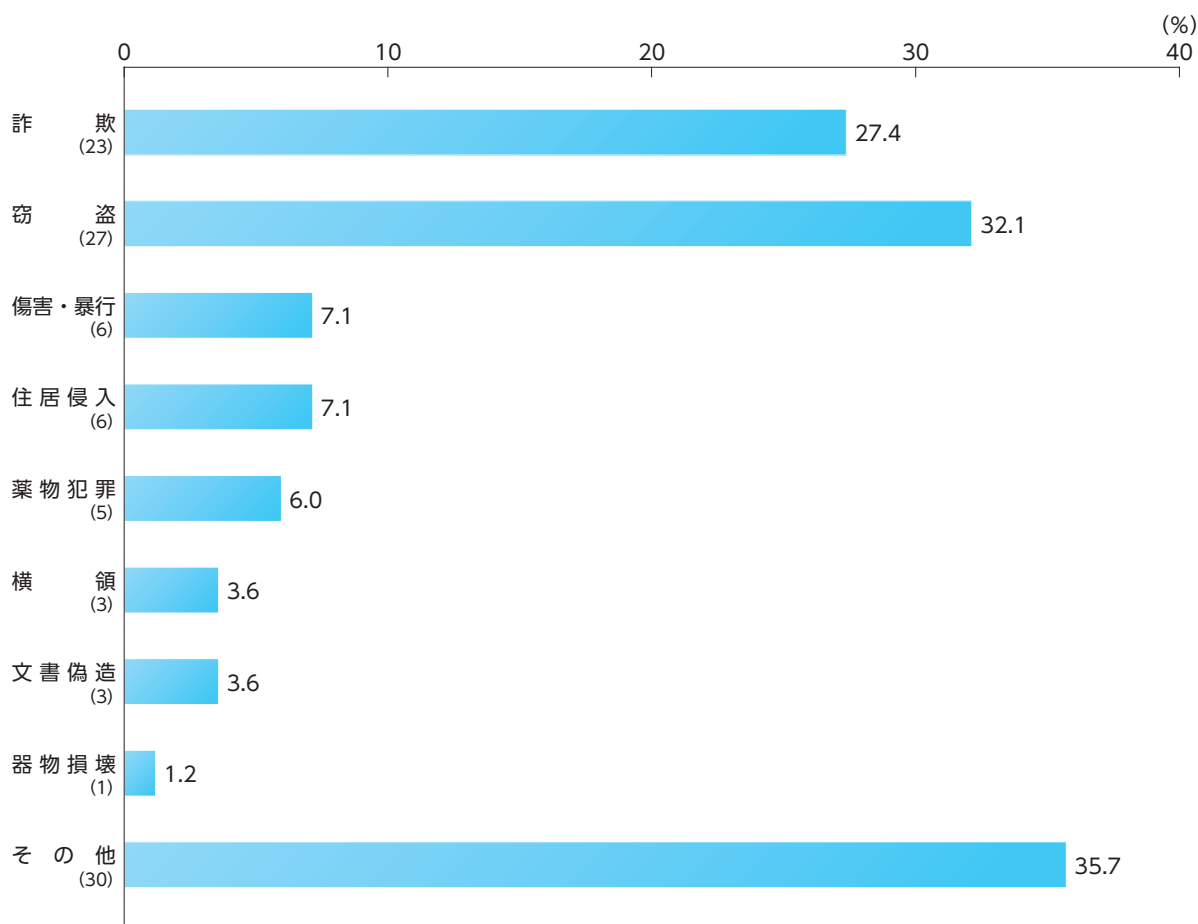
する者は4人であった。再犯期間（不詳の者を除く。）を見ると、1年未満（37人、49.3%）の構成比が約5割を占めて最も高く、次いで、1年以上2年未満（19人、25.3%）、2年以上3年未満（18人、24.0%）の順であった。

（1）再犯の事件態様

再犯調査対象者の再犯の罪名（重複計上による。）は、8-5-4-6図のとおりである。窃盗（32.1%）の割合が最も高く、次いで、詐欺（27.4%）、傷害・暴行、住居侵入（いずれも7.1%）、薬物犯罪（6.0%）の順であった。殺人、強盗及び性犯罪は、いずれも該当者がいなかった。

さらに、再犯の罪名が詐欺であった者（23人）について、犯行の手口別構成比を見ると、無銭飲食等（34.8%、8人）の構成比が最も高く、次いで、特殊詐欺（21.7%、5人）であった。再犯の事件数を見ると、1件の者の構成比が最も高く（65.2%、15人）、2件以上の者は全て同じ手口を反復したものであった。また、調査対象事件と同じ手口であった者の人員は、13人（56.5%）であり、このうち、7人が無銭飲食等であり、3人が特殊詐欺であった。

8-5-4-6図 再犯調査対象者 再犯の罪名



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法違反等の違法薬物に関連する犯罪をいう。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 ()内は実人員である。

(2) 再犯時の生活状況

再犯調査対象者の居住状況（再犯の判決時による。）別構成比は、**8-5-4-7図**のとおりである。住居なしの者の構成比は、約2割であり、全対象者の住居なしの者の構成比（19.9%。**8-5-2-5表**参照）と同程度であった。調査対象事件の刑の種類別に住居なしの者の構成比を見ると、保護観察付全部執行猶予であった者（28.6%）は、単純執行猶予であった者（15.9%）と比べて高かった。

8-5-4-7図 再犯調査対象者 居住状況別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 再犯の判決時の居住状況による。
3 () 内は、実人員である。

再犯調査対象者の就労状況（再犯の判決時による。）別構成比は、**8-5-4-8図**のとおりである。無職の者の構成比は、約7割であり、全対象者の無職の者の構成比（58.5%。**8-5-2-5表**参照）と比べて高かった。調査対象事件の刑の種類別に無職の者の構成比を見ると、保護観察付全部執行猶予であった者（76.2%）は、単純執行猶予であった者（66.7%）と比べて高かった。

8-5-4-8図 再犯調査対象者 就労状況別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 再犯の判決時の就労状況による。
3 「無職」は、家事従事者を含み、「有職」は、学生・生徒を含む。
4 () 内は、実人員である。

(3) 再犯の動機・理由

再犯調査対象者の再犯の動機・理由（重複計上による。）を見ると、「金ほしさ」の割合（14人，63.6%）が最も高く、次いで、「生活困窮」（9人，40.9%）、「軽く考えていた」（8人，36.4%）の順であった。再犯の犯行の手口別に見ると、再犯の動機・理由に「金ほしさ」があった者は、特殊詐欺の構成比が最も高く（5人，35.7%）、「生活困窮」があった者は、無銭飲食等の構成比が最も高かった（6人，66.7%）。また、再犯の動機・理由に「金ほしさ」があった者のうち、調査対象事件の動機・理由に「金ほしさ」があった者は3割に満たなかった一方、再犯の動機・理由に「生活困窮」があった者のうち半数以上は、調査対象事件の動機・理由に「生活困窮」があった（全対象者の調査対象事件の動機・理由は、**8-5-2-9図**参照）。

本章では、詐欺事犯に関する各種統計や特別調査により明らかになった傾向・特徴と課題を整理し、今後の再犯防止対策等を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

第1節 詐欺事犯の動向等

1 認知・検挙状況等

刑法犯の認知件数が平成14年をピークに減少の一途をたどっているのに対し、詐欺の認知件数は、15年から大きく増加し、17年に約8万6,000件に達した後、減少と増加を繰り返したものの、近年も3万件を超える水準を維持している。詐欺の認知件数は、刑法犯認知件数全体やその7割近くを占める窃盗とは異なる動きを示している。このような詐欺の認知件数の動きは、後述する特殊詐欺の認知件数の動きと似通っている（なお、特殊詐欺については、その定義上、詐欺のみならず恐喝又は窃盗として計上されるものも含まれ得ることに留意する必要がある。）。詐欺の認知件数を手口別に見ると、比較的単純な手口である「借用」及び「無銭」については、最近20年間で大きく減少している。近年、刑法犯の検挙人員に占める高齢者の比率（高齢者率）の上昇が進んでいる。詐欺の高齢者率も上昇傾向にはあるが、令和2年の詐欺の高齢者率は、刑法犯の検挙人員総数の高齢者率と比べて顕著に低い。詐欺の検挙人員を年齢層別に見ると、20歳代の者の構成比が上昇傾向にあり、同年には約3割に達している。これには、後述のとおり、特殊詐欺の検挙人員の約半数を20歳代の者が占めていることも影響しているものと思われる。詐欺の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、平成27年以降低下し続けているが、令和2年でも15.0%を占めており、刑法犯の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率と比較すると顕著に高い。共犯関係では、同年の詐欺の検挙事件の共犯率は、検挙事件総数の共犯率を大きく上回り、特に、4人以上の組によるものや共犯人数不明のもの構成比が高い。

特殊詐欺は、平成15年夏頃から目立ち始め、16年には認知件数が約2万5,700件に達し、その後も20年までは2万件前後で推移した。同年に「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」が警察庁及び法務省により共同で策定・公表されるなど、対策が強化されたこともあり、一旦は大きく減少したが、再び増加し、近年も1万件を超える水準で推移している。特殊詐欺の検挙率は、近年上昇しているが、令和2年でも54.8%であり、特殊詐欺が組織的に敢行されるものであることに鑑みると、特殊詐欺を実行する犯罪組織が活動し続けていることが示唆される。特殊詐欺の認知件数の推移を類型（8-3-1-16表参照）別に見ると、平成17年及び18年を除き、オレオレ詐欺（令和2年は預貯金詐欺を含む。）が最も多いが、融資保証金詐欺が平成17年、還付金詐欺が20年及び28年、架空料金請求詐欺が29年をそれぞれピークに増減するなどの動きを見せており、特殊詐欺を実行する犯罪組織が、社会情勢や特殊詐欺撲滅のために講じられた各種対策（コラム9）の内容等に応じ、成功する可能性が高いと思われる方法を選択して犯行を継続していることを示唆している。26年以降の特殊詐欺（特殊詐欺4類型（本編第3章第1節1項（3）イ（ア）参照）に限る。）の検挙人員の年齢層別構成比の推移を見ると、30歳未満の若年者層の構成比が62%台から73%台の間で推移する一方、65歳以上の高齢者の構成比は1.0%以下にとどまっている。

2 処理状況等

検察・裁判では、詐欺（刑法246条及び248条に規定する罪に限る。）の起訴率は、平成22年に60%を下回った後は、50%台で推移している。詐欺の起訴人員を犯行時の年齢層別に見ると、16年以降は20歳代の者が一貫して最も多く、令和2年は全体の4割弱を占めている。詐欺の全部執行猶予率は、平成16年以降50%台で推移しており、令和2年は52.8%と、全体の地方裁判所における有期懲役・禁錮の全部執行猶予率よりも低い。

矯正では、最近20年間の動きを見ると、詐欺の入所受刑者では、30歳未満の者の構成比が上昇傾向にある。入所度数別に見ると、初入者が占める割合が男女共に一貫して最も高く、男性では、平成22年以降、入所度数が3度以上の者の人員が減少し続けている。しかしながら、令和2年の詐欺の入所度数3度以上の男性入所受刑者（315人）のうち、約6割が5度以上の者であり、10度以上の者も58人いた。

更生保護では、平成22年以降、詐欺について、仮釈放者の人員がおおむね横ばいで推移する一方、満期釈放者等の人員が減少傾向にあったことから、仮釈放率が上昇傾向にあり、令和2年の仮釈放率は、出所受刑者総数の仮釈放率よりも顕著に高かった。詐欺の保護観察開始人員のうち、保護観察付全部・一部執行猶予者は、おおむね減少傾向にあり、全部執行猶予者の保護観察率も、平成14年をピークとして低下傾向にある。

3 少年による詐欺

少年による詐欺の検挙人員は、平成16年に大きく増加し、18年の1,224人を最多に、近年はおおむね800人前後で推移している。年齢層別に見ると、26年以降は、年長少年が最も多い。特殊詐欺（特殊詐欺4類型に限る。）の検挙人員を犯行時の年齢層別に見ると、少年の構成比は、26年以降、おおむね2割前後で推移しており、その半数以上を年長少年が占めている。令和2年における詐欺の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を見ると、その4割弱が保護観察、2割弱が少年院送致であり、検察官送致（刑事処分相当）は2.1%にとどまった。少年院入院者は、総数では減少傾向にあるが、詐欺の少年院入院者の人員は、平成23年から27年まで増加し、一旦は減少したものの、30年には336人に達して同年の少年院入院者総数の15.9%を占めた。詐欺の保護観察処分少年の人員は、18年及び20年をピークに、その後増減を繰り返していたが、29年及び30年に大きく増加した後、令和元年から減少している。詐欺の少年院仮退院者の人員は、平成24年から28年まで増加した後、29年に減少し、令和元年に大きく増加したが、2年には減少している。

4 再犯・再非行

詐欺の検挙人員の再犯者率及び少年の詐欺検挙人員の再非行少年率は、いずれも平成20年以降上昇傾向を示した後、令和元年以降低下しているが、2年においても、前者は58.1%、後者は54.4%であり、刑法犯検挙人員総数又は少年の刑法犯検挙人員総数よりも高い。

一方、詐欺の入所受刑者人員の再入者率は、男性では、平成13年からおおむね低下傾向にあり、28年以降横ばいで推移しているが、令和2年においても、34.9%であり、入所受刑者全体の再入者率よりも低い。入所受刑者を年齢層別に見ると、初入者における30歳未満の者及び30歳代の者の各構成比は、再入者よりも一貫して高い上、前者については、平成13年から令和2年にかけて約2倍に上昇している。詐欺の出所受刑者の2年以内再入率について、平成12年と令和元年を比較すると、満期釈放者等では31.2pt、仮釈放者では10.3ptそれぞれ低下している。平成28年の詐欺の出所受刑者の5年以内再入率を出所受刑者全体と比較すると、満期釈放者等が仮釈放者よりも相当に高いこ

と、入所度数が3度以上の者が2度の者よりも相当に高いことなどの特徴がある。また、年齢層別では、30歳未満の者の5年以内再入率は、他の年齢層と比較して最も低い。

5 詐欺被害者

平成23年以降、女性を被害者とする詐欺の認知件数が男性を被害者とするものを上回って推移している。詐欺の認知件数に占める被害者が高齢者であるものの構成比は、特殊詐欺の認知件数が増加する以前の13年は、総数では17.6%、女性では25.2%であったが、令和2年は、総数では47.0%、女性では58.3%となっている。この動きは、後述する特殊詐欺の影響を反映したものである。

令和2年における特殊詐欺の認知件数について、被害者の男女別構成比を見ると、男性が約4分の1、女性が約4分の3を占めており、年齢層別に見ると、65歳以上の高齢者が被害者であるものが全体の約7分の6を占めている。特に多いのが、80歳以上の女性が被害者である事件であり、同年の特殊詐欺の認知件数の36.8%を占めた。特殊詐欺による実質的な被害総額は、平成26年には約566億円に達し、その後減少し続けているが、令和2年でも約285億円（認知件数（未遂を含む。）1件当たり約211万円）に上っている。

第2節 特殊詐欺対策や詐欺事犯者処遇の経緯と現状

1 特殊詐欺撲滅に向けた取組

特殊詐欺については、架空・他人名義の預貯金口座や契約者を特定できない携帯電話が犯行ツールとして利用されることが多かったため、特殊詐欺が社会問題化してから間もない平成16年以降、預貯金口座や携帯電話の不正な利用を防止するための法整備がなされた。特殊詐欺を実行する犯罪組織が、預貯金口座や携帯電話等の不正利用の防止に向けた規制をかいくぐるように、その手口等を多様化・巧妙化させていることから、官民を挙げて、その撲滅に向けた取組を進めており、近年も、「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、携帯電話や預貯金口座の不正利用の防止、金融機関等の事業者との連携、国民から寄せられた情報の活用、広報啓発活動の推進等の取組を進めている。

2 再犯防止に向けた取組

刑事施設においては、詐欺及び特殊詐欺事犯受刑者について、全国的に統一された標準的なプログラムは策定されていないが、一般改善指導の一つとして、特殊詐欺事犯受刑者に対する再犯防止指導が行われている。同指導では、被害者の心情及び事件の重大性を認識させ、しよく罪の方法を考えさせるとともに、再犯を防止するため、事件に至るまでの自己の問題点等を振り返らせ、健全な金銭感覚及び職業観を身に付けさせることを目的として作成された教材が活用されている。少年院においても、各施設の実情に応じ、特殊詐欺再非行防止指導の取組が行われている。コラム12では、2か所の少年院での指導実践例を紹介しているが、いずれもその指導の中心として、「罪障感の醸成」が挙げられている。

更生保護においては、詐欺事犯者について、他の保護観察対象者と同様に、生活環境の調整や保護観察が実施されているが、令和3年1月から、保護観察処分の対象となった事案に特殊詐欺への関与が含まれる者やそれ以外の者で、現に特殊詐欺グループへの関与が認められる者を「特殊詐欺類型」の保護観察対象者に認定し、最新の知見に基づく、より効果的な処遇が行われるようになっている。

第3節 特別調査から判明した詐欺事犯者の特徴

本編第5章の特別調査の結果、詐欺事犯者について、その特性や再犯状況等に関し、幾つの特徴が見いだされた。

1 全対象者の特徴

調査対象事件（全対象者（特別調査における調査対象者の実人員1,343人）が、全国各地の地方裁判所において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、その後、有罪判決が確定した事件）を犯行の手口別に見ると、特殊詐欺が総数の3分の1を占めて最も多く、次いで、特殊詐欺を含む他の犯罪のツールとなり得る通帳等・携帯電話機の詐取（13.7%）、保険金詐欺（8.1%）、無銭飲食等（7.8%）の順であった。特殊詐欺事犯者の特徴については、次項で更に詳しく触れることとするため、この項では、他の手口と対照する中で、必要な範囲でその特徴について触れることとする。

調査対象事件の約半数が共犯による事件であった。しかしながら、犯行の手口別に見ると、無銭飲食等のほとんど、通帳等・携帯電話機の詐取の約4分の3が単独犯であった。これとは対照的に、特殊詐欺は、ほぼ全件が共犯事件であり、4人以上の組によるものが約3割を占めており、特殊詐欺が組織的に実行されていることが裏付けられている。もっとも、特殊詐欺については、共犯者がいる事件の約9割で、共犯者に氏名不詳の者が含まれており、調査対象事件の判決が言い渡された段階でも、特殊詐欺の犯行グループの全容が解明されるには至っていなかったことがうかがわれる。全対象者の属性を犯行の手口別に見ると、特殊詐欺では、98.0%が男性であり、30歳未満（56.6%）及び30歳代の者（28.2%）が大多数を占め、65歳以上の者は0.5%にとどまった。また、特殊詐欺は、無職の者が63.7%、住居を有する者が84.8%、前科を有しない者が63.6%を占めた。これとは対照的に、無銭飲食等は、50～64歳の者（34.7%）の構成比が最も高く、65歳以上の者も11.1%いた。無銭飲食等は、無職の者が92.3%、住居を有する者が39.6%、前科を有しない者が16.0%であった。また、無銭飲食等については、前科を有する者に限ると、同種前科を有する者が6割強、同種前科5回以上を有する者が2割弱を占めた。全対象者について、調査対象事件の詐欺被害額別構成比を見ると、特殊詐欺は、100万円以上が7割強、1,000万円以上が4割弱と、被害額が高額に及ぶものの割合が高い一方、無銭飲食等は、10万円未満のものがほとんどを占める。被害回復・弁償について見ると、全部の被害回復・弁償を行った者の構成比は、全部執行猶予者では40.1%であり、全対象者（26.0%）よりも高かったが、全対象者の約3分の1、全部執行猶予者の約4分の1は、被害回復・弁償をしておらず、裁阶段において、詐欺被害者の被害回復が十分になされていない実態が確認された。犯行の動機・理由を見ると、犯行の手口別及び年齢層別共に、総数では「金ほしさ」が最も割合が高かったが、犯行の手口別では無銭飲食等、年齢層別では50～64歳の者及び65歳以上の者について、それぞれ「生活困窮」の割合が高かった。また、特殊詐欺については、「友人等からの勧誘」の割合も高かった。全対象者に対する有期の懲役の科刑状況を犯行の手口別に見ると、通帳等・携帯電話機の詐取及び保険金詐欺で、全部執行猶予の構成比が高かった。全部実刑の者の刑期を見ると、特殊詐欺では2年以上3年以下の者の構成比が最も高く、無銭飲食等では1年以上2年未満の者の構成比が最も高い。また、全部実刑の刑期が3年を超える者が、特殊詐欺では3割強であったのに対し、無銭飲食等では2.1%にとどまった。

全対象者調査の結果から、特殊詐欺事犯者については、若年層の男性が、住居を有するものの、無職であることを背景に、金ほしさや友人等からの勧誘を契機に犯行に及び、前科は有しないものの、被害額が高額であることもあり、懲役2～5年の全部実刑、あるいは、懲役2～3年の全部執行猶予に処せられる者が多いという実像が、無銭飲食等詐欺事犯者については、中年層の男性が、不安定な

居住状況や就労状況を背景に、生活困窮から犯行に及び、被害額は高額ではないものの、同種前科を有することもあり、懲役1～3年の全部実刑に処せられる者が多いという実像が、それぞれ浮き彫りにされている。

2 特殊詐欺事犯者調査の結果

(1) 特殊詐欺事犯者（確定記録調査対象者）の特徴

確定記録調査対象者（特殊詐欺事犯者（全対象者の中で、犯行の手口に特殊詐欺が含まれている者）のうち東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者）に関し、その行った特殊詐欺事件を犯行類型別に見ると、オレオレ詐欺が約6割を占めて最も多かった。架け子が詐称した身分については、家族・親族を詐称した事件が約6割であったが、企業等の社員・従業員も4割弱に上っていた。特殊詐欺は、役割分担した上で組織的に敢行されるが、確定記録調査対象者を役割類型別に見ると、「主犯・指示役」9.7%、「架け子」28.1%、「犯行準備役」15.8%、「受け子・出し子」46.4%であった。役割類型別の特徴を見ると、「架け子」、「犯行準備役」及び「受け子・出し子」は、いずれも30歳未満の者が過半数を占めた一方、「主犯・指示役」は、30歳代の者が過半数を占めた。いずれの役割類型でも、前歴を有する者が6割を超えたが、同種のものを含む前歴を有する者の構成比は、最も高い「犯行準備役」でも2割強であった。また、いずれの役割類型でも、保護処分歴を有する者が3割弱から4割弱を占めた。暴力団加入状況を見ると、構成員、元構成員又は準構成員・周辺者の構成比は、「主犯・指示役」及び「犯行準備役」では半分弱を占めた上、「架け子」及び「受け子・出し子」でも1割前後を占めており、暴力団が、特殊詐欺を実行する犯罪組織、とりわけ犯行を指示する立場に深く関与しているという実態が垣間見える。特殊詐欺の事件数では、「主犯・指示役」及び「架け子」では、5件以上の者がいずれも4割強を占めた一方、「犯行準備役」及び「受け子・出し子」では、1件の者がそれぞれ45.2%、54.9%であった。特殊詐欺に及んだ動機・理由では、いずれの役割類型についても、「金ほしさ」及び「友人等からの勧誘」の割合が突出して高かったが、「主犯・指示役」では「所属組織の方針」が、「受け子・出し子」では「軽く考えていた」、「だまされた・脅された」及び「生活困窮」の割合が、それぞれ他の役割類型よりも高かった。特殊詐欺に及んだ背景事情については、いずれの役割類型も、「無職・収入減」、「不良交友」及び「借金」の割合が高く、特に、「受け子・出し子」では、「無職・収入減」が70.7%と顕著に高かった。共犯者がいる確定記録調査対象者の報酬については、いずれの役割類型でも、報酬の有無が不詳の者を除き、報酬があった者の構成比が9割を超えた。その報酬額については、「主犯・指示役」では、100万円以上の者の構成比が4割強であったのに対し、「受け子・出し子」では、100万円以上の者の構成比は2.4%にとどまり、約束のみで実際には報酬を受け取っていない者が過半数に上っている。「受け子・出し子」は、金ほしさから特殊詐欺に及んだ者が多いが、実際には、期待したとおりの報酬を得るに至る前に検挙される例が多いものと推測される。

確定記録調査対象者の有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、総数では、全部実刑の者が約3分の2を占めた。特殊詐欺の事件数別に見ると、全部実刑の者の構成比は、1件でも3分の1を超えており、2件、3件、4件及び5件以上では、70%台前半から90%台前半に及ぶ。全部実刑の者の刑期は、1件から4件までは、いずれも2年以上3年以下の者の構成比が高く、5件以上では、3年を超え4年以下の者の構成比が最も高い。5件以上では、5年を超え10年以下の者も4分の1を占めた。全部執行猶予の者の刑期については、2年未満が2人（いずれも事件数1件のもの）いるのみであり、その余は2年以上3年以下であった。役割類型別に見ると、全部実刑の者の構成比は、「主犯・指示役」が最も高く、次いで、「架け子」、「犯行準備役」、「受け子・出し子」の順であった。5年を超え10年以下の全部実刑の者及び4年を超え5年以下の全部実刑の者は、「主犯・指示役」、「架け子」及び「犯行準備役」で、それぞれ2割前後を占めた。

(2) 特殊詐欺事件の被害者の特徴

特殊詐欺事件の被害者について見ると、65歳以上の高齢者が9割弱であり、特に、75歳以上の者が6割弱を占めた。事件当時の被害者の居住状況を見ると、65～69歳の者及び70歳以上の者は、それぞれ約3分の1が単身居住であり、前者は約3分の1、後者は約4分の1が、同居相手が配偶者のみであった。犯人グループから被害者への最初の連絡方法は、9割弱が固定電話であった。被害者が相談（被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すこと）した事件は、既遂事件では15.7%であったが、未遂事件では81.0%に上った。既遂事件は、約7割が「同居の家族・親族」に相談したが、金品を詐取されるに至っていた。未遂事件では、3割弱が「同居していない家族・親族」に相談しており、「金融機関職員」に相談した者も7.4%であった。また、特殊詐欺事件（未遂事件）について、最初に詐欺に気付いた者を見ると、被害者自身が過半数を占めていたが、「同居の親族・家族」（14.0%）、「金融機関職員」（12.0%）及び「同居していない家族・親族」（9.0%）であった事件も一定数存在した。

3 詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因

(1) 全対象者調査

全対象者調査では、全対象者のうち、調査対象事件の第一審の判決言渡日から4年間に再び有罪判決の言渡しを受けた者の有無等を見た。再犯の有無を男女別に見ると、女性よりも男性の方が、再犯ありの構成比は高かった。年齢層別では、再犯ありの構成比は、65歳以上の者が最も高かったが、いずれの年齢層も傾向に大きな差はなかった。前科を有する者は、前科を有しない者と比較して、再犯ありの構成比が顕著に高かった。出所受刑者の再犯ありの構成比は、平均再犯可能期間が約半分であるにもかかわらず、単純執行猶予者よりも高かった。保護観察付全部執行猶予者の再犯ありの構成比は、単純執行猶予者と比べて顕著に高かった。年齢層別に見ると、出所受刑者では、50～64歳の者及び65歳以上の者は、いずれも約4人に1人が再犯に及んでいた。全部執行猶予者では、再犯ありの構成比が最も高いのは30歳未満の者（17.5%）であった。なお、詐欺の前科の有無について見ると、詐欺の前科を有する者は、出所受刑者では、再犯ありの総数の5割以上であったが、全部執行猶予者では、再犯ありの総数の1割弱であった。犯行の手口別では、再犯ありの構成比は、無銭飲食等が5割を超えた一方、特殊詐欺は約1割であった。無銭飲食等では、再犯の判決罪名に詐欺を含む者が約3割に及んだ。全部執行猶予者について、その再犯期間に係る累積再犯率を見ると、保護観察付全部執行猶予者は、調査対象事件の第一審判決後13か月（27.7%）まで急激に上昇し、その後は上昇のペースがやや緩やかになり、36か月（40.4%）を超えると横ばいになっていた一方、単純執行猶予者については、最初から上昇のペースが緩やかであった。無銭飲食等の全部執行猶予者は、調査対象事件の第一審判決後2か月までは再犯に及んだ者はいなかったものの、その後、13か月（39.5%）までの間に、累積再犯率が急激に上昇していた。

(2) 全部執行猶予者に対する再犯調査

再犯調査対象者（全対象者調査で把握した再犯ありの者のうち、調査対象事件により全部執行猶予の判決の言渡しを受けた者であり、その後、約3年間に再犯に及び、再び有罪判決の言渡しを受けた者）の属性を見ると、9割以上は男性であった。再犯の犯行時の年齢層別では、30歳未満の者が最も多かった。調査対象事件について見ると、刑の種類では、保護観察付全部執行猶予が4分の1、単純執行猶予が4分の3であった。犯行の手口では、無銭飲食等が最も多く、特殊詐欺がこれに続いた。再犯調査対象者については、調査対象事件で被害回復・弁償や示談を行っていた者の構成比が、全対象者と比べて低かった。再犯調査対象者の再犯の罪名（重複計上による。）は、窃盗（32.1%）の割合が最も高く、詐欺（27.4%）がこれに続いた。再犯の罪名が詐欺であった者の犯行の手口別

構成比では、無銭飲食等（34.8%）が最も高く、特殊詐欺（21.7%）がこれに続いた。調査対象事件と再犯が同じ手口であった者の人員（13人）のうち、7人が無銭飲食等、3人が特殊詐欺であった。再犯調査対象者のうち、約2割が住居なしであり、約7割が無職であった。再犯調査対象者が再犯に及んだ動機・理由は、「金ほしさ」の割合が最も高く、次いで、「生活困窮」、「軽く考えていた」の順であった。再犯の動機・理由に「金ほしさ」があった者は、特殊詐欺の構成比が最も高く、「生活困窮」があった者は、無銭飲食等の構成比が最も高かった。

第4節 特殊詐欺対策や詐欺事犯者の処遇の在り方

最後に、本特集を通じ明らかになった傾向・特徴を踏まえ、特殊詐欺対策や詐欺事犯者の処遇・再犯防止対策の在り方について検討する。

1 特殊詐欺の撲滅に向けた取組

（1）徹底的な取締りの必要性

特殊詐欺の撲滅のためには、現実には発生する特殊詐欺事犯を検挙し、特殊詐欺を実行する犯罪組織を撲滅することが肝要である。警察では、特殊詐欺が社会問題化するようになった平成15年以降、逐次捜査体制を強化しながら、特殊詐欺事犯の取締りに当たっている。現在も、「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、「犯罪者グループ等に対する多角的・戦略的取締りの推進」、「犯行拠点の摘発等による実行犯の検挙及び突き上げ捜査による中枢被疑者の検挙の推進」及び「預貯金口座や携帯電話の不正売買といった特殊詐欺を助長する犯罪の検挙等の推進」に当たっているところであり、これらの取組は、今後も重要である。特に、特殊詐欺を実行する犯罪組織にとって、預貯金口座や携帯電話は、特殊詐欺の犯行ツールとして欠かさないものである。今回の特別調査（全対象者調査）でも、調査対象事件総数の13.7%を通帳等・携帯電話機の詐取が占めていた。特殊詐欺の撲滅のためには、このような特殊詐欺を助長し得る手口については、詐欺のほかにも、携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法等の各種法令を駆使して取締りに当たる必要がある。また、今回の特別調査（全対象者調査）では、特殊詐欺事件の約9割について、共犯者に氏名不詳の者が含まれていた。これは、特殊詐欺に加担しておきながら検挙を免れている者がいるということを意味する。主犯・指示役を検挙し、犯罪組織を撲滅するためには、通常の突き上げ捜査に加え、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により導入・拡充された諸制度（通信傍受の対象範囲の拡大及び手続の合理化・効率化、刑事免責制度等）の活用等が重要である。さらに、今回の特別調査（確定記録調査）では、特殊詐欺を実行する犯罪組織には暴力団が深く関与していることが示唆された。暴力団等の犯罪組織にとって、特殊詐欺が違法な活動を行うための資金を獲得するための重要な手段となっている実態がうかがわれる。特殊詐欺撲滅の観点からも、暴力団対策法、いわゆる暴力団排除条例、組織的犯罪処罰法等を駆使した暴力団対策や組織犯罪対策、刑事施設における暴力団離脱指導等の取組が重要である。

（2）特殊詐欺を実行する犯罪組織への参加を食い止めるための方策

特別調査（確定記録調査）の結果、特殊詐欺事犯者については、調査対象事件において、種々の役割を果たしていることが示された。特殊詐欺事犯者の役割類型の中で最も多かったのは、「受け子・出し子」であったが、これには、「受け子」が、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く役割、「出し子」が、防犯カメラが設置されていることが多いATM等から現金を引き出す役割であることから、他の役割類型よりも検挙される可能性が高いことが影響していると思われる。「受け子・出し子」は、特殊詐欺を実行する犯罪組織が現金を獲得するために必要不可欠な存在であり、「受け子・出し子」

として犯罪組織へ参加する者を根絶することは、特殊詐欺の撲滅に向けた一つの方策となり得る。特別調査（確定記録調査）の結果、「受け子・出し子」については、特殊詐欺に及んだ背景事情として「無職・収入減」がある者、動機・理由として「金ほしさ」がある者の割合が高く、「受け子・出し子」が、経済的利益を求めて犯行に加担する者が多いことがうかがえる。「受け子・出し子」の約9割の者が報酬を受け取るか報酬を受け取る約束をしていたが、実際に報酬を得た者は半分に満たず、報酬を得られたとしても高額な報酬を得た者はまれであった。それどころか、犯罪組織では従属的な立場である「受け子・出し子」であっても、その約半数が全部実刑となっている。「受け子・出し子」として特殊詐欺を実行する犯罪組織に参加する可能性がある者に対しては、「受け子・出し子」の役割を果たした後に待っている帰結に関する具体的な情報を提供し、「受け子・出し子」として特殊詐欺に加わることが、決して「割に合う」犯罪ではないと認識させることが、これらの者が特殊詐欺に加わることを防止する上で有効であると思われる。その機会としては、一般的な周知広報活動の場面に加えて、「受け子・出し子」の約6割を30歳未満の若年者層が占めている上、約3割が保護処分歴を有していたことを考えると、保護処分に係る罪名が詐欺であるか否かに限らず、保護観察や少年院における指導の一環として行う余地もあるのではないと思われる。また、コラム10で、実際に特殊詐欺被害に遭った方の声を紹介している。そこでは、特殊詐欺の被害者が、経済的な被害だけでなく、長きにわたり、怒りや悲しみ等の精神的被害を受け続けているという実態が明らかになっている。一方で、コラム11及び12から明らかのように、実際に特殊詐欺を行って刑務所に入所した者や少年院に入院した者の中には、被害者の受けた経済的・精神的被害の大きさに思い至っていない者が少なくない。「受け子・出し子」として特殊詐欺を実行する犯罪組織に参加する可能性がある者に対しては、特殊詐欺の被害者が実際に受け得る経済的・精神的被害の大きさを具体的に認識させることも、これらの者が犯罪組織に参加するのを食い止めることに寄与するものと期待される。

以上の点は、「受け子・出し子」以外の役割類型の者についても、基本的に当てはまると思われる。特に、「受け子・出し子」に続いて多かった「架け子」については、「受け子・出し子」よりも、実際に報酬を得た者の構成比が高い上、高額な報酬を得ている者の構成比も高い。しかしながら、「架け子」の8割強が全部実刑となり、その刑期も「受け子・出し子」よりも総じて長いものであることを考えれば、「割に合う」ものではないという点では同じである。「架け子」については、経済的な動機・理由や背景事情に加え、「不良交友」を背景事情とする者、「友人等からの勧誘」を動機・理由とする者の割合が高かった。「架け子」も約6割が30歳未満の若年者であり、3割強が保護処分歴を有していることを考えれば、不良交友関係を有する者に対しては、保護処分の段階で、その解消に向けた指導や、勤労意欲や能力を高めるための就労支援等を行い、あるいは、円滑に就職できるような職業訓練を実施するといった方策が、特殊詐欺を実行する犯罪組織への参加を予防することにもつながるものと思われる。

（3）特殊詐欺の被害を防止するための方策

特殊詐欺が社会問題となって以降、各種の広報啓発活動が行われ続けており、現在も、「オレオレ詐欺等対策プラン」の下で、「幅広い世代に対して家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動の展開」、「あらゆる機関・団体・事業者等のウェブサイト、SNS等による注意喚起」、「高齢者と接する機会の多い団体・事業者等による注意喚起」及び「子供や孫世代を対象とした職場や学校における広報啓発の推進」が進められている。そのような中、令和2年においても、特殊詐欺の認知件数は、1万件を上回り、実質的な被害総額は、約285億円に達している。同年の特殊詐欺の認知件数のうち、女性が被害者のものが約4分の3を占めており、特に、高齢女性は全体の約3分の2を占めている。主要な被害者層である高齢女性やその家族等に訴求するように工夫された広報啓発活動が必要である。

今回の特別調査（確定記録調査）でも、被害者が高齢者である特殊詐欺事件について、約3分の1は単身居住、約3割は同居相手が配偶者のみの事件であった。また、既遂事件のうち約3分の2は同

居の家族・親族に相談したにもかかわらず金品を詐取されるに至った一方、未遂事件のうち約3割は同居していない家族・親族に相談をしている。特殊詐欺の犯人は、被害者を精神的に動揺させて平常心を失わせることを意図している以上、いかに広報啓発活動がなされていても、実際にだましの電話を受けた際、被害者が冷静さを保つのは困難な場合がある。そのような場合には、同居の家族・親族も被害者と同様の心理状態に陥ってしまうおそれもある。だましの電話を受けた被害者が金品をだまし取られるに至らないようにするためには、同居していない家族・親族とのコミュニケーションを深めておくなど、相談しやすい環境が確保されるのが望ましい。もっとも、家族構成等からそれが困難な被害者も多くいると思われるため、そのような場合でも被害を食い止められるように、金融機関、コンビニエンスストア等の幅広い事業者の取組も重要である。今回の特別調査（確定記録調査）でも、特殊詐欺事件（未遂事件）の12.0%では、最初に詐欺に気付いたのは金融機関職員であり、実際に、金融機関等が詐欺被害防止に貢献している実態がうかがわれた。

加えて、今回の特別調査（確定記録調査）では、犯人グループから被害者への最初の連絡方法は、9割弱が固定電話であった。固定電話を介した特殊詐欺を予防するためには、電話機の呼出音が鳴る前に犯人に対し犯罪被害防止のために通話内容が自動で録音される旨の警告アナウンスを流し、犯人からの電話を自動で録音する機器が有効であり、実際に、一部の地方公共団体がその普及促進に貢献していることは、注目に値する（コラム9）。

2 詐欺事犯者の特性等を踏まえた処遇の充実

最近20年間の動きを見ると、詐欺の出所受刑者の再入率は、大きく低下しており、平成28年の出所受刑者の5年以内再入率及び令和元年の出所受刑者の2年以内再入率は、いずれも出所受刑者総数と比較して低い。その背景として、近年の再犯防止対策の進展もあると思われるが、詐欺に関しては、その手口別構成比の変化も一因となっている可能性がある。最近20年間の詐欺の手口別検挙件数や特殊詐欺の検挙件数の動向を見ると、特殊詐欺の検挙件数が平成24年以降増加傾向にあるのに対し、「無銭」（無銭飲食等）による詐欺の検挙件数は、19年以降減少傾向にある。後述するように、今回の特別調査（再犯に関する調査）の結果、無銭飲食等の者は、他の手口の者と比較して、再犯ありの構成比が高い。そのため、再犯に及ぶ可能性が高い者が多い手口である無銭飲食等の構成比が低下したことが、詐欺出所受刑者全体の再入率の低下に影響を与えている可能性がある。また、28年の詐欺の出所受刑者の5年以内再入率を見ると、入所度数3度以上の者の高さが特徴的である。今回の特別調査（全対象者調査）では、無銭飲食等（前科を有する者に限る。）については、同種前科3回以上を有する者が約3分の1を占めている。詐欺事犯者のうち無銭飲食等の手口の者は、再入率が高い類型に該当する者が多分に含まれている可能性が高く、その再犯防止対策が必要である。

一方で、特別調査（再犯に関する調査）から見ると、特殊詐欺事犯者については、平均再犯可能期間が長くないことに留意する必要があるが、再犯ありの構成比は1割強にとどまっている。また、特殊詐欺事犯者に多い属性である「30歳未満」、「入所度数1度」、「男性・初入者」について、平成28年の詐欺の出所受刑者の5年以内再入率に当てはめてみると、いずれも再入率が低い部類に属する。しかしながら、特別調査（全部執行猶予者に対する再犯調査）では、調査対象事件が特殊詐欺であった者17人が再犯に及んでいた上、調査対象事件及び再犯事件の手口が共に特殊詐欺であった者も3人いたという結果も認められる。特殊詐欺が被害者に甚大な経済的・精神的被害を与え得るものであることを考えると、特殊詐欺事犯者の再犯防止対策もまた重要である。

この項では、特殊詐欺と無銭飲食等の詐欺事犯者を中心に、特別調査の結果等を踏まえ、詐欺事犯者の特性等を踏まえた処遇の充実の方向性について検討する。

(1) 特殊詐欺事犯者

特殊詐欺の検挙人員の多くは、30歳未満の若年者層が占めている。また、特別調査（確定記録調査）では、特殊詐欺事犯者については、主に、「金ほしさ」や「友人等からの勧誘」を動機・理由として安易に犯行に加担するという実態が浮かび上がっている。役割類型別の関与の状況を見ると、「受け子・出し子」は、被害者と直接対面することもあるが、自らが積極的に被害者をだます言葉を使っていない。その一方、「架け子」は、被害者をだます言葉を使っているものの、被害者と対面することは基本的になく、場合によっては、種々の身分を詐称した複数の「架け子」が分担して被害者をだますこともある。そのため、「受け子・出し子」・「架け子」共に、実際には被害者に対して多大な経済的・精神的苦痛を与えているにもかかわらず、自らがその原因を作ったことに思いが至っていない者が少なくない（コラム11及び12）。特殊詐欺事犯者の改善更生のためには、自己の責任を自覚し、被害者の苦しみに思いを巡らせることが必要である。その手段として、刑事施設で行われている特殊詐欺再犯防止指導（コラム11）や、少年院で行われている特殊詐欺再非行防止指導（コラム12）の取組は、意義深いものであり、実践の積み重ねを経て、その内容が更に工夫・発展されていくことが期待される。加えて、心情等伝達制度により、被害に関する心情等に触れることも有効である（コラム13）。更に一歩進んで、被害者に弁償を行い、宥恕を得ようと努力する態度を示すことは、社会にも受け入れられ、周囲の者から社会復帰のための協力を得られやすくなるものと考えられる。矯正や更生保護の処遇において、被害者への具体的・現実的な弁償計画を立て、弁償の着実な実行に向けた努力を行うよう適切な指導監督や援護を行うことは、再犯防止の点でも効果があると考えられる。

また、特殊詐欺事犯者の背景事情に「不良交友」がある者が相当の割合含まれていることを考えると、不良な交友関係からの離脱について指導していくことが有効であると思われる。令和3年1月から、更生保護において、「特殊詐欺類型」の保護観察対象者に対し、最新の知見に基づき、効果的な処遇が行われているところ、特殊詐欺グループとの関係に焦点を当て、同グループへの関与や離脱意思の程度に応じた指導・支援等を行っていることは注目に値する。

その上で、特殊詐欺の動機・理由や背景事情には、「金ほしさ」や「生活困窮」等の経済的問題がある者も少なくないことから、経済的事情の改善につなげるため、勤労意欲や能力を高めるために就労支援等を行い、または、円滑な就職ができるように職業訓練を実施するなどの方策が必要である。

加えて、近年、特殊詐欺の検挙人員のうち約2割を少年が占めており、これらの少年のうち一定の者については、審判により、少年院送致や保護観察となる者が含まれている。少年の特殊詐欺事犯者、特に少年院送致となった者について、円滑な社会復帰を促し、再犯の防止を図るためには、就労支援の取組に加えて、就学支援の一層の充実が求められる。

(2) 無銭飲食等の詐欺事犯者

特別調査（全対象者調査）では、無銭飲食等の詐欺事犯者については、「生活困窮」が犯行の動機・理由となっている者が約半数を占めている。また、特別調査（全部執行猶予者に対する再犯調査）では、再犯の動機・理由に「生活困窮」があった者の3分の2が無銭飲食等の者であった。無銭飲食等の詐欺事犯者については、生活困窮の状況を改善するために、生活状況を改善することが重要であるが、その前提となる住居や就労先を有していない者も多いことを考えると、早期の段階から安定した生活環境に向けての支援、勤労意欲や能力を高めるための就労支援のほか、犯行の動機や背景事情等を考慮した上で生活態度に関する指導等を行うことも重要である。住居を有する者が少なく、入所度数も多い者が多い無銭飲食等の詐欺事犯者については、満期釈放による出所となる者が相当に多いと思われる。満期釈放者対策については、「再犯防止推進計画加速化プラン」でも充実強化を図ることとされている。無銭飲食等の詐欺事犯者についても、必要に応じ、同プランにも記載されているように、生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用、満期釈放者に対する受け皿等の確

保，満期釈放者の相談支援等の充実等の取組の対象とすることが求められる。

3 まとめ

本編では、特殊詐欺を中心に、詐欺事犯について、分析・検討を進め、その傾向・特徴を踏まえた対策についても考察を加えた。

平成15年夏に特殊詐欺が目立ち始めてから、20年弱の時間が経過している。この間、我が国では、刑法犯認知件数や少年による刑法犯検挙人員が大幅に減少し、全体として、治安状況は大きく改善を果たしてきたが、特殊詐欺の動きは、これまで見てきたように、犯罪全体の動きとは様相を異にしている。警察庁を中心に、官民を挙げてその撲滅に向けた取組を進めた結果、21年に特殊詐欺の認知件数が激減するなど、一定の成果を上げてきたものと評価できるが、令和3年の現在でも、特殊詐欺事犯の発生は後を絶たず、依然として深刻な情勢にある。近年の我が国の社会・経済・国民生活の変化、すなわち、情報通信技術の進展に伴う通信・通話手段の多様化・高度化、電子マネー等に代表される支払手段の多様化、我が国の高齢化率や高齢者人口に占める一人暮らしの者の割合の上昇、大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大のように人々の不安を昂じさせる事象の頻発等を背景に、特殊詐欺を実行する犯罪組織は、特殊詐欺の方法・手段を多様化・高度化させ続けている。今後も、特殊詐欺を実行する犯罪組織を撲滅するまで、官民を挙げた対策を講じ続けていく必要があるものと思われる。他方、特殊詐欺対策を進める上では、特殊詐欺事犯者の特性を把握することが有益であるが、これまで、特殊詐欺事犯者の実態、例えば、動機・理由、背景事情、再犯状況等について明らかにする資料は、必ずしも十分には存していなかった。本特集では、各種統計資料等を基に、詐欺事犯や詐欺事犯者に関する情報を整理して紹介したが、これに加え、特別調査により、特殊詐欺事犯者の実態の一端を明らかにできたものと考えている。今回の特集が、特殊詐欺対策や特殊詐欺事犯者を始めとする詐欺事犯者の再犯防止に向けた取組を進めるための一助となることを期待するものである。

なお、今回の特別調査では、主に、捜査段階や裁判段階の供述を基に、詐欺事犯者の犯行の動機・理由や背景事情を調査したものであり、そこから得られる情報には一定の制約があったことは否めない。法務総合研究所では、犯罪・非行をした者を対象に、その生活意識や特殊詐欺を含む犯罪・非行に関する意識等についての調査を行い、犯罪・非行をした者に対する有効な支援・指導を検討するための基礎資料を提供することを予定している。